別紙1

診療報酬の算定方法

1 医科診療報酬点数表

項目	現 行	改 正 案
第1章 基本診療料		
第1部 初・再診料		
通則	_	
【通則の見直し】	3 入院中の患者(第2部第4節に規定する短期 滞在手術基本料を算定する患者を含む。)に対 する再診の費用は、第2部第1節、第3節又は 第4節の各区分の所定点数に含まれるものとす る。	3 入院中の患者(第2部第4節に規定する短期 滞在手術等基本料を算定する患者を含む。)に 対する再診の費用(区分番号A001に掲げる 再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区 分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び 注9に規定する加算を除く。)は、第2部第1 節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含 まれるものとする。
第2節 再診料		
A001 再診料		_
【注の追加】	(追加)	→ 注13 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た す保険医療機関(診療所に限る。)において 、認知症の患者(認知症以外に1以上の疾患

(疑いのものを除く。) を有するものであっ て、1処方につき5種類を超える内服薬の投 薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、 抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて 3種類を超えて投薬を行った場合のいずれに も該当しないものに限る。) に対して、患者 又はその家族等の同意を得て、療養上必要な 指導及び診療を行った場合には、認知症地域 包括診療加算として、30点を所定点数に加算 する。 A002 外来診療料 【注の見直し】 注6 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次 注6 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次 に掲げるものは、外来診療料に含まれるもの に掲げるものは、外来診療料に含まれるもの とする。ただし、第2章第3部第1節第1款 とする。ただし、第2章第3部第1節第1款 検体検査実施料の通則第3号に規定する加算 検体検査実施料の通則第3号に規定する加算 は、外来診療料に係る加算として別に算定す は、外来診療料に係る加算として別に算定す ることができる。 ることができる。 イ 尿検査 イ 尿検査 区分番号D000からD002までに掲 区分番号D000からD002-2まで げるもの に掲げるもの ロ~ツ (略) ロ~ツ (略) 第2部 入院料等 通則 【通則の見直し】 2 同一の保険医療機関において、同一の患者に 2 同一の保険医療機関において、同一の患者に つき、第1節の各区分に掲げる入院基本料(特 つき、第1節の各区分に掲げる入院基本料(特 別入院基本料及び月平均夜勤時間超過減算(以下「特別入院基本料等」という。)を含む。)、第3節の各区分に掲げる特定入院料及び第4節の各区分に掲げる短期滞在手術等基本料を同一の日に算定することはできない。

別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算及び夜 勤時間特別入院基本料(以下「特別入院基本料 等」という。)を含む。)、第3節の各区分に 掲げる特定入院料及び第4節の各区分に掲げる 短期滞在手術等基本料を同一の日に算定するこ とはできない。

第1節 入院基本料

A100 一般病棟入院基本料 (1日 につき)

【注の見直し】

注2 注1に規定する病棟以外の一般病棟につい ては、当分の間、地方厚生局長等に届け出た 場合に限り、当該病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除 く。)について、特別入院基本料として、58 4点を算定できる。ただし、注1に規定する 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す るものとして地方厚生局長等に届け出ていた 病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働 大臣が定めるもののみに適合しなくなったも のとして地方厚生局長等に届け出た病棟につ いては、当該病棟に入院している患者(第3 節の特定入院料を算定する患者を除く。)に ついて、当該基準に適合しなくなった後の直 近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算とし て、それぞれの所定点数から100分の20に相 当する点数を減算する。なお、別に厚生労働 大臣が定める場合には、算定できない。

注2 注1に規定する病棟以外の一般病棟につい ては、当分の間、地方厚生局長等に届け出た 場合に限り、当該病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除 く。) について、特別入院基本料として、58 4点を算定できる。ただし、注1に規定する 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す るものとして地方厚生局長等に届け出ていた 病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働 大臣が定めるもののみに適合しなくなったも のとして地方厚生局長等に届け出た病棟につ いては、当該病棟に入院している患者(第3 節の特定入院料を算定する患者を除く。)に ついて、当該基準に適合しなくなった後の直 近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算とし て、それぞれの所定点数から100分の15に相 当する点数を減算する。なお、別に厚生労働 大臣が定める場合には、算定できない。

【注の見直し】 注4 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を 注4 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を 算定する病棟において、当該患者が他の保険 算定する病棟において、当該患者が他の保険 医療機関から転院してきた者であって、当該 医療機関から転院してきた者であって、当該 他の保険医療機関において区分番号A238 他の保険医療機関において区分番号A246 - 3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整 に掲げる退院支援加算3を算定したものであ 加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加 る場合には、重症児(者)受入連携加算とし て、入院初日に限り2,000点を所定点数に加 算2を算定したものである場合には、重症児 (者)受入連携加算として、入院初日に限り 算する。 2.000点を所定点数に加算する。 【注の見直し】 注6 当該病棟に入院している患者の重症度、医 注6 当該病棟に入院している患者の重症度、医 療・看護必要度(以下この表において「看護 療・看護必要度(以下この表において「看護 必要度」という。) につき別に厚生労働大臣 必要度」という。) につき別に厚生労働大臣 が定める施設基準に適合しているものとして が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た病棟に入院してい 地方厚生局長等に届け出た病棟に入院してい る患者については、当該基準に係る区分に従 る患者については、当該基準に係る区分に従 い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所 い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所 定点数に加算する。 定点数に加算する。 イ 看護必要度加算1 30点 イ 看護必要度加算1 55点 口 看護必要度加算2 15点 口 看護必要度加算2 45点 ハ 看護必要度加算3 25点 【注の見直し】 注10 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 注10 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。 す場合に算定できる。

	イ〜マ (略) ケ がん診療連携拠点病院加算 フ〜キ (略) ユ 退院調整加算 メ 新生児特定集中治療室退院調整加算 ミ 救急搬送患者地域連携紹介加算 シ 救急搬送患者地域連携受入加算 エ〜モ (略) セ 病棟薬剤業務実施加算 ス (略)	イ~マ (略) ケ がん拠点病院加算 フ~キ (略) ユ~ミ (略) シ 病棟薬剤業務実施加算1 ヱ (略) ヒ 退院支援加算(1のイ、2のイ及び3に 限る。) モ 認知症ケア加算 セ 精神疾患診療体制加算 ス 薬剤総合評価調整加算
【注の見直し】	注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(7対1入院基本料を現に算定している患者に限る。)について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき25点を所定点数に加算する。	→ 注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(7対1入院基本料を現に算定している患者に限る。)について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき80点を所定点数に加算する。
【注の追加】	(追加)	→ 注13 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合するものとして地方厚生局長 等に届け出ていた病棟であって、当該基準の

A101 療養病棟入院基本料(1日 につき)

【注の見直し】

注2 注1に規定する病棟以外の療養病棟につい ては、当分の間、地方厚生局長等に届け出た 場合に限り、当該病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除 く。)について、特別入院基本料として、57 6点(生活療養を受ける場合にあっては、562 点)を算定できる。ただし、療養病棟入院基 本料2については、注1に規定する別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合するものと して地方厚生局長等に届け出ていた病棟であ って、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定 めるもののみに適合しなくなったものとして 地方厚生局長等に届け出た病棟については、 当該病棟に入院している患者(第3節の特定 入院料を算定する患者を除く。) について、 当該基準に適合しなくなった後の直近3月に 限り、月平均夜勤時間超過減算として、それ ぞれの所定点数から100分の20に相当する点

うち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。

注2 注1に規定する病棟以外の療養病棟につい ては、当分の間、地方厚生局長等に届け出た 場合に限り、当該病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除 く。)について、特別入院基本料として、57 6点(生活療養を受ける場合にあっては、562 点)を算定できる。ただし、療養病棟入院基 本料2については、注1に規定する別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合するものと して地方厚生局長等に届け出ていた病棟であ って、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定 めるもののみに適合しなくなったものとして 地方厚生局長等に届け出た病棟については、 当該病棟に入院している患者(第3節の特定 入院料を算定する患者を除く。) について、 当該基準に適合しなくなった後の直近3月に 限り、月平均夜勤時間超過減算として、それ ぞれの所定点数から100分の15に相当する点

数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定 数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定 める場合には、算定できない。 める場合には、算定できない。 注5 当該患者が他の保険医療機関から転院して 【注の見直し】 注5 当該患者が他の保険医療機関から転院して きた者であって、当該他の保険医療機関にお きた者であって、当該他の保険医療機関にお いて区分番号A238-3に掲げる新生児特 いて区分番号A246に掲げる退院支援加算 定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定 3を算定したものである場合には、重症児 (者)受入連携加算として、入院初日に限り 集中治療室退院調整加算2を算定したもので ある場合には、重症児(者)受入連携加算と 2,000点を所定点数に加算する。 して、入院初日に限り2,000点を所定点数に 加算する。 【注の見直し】 注7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 注7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。 す場合に算定できる。 イ~ニ (略) イ~ニ (略) ホ 医師事務作業補助体制加算(50対1補 助体制加算、75対1補助体制加算及び1 00対1補助体制加算に限る。) ホ~タ (略) へ~レ (略) レ 退院調整加算 ソ 救急搬送患者地域連携受入加算 ツ 地域連携認知症支援加算 ネ (略) ソ (略) ナ 病棟薬剤業務実施加算 ツ 病棟薬剤業務実施加算1 ネ (略) ラ (略) ナ 退院支援加算(1のロ及び2の口に限

	る。) ラ 認知症ケア加算 ム 薬剤総合評価調整加算
【注の追加】	(追加) 注11 注1に規定する病棟以外の病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていた療養病棟入院基本料2を算定する病棟については、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合(別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限る。)に限り、注2本文の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)については、それぞれの所定点数の100分の95に相当する点数を算定する。
【注の追加】	(追加) 注12 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟(療養病棟入院基本料2を届け出ていた病棟に限る。)であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当分の間、夜勤時間特別

入院基本料として、それぞれの所定点数の10 0分の70に相当する点数を算定できる。ただ し、当該点数が注2本文に規定する特別入院 基本料の点数を下回る場合は、本文の規定に かかわらず、586点(生活療養を受ける場合 にあっては、572点)を算定できる。

A102 結核病棟入院基本料(1日 につき)

【注の見直し】

注2 注1に規定する病棟以外の結核病棟につい ては、当分の間、地方厚生局長等に届け出た 場合に限り、当該病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除 く。) について、特別入院基本料として、55 9点を算定できる。ただし、注1に規定する 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す るものとして地方厚生局長等に届け出ていた 病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働 大臣が定めるもののみに適合しなくなったも のとして地方厚生局長等に届け出た病棟につ いては、当該病棟に入院している患者(第3 節の特定入院料を算定する患者を除く。)に ついて、当該基準に適合しなくなった後の直 近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算とし て、それぞれの所定点数から100分の20に相 当する点数を減算する。なお、別に厚生労働 大臣が定める場合には、算定できない。

注2 注1に規定する病棟以外の結核病棟につい ては、当分の間、地方厚生局長等に届け出た 場合に限り、当該病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除 く。) について、特別入院基本料として、55 9点を算定できる。ただし、注1に規定する 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す るものとして地方厚生局長等に届け出ていた 病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働 大臣が定めるもののみに適合しなくなったも のとして地方厚生局長等に届け出た病棟につ いては、当該病棟に入院している患者(第3 節の特定入院料を算定する患者を除く。)に ついて、当該基準に適合しなくなった後の直 近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算とし て、それぞれの所定点数から100分の15に相 当する点数を減算する。なお、別に厚生労働 大臣が定める場合には、算定できない。

【注の見直し】	注4 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。 イ 14日以内の期間 400点(特別入院基本料等については、320点) ロ 15日以上30日以内の期間 300点(特別入院基本料等については、240点) ハ 31日以上90日以内の期間 100点	注4 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。 イ 14日以内の期間 400点(特別入院基本料等については、320点) ロ 15日以上30日以内の期間 300点(特別入院基本料等については、240点) ハ 31日以上60日以内の期間 200点(特別入院基本料等については、160点) こ 61日以上90日以内の期間 100点
【注の見直し】	注5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イーナ (略) ラ 退院調整加算 ム・ウ (略) ヰ 病棟薬剤業務実施加算 ノ (略)	注5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。イーナ (略) ラ・ム (略) ウ 病棟薬剤業務実施加算1 ヰ (略) ノ 退院支援加算(1の口及び2の口に限る。) オ 認知症ケア加算 ク 精神疾患診療体制加算 ヤ 薬剤総合評価調整加算
【注の追加】	(追加)	注6 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める

A103 精神病棟入院基本料(1日 につき)

【注の見直し】

注2 注1に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、特別入院基本料として、559点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院してい

施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注2本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、569点を算定できる。

注2 注1に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、特別入院基本料として、559点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるものみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院していては、当該病棟に入院していては、当該病棟に入院していては、当方の間では、当該人間である。

る患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の20に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

【注の見直し】

注6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。

イ~へ (略)

ト (略)

チ 難病等特別入院診療加算(難病患者等入 院診療加算に限る。)

リ~タ (略)

レ~マ (略)

ケ 救急搬送患者地域連携受入加算

フ・コ (略)

工 病棟薬剤業務実施加算

テ (略)

る患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

注6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。

イ~へ (略)

ト 医師事務作業補助体制加算(50対1補助体制加算、75対1補助体制加算及び1 00対1補助体制加算に限る。)

チ (略)

リ 難病等特別入院診療加算

ヌ~レ (略)

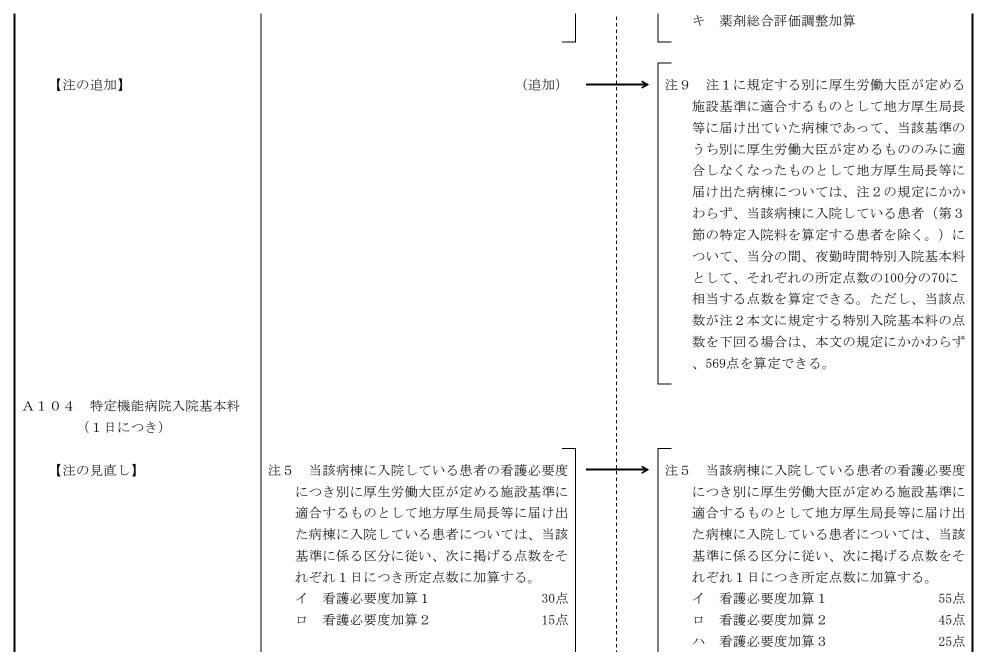
ソ 二類感染症患者療養環境特別加算 ツ〜フ (略)

コ・エ (略)

テ 病棟薬剤業務実施加算1

ア (略)

サ 精神科急性期医師配置加算(10対1入院 基本料又は13対1入院基本料を算定するも のに限る。)



【注の見直し】

注8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。

イ~へ (略)

ト~リ (略)

ヌ 難病等特別入院診療加算(二類感染症患者入院診療加算は一般病棟に限る。)

ル~タ (略)

レ 二類感染症患者療養環境特別加算(一般 病棟又は結核病棟に限る。)

ソ~フ (略)

コ がん診療連携拠点病院加算(一般病棟に限る。)

エ~メ (略)

- ミ 退院調整加算(精神病棟を除く。)
- シ 新生児特定集中治療室退院調整加算 (一 般病棟に限る。)
- ユ 救急搬送患者地域連携紹介加算(一般病 棟に限る。)

ヒ~セ (略)

ス 病棟薬剤業務実施加算

ン (略)

注8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。

イ~へ (略)

ト 医師事務作業補助体制加算1

チ~ヌ (略)

ル 難病等特別入院診療加算(二類感染症患者入院診療加算は一般病棟又は精神病棟に限る。)

ヲ~レ (略)

ソ 二類感染症患者療養環境特別加算

ツ~コ (略)

エ がん拠点病院加算(一般病棟に限る。)

テ~ミ (略)

シ~ヒ (略)

モ 病棟薬剤業務実施加算1

セ (略)

ス 退院支援加算(一般病棟は1のイ、2の イ及び3に限り、結核病棟は1の口及び2 の口に限る。)

			ン 認知症ケア加算(一般病棟又は結核病棟に限る。) イイ 精神疾患診療体制加算(精神病棟を除く。) イロ 精神科急性期医師配置加算(精神病棟の7対1入院基本料、10対1入院基本料又は13対1入院基本料を算定するものに限る。) イハ 薬剤総合評価調整加算
【注の見直し】	注10 別に厚生労働大臣が定める施設基 するものとして保険医療機関が地方 等に届け出た病棟(一般病棟に限る 院している患者について、ADL維 体制加算として、入院した日から起 日を限度とし、1日につき25点を所 加算する。	厚生局長 。)に入 持向上等 算して14	注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟(一般病棟に限る。)に入院している患者について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき80点を所定点数に加算する。
A105 専門病院入院基本料 (1日 につき)			
【注の見直し】	注3 当該病棟に入院している患者の看につき別に厚生労働大臣が定める施適合するものとして地方厚生局長等た病棟に入院している患者について基準に係る区分に従い、次に掲げるれぞれ1日につき所定点数に加算すイ 看護必要度加算1 ロ 看護必要度加算2	設基準に に届け出 は、当該 点数をそ	注3 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。イ 看護必要度加算1 55点 看護必要度加算2 45点

【注の見直し】

注7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。

イ~オ (略)

ク がん診療連携拠点病院加算

ヤ~エ (略)

テ 退院調整加算

ア 新生児特定集中治療室退院調整加算

サ 救急搬送患者地域連携紹介加算

キ~メ (略)

ミ 病棟薬剤業務実施加算

シ (略)

【注の見直し】

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(7対1入院基本料を現に算定している患者に限る。)について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき25点を

注7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。

イ~オ (略)

ク がん拠点病院加算

ヤ~エ (略)

テ~サ (略)

キ 病棟薬剤業務実施加算1

ユ (略)

メ 退院支援加算(1のイ、2のイ及び3に 限る。)

ミ 認知症ケア加算

シ精神疾患診療体制加算

ヱ 薬剤総合評価調整加算

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(7対1入院基本料を現に算定している患者に限る。)について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき80点を

所定点数に加算する。 所定点数に加算する。 A 1 0 6 障害者施設等入院基本料 (1目につき) 注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める 【注の見直し】 注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合するものとして地方厚生局長 施設基準に適合するものとして地方厚生局長 等に届け出ていた病棟であって、当該基準の 等に届け出ていた病棟であって、当該基準の うち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適 うち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適 合しなくなったものとして地方厚生局長等に 合しなくなったものとして地方厚生局長等に 届け出た病棟については、当該病棟に入院し 届け出た病棟については、当該病棟に入院し ている患者 (第3節の特定入院料を算定する ている患者 (第3節の特定入院料を算定する 患者を除く。) について、当該基準に適合し 患者を除く。) について、当該基準に適合し なくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤 なくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤 時間超過減算として、それぞれの所定点数か 時間超過減算として、それぞれの所定点数か ら100分の20に相当する点数を減算する。な ら100分の15に相当する点数を減算する。な お、別に厚生労働大臣が定める場合には、算 お、別に厚生労働大臣が定める場合には、算 定できない。 定できない。 【注の見直し】 注4 当該患者が他の保険医療機関から転院して 注4 当該患者が他の保険医療機関から転院して きた者であって、当該他の保険医療機関にお きた者であって、当該他の保険医療機関にお いて区分番号A238-3に掲げる新生児特 いて区分番号A246に掲げる退院支援加算 定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定 3を算定したものである場合には、重症児 (者)受入連携加算として、入院初日に限り 集中治療室退院調整加算2を算定したもので ある場合には、重症児(者)受入連携加算と 2,000点を所定点数に加算する。 して、入院初日に限り2,000点を所定点数に 加算する。

【注の見直し】

注5 当該病棟に入院している特定患者(当該病 | 棟に90日を超えて入院する患者(別に厚生労 働大臣が定める状態等にあるものを除く。) をいう。) に該当する者(第3節の特定入院 料を算定する患者を除く。) については、注 1から注3までの規定にかかわらず、特定入 院基本料として966点を算定する。ただし、 月平均夜勤時間超過減算として所定点数の10 0分の20に相当する点数を減算する患者につ いては、812点を算定する。この場合におい て、特定入院基本料を算定する患者に対して 行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射 及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及 び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定め る画像診断及び処置の費用(フィルムの費用 を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び 注射薬(以下この表において「除外薬剤・注 射薬」という。) の費用を除く。) は、所定 点数に含まれるものとする。

【注の追加】

| 注5 | 当該病棟に入院している特定患者(当該病 棟に90日を超えて入院する患者(別に厚生労 働大臣が定める状態等にあるものを除く。) をいう。) に該当する者(第3節の特定入院 料を算定する患者を除く。) については、注 1から注3までの規定にかかわらず、特定入 院基本料として966点を算定する。ただし、 月平均夜勤時間超過減算として所定点数の10 0分の15に相当する点数を減算する患者につ いては、860点を算定する。この場合におい て、特定入院基本料を算定する患者に対して 行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射 及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及 び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定め る画像診断及び処置の費用(フィルムの費用 を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び 注射薬(以下この表において「除外薬剤・注 射薬」という。)の費用を除く。)は、所定 点数に含まれるものとする。

(追加)

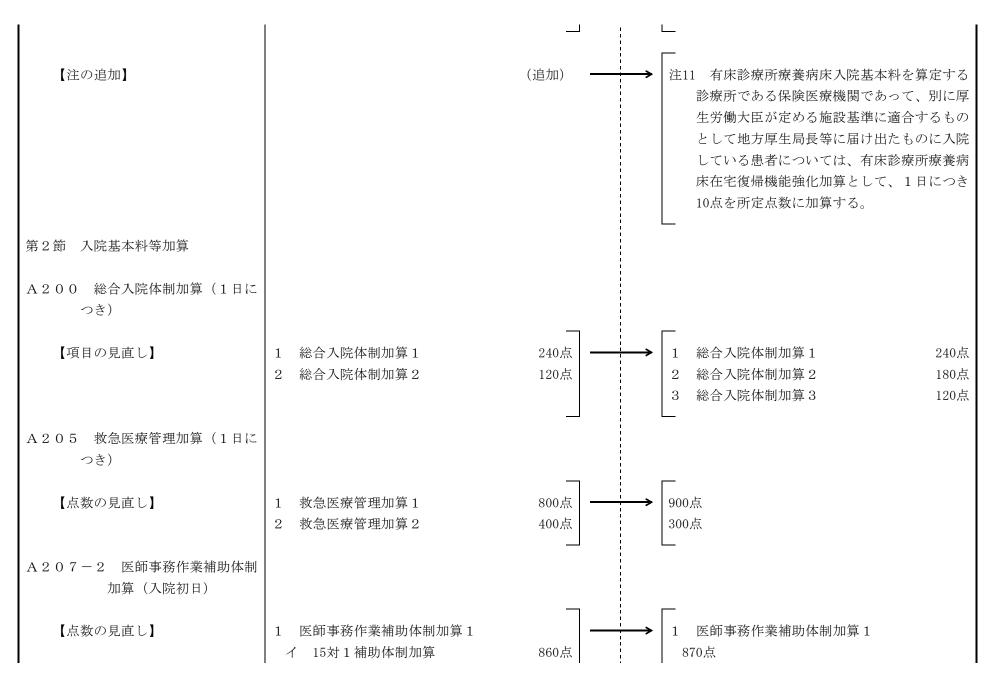
注6 当該病棟に入院する重度の意識障害(脳卒中の後遺症であるものに限る。)の患者であって、基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)第5の3(1)のイの④に規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1及び注3の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定す

る。 イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本 料の施設基準を届け出た病棟に入院してい る場合 (1) 医療区分2の患者に相当するもの 1,465点 (2) 医療区分1の患者に相当するもの 1,331点 ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出 た病棟に入院している場合 (1) 医療区分2の患者に相当するもの 1,317点 (2) 医療区分1の患者に相当するもの 1, 184点 ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出 た病棟に入院している場合 (1) 医療区分2の患者に相当するもの 1,219点 (2) 医療区分1の患者に相当するもの 1,086点 【注の見直し】 注6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 注7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。 す場合に算定できる。 イ~ナ (略) イ~ナ (略) ラ 退院調整加算 ム 救急搬送患者地域連携受入加算 ウ・ヰ (略) ラ・ム (略)

【注の追加】	(追加)	ウ 退院支援加算(1の口及び2の口に限る。) 中 認知症ケア加算 注8 注6に規定する点数を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病
A 1 0 8 有床診療所入院基本料 (1 日につき)		棟へ転院する場合には、その日から起算して 3日前までの当該費用については、この限り でない。
【注の見直し】	注2 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。	注2 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

【注の見直し】	注6 看護配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。イ・ロ (略) へ 夜間看護配置加算1 80点 電間看護配置加算2 30点 ホ・ヘ (略)	注6 看護配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。イ・ロ (略) ハ 夜間看護配置加算1 85点 こ 夜間看護配置加算2 35点ホ・ヘ (略)
【注の見直し】	注8 当該診療所においては、第2節の各区分に 掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる 加算について、同節に規定する算定要件を満 たす場合に算定できる。 イ〜ラ (略) ム 退院調整加算 ウ・ヰ (略)	→ 注8 当該診療所においては、第2節の各区分に 掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる 加算について、同節に規定する算定要件を満 たす場合に算定できる。 イ〜ラ (略) ム・ウ (略) ヰ 退院支援加算(1のイ及び2のイに限 る。) ノ 薬剤総合評価調整加算
【注の追加】	(追加)	注11 有床診療所入院基本料1、有床診療所入院 基本料2又は有床診療所入院基本料3を算定 する診療所である保険医療機関であって、別 に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する

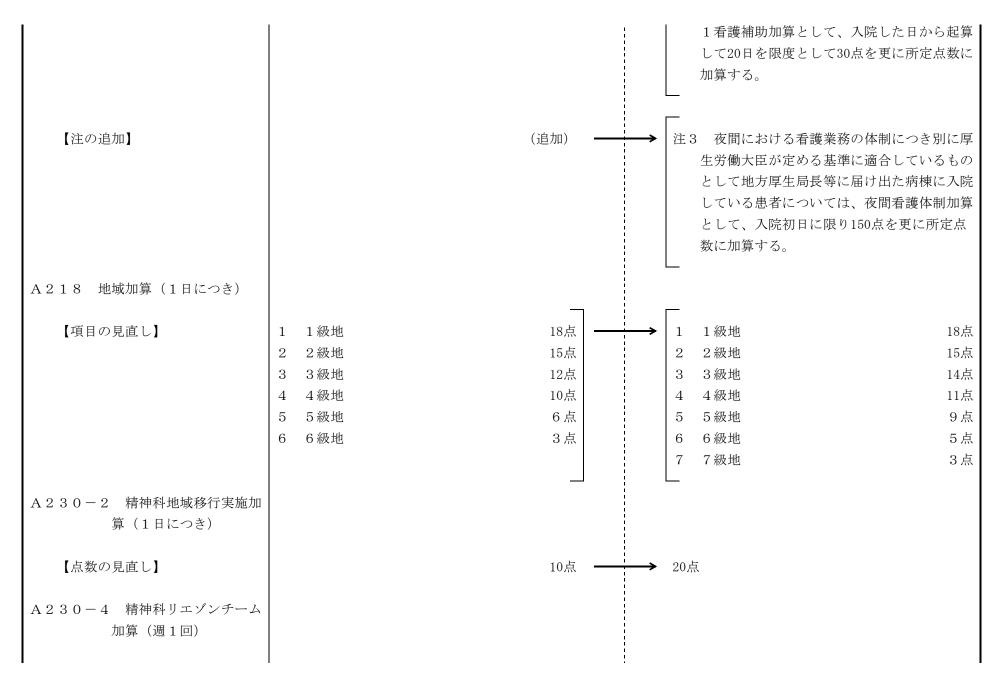
A109 有床診療所療養病床入院基 本料(1日につき)		ものとして地方厚生局長等に届け出たものに 入院している患者については、有床診療所在 宅復帰機能強化加算として、入院日から起算 して15日以降に1日につき5点を所定点数に 加算する。
【注の見直し】	注5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。	注 5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
【注の見直し】	注8 当該診療所においては、第2節の各区分に 掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる 加算について、同節に規定する算定要件を満 たす場合に算定できる。 イ〜カ (略) ヨ 退院調整加算 タ 地域連携認知症支援加算 レ (略)	→ 注8 当該診療所においては、第2節の各区分に 掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる 加算について、同節に規定する算定要件を満 たす場合に算定できる。 イ〜カ (略) ヨ (略) タ 退院支援加算(1のロ及び2のロに限 る。) レ 薬剤総合評価調整加算



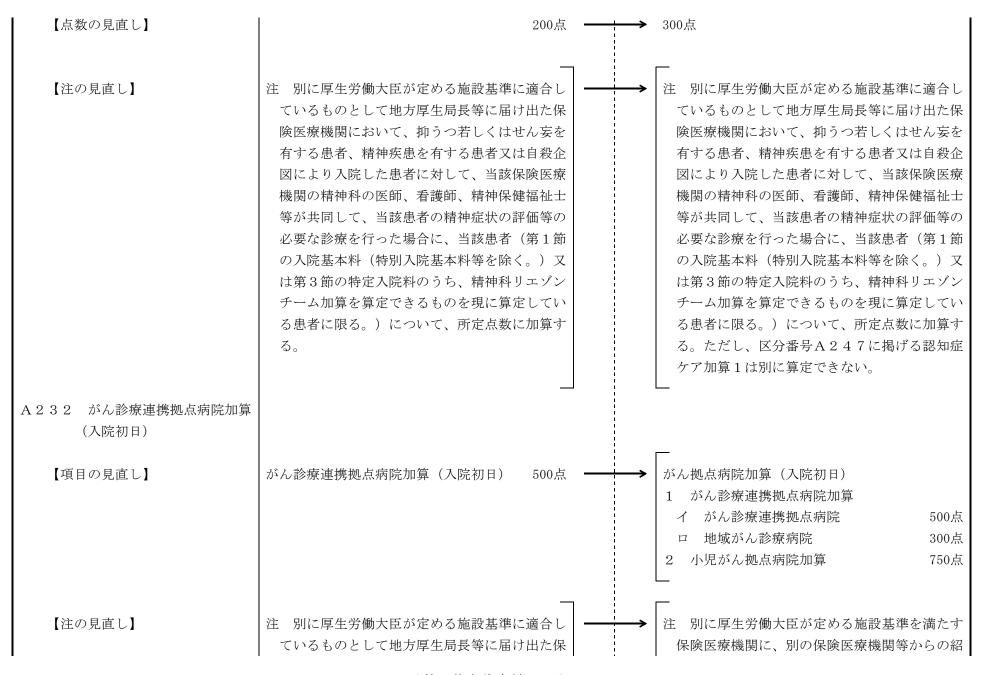
医科-基本診療料-23/71

	口 20対1補助体制加算 648点	658点
	ハ 25対1補助体制加算 520点	530点
	ニ 30対1補助体制加算 435点	445点
	ホ 40対1補助体制加算 350点	355点
	へ 50対1補助体制加算 270点	275点
	ト 75対1補助体制加算 190点	195点
	チ 100対1補助体制加算 143点	148点
	2 (略)	2 (略)
A207-3急性期看護補助体制加算(1日につき)		
【注の見直し】	注2 夜間における看護業務の補助の体制につき	注2 夜間における看護業務の補助の体制につき
	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
	ているものとして地方厚生局長等に届け出た	ているものとして地方厚生局長等に届け出た
	病棟に入院している患者については、当該施	病棟に入院している患者については、当該施
	設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲	設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲
	げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算す	げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算す
	る。	5。
	イ 夜間25対1急性期看護補助体制加算	イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算
	35点	40点
	口 夜間50対1急性期看護補助体制加算	口 夜間50対1急性期看護補助体制加算
	25点	35点
	ハ 夜間100対1急性期看護補助体制加算	ハ 夜間100対1急性期看護補助体制加算
	15点	20点
		_ _
	_	
【注の追加】	(追加)	→ 注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚
		生労働大臣が定める施設基準に適合している
		ものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に
1	ı	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

A 2 0 7 - 4 看護職員夜間配置加算 (1 日につき)		入院している患者については、夜間看護体制 加算として、10点を更に所定点数に加算す る。
【項目の見直し】	A 2 0 7 - 4 看護職員夜間配置加算(1 日につ き) 50点	→ A 2 0 7 − 4 看護職員夜間配置加算(1日につき) 1 看護職員夜間12対1配置加算 イ 看護職員夜間12対1配置加算1 80点 ロ 看護職員夜間12対1配置加算2 60点 2 看護職員夜間16対1配置加算 40点
【注の見直し】	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該施設基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。
A214 看護補助加算(1日につき)		_
【注の追加】	(追加)	注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対



医科-基本診療料-26/71



険医療機関に、別の保険医療機関等からの紹介 介により入院した悪性腫瘍と診断された患者 により入院した悪性腫瘍と診断された患者(第 (第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除 1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。 く。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期) 、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在 滞在手術等基本料のうち、がん拠点病院加算を 手術基本料のうち、がん診療連携拠点病院加算 算定できるものを現に算定している患者に限 る。) について、当該基準に係る区分に従い、 を算定できるものを現に算定している患者に限 る。) について、入院初日に限り所定点数に加 入院初日に限り所定点数に加算する。 算する。 A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加 算 (调1回) 【注の追加】 注3 注1の場合において、歯科医師が、注1の (追加) 必要な診療を保険医等と共同して行った場合 は、歯科医師連携加算として、50点を更に所 定点数に加算する。 A 2 3 8 退院調整加算(退院時1回 1 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本 (削除) 料(一般病棟に限る。)、専門病院入院基本料 、有床診療所入院基本料又は特定一般病棟入院 【削除】 料を算定している患者が退院した場合 イ 14日以内の期間 340点 ロ 15日以上30日以内の期間 150点 ハ 31日以上の期間 50点 2 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、 特定機能病院入院基本料(結核病棟に限る。) 、有床診療所療養病床入院基本料、障害者施設 等入院基本料、特定入院基本料、特殊疾患入院 医療管理料又は特殊疾患病棟入院料を算定して

いる患者が退院した場合

イ 30日以内の期間 800点

ロ 31日以上90日以内の期間 600点

ハ 91日以上120日以内の期間 400点

ニ 121日以上の期間 200点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関が、退院困難な要因を有する 入院中の患者であって、在宅での療養を希望 するもの(第1節の入院基本料(特別入院基 本料等を除く。)又は第3節の特定入院料の うち、退院調整加算を算定できるものを現に 算定している患者に限る。)に対して、退院 調整を行った場合に、入院患者の入院期間に 応じ、退院時1回に限り、所定点数に加算す る。
- 注2 保険医療機関が、患者の同意を得て、疾患 名、当該保険医療機関の退院基準、退院後に 必要とされる診療等在宅での療養に必要な事 項を記載した退院支援計画を策定し、当該患 者に説明し、文書により提供するとともに、 当該患者の退院後の治療等を担う別の保険医 療機関と共有した場合には、地域連携計画加 算として、300点を更に所定点数に加算す る。
- 注3 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生 労働大臣が定める地域に所在する保険医療機 関であって、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出たものについては、注1に規定す

る届出の有無にかかわらず、当該加算の点数 に代えて、退院調整加算(特定地域)として 、1については、それぞれ170点、75点又は2 5点、2については、それぞれ400点、300点 、200点又は100点を所定点数に加算すること ができる。

退院調整加算

【削除】

A 2 3 8 − 3 新生児特定集中治療室 1 新生児特定集中治療室退院調整加算 1 (退院) 時1回) 600点

> 2 新生児特定集中治療室退院調整加算 2 イ 退院支援計画作成加算(入院中1回)

> > 600点

口 退院加算(退院時1回)

600点

- 3 新生児特定集中治療室退院調整加算3
- イ 退院支援計画作成加算(入院中1回)

600点

口 退院加算(退院時1回)

600点

注1 新生児特定集中治療室退院調整加算1は、 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た 保険医療機関が、当該保険医療機関に入院し ている患者(新生児特定集中治療室退院調整 加算2を算定するものを除く。)であって、 区分番号A302に掲げる新生児特定集中治 療室管理料又は区分番号A303の2に掲げ る新生児集中治療室管理料を算定したことが ある患者(第1節の入院基本料(特別入院基 本料等を除く。) 又は第3節の特定入院料の うち、新生児特定集中治療室退院調整加算を (削除)

算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、退院支援計画を作成し、退院調整を行った場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

- 注2 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退 院支援計画作成加算は、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当 該保険医療機関に入院している患者(別に厚 生労働大臣が定めるものに限る。) であって 、区分番号A302に掲げる新生児特定集中 治療室管理料又は区分番号A303の2に掲 げる新生児集中治療室管理料を算定したこと がある患者 (第1節の入院基本料(特別入院 基本料等を除く。) 又は第3節の特定入院料 のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算 を算定できるものを現に算定している患者に 限る。) に対して、退院支援計画を作成し、 退院調整を行った場合に、入院中に1回に限 り、所定点数に加算する。
- 注3 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退院加算は、当該退院支援計画を作成した患者が退院調整により退院した場合に、退院時に1回に限り、更に所定点数に加算する。
- 注4 新生児特定集中治療室退院調整加算3の退院支援計画作成加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において新生児特定

集中治療室退院調整加算2を算定した患者に対して、当該保険医療機関に入院した日から起算して7日以内に退院支援計画を作成し、退院調整を行った場合に、入院中に1回に限り、所定点数に加算する。

注5 新生児特定集中治療室退院調整加算3の退院加算は、当該退院支援計画を作成した患者が退院調整により自宅へ退院した場合に退院時に1回に限り、更に所定点数に加算する。

A 2 3 8 - 4 救急搬送患者地域連携 紹介加算(退院時1回)

【削除】

注 急性期医療を担う保険医療機関であって、別 に厚生労働大臣が定める施設基準に適合してい るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関が、緊急に入院した患者(第1節の入院 基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3 節の特定入院料のうち、救急搬送患者地域連携 紹介加算を算定できるものを現に算定している 患者に限る。) について、当該入院した日から 起算して7日以内に、当該患者に係る診療情報 を文書により提供した上で他の保険医療機関に 転院させた場合に、退院時に1回限り、所定点 数に加算する。この場合において、区分番号A 238に掲げる退院調整加算、区分番号B00 5-2に掲げる地域連携診療計画管理料又は区 分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)は、 別に算定できない。

(削除)

1,000点

A 2 3 8 - 5 救急搬送患者地域連携 受入加算(入院初日)

【削除】

【削除】

2,000点 (削除)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関において区分番号A238-4に掲げる救急搬送患者地域連携紹介加算を算定した患者を入院させた場合、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、救急搬送患者地域連携受入加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り、所定点数に加算する。この場合において、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)は、別に算定できない。

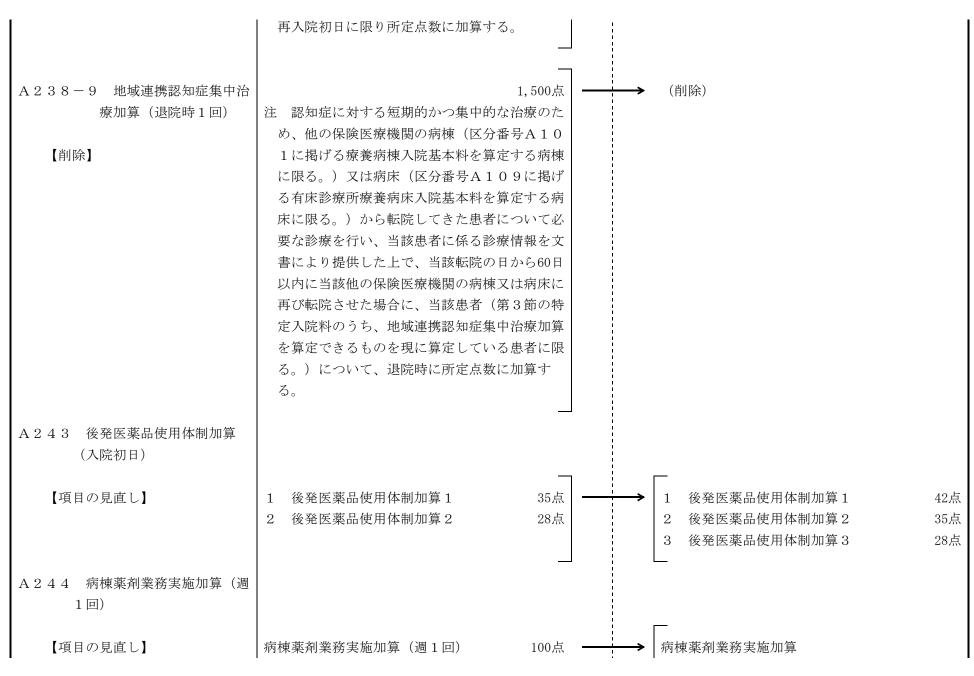
1,500点

め、保険医療機関が当該患者に係る診療情報を 文書により提供した上で他の保険医療機関の病 棟(区分番号A314に掲げる認知症治療病棟 入院料を算定する病棟(以下この区分番号において「認知症治療病棟入院料算定病棟」とい う。)に限る。)に転院させた場合であって、 当該転院の日から60日以内に、当該認知症治療 病棟入院料算定病棟から再び当該保険医療機関 に入院した場合には、当該患者(第1節の入院 基本料(特別入院基本料等を除く。)のうち、 地域連携認知症支援加算を算定できるものを現

に算定している患者に限る。) について、当該

注 認知症に対する短期的かつ集中的な治療のた

(削除)



病棟薬剤業務実施加算1(週1回) 100点 病棟薬剤業務実施加算2(1日につき) 80点 【注の見直し】 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関に入院している患者について、薬剤 険医療機関に入院している患者について、薬剤 師が病棟において病院勤務医等の負担軽減及び 師が病棟等において病院勤務医等の負担軽減及 薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤 び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬 関連業務を実施している場合に、当該患者(第 剤関連業務を実施している場合に、当該患者 (第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除 1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。) のうち、病棟薬剤業務実施加算を算定できる く。)及び第3節の特定入院料のうち、病棟薬 ものを現に算定している患者に限る。) につい 剤業務実施加算1又は病棟薬剤業務実施加算2 を算定できるものを現に算定している患者に限 て、週1回に限り所定点数に加算する。この場 合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入 る。) について、病棟薬剤業務実施加算1にあ 院基本料又は特定機能病院入院基本料(精神病 っては週1回に限り、病棟薬剤業務実施加算2 棟に限る。)を算定している患者については、 にあっては1日につき所定点数に加算する。こ 入院した日から起算して8週間を限度とする。 の場合において、療養病棟入院基本料、精神病 棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料(精 神病棟に限る。)を算定している患者について は、入院した日から起算して8週間を限度とす る。 A 2 4 5 データ提出加算(入院中1 回) 【点数の見直し】 1 データ提出加算1 イ 200床以上の病院の場合 医科-基本診療料-35/71

	ロ 200床未満の病院の場合	150点	170点
	2 データ提出加算 2		
	イ 200床以上の病院の場合	110点	130点
	ロ 200床未満の病院の場合	160点	180点
		_ ;	_
Table - D. N		(
【新設】		(新設)	→ A 2 4 6 退院支援加算(退院時1回)
			1 退院支援加算1
		į	イ 一般病棟入院基本料等の場合 600点
		i ! !	ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,200点
		 	2 退院支援加算 2
		 	イ 一般病棟入院基本料等の場合 190点
			ロ 療養病棟入院基本料等の場合 635点
			3 退院支援加算 3 1,200点
		1 1 1	注1 退院支援加算1は、別に厚生労働大臣が定
		 	める施設基準に適合しているものとして地方
			厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に
		į	掲げる退院支援のいずれかを行った場合に、
		 	退院時1回に限り、所定点数に加算する。
		!	イ 退院困難な要因を有する入院中の患者で
			あって、在宅での療養を希望するもの(第
		 	1 節の入院基本料(特別入院基本料等を除
			く。)又は第3節の特定入院料のうち、退
		i !	院支援加算1を算定できるものを現に算定
		 	している患者に限る。)に対して退院支援
			を行った場合
		į	ロ 連携する他の保険医療機関において当該
		į	加算を算定した患者(第1節の入院基本料
		 	(特別入院基本料等を除く。)又は第3節
		!	の特定入院料のうち、退院支援加算1を算

定できるものを現に算定している患者に限る。)の転院(1回の転院に限る。)を受け入れ、当該患者に対して退院支援を行った場合

- 注2 退院支援加算2は、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして地方 厚生局長等に届け出た保険医療機関が、退院 困難な要因を有する入院中の患者であって、 在宅での療養を希望するもの(第1節の入院 基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第 3節の特定入院料のうち、退院支援加算2を 算定できるものを現に算定している患者に限 る。)に対して、退院支援を行った場合に、 退院時1回に限り、所定点数に加算する。
- 注3 退院支援加算3は、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして地方 厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に 掲げる退院支援のいずれかを行った場合に、 退院時1回に限り、所定点数に加算する。
 - イ 当該保険医療機関に入院している患者であって、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児治療回復期入院医療管理料を算定したことがあるもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、退院支援加算3を算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、退院支援計画を作成し、退院支援を行った場合
 - ロ 他の保険医療機関において当該加算を算

定した患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、退院支援加算3を算定できるものを現に算定している患者に限る。)の転院(1回の転院に限る。)を受け入れ、当該患者に対して、退院支援計画を作成し、退院支援を行った場合

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる退院支援のいずれかを行った場合に、地域連携診療計画加算として、退院時1回に限り、300点を更に所定点数に加算する。ただし、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(II)、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B005-1-2に掲げる介護支援連携指導料及び区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)は別に算定できない。

イ 当該保険医療機関において注1に規定する退院支援加算1又は注3に規定する退院支援加算3の届出を行っている病棟に入院している患者(あらかじめ地域連携診療計画を作成し、当該計画に係る疾患の治療等を担う他の保険医療機関又は介護サービス事業者等と共有するとともに、当該患者の同意を得た上で、入院時に当該計画に基づく当該患者の診療計画を作成及び説明し、文書により提供したものに限る。) について、退院時又は転院時に当該他の保険医療

【新設】

機関又は介護サービス事業者等に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合 中他の保険医療機関からの転院(1回の転院に限る。)患者(当該他の保険医療機関において当該加算を算定したものであって、当該患者の同意を得た上で、入院時にあらかじめ作成した地域連携診療計画に基づき当該患者の診療計画を作成及び説明し、文書により提供したものに限る。)について、退院時又は転院時に当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合

注5 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生 労働大臣が定める地域に所在する保険医療機 関であって、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出たものについては、注2に規定す る届出の有無にかかわらず、注2に規定する 加算の点数に代えて、退院支援加算(特定地 域)として、それぞれ95点又は318点を所定 点数に加算することができる。

(新設)

A247 認知症ケア加算(1日につき)

1 認知症ケア加算1

イ 14日以内の期間 150点

ロ 15日以上の期間

30点

2 認知症ケア加算2

イ 14日以内の期間 30点

ロ 15日以上の期間

10点

【新設】 (新設) 以内に1回)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関に入院している患者 (第1節 の入院基本料(特別入院基本料等を除く。) 又は第3節の特定入院料のうち、認知症ケア 加算を算定できるものを現に算定している患 者に限る。) であって別に厚生労働大臣が定 めるものに対して必要なケアを行った場合に 、当該基準に係る区分に従い、当該患者のケ アが開始された日から起算した入院期間に応 じ、それぞれ所定点数に加算する。ただし、 認知症ケア加算1を算定する場合は、区分番 号A230-4に掲げる精神科リエゾンチー ム加算は別に算定できない。

注2 身体的拘束を実施した日は、所定点数の10 0分の60に相当する点数により算定する。

A 2 4 8 精神疾患診療体制加算

- 1 精神疾患診療体制加算1(入院初日)
 - 1,000点
- 2 精神疾患診療体制加算2(入院初日から3日 330点
- 注1 精神疾患診療体制加算1は、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものと して地方厚生局長等に届け出た保険医療機関 が、他の保険医療機関の求めに応じ、当該他 の保険医療機関の精神病棟に入院する身体合 併症の入院治療を要する精神疾患患者(第1 節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。

) 又は第3節の特定入院料のうち、精神疾患 診療体制加算を算定できるものを現に算定し ている患者に限る。) の転院を受け入れた場 合に、入院初日に限り所定点数に加算する。 注2 精神疾患診療体制加算2は、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものと して地方厚生局長等に届け出た保険医療機関 において、救急用の自動車等により緊急に搬 送された身体疾患又は外傷及び抑うつ、せん 妄等の精神症状を有する患者(第1節の入院 基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第 3節の特定入院料のうち、精神疾患診療体制 加算を算定できるものを現に算定している患 者に限る。) に対し、精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律第18条第1項に規定する 精神保健指定医(以下この表において「精神 保健指定医」という。) 等の精神科医が診察 を行った場合に、入院初日から3日以内に1 回に限り、所定点数に加算する。 【新設】 (新設) A 2 4 9 精神科急性期医師配置加算(1日につ き) 500点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た病 棟に入院している患者(第1節の入院基本料 (特別入院基本料等を除く。) 又は第3節の特 定入院料のうち、精神科急性期医師配置加算を 算定できるものを現に算定している患者に限 る。) について、所定点数に加算する。

【新設】 (新設) A 2 5 0 薬剤総合評価調整加算(退院時1回) 250点 注 入院中の患者について、以下のいずれかに該 当する場合に、退院時1回に限り所定点数に加 算する。 イ 入院前に6種類以上の内服薬(特に規定す るものを除く。) が処方されていた患者につ いて、当該処方の内容を総合的に評価及び調 整し、当該患者の退院時に処方する内服薬が 2種類以上減少した場合 ロ 精神病棟に入院中の患者であって、入院直 前又は退院1年前のいずれか遅い時点で抗精 神病薬を4種類以上内服していたものについ て、退院日までの間に、抗精神病薬の種類数 が2種類以上減少した場合その他これに準ず る場合 第3節 特定入院料 A300 救命救急入院料(1日につ き) 【注の見直し】 注2 当該保険医療機関において、自殺企図等に 注2 当該保険医療機関において、自殺企図等に よる重篤な患者であって精神疾患を有するも よる重篤な患者であって精神疾患を有するも の又はその家族等からの情報等に基づいて、 の又はその家族等からの情報等に基づいて、 当該保険医療機関の精神保健及び精神障害者 当該保険医療機関の精神保健指定医又は精神 福祉に関する法律第18条第1項に規定する精 科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる 神保健指定医(以下この表において「精神保 診断治療等を行った場合は、当該精神保健指 健指定医」という。)又は精神科の医師が、 当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を 行った場合は、当該精神保健指定医等による 最初の診療時に限り、3,000点を所定点数に 加算する。 定医等による最初の診療時に限り、3,000点 を所定点数に加算する。なお、精神疾患診療 体制加算は同時に算定できない。

【注の見直し】

注8 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料 に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算(特定機能病院の病棟を除く。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除く。)

ハ~チ (略)

A301 特定集中治療室管理料(1 日につき)

【注の見直し】

注3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査

注8 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料 に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算(特定機能病院の病棟にあっては、医師事務作業補助体制加算2を除く。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、 褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算、精神疾患診療体制加算及び薬剤総合評価調整加算を除く。)

ハ~チ (略)

注3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査

、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。)

ハ~チ (略)

A301-2 ハイケアユニット入院 医療管理料(1日につき)

【注の見直し】

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニッ ト入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチ

、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室 管理料に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算及び精神疾患診療体制加算を除く。)

ハ~チ (略)

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニッ ト入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチ

ーム加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者 サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患 者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、 救急搬送患者地域連携紹介加算、 救急搬送患者地域連携のがデータ 提出加算を除く。)

ハ~チ (略)

A 3 0 1 - 3 脳卒中ケアユニット入 院医療管理料 (1 日につ き)

【注の見直し】

- 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニ ット入院医療管理料に含まれるものとする。 イ (略)
 - ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連

ハ~チ (略)

ーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算及び精神疾患診療体制加算を除く。)

ハ~チ (略)

- 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニ ット入院医療管理料に含まれるものとする。 イ (略)
 - 口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算及び精神疾患診療体制加算を除く。)

ハ~チ (略)

A301-4 小児特定集中治療室管 理料 (1日につき) 1 7日以内の期間 【項目の見直し】 1 7日以内の期間 15,752点 15,752点 2 8日以上14日以内の期間 13,720点 2 8日以上の期間 13,720点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 【注の見直し】 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、15歳未満の小児に た保険医療機関において、15歳未満の小児に 対し、必要があって小児特定集中治療室管理 対し、必要があって小児特定集中治療室管理 が行われた場合に、14日を限度として算定す が行われた場合に、14日(急性血液浄化(腹 膜透析を除く。)を必要とする状態、心臓手 る。 術ハイリスク群、左心低形成症候群、急性呼 吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれか に該当する小児にあっては21日、体外式心肺 補助(ECMO)を必要とする状態の小児に あっては35日)を限度として算定する。 【注の見直し】 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、小児特定集中治 断のうち次に掲げるものは、小児特定集中治 療室管理料に含まれるものとする。 療室管理料に含まれるものとする。 イ (略) イ (略) 口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診 口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診 療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作 療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作 業補助体制加算、地域加算、離島加算、医 業補助体制加算、地域加算、離島加算、医 療安全対策加算、感染防止対策加算、患者 療安全対策加算、感染防止対策加算、患者 サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患 サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患

者ケア加算、救急搬送患者地域連携紹介加 者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、デ 算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデ ータ提出加算、退院支援加算(1のイ及び ータ提出加算を除く。) 3に限る。)及び精神疾患診療体制加算を 除く。) ハ~チ (略) ハ~チ (略) A 3 0 2 新生児特定集中治療室管理 料 (1日につき) 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 【注の見直し】 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中 断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中 治療室管理料に含まれるものとする。 治療室管理料に含まれるものとする。 イ (略) イ (略) 口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診 口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診 療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作 療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作 業補助体制加算、地域加算、離島加算、医 業補助体制加算、地域加算、離島加算、医 療安全対策加算、感染防止対策加算、患者 療安全対策加算、感染防止対策加算、患者 サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患 サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患 者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調 者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、デ 整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及 ータ提出加算及び退院支援加算(1のイ及 びデータ提出加算を除く。) び3に限る。)を除く。) ハ~チ (略) ハ~チ (略) A 3 0 3 総合周産期特定集中治療室 管理料(1日につき) 【注の見直し】 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定 断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定 集中治療室管理料(チにあっては新生児集中 治療室管理料に限り、トにあっては母体・胎 児集中治療室管理料に限る。)に含まれるも のとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除く。)

ハ~リ (略)

A303-2 新生児治療回復室入院 医療管理料(1日につき)

【注の見直し】

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復 室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患

集中治療室管理料(チにあっては新生児集中 治療室管理料に限り、トにあっては母体・胎 児集中治療室管理料に限る。)に含まれるも のとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、退院支援加算(1のイ及び3に限る。)及び精神疾患診療体制加算を除く。)

ハ~リ (略)

注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復 室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患

	者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。) ハ〜チ (略)	者ケア加算、データ提出加算及び退院支援 加算(1のイ及び3に限る。)を除く。) ハ~チ (略)
A305 一類感染症患者入院医療管 理料(1日につき)		
【項目の見直し】	1 7日以内の期間 9,046点 2 8日以上14日以内の期間 7,826点	1 14日以内の期間 9,046点 2 15日以上の期間 7,826点
【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同法第6条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関である保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める感染症患者に対して入院医療管理が行われた場合に、14日を限度として算定する。	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関である保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める感染症患者に対して入院医療管理が行われた場合に算定する。なお、同法第19条及び第20条の規定に係る入院の期間を超えた期間は算定しない。
【注の見直し】	注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診 断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者 入院医療管理料に含まれるものとする。 イ (略) ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診	注2 第1章基本診療料並びに第2章第9部処置 及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは 、一類感染症患者入院医療管理料に含まれる ものとする。 イ (略) ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診

A306 特殊疾患入院医療管理料 (1日につき)	療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除く。) ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1 節第2款の検体検査判断料を除く。) ニ 点滴注射ホ 中心静脈注射 へ~チ (略)	療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算及び退院支援加算(1のイに限る。)を除く。)
【注の追加】	(追加)	注4 当該病室に入院する重度の意識障害(脳卒中の後遺症であるものに限る。)の患者であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のイの④に規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。イ医療区分2の患者に相当するもの1,857点ロ医療区分1の患者に相当するもの1,701点
【注の見直し】	注4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する	→ 注5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する
	医科-基本診療料-50/71	

加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算並びにデータ提出加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

A307 小児入院医療管理料(1日 につき)

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関の病棟(療養病棟を除く。)に入院している15歳未満の小児について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。ただし、小児入院医療管理料5を算定する病棟において、当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が当該病棟(精神病棟に限る。)に入院した場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、退院支援加算(1のロ及び2の口に限る。)並びに認知症ケア加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関の病棟(療養病棟を除く。)に入院している15歳未満の小児(児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者)について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。ただし、小児入院医療管理料5を算定する病棟において、当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が当該病棟(精神病棟に限る。)に入院した場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

【注の追加】

(追加)

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関に入院している患者(小児入 院医療管理料3、小児入院医療管理料4又は 小児入院医療管理料5を算定している患者に 限る。)について、重症児受入体制加算とし て、1日につき200点を所定点数に加算す る。

【注の見直し】

注4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算並びに当該患者に対して行った第2章第 5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部 麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病 理診断・判断料の費用並びに第2節に規定す る臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒 中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事 務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診 療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地 域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、 医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者 サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者 ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加 算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデー タ提出加算を除く。)は、小児入院医療管理 料1及び小児入院医療管理料2に含まれるも のとする。

注5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算並びに当該患者に対して行った第2章第 2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤 料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬 、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第 12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・ 判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、 在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補 助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・ 準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、 離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全 対策加算、感染防止対策加算、患者サポート 体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算 、データ提出加算、退院支援加算(1のイ及 び3に限る。)及び精神疾患診療体制加算を 除く。)は、小児入院医療管理料1及び小児 入院医療管理料2に含まれるものとする。

【注の見直し】

注5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算並びに当該患者に対して行った第2章第 5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部 麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病 理診断・判断料の費用並びに第2節に規定す る臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒 中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事 務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診 療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地 域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、 医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者 サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者 ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加 算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬 送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算 を除く。)は、小児入院医療管理料3及び小 児入院医療管理料4に含まれるものとする。

【注の見直し】

注6 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算並びに当該患者に対して行った第2章第 5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部 麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病 理診断・判断料の費用並びに第2節に規定す る臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒 中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事 務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診 療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地 注6 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算並びに当該患者に対して行った第2章第 2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤 料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬 、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第 12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・ 判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、紹急性期脳卒中加算、 在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補 助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・ 準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、 離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全 対策加算、感染防止対策加算、患者サポート 体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算 、データ提出加算、退院支援加算(1のイ及 び3に限る。)及び精神疾患診療体制加算を 除く。)は、小児入院医療管理料3及び小児 入院医療管理料4に含まれるものとする。

注7 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算並びに当該患者に対して行った第2章第 2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤 料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬 、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第 12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・ 判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、 在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補 域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、 強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入 院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防 止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥 瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中 治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携 紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及 びデータ提出加算を除く。)は、小児入院医 療管理料5に含まれるものとする。

A 3 0 8 回復期リハビリテーション 病棟入院料(1日につき)

【注の見直し】

注4 診療に係る費用(注2、注3及び注5に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(一般病棟に限る。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算(一般病棟に限る。)並びにデータ提出加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。

助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・ 準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、 離島加算、小児療養環境特別加算、強度行動 障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管 理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加 算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリ スク患者ケア加算、データ提出加算、退院支 援加算(1のイ及び3に限る。)及び精神疾 患診療体制加算(精神病棟を除く。)を除 く。)は、小児入院医療管理料5に含まれる ものとする。

注4 診療に係る費用(注2、注3及び注5に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用(別に厚生労働大臣が定める費用を除く。)、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(一般病棟に限る。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、退院支援加算(1のイに限る。)、認知症ケア加算並びに薬剤総合評価調整加算、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。

【注の見直し】

注5 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者(回復期リハビリテーション病棟入院料1を現に算定している患者に限る。)が入院する病棟について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合(注1のただし書に規定する場合を除く。)は、体制強化加算として、患者1人につき1日につき200点を所定点数に加算する。

注5 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者(回復期リハビリテーション病棟入院料1を現に算定している患者に限る。)が入院する病棟について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合(注1のただし書に規定する場合を除く。)は、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき1日につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 体制強化加算1

200点

口 体制強化加算 2

120点

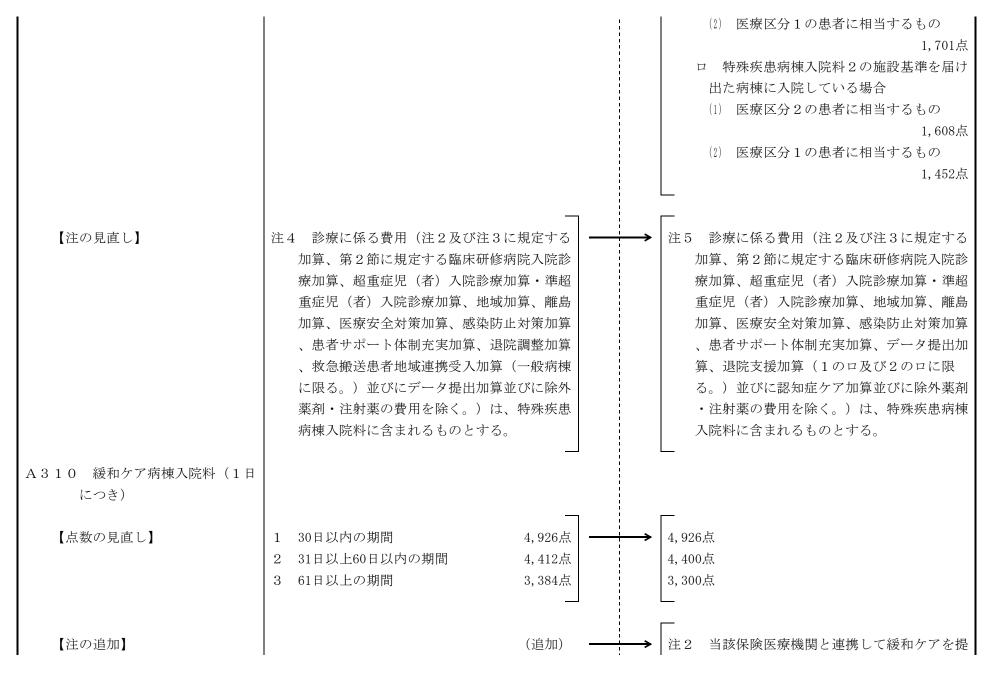
A 3 0 8 - 3 地域包括ケア病棟入院 料 (1 日につき)

【注の見直し】

注6 診療に係る費用(注3から注5に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(一般病棟に限る。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算(一般病棟に限る。)及びデータ提出加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、地域包括ケア病棟入院料1、地域

注6 診療に係る費用(注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(一般病棟に限る。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、退院支援加算(1のイ及び4に限る。)及び認知症ケア加算、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓、第10部手術、第11部麻酔並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域

A309 特殊疾患病棟入院料(1日 につき)	包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病 棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管理料 2に含まれるものとする。	包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア入院 医療管理料2に含まれるものとする。
【注の見直し】	注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。	注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
【注の追加】	(追加)	注4 当該病棟に入院する重度の意識障害(脳卒中の後遺症であるものに限る。)の患者であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のイの④に規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。 イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合 (1) 医療区分2の患者に相当するもの1,857点



供する別の保険医療機関(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)により在宅の緩和ケアが行われ、当該別の保険医療機関からあらかじめ文書で情報提供を受けた患者について、病状の急変等に伴い、当該別の保険医療機関からの求めに応じて入院させた場合に、緩和ケア病棟緊急入院初期加算として、入院した日から起算して15日を限度として、1日につき200点を更に所定点数に加算する。

【注の見直し】

注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号C108-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

注3 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加 算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、 離島加算、がん拠点病院加算、医療安全対策 加算、感染防止対策加算、患者サポート体制 充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、デ ータ提出加算及び退院支援加算(1のイに限 る。)、第2章第2部第2節在宅療養管理指 導料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材 料料及び第2章第12部放射線治療、退院時 に当該指導管理を行ったことにより算定でき る区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍等 患者指導管理料、区分番号C108-2に掲 げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区 分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処 置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用 を除く。) は、緩和ケア病棟入院料に含まれ るものとする。

A 3 1 1 精神科救急入院料 (1日に つき)

【注の見直し】

注2 診療に係る費用(注3及び注4に規定する 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加 算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精 神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併 症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対 策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハ イリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者 地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに 第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、 第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用 を除く。) は、精神科救急入院料に含まれる ものとする。 注2 診療に係る費用(注3及び注4に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算及び薬剤総合評価調整加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。)は、精神科救急入院料に含まれるものとする。

A 3 1 1 - 2 精神科急性期治療病棟 入院料(1日につき)

【注の見直し】

注2 診療に係る費用(注3から注5に規定する 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務 作業補助体制加算(精神科急性期治療病棟入 院料1を算定するものに限る。)、地域加算 、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神 科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症 管理加算、重度アルコール依存症入院医療管 理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加 注2 診療に係る費用(注3及び注4に規定する 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務 作業補助体制加算(精神科急性期治療病棟入 院料1を算定するものに限る。)、地域加算 、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神 科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症 管理加算、重度アルコール依存症入院医療管 理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加 算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。)は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科急性期医師配置加算(精神科急性期治療病棟入院料1を算定するものに限る。)及び薬剤総合評価調整加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。)は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

【注の削除】

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た病棟に入院している患者(精神科急性期治 療病棟入院料1を算定する患者に限る。)に ついては、精神科急性期医師配置加算として 、1日につき500点を所定点数に加算する。 (削除)

【注の見直し】

注5 当該病棟に入院している、別に厚生労働大 臣が定める状態にある患者(注4に規定する 加算を算定できるものを現に算定している患 者に限る。)に対して、入院した日から起算 して7日以内に、当該保険医療機関の医師、 看護師、精神保健福祉士等が共同して院内標 準診療計画を作成し、当該患者が入院した日 から起算して60日以内に当該計画に基づき退 院した場合に、院内標準診療計画加算として 、退院時1回に限り200点を所定点数に加算 する。 注4 当該病棟に入院している、別に厚生労働大 臣が定める状態にある患者(区分番号A24 9に掲げる精神科急性期医師配置加算を算定 できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、入院した日から起算して7日以 内に、当該保険医療機関の医師、看護師、精 神保健福祉士等が共同して院内標準診療計画 を作成し、当該患者が入院した日から起算し て60日以内に当該計画に基づき退院した場合 に、院内標準診療計画加算として、退院時1 回に限り200点を所定点数に加算する。

A 3 1 1 - 3 精神科救急・合併症入 院料 (1 日につき)

【注の見直し】

注2 診療に係る費用(注3及び注4に規定する 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務 作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精 神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設 管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策 加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイ リスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地 域連携紹介加算並びにデータ提出加算並びに 第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、 第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用 を除く。)は、精神科救急・合併症入院料に 含まれるものとする。 注2 診療に係る費用(注3及び注4に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算並びに薬剤総合評価調整加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。)は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

A 3 1 1 - 4 児童・思春期精神科入 院医療管理料 (1 日につ き)

【注の見直し】

注2 診療に要する費用(第2節に規定する臨床 研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算 、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害 入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染 防止対策加算、患者サポート体制充実加算、 褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者 地域連携受入加算、精神科救急搬送患者地域 注2 診療に要する費用(第2節に規定する臨床 研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算 、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害 入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染 防止対策加算、患者サポート体制充実加算、 褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬 送患者地域連携受入加算、データ提出加算及

連携受入加算及びデータ提出加算並びに第2 び薬剤総合評価調整加算並びに第2章第5部 章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第 投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔 11部麻酔及び第13部第2節病理診断・判断料 及び第13部第2節病理診断・判断料の費用を の費用を除く。) は、児童・思春期精神科入 除く。)は、児童・思春期精神科入院医療管 院医療管理料に含まれるものとする。 理料に含まれるものとする。 A 3 1 2 精神療養病棟入院料(1日 につき) 【注の見直し】 注2 診療に係る費用(注3から注6に規定する 注2 診療に係る費用(注3から注6までに規定 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 する加算、第2節に規定する臨床研修病院入 療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入 院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措 置入院診療加算、精神科地域移行実施加算、 院診療加算、精神科地域移行実施加算、医療 安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポ 医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者 サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者 ート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域 地域連携受入加算、データ提出加算及び薬剤 連携受入加算及びデータ提出加算、第2章第 8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬 総合評価調整加算、第2章第8部精神科専門 剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神療 療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係 養病棟入院料に含まれるものとする。 る費用を除く。) は、精神療養病棟入院料に 含まれるものとする。 A 3 1 4 認知症治療病棟入院料(1 日につき) 【注の見直し】 注4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 注4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入 療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入 院診療加算、精神科身体合併症管理加算、医 院診療加算、精神科身体合併症管理加算、医 療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サ 療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サ ポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地 ポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地

域連携受入加算、地域連携認知症集中治療加算並びにデータ提出加算、区分番号H003 一2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、区分番号H007一3に掲げる認知症患者リハビリテーション料、第2章第8部精神科専門療法に係る費用、区分番号J038に掲げる人工腎臓(入院した日から起算して60日以内の期間に限る。)並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。 域連携受入加算、データ提出加算並びに薬剤総合評価調整加算、区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、区分番号H007-3に掲げる認知症患者リハビリテーション料、第2章第8部精神科専門療法に係る費用、区分番号J038に掲げる人工腎臓(入院した日から起算して60日以内の期間に限る。)並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

A317 特定一般病棟入院料(1日 につき)

【注の見直し】

注3 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

注3 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、総合入院体制 加算、臨床研修病院入院診療加算、救急医療 管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急 搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、 診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制 注6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、総合入院体制加算、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制

加算、乳幼児加算・幼児加算、難病等特別入 院診療加算、超重症児(者)入院診療加算・ 準超重症児(者)入院診療加算、看護配置加 算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療 養環境加算、HIV感染者療養環境特別加算 、二類感染症患者療養環境特別加算、重症者 等療養環境特別加算、小児療養環境特別加算 、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理 加算、緩和ケア診療加算、精神科リエゾンチ ーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、 重度アルコール依存症入院医療管理加算、摂 食障害入院医療管理加算、がん診療連携拠点 病院加算、栄養サポートチーム加算、医療安 全対策加算、感染防止対策加算、患者サポー ト体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加 算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分 娩管理加算、退院調整加算、新生児特定集中 治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携 紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算、 総合評価加算、呼吸ケアチーム加算、後発医 薬品使用体制加算及びデータ提出加算につい て、同節に規定する算定要件を満たす場合に 算定できる。

【注の見直し】

注8 注7本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用(区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料の注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在

加算、乳幼児加算・幼児加算、難病等特別入 院診療加算、超重症児(者)入院診療加算・ 準超重症児(者)入院診療加算、看護配置加 算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療 養環境加算、HIV感染者療養環境特別加算 、二類感染症患者療養環境特別加算、重症者 等療養環境特別加算、小児療養環境特別加算 、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理 加算、緩和ケア診療加算、精神科リエゾンチ ーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、 重度アルコール依存症入院医療管理加算、摂 食障害入院医療管理加算、がん拠点病院加算 、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加 算、感染防止対策加算、患者サポート体制充 実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイ リスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加 算、総合評価加算、呼吸ケアチーム加算、後 発医薬品使用体制加算、データ提出加算、退 院支援加算(1のイ、2のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算、精神疾患診療体制加算 及び薬剤総合評価調整加算について、同節に 規定する算定要件を満たす場合に算定でき る。

注8 注7本文の規定により所定点数を算定する 場合においては、診療に係る費用(区分番号 A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院 料の注3から注5までに規定する加算、第2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在

宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助 体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対 策加算、感染防止対策加算、患者サポート体 制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算 及びデータ提出加算、区分番号B005-3 に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、 第2章第2部在宅医療、区分番号H004に 掲げる摂食機能療法、区分番号 1038に掲 げる人工腎臓並びに別に厚生労働大臣が定め る除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、当 該所定点数に含まれるものとする。

宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助 体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対 策加算、感染防止対策加算、患者サポート体 制充実加算、データ提出加算、退院支援加算 (1のイに限る。)及び認知症ケア加算、第 2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲 げる摂食機能療法、区分番号 1038に掲げ る人工腎臓並びに別に厚生労働大臣が定める 除外薬剤・注射薬の費用を除く。) は、当該 所定点数に含まれるものとする。

【新設】

(新設)

- A 3 1 8 地域移行機能強化病棟入院料(1日に つき) 1,527点
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た精神病棟を有する保険医療機関において、 当該届出に係る精神病棟に入院している患者 について算定する。ただし、当該病棟に入院 した患者が当該入院料に係る算定要件に該当 しない場合は、区分番号A103に掲げる精 神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例 により算定する。
- 注2 当該病棟に入院している統合失調症の患者 に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗 精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必 要な指導を行った場合には、当該患者が使用 した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の 場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、

1日につき15点を所定点数に加算する。 注3 別に厚生労働大臣が定める状態の患者につ いては、重症者加算として、当該患者に係る 区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日 につき所定点数に加算する。ただし、重症者 加算1については、別に厚生労働大臣が定め る施設基準に適合しているものとして地方厚 生局長等に届け出た保険医療機関に入院して いる患者についてのみ加算する。 イ 重症者加算1 60点 口 重症者加算 2 30点 注4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入 院診療加算、医療安全対策加算、感染防止対 策加算、患者サポート体制充実加算、データ 提出加算並びに薬剤総合評価調整加算、第2 章第8部精神科専門療法(区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料及び区分番号IO 11-2に掲げる精神科退院前訪問指導料を 除く。) に係る費用並びに除外薬剤・注射薬 に係る費用を除く。) は、地域移行機能強化 病棟入院料に含まれるものとする。 第4節 短期滞在手術基本料 A 4 0 0 短期滯在手術等基本料 【項目の見直し】 1 短期滞在手術等基本料1 (日帰りの場合) 1 短期滞在手術等基本料1 (日帰りの場合) 2,856点 2,856点

2 短期滞在手術等基本料 2 (1 泊 2 日 の場合)4.918点

(生活療養を受ける場合にあっては、4,890点)

- 3 短期滞在手術等基本料 3 (4 泊 5 日までの場 合)
- イ D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合 16,773点 (生活療養を受ける場合にあっては、16,702点)
- ロ D 2 3 7終夜睡眠ポリグラフィー 2多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合9,383点

(生活療養を受ける場合にあっては、9,312点)

- ハ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 31及び2以外の場合9,638点
- (生活療養を受ける場合にあっては、9,567点)
- 二D 2 9 1 2小児食物アレルギー負荷検査6,130点

(生活療養を受ける場合にあっては、6,059点)

- ホ D413 前立腺針生検法 11,737点
- (生活療養を受ける場合にあっては、11,666点)
- へ K008 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術17,485点
- (生活療養を受ける場合にあっては、17,414点) ト K O 9 3 - 2 関節鏡下手根管開放手術 20,326点

(生活療養を受ける場合にあっては、20,255点)

- チ K 1 9 6 2
 胸腔鏡下交感神経節切除術

 (両側)
 43,479点
- (生活療養を受ける場合にあっては、43,408点) リ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズ

2 短期滞在手術等基本料 2 (1 泊 2 日の場合)4.918点

(生活療養を受ける場合にあっては、4,890点)

- 3 短期滞在手術等基本料 3 (4 泊 5 日までの場 合)
- イ D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合 17,300点

(生活療養を受ける場合にあっては、17,229点)

ロ D 2 3 7終夜睡眠ポリグラフィー 2多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合7,491点

(生活療養を受ける場合にあっては、7,420点)

- ハ D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー 31 及び2以外の場合 9.349点
- (生活療養を受ける場合にあっては、9,278点)
- ニ D 2 9 1 2 小児食物アレルギー負荷検査 6,000点

(生活療養を受ける場合にあっては、5,929点)

- ホ D413 前立腺針生検法 11,380点
- (生活療養を受ける場合にあっては、11,309点)
- へ K008 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術19,993点

(生活療養を受ける場合にあっては、19,922点)

ト K O 9 3 - 2 関節鏡下手根管開放手術 19,313点

(生活療養を受ける場合にあっては、19,242点)

 チ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術

 (両側)
 40.666点

(生活療養を受ける場合にあっては、40,595点) リ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズ を挿入する場合 ロ その他のもの

27,093点

(生活療養を受ける場合にあっては、27,022点)

ヌ K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズ を挿入しない場合 21,632点 (生活療養を受ける場合にあっては、21,561点)

ル K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径 5 センチメートル未満 20,112点(生活療養を受ける場合にあっては、20,041点)

ヲ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除 術 27,311点 (生活療養を受ける場合にあっては、27,240点) ワ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法 (一連として) 9,850点 (生活療養を受ける場合にあっては、9,779点) カ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮 術 12,371点 (生活療養を受ける場合にあっては、12,300点)

を挿入する場合 ロ その他のもの(片側) 22,096点 (生活療養を受ける場合にあっては、22,025点) ヌ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズ を挿入する場合 ロ その他のもの(両側) 37,054点 (生活療養を受ける場合にあっては、36,983点) ル K282 水晶体再建術 2 眼内レンズ を挿入しない場合(片側) 20.065点 (生活療養を受ける場合にあっては、19,994点) ヲ K282 水晶体再建術 2 眼内レンズ を挿入しない場合(両側) 30,938点 (生活療養を受ける場合にあっては、30,867点) ワ K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5セ ンチメートル未満 19,806点 (生活療養を受ける場合にあっては、19.735点) カ K616-4 経皮的シャント拡張術・血 栓除去術 37,588点 (生活療養を受ける場合にあっては、37,517点) ヨ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除 24,013点 (生活療養を受ける場合にあっては、23,942点) タ K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法 (一連として) 12.669点 (生活療養を受ける場合にあっては、12,598点) レ K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮

(生活療養を受ける場合にあっては、11,678点) ソ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ

ア(3歳未満に限る。)

11,749点

35,052点

ヨ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳未満に限る。) 29,093点 (生活療養を受ける場合にあっては、29,022点) タ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上に限る。) 24,805点 (生活療養を受ける場合にあっては、24,734点)

レ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径へルニア手術(両側) (15歳未満に限る。) 56,183点 (生活療養を受ける場合にあっては、56,112点)

ソ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径へルニア手術(両側)(15歳以上に限る。) 51,480点(生活療養を受ける場合にあっては、51,409点)ツ K 7 2 1 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径 2 センチメートル未満 14,661点

(生活療養を受ける場合にあっては、14,590点) ネ K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切 除術 2 長径2センチメートル以上 (生活療養を受ける場合にあっては、34,981点)
ツ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ
ア (3歳以上6歳未満に限る。) 28,140点
(生活療養を受ける場合にあっては、28,069点)
ネ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ
ア (6歳以上15歳未満に限る。) 25,498点
(生活療養を受ける場合にあっては、25,427点)
ナ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ
ア (15歳以上に限る。) 24,466点
(生活療養を受ける場合にあっては、24,395点)
ラ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両
側) (3歳未満に限る。) 68,729点
(生活療養を受ける場合にあっては、68,658点)
ム K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両
側) (3歳以上6歳未満に限る。)

55, 102点

(生活療養を受ける場合にあっては、55,031点) ウ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両 側) (6歳以上15歳未満に限る。)

43,921点

(生活療養を受ける場合にあっては、43,850点) ヰ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(15歳以上に限る。) 50,212点 (生活療養を受ける場合にあっては、50,141点) ノ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満 14,314点

(生活療養を受ける場合にあっては、14,243点) オ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切 除術 2 長径2センチメートル以上

18,932点

(生活療養を受ける場合にあっては、18,861点) ナ K743 痔核手術(脱肛を含む。) 2 硬化療法(四段階注射法によるもの)

13,410点

(生活療養を受ける場合にあっては、13,339点)

ラ K867 子宮頸部(腟部) 切除術 18.400点

(生活療養を受ける場合にあっては、18,329点) ム K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 35,524点

(生活療養を受ける場合にあっては、35,453点)

【注の見直し】

注4 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に 掲げるものは、短期滞在手術等基本料2に含 まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算及びデータ提出加算を除

く。)

ハ (略)

17,847点

(生活療養を受ける場合にあっては、17,776点) ク K743 痔核手術(脱肛を含む。) 2 硬化療法(四段階注射法によるもの)

12,291点

(生活療養を受ける場合にあっては、12,220点) ヤ K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 (一連につき) 28,010点

(生活療養を受ける場合にあっては、27,939点) マ K867 子宮頸部(腟部)切除術 17,344点

(生活療養を受ける場合にあっては、17,273点) ケ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 34,438点

(生活療養を受ける場合にあっては、34,367点)フ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療 59,855点

(生活療養を受ける場合にあっては、59,784点)

注4 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に 掲げるものは、短期滞在手術等基本料2に含 まれるものとする。

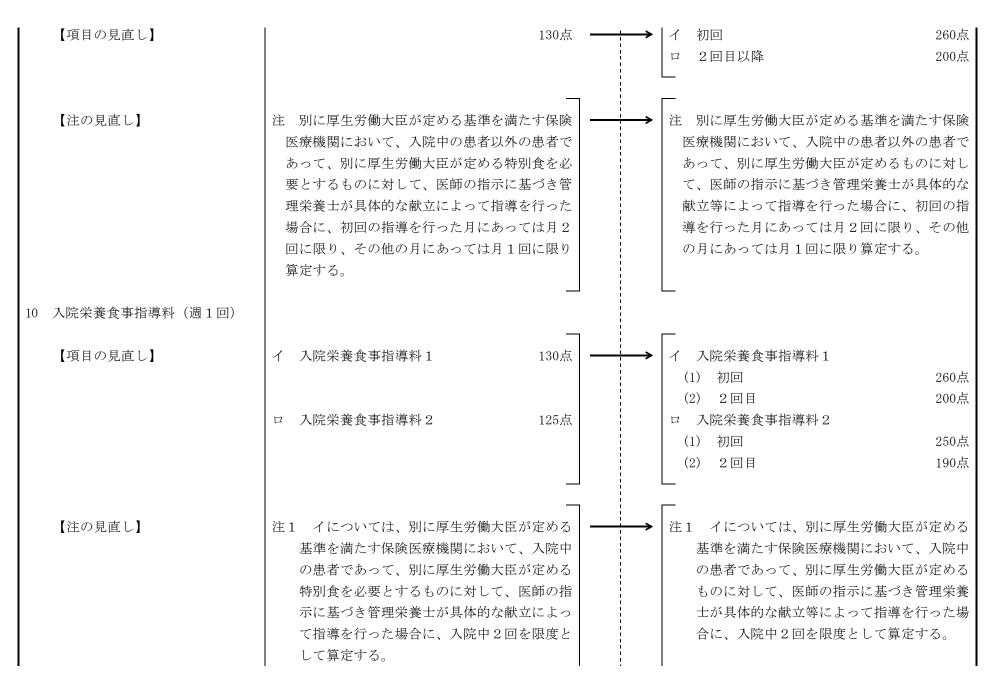
イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、がん拠点病院加算及びデータ提出加算を除く。)

ハ (略)

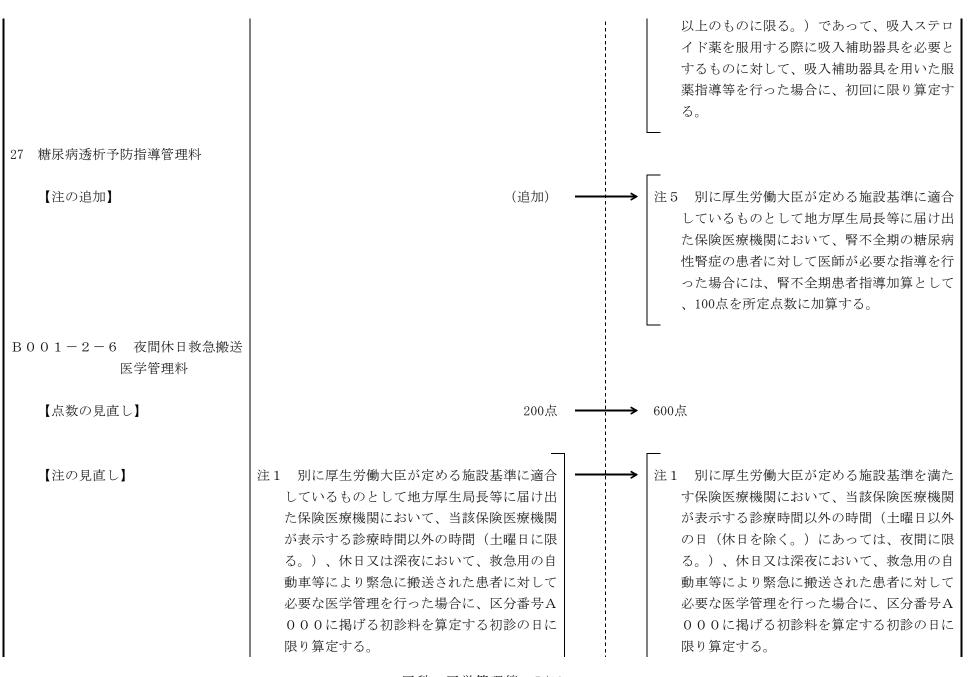
【注の見直し】	一 注5 第1章基本診療料及び第2章特掲診療料に 掲げるものは、短期滞在手術等基本料3に含 まれるものとする。	,	→ 注5 第1章基本診療料及び第2章特掲診療料に 掲げるもの(当該患者に対して行った第2章 第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬 剤料、第4節特定保険医療材料料、区分番号 J038に掲げる人工腎臓及び退院時の投薬 に係る薬剤料並びに別に厚生労働大臣が定め
			に係る薬剤料並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、短期滞在手術等基本料3に含まれるものとする。

項目	現 行	改正案
第2章 特揭診療料		
第1部 医学管理等		
B001 特定疾患治療管理料		
5 小児科療養指導料		
【点数の見直し】	250点	→ 270点
【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。	注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小 児科を標榜する保険医療機関において、小児 科を担当する医師が、慢性疾患であって生活 指導が特に必要なものを主病とする15歳未満 の患者であって入院中以外のものに対して、 必要な生活指導を継続して行った場合に、月 1回に限り算定する。ただし、区分番号BO 00に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号 B001の7に掲げる難病外来指導管理料又 は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫 瘍患者指導管理料を算定している患者につい ては算定しない。
9 外来栄養食事指導料		



【注の見直し】 注2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める 注2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める 基準を満たす保険医療機関(診療所に限る。 基準を満たす保険医療機関(診療所に限る。) において、入院中の患者であって、別に厚) において、入院中の患者であって、別に厚 生労働大臣が定める特別食を必要とするもの 生労働大臣が定めるものに対して、当該保険 に対して、当該保険医療機関の医師の指示に 医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療 基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が 機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によ って指導を行った場合に、入院中2回を限度 具体的な献立によって指導を行った場合に、 入院中2回を限度として算定する。 として算定する。 12 心臓ペースメーカー指導管理料 【項目の見直し】 550点 イ 着用型自動除細動器による場合 イ 遠隔モニタリングによる場合 360点 ロ 着用型自動除細動器による場合 ロ イ以外の場合 360点 360点 ハ イ又はロ以外の場合 360点 【注の見直し】 注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用し 注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用し ている患者(イ及びハについては入院中の患 ている患者(ロについては入院中の患者以外 者以外のものに限る。) に対して、療養上必 のものに限る。) に対して、療養上必要な指 要な指導を行った場合に、イにあっては4月 導を行った場合に、1月に1回に限り算定す に1回に限り、ロ及びハにあっては1月に1 る。 回に限り算定する。ただし、イを算定する患 者について、算定した月以外の月において、 当該患者の急性増悪により必要な指導を行っ た場合には、1月に1回に限りハを算定す る。

【注の見直し】	 注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者(口を算定する場合に限る。)に対して、植込型除細動器の適応の可否が確定するまでの期間等に使用する場合に限り、初回算定日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り、植込型除細動器移行期加算として、23,830点を所定点数に加算する。 注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、当該患者(イを算定する場合に限る。)に対して、植込型除細動器の適応の可否が確定するまでの期間等に使用する場合に限り、初回算定日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り、植込型除細動器移行期加算として、31,5 10点を所定点数に加算する。
【注の追加】	(追加) 注5 口を算定する患者について、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、60点に当該期間の月数(当該指導を行った月に限り、11月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。
16 喘息治療管理料	
【項目の見直し】	イ 1月目 75点 ロ 2月目以降 25点 1 喘息治療管理料1 イ 1月目 ロ 2月目以降 25点 2 喘息治療管理料2 280点
【注の追加】	(追加) 注3 2については、別に厚生労働大臣が定める 基準を満たす保険医療機関において、入院中 の患者以外の喘息の患者(6歳未満又は65歳



【新設】

(新設)

B 0 0 1 - 2 - 10 認知症地域包括診療料(月1回) 1.515点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関(許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。)において、認知症の患者(認知症以外に1以上の疾患(疑いのものを除く。)を有する入院中の患者以外のものであって、1処方につき5種類を超える内服薬の投薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて3種類を超えて投薬を行った場合のいずれにも該当しないものに限る。)に対して、患者又はその家族等の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合(初診の日を除く。)に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 注2 認知症地域包括診療を受けている患者に対して行った区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料(II)、第2章第2部在宅医療(区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。)及び第5部投薬(区分番号F100に掲げる処

【新設】 (新設) 方料及び区分番号F400に掲げる処方せん料を除く。)を除く費用は、認知症地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

B001-2-11 小児かかりつけ診療料(1日 につき)

1 処方せんを交付する場合

イ 初診時 602点

口 再診時 413点

2 処方せんを交付しない場合

イ 初診時 712点

口 再診時 523点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、未就学児(3歳以 上の患者にあっては、3歳未満から小児かか りつけ診療料を算定しているものに限る。) の患者であって入院中の患者以外のものに対 して診療を行った場合に算定する。
- 注2 区分番号A001に掲げる再診料の注9に 規定する場合については、算定しない。
- 注3 区分番号A000に掲げる初診料の注7及 び注8に規定する加算、区分番号A001に 掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算 、区分番号A002に掲げる外来診療料の注

B 0 0 1 - 3 - 2 ニコチン依存症管 理料

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、禁煙を希望する患者であって、スクリーニングテスト(TDS)等によりニコチン依存症であると診断されたものに対し、治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を行い、文書により患者の同意を得た上で、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行うとともに、その内容を文書により情報提供した場合に、5回に限り算定する。

8及び注9に規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)、区分番号B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料(II)並びに区分番号C000に掲げる往診料(同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。)を除き、診療に係る費用は、小児かかりつけ診療料に含まれるものとする。

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、禁煙を希望する患者であって、スクリーニングテスト(TDS)等によりニコチン依存症であると診断されたものに対し、治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を行い、文書により患者の同意を得た上で、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行うとともに、その内容を文書により情報提供した場合に、5回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。

B001-7 リンパ浮腫指導管理料 注1 保険医療機関に入院中の患者であって、子 注1 保険医療機関に入院中の患者であって、子 【注の見直し】 宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪 宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪 性腫瘍又は腋窩部郭清を伴う乳腺悪性腫瘍に 性腫瘍又は腋窩部郭清を伴う乳腺悪性腫瘍に 対する手術を行ったものに対して、当該手術 対する手術を行ったものに対して、当該手術 を行った日の属する月又はその前月若しくは を行った日の属する月又はその前月若しくは 翌月のいずれかに、医師又は医師の指示に基 翌月のいずれかに、医師又は医師の指示に基 づき看護師又は理学療法士が、リンパ浮腫の づき看護師、理学療法士若しくは作業療法士 重症化等を抑制するための指導を実施した場 が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための 合に、入院中1回に限り算定する。 指導を実施した場合に、入院中1回に限り算 定する。 B 0 0 4 退院時共同指導料 1 【点数の見直し】 1 在宅療養支援診療所(地域における退院後の 患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有 する診療所であって、別に厚生労働大臣が定め る施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出たものをいう。以下この表にお いて同じ。)の場合 1,000点 1,500点 2 1以外の場合 600点 900点 B005 退院時共同指導料2 300点 ——— **→** 400点 B005-1-2 介護支援連携指導

【点数の見直し】

B 0 0 5 - 2 地域連携診療計画管理 料

【削除】

300点 + 400点

900点

→ (削除)

- 注1 転院後又は退院後の地域における患者の治 療を総合的に管理するため、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た病院である保険 医療機関(以下この表において「計画管理病 院」という。)が、別に厚生労働大臣が定め る疾患ごとにあらかじめ地域連携診療計画を 作成し、当該疾患に係る治療等を担う別の保 険医療機関又は介護サービス事業者等と共有 するとともに、当該疾患の患者に対して、患 者の同意を得た上で、入院時に当該計画に基 づく個別の患者の診療計画を作成し、患者に 説明し、文書により提供するとともに、転院 時又は退院時に当該別の保険医療機関又は介 護サービス事業者等に当該患者に係る診療情 報を文書により提供した場合に、転院時又は 退院時に1回に限り所定点数を算定する。
- 注2 注1の規定に基づく当該別の保険医療機関 又は介護サービス事業者等への文書の提供に 係る区分番号B009に掲げる診療情報提供 料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとす る。
- 注3 当該患者に対して行われた区分番号B00 5-1-2に掲げる介護支援連携指導料の費

用は、所定点数に含まれるものとする。

注4 区分番号A238に掲げる退院調整加算、 区分番号A238-4に掲げる救急搬送患者 地域連携紹介加算、区分番号B003に掲げ る開放型病院共同指導料(II)又は区分番号B0 05に掲げる退院時共同指導料2は、別に算 定できない。

B 0 0 5 - 3 地域連携診療計画退院 時指導料(I)

【削除】

600点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(計画管理病院を除く。)が、区分番号B005-2に掲げる地域連携診療計画管理料を算定した患者の退院時に、患者の同意を得た上で、地域連携診療計画に基づく退院後の診療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、計画管理病院に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、所定点数を算定する。
- 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(計画管理病院を除く。)が、患者の同意を得た上で、注1に規定する診療計画に基づいて、地域において当該患者の退院後の治療等を担う保険医療機関又は介護サービス事業者等に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合には、地域連携診療計画退院計画加算として、100点を所定点数に加算する。

(削除)

- 注3 注1の規定に基づく計画管理病院への文書 の提供及び注2の規定に基づく当該保険医療 機関又は介護サービス事業者等への文書の提 供に係る区分番号B009に掲げる診療情報 提供料(I)の費用は、それぞれ所定点数に含ま れるものとする。
- 注4 当該患者に対して行われた区分番号B00 5-1-2 に掲げる介護支援連携指導料の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 注5 区分番号A238に掲げる退院調整加算、 区分番号A238-5に掲げる救急搬送患者 地域連携受入加算、区分番号B003に掲げ る開放型病院共同指導料(I)又は区分番号B0 05に掲げる退院時共同指導料2は、別に算 定できない。

B 0 0 5 - 3 - 2 地域連携診療計画 退院時指導料(II)

【削除】

300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(計画管理病院を除く。)が、他の保険医療機関において区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)を算定して当該他の保険医療機関を退院した患者であって入院中の患者以外のものに対して、同区分番号の注1に規定する診療計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、当該退院した日の属する月の翌月までに計画管理病院に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、所定点

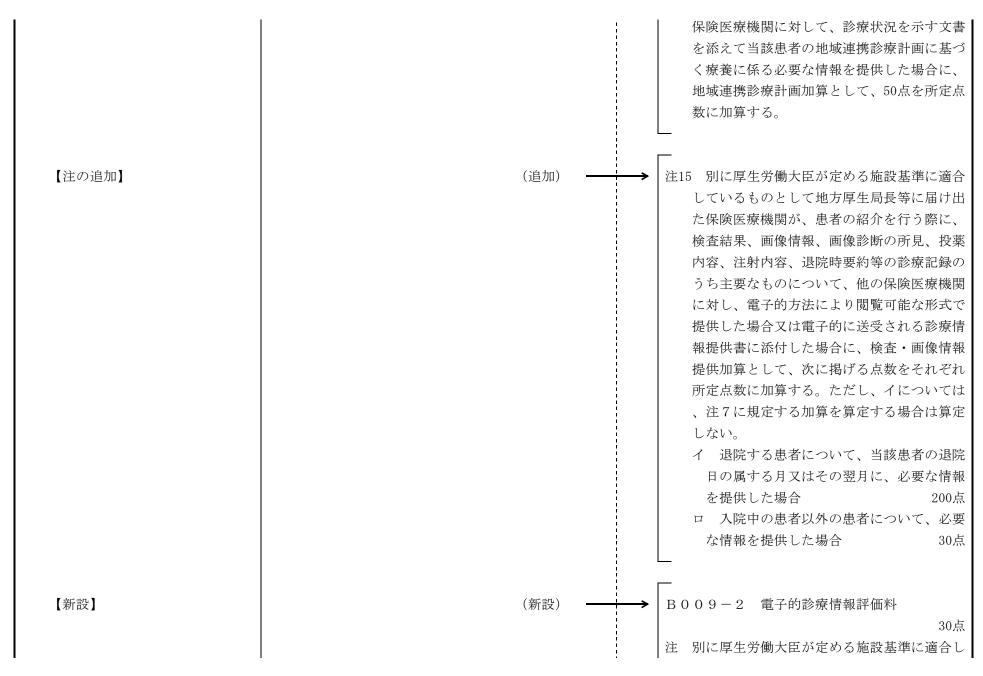
(削除)

B005-6-3 がん治療連携管理 料	数を算定する。 注2 注1の規定に基づく計画管理病院への文書 の提供に係る区分番号B009に掲げる診療 情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれる ものとする。	
【項目の見直し】	500点	→ 1 がん診療連携拠点病院の場合 500点 2 地域がん診療病院の場合 300点 3 小児がん拠点病院の場合 750点
【注の見直し】	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関等から紹介された患者であってがんと診断された入院中の患者以外の患者に対して、化学療法又は放射線治療を行った場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関が、他の保険医療機関等から紹介 された患者であってがんと診断された入院中の 患者以外の患者に対して、化学療法又は放射線 治療を行った場合に、当該基準に係る区分に従 い、1人につき1回に限り所定点数を算定す る。
【新設】	(新設)	B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料 500点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た す保険医療機関が、外来で化学療法又は緩和 ケアを実施している進行がんの患者であって、在宅での緩和ケアに移行が見込まれるもの について、患者と診療の方針等について十分

B005-7 認知症専門診断管理料			に話し合い、患者の同意を得た上で、在宅で 緩和ケアを実施する他の保険医療機関に対し て文書で紹介を行った場合に、1人につき1 回に限り所定点数を算定する。 注2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への 文書の提供に係る区分番号B009に掲げる 診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含ま れるものとする。
【項目の見直し】	1 認知症専門診断管理料12 認知症専門診断管理料2	700点 300点	→ 1 認知症専門診断管理料 1 イ 基幹型又は地域型の場合 700点 ロ 診療所型の場合 500点 2 認知症専門診断管理料 2 300点
【新設】		(新設)	→ B005-9 排尿自立指導料 200点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、週1回に限り、患者1人につき6回を限度として算定する。
B007 退院前訪問指導料			
【点数の見直し】		555点	→ 580点

F day of N	(dur =H)	
【新設】	(新設)	→ B007-2 退院後訪問指導料 580点
		注1 当該保険医療機関が、保険医療機関を退院
		した別に厚生労働大臣が定める状態の患者の
		地域における円滑な在宅療養への移行及び在
		宅療養の継続のため、患家等を訪問し、当該
		患者又はその家族等に対して、在宅での療養
		上の指導を行った場合に、当該患者が退院し
		た日から起算して1月以内の期間(退院日を
		除く。)に限り、5回を限度として算定す
		る。
		注2 在宅療養を担う訪問看護ステーション又は
		他の保険医療機関の看護師等と同行し、必要
		な指導を行った場合には、訪問看護同行加算
		として、退院後1回に限り、20点を所定点数
		に加算する。
		注3 注1及び注2に掲げる指導に要した交通費
		は、患家の負担とする。
B008 薬剤管理指導料		
【項目の見直し】	1 救命救急入院料等を算定している患者に対し	
一人 日の 元巨 し	て行う場合 430点	されている患者に対して行う場合 380点
	2 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射	2 1 の患者以外の患者に対して行う場合
	2 村に女主官垤が必要な医菜品が投業又は任物 されている患者に対して行う場合(1に該当す	
		325点
	る場合を除く。) 380点 380点	
	3 1及び2の患者以外の患者に対して行う場合	
	325点	
1		<u> </u>

1	!	
【新設】	(新設)	B008-2 薬剤総合評価調整管理料
		250点 注1 入院中の患者以外の患者であって、6種類 以上の内服薬(特に規定するものを除く。) が処方されていたものについて、当該処方の 内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に 処方する内服薬が2種類以上減少した場合に 、月1回に限り所定点数を算定する。 注2 処方の内容の調整に当たって、別の保険医 療機関又は保険薬局に対して、照会又は情報 提供を行った場合、連携管理加算として、50 点を所定点数に加算する。ただし、連携管理 加算を算定した場合において、区分番号BO 09に掲げる診療情報提供料(I)(当該別 の保険医療機関に対して患者の紹介を行った 場合に限る。)は同一日には算定できない。
B 0 0 9 診療情報提供料(I)		
【注の追加】	(追加)	注14 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の退院日の属する月又はその翌月に、連携する保険医療機関において区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定して当該連携保険医療機関を退院した患者(あらかじめ共有されている地域連携診療計画に係る入院中の患者以外の患者に限る。)の同意を得て、当該連携



ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報 提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画 像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容 、退院時要約等の診療記録のうち主要なものに ついて、電子的方法により閲覧又は受信し、当 該患者の診療に活用した場合に算定する。

項目	現 行	改正案
第2章 特掲診療料		
第2部 在宅医療		
第1節 在宅患者診療・指導料		
C000 往診料		
【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定める時間において入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している場合に緊急に行う往診、夜間(深夜を除く。)の往診、深夜の往診を行った場合には、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院(地域において在宅療養を提供する診療所がないことにより、当該地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。)等の区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。 イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの保険医が行う場合(1)病床を有する場合	注1 別に厚生労働大臣が定める時間において入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している場合に緊急に行う往診、夜間(深夜を除く。)又は休日の往診、深夜の往診を行った場合には、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院(地域において在宅療養を提供する診療所がないことにより、当該地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。)等の区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。 イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの保険医が行う場合 (1) 病床を有する場合

【注の見直し】

① 緊急に行う往診

850点

② 夜間(深夜を除く。)の往診

1,700点

③ 深夜の往診

2,700点

(2) 病床を有しない場合

① 緊急に行う往診

750点

② 夜間(深夜を除く。)の往診

1,500点

③ 深夜の往診

2,500点

ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病 院(イに規定するものを除く。)の保険医 が行う場合

(1) 緊急に行う往診

650点

(2) 夜間(深夜を除く。)の往診

1,300点

(3) 深夜の往診

2,300点

ハ イからロまでに掲げるもの以外の保険医 療機関の保険医が行う場合

(1) 緊急に行う往診

325点

(2) 夜間(深夜を除く。)の往診 650点

(3) 深夜の往診

1,300点

① 緊急に行う往診

850点

② 夜間(深夜を除く。) 又は休日の往 1,700点

③ 深夜の往診

2,700点

(2) 病床を有しない場合

① 緊急に行う往診

750点

2,500点

② 夜間(深夜を除く。)又は休日の往 診

1,500点

ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病 院(イに規定するものを除く。)の保険医 が行う場合

(1) 緊急に行う往診

③ 深夜の往診

650点

(2) 夜間(深夜を除く。) 又は休日の往診

1,300点

(3) 深夜の往診

2,300点

ハ イからロまでに掲げるもの以外の保険医 療機関の保険医が行う場合

(1) 緊急に行う往診

325点

(2) 夜間(深夜を除く。) 又は休日の往診 650点

(3) 深夜の往診

1,300点

注6 注1の口については、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合するものとして地方厚 生局長等に届け出た保険医療機関の保険医が 行った場合は、在宅療養実績加算として、75

点を更に所定点数に加算する。

注6 注1については、別に厚生労働大臣が定め る施設基準に適合するものとして地方厚生局 長等に届け出た保険医療機関の保険医が行っ た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在 宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養 実績加算1又は在宅療養実績加算2として、

100点、75点又は50点を、それぞれ更に所定 点数に加算する。 C 0 0 1 在宅患者訪問診療料(1日 につき) 【項目の見直し】 1 同一建物居住者以外の場合 833点 1 同一建物居住者以外の場合 833点 2 同一建物居住者の場合 2 同一建物居住者の場合 203点 イ 特定施設等に入居する者の場合 203点 ロ イ以外の場合 103点 【注の見直し】 注2 2については、在宅で療養を行っている患 注2 2のイについては、介護保険法第8条第11 項に規定する特定施設、同条第20項に規定す 者(同一建物居住者に限る。)であって通院 る地域密着型特定施設又は特別養護老人ホー が困難なものに対して、その同意を得て、計 ムにおいて療養を行っている患者(同一建物 画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療 居住者に限る。)であって通院が困難なもの を行った場合(区分番号A000に掲げる初 に対して、2の口については、在宅で療養を 診料を算定する初診の日に訪問して診療を行 行っている患者(同一建物居住者に限る。) った場合を除く。) に、当該患者1人につき であって通院が困難なもの(2のイを算定す 週3回(同一の患者について、1及び2を併 るものを除く。) に対して、その同意を得て せて算定する場合において同じ。)を限度 、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して (別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に 診療を行った場合(区分番号A000に掲げ 対する場合を除く。)として算定する。この る初診料を算定する初診の日に訪問して診療 場合において、区分番号A001に掲げる再 を行った場合を除く。) に、当該患者1人に 診料、区分番号A002に掲げる外来診療料 つき週3回(同一の患者について、1及び2 又は区分番号C000に掲げる往診料は、算 を併せて算定する場合において同じ。)を限 定しない。 度(別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者 に対する場合を除く。)として算定する。こ の場合において、区分番号A001に掲げる

再診料、区分番号A002に掲げる外来診療 料又は区分番号C000に掲げる往診料は、 算定しない。 注6 在宅で死亡した患者(往診又は訪問診療を 注6 在宅で死亡した患者(往診又は訪問診療を 【注の見直し】 行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した 行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した 患者を含む。) に対してその死亡日及び死亡 患者を含む。) に対してその死亡日及び死亡 日前14日以内に、2回以上の往診又は訪問診 日前14日以内に、2回以上の往診又は訪問診 療を実施した場合には、在宅ターミナルケア 療を実施した場合には、在宅ターミナルケア 加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所 加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所 定点数に加算する。ただし、ロについては、 定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す 臣が定める施設基準に適合するものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行っ るものとして地方厚生局長等に届け出た保険 医療機関が行った場合は、在宅療養実績加算 た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在 として、750点を更に所定点数に加算する。 宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養 実績加算1又は在宅療養実績加算2として、 それぞれ1,000点、750点又は500点を更に所 定点数に加算する。 イ~ハ (略) イ~ハ (略) C 0 0 2 在宅時医学総合管理料(月 1回) 【項目の見直し】 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院で 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院で あって別に厚生労働大臣が定めるものの場合 あって別に厚生労働大臣が定めるものの場合 イ 病床を有する場合 イ 病床を有する場合 (1) 保険薬局において調剤を受けるために処 (1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に 方せんを交付する場合 対し、月2回以上訪問診療を行っている場

- ① 同一建物居住者以外の場合 5,000点 ② 同一建物居住者の場合 1,200点 (2) 処方せんを交付しない場合 ① 同一建物居住者以外の場合 5,300点 ② 同一建物居住者の場合 1,500点 ロ 病床を有しない場合 (1) 保険薬局において調剤を受けるために処 方せんを交付する場合 ② 同一建物居住者の場合
 - ① 同一建物居住者以外の場合 4,600点 1,100点 (2) 処方せんを交付しない場合 ① 同一建物居住者以外の場合 4.900点 1,400点 ② 同一建物居住者の場合

① 単一建物診療患者が1人の場合 5,400点 ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 4,500点 ③ ①及び②以外の場合 2,880点 (2) 月2回以上訪問診療を行っている場合 ((1)の場合を除く。) ① 単一建物診療患者が1人の場合 4,600点 ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 2,500点 ③ ①及び②以外の場合 1,300点 (3) 月1回訪問診療を行っている場合 ① 単一建物診療患者が1人の場合 2,760点 ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 1,500点 ③ ①及び②以外の場合 780点 ロ 病床を有しない場合 (1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に 対し、月2回以上訪問診療を行っている場 ① 単一建物診療患者が1人の場合 5,000点 ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 4,140点 ③ ①及び②以外の場合 2,640点

(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が1人の場合

((1)の場合を除く。)

		4, 2	200点
		② 単一建物診療患者が2人以上9人	以下
			300点
		③ ①及び②以外の場合 1,2	点00点
		(3) 月1回訪問診療を行っている場合	
		① 単一建物診療患者が1人の場合	
		2, 5	520点
		② 単一建物診療患者が2人以上9人	以下
		の場合 1,3	息088
		③ ①及び②以外の場合 7	'20点
2 在宅療養支援診療所又は在宅療養	支援病院	2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病	院
(1に規定するものを除く。) の場合	=	(1に規定するものを除く。) の場合	
イ 保険薬局において調剤を受ける	ために処方	イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者	に対
せんを交付する場合		し、月2回以上訪問診療を行っている場	·合
(1) 同一建物居住者以外の場合	4,200点	(1) 単一建物診療患者が1人の場合	
(2) 同一建物居住者の場合	1,000点	$4, \epsilon$	点00点
		(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以	下の
		場合 3,7	'80点
		(3) (1)及び(2)以外の場合 2,4	点00点
ロ 処方せんを交付しない場合		ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合	· (イ
(1) 同一建物居住者以外の場合	4,500点	の場合を除く。)	
(2) 同一建物居住者の場合	1,300点	(1) 単一建物診療患者が1人の場合	
		3, 8	800点
		(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以	下の
		場合 2,1	.00点
		(3) (1)及び(2)以外の場合 1,1	.00点
		ハ 月1回訪問診療を行っている場合	
		(1) 単一建物診療患者が1人の場合	
		2, 2	280点
		(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以	下の
			-

			場合	1,260点
			(3) (1)及び(2)以外の場合	660点
	3 1及び2に掲げるもの以外の場合		3 1及び2に掲げるもの以外の場	合
	イ 保険薬局において調剤を受ける	ために処方	イ 別に厚生労働大臣が定める状	態の患者に対
	せんを交付する場合		し、月に2回以上訪問診療を行	っている場合
	(1) 同一建物居住者以外の場合	3, 150点	(1) 単一建物診療患者が1人の	場合
	(2) 同一建物居住者の場合	760点		3,450点
		i	(2) 単一建物診療患者が2人以	上9人以下の
			場合	2,835点
			(3) (1)及び(2)以外の場合	1,800点
	ロ 処方せんを交付しない場合	i	ロ 月2回以上訪問診療を行って	いる場合(イ
	(1) 同一建物居住者以外の場合	3,450点	の場合を除く。)	
	(2) 同一建物居住者の場合	1,060点	(1) 単一建物診療患者が1人の	場合
		i		2,850点
			(2) 単一建物診療患者が2人以	上9人以下の
			場合	1,575点
		!	(3) (1)及び(2)以外の場合	850点
			ハ 月1回訪問診療を行っている	場合
			(1) 単一建物診療患者が1人の	場合
		1		1,710点
			(2) 単一建物診療患者が2人以	上9人以下の
			場合	945点
			(3) (1)及び(2)以外の場合	510点
		_	L	
		7	Γ	
【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定める施設	基準に適合	▶ 注1 別に厚生労働大臣が定める施	設基準に適合
	しているものとして地方厚生局長	等に届け出	しているものとして地方厚生局	長等に届け出
	た保険医療機関(診療所、在宅療法	養支援病院	た保険医療機関(診療所、在宅	療養支援病院
	及び許可病床数が200床未満の病院		及び許可病床数が200床未満の	
	養支援病院を除く。)に限る。)は	こおいて、	養支援病院を除く。)に限る。)において、

在宅での療養を行っている患者(介護保険法 在宅での療養を行っている患者(特別養護老 人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホー 第8条第11項に規定する特定施設、同条第20 項に規定する地域密着型特定施設又は特別養 ムその他入居している施設において療養を行 護老人ホームにおいて療養を行っている患者 っている患者(以下「施設入居者等」とい その他入居している施設において一定の医学 う。)を除く。)であって通院が困難なもの 的管理を受けている患者(以下「特定施設入 に対して、患者の同意を得て、計画的な医学 居者等」という。)を除く。)であって通院 管理の下に定期的な訪問診療を行っている場 が困難なものに対して、患者の同意を得て、 合に、訪問回数及び単一建物診療患者(当該 計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的 患者が居住する建築物に居住する者のうち、 な訪問診療を行っている場合に、月1回に限 当該保険医療機関が訪問診療を実施し、医学 り算定する。 管理を行っているものをいう。以下この表に おいて同じ。) の人数に従い、所定点数を月 1回に限り算定する。 注2 注1において、処方せんを交付しない場合 【注の追加】 (追加) は、300点を所定点数に加算する。 【注の見直し】 注4 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管 注5 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管 理に関し特別な管理を必要とする患者(別に 理に関し特別な管理を必要とする患者(別に 厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限 厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限 る。) に対して、1月に4回以上の往診又は る。) に対して、1月に4回以上の往診又は 訪問診療を行った場合には、患者1人につき 訪問診療を行った場合には、患者1人につき 1回に限り、重症者加算として、1,000点を 1回に限り、頻回訪問加算として、600点を 所定点数に加算する。 所定点数に加算する。 【注の見直し】 注7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 注6 2については、別に厚生労働大臣が定める するものとして地方厚生局長等に届け出た保 施設基準に適合するものとして地方厚生局長

等に届け出た保険医療機関が行った場合は、 険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げ 在宅療養実績加算として、同一建物居住者以 る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ 外の場合は300点、同一建物居住者の場合は7 更に所定点数に加算する。 5点をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 (1) 単一建物診療患者が1人の場合 400点 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 200点 (3) (1)及び(2)以外の場合 100点 口 在宅療養実績加算1 (1) 単一建物診療患者が1人の場合 300点 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 150点 75点 (3) (1)及び(2)以外の場合 ハ 在宅療養実績加算2 (1) 単一建物診療患者が1人の場合 200点 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 100点 (3) (1)及び(2)以外の場合 50点 【注の追加】 (追加) 注8 3について、別に厚生労働大臣が定める基 準を満たさない場合には、それぞれ所定点数 の100分の80に相当する点数を算定する。 C002-2 特定施設入居時等医学 総合管理料(月1回)

【名称の見直し】 【項目の見直し】

特定施設入居時等医学総合管理料 (月1回)

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院で あって別に厚生労働大臣が定めるものの場合 イ 病床を有する場合

- (1) 保険薬局において調剤を受けるために処 方せんを交付する場合
 - ① 同一建物居住者以外の場合 3,600点
 - ② 同一建物居住者の場合

- (2) 処方せんを交付しない場合
 - ① 同一建物居住者以外の場合 3,900点
 - ② 同一建物居住者の場合
 - 1,170点

870点

- ロ 病床を有しない場合
 - (1) 保険薬局において調剤を受けるために処

施設入居時等医学総合管理料(月1回)

- 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院で あって別に厚生労働大臣が定めるものの場合 イ 病床を有する場合
 - (1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に 対し、月2回以上訪問診療を行っている場
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合

3,900点

- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 3,240点
- ③ ①及び②以外の場合
- 2,880点
- (2) 月2回以上訪問診療を行っている場合 ((1)の場合を除く。)
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合

3,300点

- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 1,800点
- ③ ①及び②以外の場合
- 1,300点
- (3) 月1回訪問診療を行っている場合
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合

1,980点

- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 1,080点
- ③ ①及び②以外の場合

780点

- ロ 病床を有しない場合
 - (1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に

方せんを交付する場合 対し、月2回以上訪問診療を行っている場 ① 同一建物居住者以外の場合 3,300点 ② 同一建物居住者の場合 ① 単一建物診療患者が1人の場合 800点 ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 ③ ①及び②以外の場合 (2) 処方せんを交付しない場合 (2) 月2回以上訪問診療を行っている場合 ((1)の場合を除く。) ① 同一建物居住者以外の場合 3,600点 ② 同一建物居住者の場合 ① 単一建物診療患者が1人の場合 1,100点 ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 ③ ①及び②以外の場合 (3) 月1回訪問診療を行っている場合 ① 単一建物診療患者が1人の場合 ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 ③ ①及び②以外の場合 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院 (1に規定するものを除く。) の場合 (1に規定するものを除く。) の場合 イ 保険薬局において調剤を受けるために処方 イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対 せんを交付する場合 し、月2回以上訪問診療を行っている場合 (1) 同一建物居住者以外の場合 3,000点 (1) 単一建物診療患者が1人の場合 (2) 同一建物居住者の場合 720点 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の 場合 (3) (1)及び(2)以外の場合 ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合(イ ロ 処方せんを交付しない場合

3,600点

2,970点

2,640点

3,000点

1.650点

1.200点

1,800点

990点

720点

3,300点

2,700点

2,400点

(1) 同一建物居住者以外の場合	3,300点	の場合を除く。)
(2) 同一建物居住者の場合	1,020点	(1) 単一建物診療患者が1人の場合
		2,700点
		(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の
		場合 1,500点
		(3) (1)及び(2)以外の場合 1,100点
		ハ 月1回訪問診療を行っている場合
		(1) 単一建物診療患者が1人の場合
		1,620点
		(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の
		場合 900点
		(3) (1)及び(2)以外の場合 660点
3 1及び2に掲げるもの以外の場合		3 1及び2に掲げるもの以外の場合
イ 保険薬局において調剤を受ける	ために処方	イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対
せんを交付する場合		し、月2回以上訪問診療を行っている場合
(1) 同一建物居住者以外の場合	2,250点	(1) 単一建物診療患者が1人の場合
(2) 同一建物居住者の場合	540点	2,450点
ロ 処方せんを交付しない場合		(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の
(1) 同一建物居住者以外の場合	2,550点	場合 2,025点
(2) 同一建物居住者の場合	840点	(3) (1)及び(2)以外の場合 1,800点
		ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合(イ
		の場合を除く。)
		(1) 単一建物診療患者が1人の場合
		2,050点
		(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の
		場合 1,125点
		(3) (1)及び(2)以外の場合 850点
		ハ 月1回訪問診療を行っている場合
		(1) 単一建物診療患者が1人の場合
		1,230点

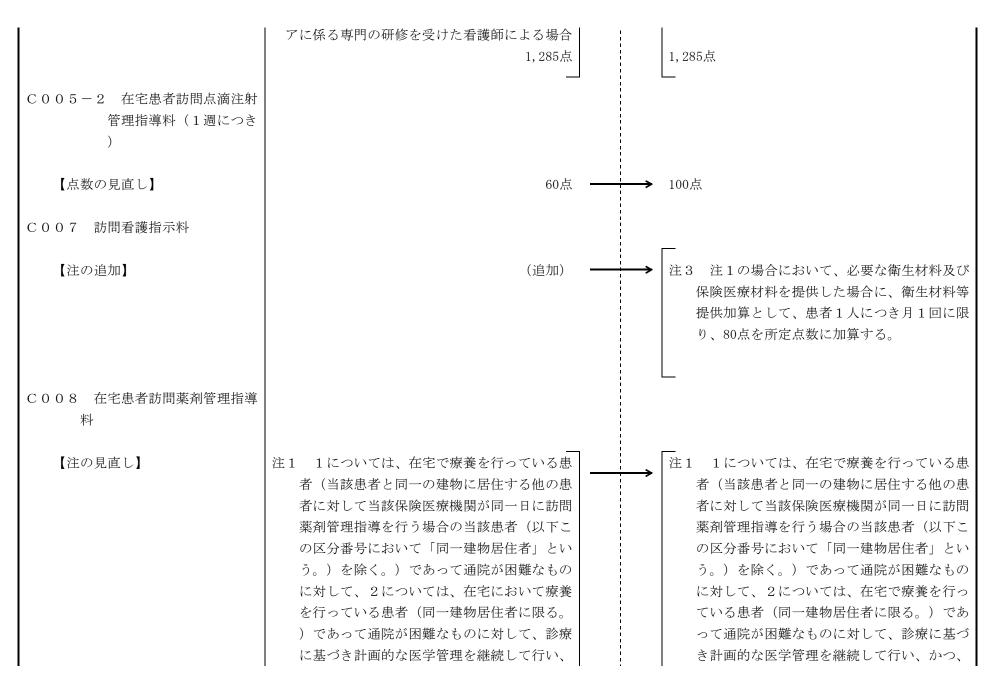
		(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の 場合 675点 (3) (1)及び(2)以外の場合 510点
【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院(在宅療養支援病院を除く。)に限る。)において、特定施設入居者等であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行っている場合、月1回に限り算定する。	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院(在宅療養支援病院を除く。)に限る。)において、施設入居者等であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合、訪問回数及び単一建物診療患者の人数に従い、所定点数を月1回に限り算定する。
【注の追加】	(追加)	→ 注2 注1において、処方せんを交付しない場合 は、300点を所定点数に加算する。
【注の見直し】	注4 特定施設入居時等医学総合管理料を算定すべき医学管理に関し特別な管理を必要とする患者(別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。)に対して、1月に4回以上の往診又は訪問診療を行った場合には、患者1人につき1回に限り、重症者加算として、1,000点を所定点数に加算する。	注5 施設入居時等医学総合管理料を算定すべき 医学管理に関し特別な管理を必要とする患者 (別に厚生労働大臣が定める状態等にあるも のに限る。)に対して、1月に4回以上の往 診又は訪問診療を行った場合には、患者1人 につき1回に限り、頻回訪問加算として、60 0点を所定点数に加算する。

【注の見直し】	注6 2については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合するものとして地方厚生局長 等に届け出た保険医療機関が行った場合は、 在宅療養実績加算として、同一建物居住者以 外の場合は225点、同一建物居住者の場合は5 6点をそれぞれ所定点数に加算する。	→ 注7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。 イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算(1) 単一建物診療患者が1人の場合 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 150点(3) (1)及び(2)以外の場合 75点口 在宅療養実績加算1 (1) 単一建物診療患者が1人の場合 225点(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 110点(3) (1)及び(2)以外の場合 56点ハ 在宅療養実績加算2 (1) 単一建物診療患者が1人の場合 150点(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 150点(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 75点(3) (1)及び(2)以外の場合 75点(3) (1)及び(2)以外の場合 40点
【注の追加】	(追加)	→ 注8 3について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。

C003 在宅がん医療総合診療料 (1日につき)	
【注の見直し】	注5 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、在宅療養実績加算として、110点を所定点数に加算する。
C004 救急搬送診療料	
【注の見直し】	注2 新生児又は6歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該診療を行った場合には、 新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ 1,000点又は500点を所定点数に加算する。
【注の見直し】	注3 注1に規定する場合であって、当該診療に 要した時間が30分を超えた場合には、長時間 加算として、500点を所定点数に加算する。 注3 注1に規定する場合であって、当該診療に 要した時間が30分を超えた場合には、長時間 加算として、700点を所定点数に加算する。
C005 在宅患者訪問看護・指導料 (1日につき)	
【点数の見直し】	1 保健師、助産師又は看護師(3の場合を除 →

く。)による場合 イ 週 3 日目まで 555点 ロ 週 4 日目以降 655点 2 准看護師による場合 イ 週 3 日目まで 505点 ロ 週 4 日目以降 605点 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 1,285点 C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪問看護・指導料(1
ロ 週4日目以降 655点 2 准看護師による場合 505点 イ 週3日目まで 505点 ロ 週4日目以降 605点 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 630点 1,285点 1,285点
2 准看護師による場合 イ 週 3 日目まで 505点 ロ 週 4 日目以降 605点 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 1,285点 530点 630点 1,285点 C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪 1,285点
イ 週3日目まで 505点 ロ 週4日目以降 605点 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 1,285点 1,285点 1,285点
ロ 週4日目以降 605点 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 1,285点 1,285点 1,285点
3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 1,285点 1,285点 1,285点 C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪 1,285点
アに係る専門の研修を受けた看護師による場合 1,285点 C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪
1, 285点 C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪
C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪
日につき)
【点数の見直し】 1 保健師、助産師又は看護師(3の場合を除 → →
く。)による場合
イ同一日に2人
(1) 週3日目まで 555点 580点
(2) 週4日目以降 655点 680点
ロ同一日に3人以上
(2) 週4日目以降 328点 343点
2 准看護師による場合
イ 同一日に2人
(1) 週3日目まで 505点 530点
(2) 週4日目以降 605点 630点
ロ 同一日に3人以上
(1) 週 3日目まで 253点 268点
(2) 週4日目以降 303点 318点
3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケ

医科-在宅医療-16/26



かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行 薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場 合に、1と2を合わせて患者1人につき月4 った場合に、1と2を合わせて患者1人につ 回(末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養 き月4回(末期の悪性腫瘍の患者及び中心静 脈栄養法の対象患者については、週2回かつ 法の対象患者については、週2回かつ月8回)に限り算定する。この場合において、1と 月8回)を限度として算定する。この場合に おいて、1と2を合わせて薬剤師1人につき 2を合わせて薬剤師1人につき週40回に限り 1日5回に限り算定できる。 算定できる。 C 0 0 9 在宅患者訪問栄養食事指導 【注の見直し】 注1 1については、在宅で療養を行っており通 注1 1については、在宅で療養を行っており通 院が困難な患者(当該患者と同一の建物に居 院が困難な患者(当該患者と同一の建物に居 住する他の患者に対して当該保険医療機関が 住する他の患者に対して当該保険医療機関が 同一日に訪問栄養食事指導を行う場合の当該 同一日に訪問栄養食事指導を行う場合の当該 患者(以下この区分番号において「同一建物 患者(以下この区分番号において「同一建物 居住者」という。)を除く。)であって、別 居住者」という。)を除く。)であって、別 に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする に厚生労働大臣が定めるものに対して、2に ものに対して、2については、在宅で療養を ついては、在宅で療養を行っており通院が困 行っており通院が困難な患者(同一建物居住 難な患者(同一建物居住者に限る。)であっ 者に限る。) であって、別に厚生労働大臣が て、別に厚生労働大臣が定めるものに対して 定める特別食を必要とするものに対して、診 、診療に基づき計画的な医学管理を継続して 療に基づき計画的な医学管理を継続して行い 行い、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な 、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な献立 献立等によって栄養管理に係る指導を行った によって実技を伴う指導を行った場合に、1 場合に、1と2を合わせて月2回に限り算定 と2を合わせて月2回に限り算定する。 する。 C 0 1 2 在宅患者共同診療料 【項目の見直し】 往診の場合 1 往診の場合 1.500点 1.500点 訪問診療の場合(同一建物居住者以外) 訪問診療の場合(同一建物居住者以外)

1,000点

3 訪問診療の場合(同一建物居住者)

イ 特定施設等に入居する者の場合

240点

ロ イ以外の場合

120点

【注の見直し】

注3 3のイについては、在宅療養後方支援病院 (許可病床数が500床未満の病院に限る。) が、介護保険法第8条第11項に規定する特定 施設、同条第20項に規定する地域密着型特定 施設又は特別養護老人ホームにおいて療養を 行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等 を有する患者以外の患者(同一建物居住者に 限る。) であって、通院が困難なものに対し て、3の口については、在宅で療養を行って いる別に厚生労働大臣が定める疾病等を有す る患者以外の患者(同一建物居住者に限る。) であって通院が困難なもの(3のイを算定 するものを除く。) に対して、当該患者に対 する在宅医療を担う他の保険医療機関からの 求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的 に訪問して共同で診療を行った場合に、1か ら3までのいずれかを最初に算定した日から 起算して1年以内に、患者1人につき1から

3までを合わせて2回に限り算定する。

在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が 定める疾病等を有する患者以外の患者(同一 建物居住者に限る。)であって通院が困難な ものに対して、当該患者に対する在宅医療を 担う他の保険医療機関からの求めに応じて計

画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以

内に、患者1人につき1から3までを合わせ

注3 3については、在宅療養後方支援病院(許

可病床数が500床未満の病院に限る。)が、

1,000点

240点

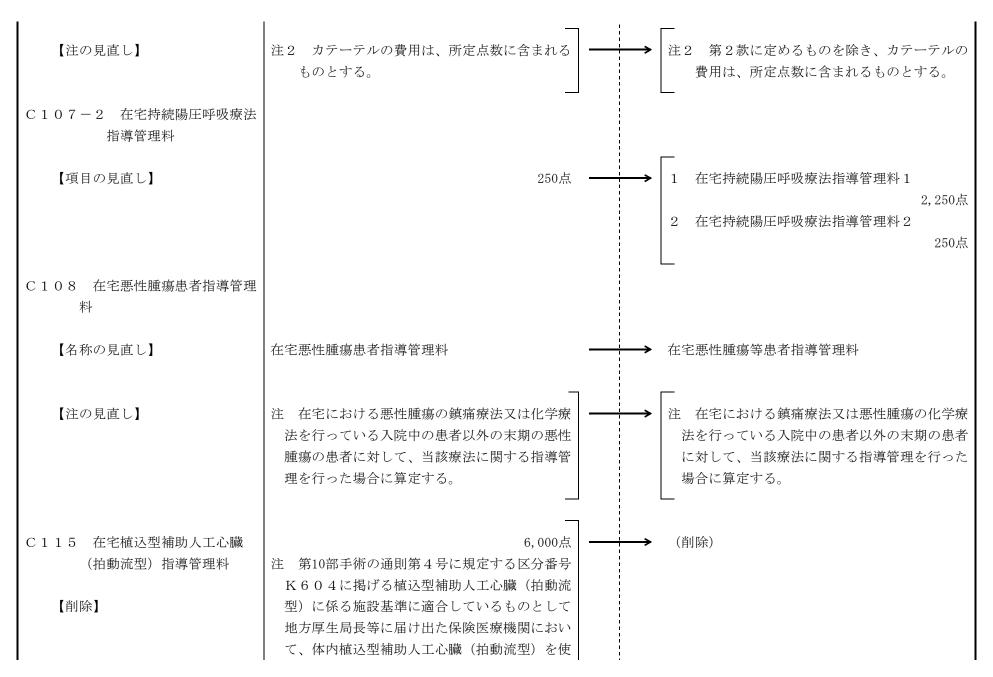
て2回に限り算定する。

3 訪問診療の場合(同一建物居住者)

第2節 在宅療養指導管理料

第1款 在宅療養指導管理料

C 1 O 1 在宅自己注射指導管理料		:			
【項目の見直し】	1 複雑な場合	1,230点	$\rightarrow \begin{bmatrix} 1 \end{bmatrix}$	複雑な場合	1, 230点
	2 1以外の場合	1, 200///	$\frac{1}{2}$	1以外の場合	1, 200///
	イ 月3回以下の場合	100点		'月27回以下の場合	650点
	ロ 月4回以上の場合	190点		1 月28回以上の場合	750点
	ハ 月8回以上の場合	290点			
	ニ 月28回以上の場合	810点			
			L		
		\neg			
【注の見直し】	注2 初回の指導を行った日の属	属する月から起算	→ 注 2	2 初回の指導を行った日の属す	片 る月から起算
	して3月以内の期間に当該打	省導管理を行った		して3月以内の期間に当該指導	掌管理を行った
	場合には、導入初期加算とし	ンて、3月を限度		場合には、導入初期加算として	て、3月を限度
	として、500点を所定点数に	加算する。		として、580点を所定点数に加	算する。
		;	<u>L</u>		
C101-3 在宅妊娠糖尿病患者指 導管理料					
					40 4 - 4 4
【注の見直し】	注妊娠中の糖尿病患者(別に厚	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖	
	める者に限る。)であって入門	- ' - '		(別に厚生労働大臣が定める者は	
	患者に対して、周産期における	i		って入院中の患者以外の患者に対	
	ために適切な指導管理を行った	に場合に算定す : :		こおける合併症の軽減のために通	箇切な指導管埋
	る。		2	行った場合に算定する。	
C 1 0 3 在宅酸素療法指導管理料			_		
0100 伍七敗米原仏相等官 垤材					
【点数の見直し】	1 チアノーゼ型先天性心疾患の	○場合 1,300点	→ 520	占	
Improved I	2 その他の場合	2,500点		00点	
				~ ~/III	
C 1 0 6 在宅自己導尿指導管理料					



用している患者であって入院中の患者以外の患 者に対して、療養上必要な指導を行った場合に 、月1回に限り算定する。 C116 在宅植込型補助人工心臓 (非拍動流型) 指導管理料 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し 【注の見直し】 注 第10部手術の通則第4号に規定する区分番号 K604-2に掲げる植込型補助人工心臓(非 ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、体内植込型補助人工心臓 拍動流型) に係る施設基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た保険医療機関 (非拍動流型)を使用している患者であって入 において、体内植込型補助人工心臓(非拍動流 院中の患者以外の患者に対して、療養上必要な 型)を使用している患者であって入院中の患者 指導を行った場合に、月1回に限り算定する。 以外の患者に対して、療養上必要な指導を行っ た場合に、月1回に限り算定する。 第2款 在宅療養指導管理材料加算 C 1 5 0 血糖自己測定器加算 【注の見直し】 注1 1から3までについては、入院中の患者以 注1 1から3までについては、入院中の患者以 外の患者であって次に掲げるものに対して、 外の患者であって次に掲げるものに対して、 血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖 血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖 自己測定器を使用した場合に、3月に3回に 自己測定器を使用した場合に、3月に3回に 限り、第1款の所定点数に加算する。 限り、第1款の所定点数に加算する。 イ~ハ (略) イ~ハ (略) ニ 妊娠中の糖尿病患者(別に厚生労働大臣 ニ 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患 が定める者に限る。) 者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。

注2 4から6までについては、入院中の患者以 注2 4から6までについては、入院中の患者以 【注の見直し】 外の患者であって次に掲げるものに対して、 外の患者であって次に掲げるものに対して、 血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血 血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血 糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回 糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回 に限り、第1款の所定点数に加算する。 に限り、第1款の所定点数に加算する。 イ・ロ (略) イ・ロ (略) ハ 妊娠中の糖尿病患者(別に厚生労働大臣 ハ 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患 者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。 が定める者に限る。) C157 酸素ボンベ加算 【注の見直し】 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外 の患者(チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除 の患者(チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除 く。) に対して、酸素ボンベを使用した場合に く。) に対して、酸素ボンベを使用した場合に 、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算 、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算 する。 する。 C 1 5 8 酸素濃縮装置加算 【注の見直し】 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外 の患者(チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除 の患者(チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除 く。)に対して、酸素濃縮装置を使用した場合 く。)に対して、酸素濃縮装置を使用した場合 に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加 に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加 算する。ただし、この場合において、区分番号 算する。ただし、この場合において、区分番号 C157に掲げる酸素ボンベ加算の2は算定で C157に掲げる酸素ボンベ加算の2は算定で きない。 きない。 C 1 5 9 液化酸素装置加算

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外 【注の見直し】 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外 の患者(チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除 の患者(チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除 く。) に対して、液化酸素装置を使用した場合 く。) に対して、液化酸素装置を使用した場合 に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加 に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加 算する。 算する。 C 1 5 9 - 2 呼吸同調式デマンドバ ルブ加算 【注の見直し】 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外 の患者(チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除 の患者(チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除 く。) に対して、呼吸同調式デマンドバルブを く。) に対して、呼吸同調式デマンドバルブを 使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の 使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の 所定点数に加算する。 所定点数に加算する。 C161 注入ポンプ加算 【注の見直し】 注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養 注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養 法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入 法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入 院中の患者以外の患者又は在宅における悪性腫 院中の患者以外の患者、在宅における鎮痛療法 瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている入 若しくは悪性腫瘍の化学療法を行っている入院 院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対し 中の患者以外の末期の患者又は別に厚生労働大 て、注入ポンプを使用した場合に、第1款の所 臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院 定点数に加算する。 中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使 用した場合に、第1款の所定点数に加算する。 C163 間歇導尿用ディスポーザブ ルカテーテル加算

【項目の見直し】	間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算 600点	 特殊カテーテル加算 1 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテルイ 親水性コーティングを有するもの 960点ロ イ以外のもの 600点 2 間歇バルーンカテーテル 600点
【注の見直し】	注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外 の患者に対して、間歇導尿用ディスポーザブル カテーテルを使用した場合に、第1款の所定点 数に加算する。	注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外 の患者に対して、間歇導尿用ディスポーザブル カテーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用 した場合に、第1款の所定点数に加算する。
C 1 6 5 経鼻的持続陽圧呼吸療法用 治療器加算		
【項目の見直し】	経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1,210点 ——	在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1 ASVを使用した場合 3,750点 2 CPAPを使用した場合 1,100点
【注の見直し】	注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の 患者以外の患者に対して、経鼻的持続陽圧呼吸 療法用治療器を使用した場合に、2月に2回に 限り、第1款の所定点数に加算する。	注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の 患者以外の患者に対して、持続陽圧呼吸療法用 治療器を使用した場合に、3月に3回に限り、 第1款の所定点数に加算する。
【新設】	(新設)	→ C168-2 携帯型精密ネブライザー加算 3,200点 注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外

【新設】	のものに対して、携帯型精密ネブライザーを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。 C171 在宅酸素療法材料加算 1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 780点 2 その他の場合 100点 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
【新設】	(新設) → C171-2 在宅持続陽圧呼吸療法材料加算 100点 100点 注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の 患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器 を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款 の所定点数に加算する。

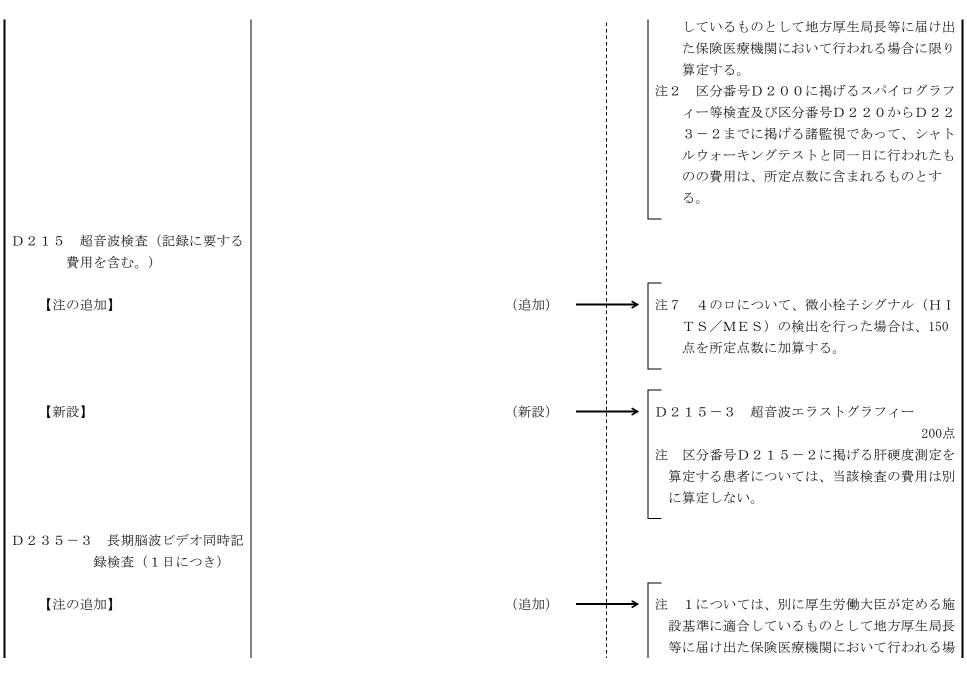
項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第3部 検査		
第1節 検体検査料		
第1款 検体検査実施料		
D006 出血・凝固検査		
【注の見直し】	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から31までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略)	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から35までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略)
D006-4 遺伝学的検査		
【注の追加】	(追加)	注 別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
D 0 0 7 血液化学検査		_

【注の見直し】	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から9までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。イ・ロ (略)ハ 10項目以上 117点注 (略)	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。イ・ロ (略)ハ 10項目以上 115点注 (略)
D008 内分泌学的検査		
【注の見直し】	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の12から41までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。イ~ハ (略)	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から47までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。イ~ハ (略)
D009 腫瘍マーカー		
【注の見直し】	注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本 区分の2から21までに掲げる検査を2項目以 上行った場合は、所定点数にかかわらず、検 査の項目数に応じて次に掲げる点数により算 定する。 イ~ハ (略)	注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本 区分の2から26までに掲げる検査を2項目以 上行った場合は、所定点数にかかわらず、検 査の項目数に応じて次に掲げる点数により算 定する。 イ~ハ (略)
D013 肝炎ウイルス関連検査		
【注の見直し】	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から12までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目

	数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略) ハ 5項目以上 469点		数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略) ハ 5項目以上 460点
D014 自己抗体検査		 	_
【注の見直し】	注 本区分の9から12まで及び16(抗ARS抗体に限る。)に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。	\	注 本区分の9から14まで及び17に掲げる検査を 2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数 にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定 する。
D017 排泄物、滲出物又は分泌物 の細菌顕微鏡検査			
【注の追加】	(追加)		注 同一検体について当該検査と区分番号D00 2に掲げる尿沈渣(鏡検法)又は区分番号D0 02-2に掲げる尿沈渣(フローサイトメトリ 一法)を併せて行った場合は、主たる検査の所 定点数のみ算定する。
D025 基本的検体検査実施料(1 日につき)			
【注の見直し】	注 2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ〜ヲ (略) ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応、リウマトイド因子(RF)) ・ 半定量及びリウマトイド因子(RF)定量	-	注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ〜ヲ (略) ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応及びリウマトイド因子(R F)定量

	カ・ヨ (略)		力・ヨ (略)
第2款 検体検査判断料			_
D026 検体検査判断料			
【注の追加】		(追加)	注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、検体検査管理加算 (II)、検体検査管理加算(II)又は検体検査管理加 算例を算定した場合は、国際標準検査管理加 算として40点を加算する。
【注の追加】		(追加)	→ 注7 区分番号D015の21に掲げる免疫電気泳動法を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。
D 0 2 7 基本的検体検査判断料			
【注の見直し】	注2 区分番号D026に掲げる検 の注3本文に規定する施設基準 るものとして届出を行った保険 定機能病院に限る。)において、 行った場合には、当該基準に係 、患者1人につき月1回に限り、 る点数を所定点数に加算する。 に掲げる点数のうちいずれかの た場合には、同一月において同	に適合してい 医療機関(特 、検体検査を る区分に従い 、同注に掲げ ただし、同注 点数を算定し	→ 注2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3本文及び注4に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関(特定機能病院に限る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に

第3節 生体検査料 通則	の点数は、算定しない。	掲げる他の点数は、算定しない。
【通則の見直し】	1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して本節に掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。イ~へ (略)	1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して本節に掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80又は100分の50に相当する点数を加算する。イ~へ (略)ト 経皮的酸素ガス分圧測定チ~タ (略)
【通則の見直し】	2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D 200からD242までに掲げる検査(次に掲 げるものを除く。)を行った場合は、各区分に 掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当 する点数を加算する。 イ~へ (略) ト~ル (略)	2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D 200からD242までに掲げる検査(次に掲 げるものを除く。)を行った場合は、各区分に 掲げる所定点数に所定点数の100分の30に相当 する点数を加算する。 イ~へ (略) ト 経皮的酸素ガス分圧測定 チ~ヲ (略)
【新設】	(新設)	→ D211-4 シャトルウォーキングテスト 200点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合



1		合に算定する。
D238 脳波検査判断料 【注の追加】	(追加)	→ 注2 1については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関において行わ れる場合に算定する。
【注の追加】	(追加)	→ 注3 遠隔脳波診断を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定す
		る。この場合において、受信側の保険医療機 関が脳波検査判断料1の届出を行った保険医 療機関であり、当該保険医療機関において常 勤の医師が脳波診断を行い、その結果を送信 側の保険医療機関に文書等により報告した場 合は、脳波検査判断料1を算定することがで きる。
D282-3 コンタクトレンズ検査 料		
【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、コンタクトレンズ の装用を目的に受診した患者に対して眼科学 的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検	→ 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検

	査料1を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料2を算定する。	査料1、2又は3を算定し、当該保険医療機 関以外の保険医療機関であって、別に厚生労 働大臣が定める施設基準に適合しているもの において、コンタクトレンズの装用を目的に 受診した患者に対して眼科学的検査を行った 場合は、コンタクトレンズ検査料4を算定す る。
D317 膀胱尿道ファイバースコピ ー		
【注の追加】	(追加)	注 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を 行った場合には、狭帯域光強調加算として、20 0点を所定点数に加算する。
D317-2 膀胱尿道鏡検査		
【注の追加】	(追加)	注 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を 行った場合には、狭帯域光強調加算として、20 0点を所定点数に加算する。

第3部 検査

旧区	分番号	新検査項目名	点数 改正前 引	新区分 女正後)番号	備考
	第1節	検体検査料	•	•	•	
		第1款 検体検査実施料				
		(尿・糞便等検査)				
D000		尿中一般物質定性半定量検査	26 →	26 D000		
D001		尿中特殊物質定性定量検査		D001		
D001	1	尿蛋白	$7 \rightarrow$	7 D001	1	
D001	2	VMA定性(尿)	9 →	9 D001	2	
D001	2	Bence Jones蛋白定性(尿)	9 →	9 D001	2	
D001	2	尿グルコース	9 →	9 D001	2	
D001	3	ウロビリノゲン(尿)	16 →	16 D001	3	
D001	3	先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)	16 →	16 D001	3	
D001	3	尿浸透圧	16 →	16 D001	3	
D001	4	ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)	17 →	17 D001	4	
D001	5	Nーアセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)	41 →	41 D001	5	
D001	6	アルブミン定性(尿)	49 →	49 D001	6	
D001	7	黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)	72 →	72 D001	7	
D001	7	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)	72 →	72 D001	7	
D001	8	アルブミン定量(尿)	110 →	108 D001	8	
D001	9	トランスフェリン(尿)	112 →	110 D001	9	
D001	9	ウロポルフィリン(尿)	112 →	110 D001	9	
D001	9	δ アミノレブリン酸(δ $-$ ALA)(尿)	112 →	112 D001	10	
D001	10	ポリアミン(尿)	115 →	115 D001	11	
D001	11	ミオイノシトール(尿)	120 →	120 D001	12	
D001	12	コプロポルフィリン(尿)	145 →	143 D001	13	
D001	13	ポルフォビリノゲン(尿)	194 →	191 D001	14	
D001	13	総ヨウ素(尿)	194 →	191 D001	14	

医科-検査-別1-1/48

大田 改正後 大型・デー・デー・デー・ 大田 改正後 大型・デー・デー・デー・ 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	旧区分番号		新検査項目名	点数		新区分	釆县	
1 15 L型船前総給合張口(L-FABP)(原) 210 - 210 DO01 16 RX流液(検検法) 27 - 27 DO02 注3 RX流液(検検法) 27 - 27 DO02 注3 DO02 注3 DO03	шДУ	がある	初代史代中	改正前	改正後	初四月1	ET 7	VH σ
深光性(競検法)	0001	14	Ⅳ型コラーゲン(尿)	204	→ 200	D001	15	
22 注3 染色標本による検査を行った場合	0001	15	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)	210	→ 210	D001	16	
22-2	0002		尿沈渣(鏡検法)	27	\rightarrow 27	D002		
33 黄便検査 15 → 15 0003 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0002	注3	染色標本による検査を行った場合	9 -	\rightarrow (D002	注3	
15 → 15 D003 1	0002-2		尿沈渣(フローサイトメトリー法)	24	\rightarrow 24	D002-2		
15 → 15 D003 1 2 養便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。) 20 → 20 D003 2 3 集便や抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。) 20 → 20 D003 2 3 事業便申指質 25 → 25 D003 4 3 養便中へモグロビン定性 37 → 37 D003 5 3 を養便中へモグロビン定性 37 → 37 D003 5 3 を養便中へモグロビン定性 41 → 41 D003 7 3 養便中へモグロビン及びトランスフェリン定性・定量 56 → 56 D003 8 3 養便中へモグロビン及びトランスフェリン定性・定量 80 → 80 D003 9 4 ・キトリブンン(養便) 80 → 80 D003 9 4 ・ 日・リブンシ(養便) 80 → 80 D003 9 4 ・ 日・リブンシ(養便) 80 → 80 D004 1 6 投資機能を 20 → 20 D004 1 6 関液又は十二指腸液一般検査 55 → 55 D004 3 6 日液 現体を検査 62 → 62 D004 4 6 関管粘液一般検査 62 → 62 D004 4 6 関管粘液一般検査 75 → 75 D004 5 6 関管粘液一般検査 75 → 75 D004 6 6 関管粘液一般検査 75 → 75 D004 7 6 関粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) 100 → 100 D004 7 6 関粒球エラスターゼに発酵を検験 100 → 100 D004 7 6 関粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 100 → 100 D004 7 6 関粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 6 現験がまプラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 6 現験がまプラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 6 現験がまプラスターゼ(上の)半定量(脳分泌液) 170 → 170 D004 9	0003		糞便検査			D003		
33 2	0003	1	虫卵検出(集卵法)(糞便)	15	\rightarrow 15	D003	1	
33 3 虫体検出(糞便) 23 → 23 D003 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	0003	1	ウロビリン (糞便)	15	\rightarrow 15	D003	1	
33 4 糞便中胎質 25 → 25 D003 4 33 5 糞便中へモグロビン定性 37 → 37 D003 5 33 6 虫卵培養(糞便) 40 → 40 D003 6 33 7 糞便中へモグロビン 41 → 41 D003 7 33 8 糞便中へモグロビン及びトランスフェリン定性・定量 56 → 56 D003 8 33 9 キモトリプシン(糞便) 80 → 80 D003 9 34 1 酸度測定(胃液) 15 → 15 D004 1 34 2 ヒューナー検査 20 → 20 D004 2 35 3 胃液又は十二指腸液一般検査 55 → 55 D004 3 36 4 4 6 酸液一般検査 62 → 62 D004 4 36 5 株務・一般検査 70 → 70 D004 5 37 6 対流・一般検査 70 → 70 D004 7 38 7 大阪・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	0003	2	糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	20	\rightarrow 20	D003	2	
33 5 養便中へモグロビン定性 37 → 37 D003 5 33 6 虫卵培養(養便) 40 → 40 D003 6 33 7 養便中へモグロビン及びトランスフェリン定性・定量 56 → 56 D003 8 33 9 キモトリプシン(糞便) 80 → 80 D003 9 04 1 酸度測定(胃液) 15 → 15 D004 1 04 2 ヒューナー検査 20 → 20 D004 2 04 3 胃液又は十二指腸液一般検査 55 → 55 D004 3 04 4 髄液一般検査 62 → 62 D004 4 04 5 持液一般検査 70 → 70 D004 5 04 7 顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) 100 → 100 D004 7 04 7 頂を定性(涙液) 100 → 100 D004 7 04 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 04 9 乳酸デドレゲナーゼ(LD) 半定量(膣分泌液) 170 → 170 D004 9	0003	3	虫体検出(糞便)	23	\rightarrow 23	D003	3	
33 6 虫卵培養(糞便) 40 → 40 D003 6 36 女人でロビン及びトランスフェリン定性・定量 56 → 56 D003 8 37 女人でロビン及びトランスフェリン定性・定量 56 → 56 D003 8 38 女人でロビン及びトランスフェリン定性・定量 50 → 80 D003 9 D004 D004 D004 D004 D004 D004 D004 D0	0003	4	糞便中脂質	25	\rightarrow 25	D003	4	
13 7	0003	5	糞便中へモグロビン定性	37	\rightarrow 37	D003	5	
8	0003	6	虫卵培養(糞便)	40	\rightarrow 40	D003	6	
9 キモトリプシン(養便) 80 → 80 D003 9 D004	0003	7	糞便中へモグロビン	41	→ 4E	D003	7	
20	0003	8	糞便中へモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	56	→ 56	D003	8	
15 → 15 D004 1 2 ヒューナー検査 20 → 20 D004 2 3 胃液又は十二指腸液一般検査 55 → 55 D004 3 04 4 髄液一般検査 62 → 62 D004 4 5 精液一般検査 70 → 70 D004 5 04 6 頸管粘液一般検査 75 → 75 D004 6 04 7 顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) 10 → 100 D004 7 04 7 IgE定性(涙液) 10 → 100 D004 7 04 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 110 → 100 D004 7 04 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 04 9 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(陸分泌液)	0003	9	キモトリプシン(糞便)	80 -	→ 80	D003	9	
20 → 20 D004 2 月液又は十二指腸液一般検査 62 → 62 D004 3 64 4 髄液一般検査 65 → 55 D004 3 64 5 精液一般検査 66 → 62 D004 4 60 頸管粘液一般検査 70 → 70 D004 5 60 頸管粘液一般検査 75 → 75 D004 6 60 類管粘液一般検査 75 → 75 D004 7 60 類性球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) 67 可 D004 7 68 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 68 取粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 69 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液) 69 別の → 100 D004 7 604 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 69 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液) 60	0004		穿刺液•採取液検查			D004		
104 3 胃液又は十二指腸液一般検査 55 → 55 D004 3 24 4 髄液一般検査 62 → 62 D004 4 24 5 精液一般検査 70 → 70 D004 5 24 6 頸管粘液一般検査 75 → 75 D004 6 24 7 財政球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) 100 → 100 D004 7 24 7 IgE定性(涙液) 100 → 100 D004 7 24 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 24 9 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液) 170 → 170 D004 9	0004	1	酸度測定(胃液)	15	→ 15	D004	1	
04 4 髄液一般検査 62 → 62 D004 4 04 5 精液一般検査 70 → 70 D004 5 04 6 頸管粘液一般検査 75 → 75 D004 6 04 7 顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) 100 → 100 D004 7 04 7 IgE定性(涙液) 100 → 100 D004 7 04 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 04 9 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液) 170 → 170 D004 9	0004	2	ヒューナー検査	20	\rightarrow 20	D004	2	
04 5 精液一般検査 70 → 70 D004 5 04 6 頸管粘液一般検査 75 → 75 D004 6 04 7 顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) 100 → 100 D004 7 04 7 IgE定性(涙液) 100 → 100 D004 7 04 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 04 9 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液) 170 → 170 D004 9	0004	3	胃液又は十二指腸液一般検査	55	→ 55	D004	3	
04 6 頸管粘液一般検査 75 → 75 D004 6 04 7 顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) 100 → 100 D004 7 04 7 IgE定性(涙液) 100 → 100 D004 7 04 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 04 9 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液) 170 → 170 D004 9	0004	4	髓液一般検査	62	\rightarrow 62	D004	4	
04 7 顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) 100 → 100 D004 7 04 7 IgE定性(涙液) 100 → 100 D004 7 04 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 04 9 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液) 170 → 170 D004 9	0004	5	精液一般検査	70	\rightarrow 70	D004	5	
7 IgE定性(涙液) 100 → 100 D004 7 129 → 128 D004 8 170 → 170 D004 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0004	6	頸管粘液一般検査	75	→ 75	D004	6	
94 8 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) 129 → 128 D004 8 9 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液) 170 → 170 D004 9	0004	7	顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液)	100	→ 100	D004	7	
9 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液) 170 → 170 D004 9	0004	7	IgE定性(涙液)	100	→ 100	D004	7	
	0004	8	顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)	129	→ 128	D004	8	
)4 10 マイクロバブルテスト 200 D004 10	0004	9	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液)	170	→ 170	D004	9	
	0004	10	マイクロバブルテスト	200	→ 200	D004	10	

ПΕΛ	- 平日	並检★項目々		点数		並豆八-	正口.	/## ±#.
旧区分	番 方	新検査項目名	改正前	i	改正後	新区分	新 方	備考
D004	11	Ⅲ型プロコラーゲンーCープロペプチド(コンドロカルシン)(関節液)	300	\rightarrow	300	D004	11	
D004	12	肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)(羊水)	380	\rightarrow	_	_	_	(削除)
D004	13	IgGインデックス	445	\rightarrow	439	D004	12	
D004	14	オリゴクローナルバンド	543	\rightarrow	543	D004	13	
D004	15	ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)	601	\rightarrow	601	D004	14	
D004	16	リン酸化タウ蛋白(髄液)	660	\rightarrow	660	D004	15	
D004	16	タウ蛋白(髄液)	660	\rightarrow	660	D004	15	
D004-2		悪性腫瘍組織検査				D004-2		
D004-2	1	悪性腫瘍遺伝子検査				D004-2	1	
D004-2	1	イ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)	2,500	\rightarrow	2,500	D004-2	1	
D004-2	1	ロ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)	2,100	\rightarrow	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	ハ K-ras遺伝子検査	2,100	\rightarrow	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	ニ EWS-Fli1遺伝子検査	2,100	\rightarrow	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	ホ TLS-CHOP遺伝子検査	2,100	\rightarrow	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	へ SYT-SSX遺伝子検査	2,100	\rightarrow	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	ト c-kit遺伝子検査	2,500	\rightarrow	2,500	D004-2	1	
D004-2	1	チ マイクロサテライト不安定性検査	2,100	\rightarrow	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	リ センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査	2,100	\rightarrow	2,100	D004-2	1	
_	_	ヌ BRAF遺伝子検査	-	\rightarrow	6,520	D004-2	1	(新設)
_	_	ル RAS遺伝子検査	-	\rightarrow	2,500	D004-2	1	(新設)
D004-2	2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500	\rightarrow	2,500	D004-2	2	
		(血液学的検査)						
D005		血液形態•機能検査				D005		
D005	1	赤血球沈降速度(ESR)	9	\rightarrow	9	D005	1	
D005	2	網赤血球数	12	\rightarrow	12	D005	2	
D005	3	血液浸透圧	15	\rightarrow	15	D005	3	
D005	3	好酸球(鼻汁・喀痰)	15	\rightarrow	15	D005	3	
D005	3	末梢血液像(自動機械法)	15	\rightarrow	15	D005	3	

1口 17 /	分番号	新検査項目名		点数		新区分	· 来早	備考
IP ID ID /2	71 留 万	机恢宜收日行	改正前	Ī	改正後	利 凸 冗	1 笛 ケ	V用与
D005	4	好酸球数	17	\rightarrow	17	D005	4	
D005	5	末梢血液一般検査	21	\rightarrow	21	D005	5	
D005	6	末梢血液像(鏡検法)	25	\rightarrow	25	D005	6	
D005	6	注 特殊染色を併せて行った場合の加算(特殊染色ごとに)	27	\rightarrow	27	D005	6	
D005	7	血中微生物検査	40	\rightarrow	40	D005	7	
D005	8	赤血球抵抗試験	45	\rightarrow	45	D005	8	
D005	9	ヘモグロビン $A1_{C}$ (Hb $A1_{C}$)	49	\rightarrow	49	D005	9	
D005	10	自己溶血試験	50	\rightarrow	50	D005	10	
D005	10	血液粘稠度	50	\rightarrow	50	D005	10	
D005	11	ヘモグロビンF(HbF)	60	\rightarrow	60	D005	11	
D005	12	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性	233	\rightarrow	233	D005	12	
D005	13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)	250	\rightarrow	250	D005	13	
D005	14	骨髄像	854	\rightarrow	837	D005	14	
D005	14	注 特殊染色を併せて行った場合の加算(特殊染色ごとに)	40	\rightarrow	40	D005	14	
D005	15	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)	1,000	\rightarrow	2,000	D005	15	
D006		出血·凝固検査				D006		
D006	1	出血時間	15	\rightarrow	15	D006	1	
D006	2	プロトロンビン時間(PT)	18	\rightarrow	18	D006	2	
D006	2	全血凝固時間	18	\rightarrow	18	D006	2	
D006	2	トロンボテスト	18	\rightarrow	18	D006	2	
D006	3	血餅収縮能	19	\rightarrow	19	D006	3	
D006	3	毛細血管抵抗試験	19	\rightarrow	19	D006	3	
D006	4	フィブリノゲン半定量	23	\rightarrow	23	D006	4	
D006	4	フィブリノゲン定量	23	\rightarrow	23	D006	4	
D006	4	クリオフィブリノゲン	23	\rightarrow	23	D006	4	
D006	5	トロンビン時間	25	\rightarrow	25	D006	5	
D006	6	蛇毒試験	28	\rightarrow	28	D006	6	
D006	6	トロンボエラストグラフ	28	\rightarrow	28	D006	6	

旧区分	→ 乗旦	新検査項目名		点数	☆に	区分番号	備考
ПΔЭ	り留り	利快重視日石	改正前	改	(正後) 利	四月留 5	加持
D006	6	ヘパリン抵抗試験	28	\rightarrow	28 D00	6 6	
D006	7	活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)	29	\rightarrow	29 D00	6 7	
D006	7	ヘパプラスチンテスト	29	\rightarrow	29 D00	6 7	
D006	8	血小板凝集能	50	\rightarrow	50 D00	6 8	
D006	9	血小板粘着能	64	\rightarrow	64 D00	6 9	
D006	10	アンチトロンビン活性	70	\rightarrow	70 D00	6 10	
D006	10	アンチトロンビン抗原	70	\rightarrow	70 D00	6 10	
D006	11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性	80	\rightarrow	80 D00	6 11	
D006	11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量	80	\rightarrow	80 D00	6 11	
D006	11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量	80	\rightarrow	80 D00	6 11	
D006	11	プラスミン	80	\rightarrow	80 D00	6 11	
D006	11	プラスミン活性	80	\rightarrow	80 D00	6 11	
D006	11	α_1 ーアンチトリプシン	80	\rightarrow	80 D00	6 11	
D006	12	フィブリンモノマー複合体定性	93	\rightarrow	93 D00	6 12	
D006	13	プラスミノゲン活性	100	\rightarrow	100 D00	6 13	
D006	13	プラスミノゲン抗原	100	\rightarrow	100 D00	6 13	
D006	13	凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)	100	\rightarrow	100 D00	6 13	
D006	14	フィブリノゲン分解産物(FgDP)	116	\rightarrow	116 D00	6 14	
D006	15	Dダイマー定性	133	\rightarrow	131 D00	6 15	
D006	16	プラスミンインヒビター(アンチプラスミン)	136	\rightarrow	134 D00	6 16	
D006	16	von Willebrand因子(VWF)活性	136	\rightarrow	136 D00	6 18	
D006	17	Dダイマー半定量	137	\rightarrow	135 D00	6 17	
D006	18	α_2 – ייסים אייטייייייייייייייייייייייייייייייייי	138	\rightarrow	138 D00	6 19	
D006	19	PIVKA—II	143	\rightarrow	143 D00	6 21	
D006	19	Dダイマー	143	\rightarrow	141 D00	6 20	
D006	20	凝固因子インヒビター	155	\rightarrow	155 D00	6 22	
D006	20	von Willebrand因子(VWF)抗原	155	\rightarrow	155 D00	6 22	
D006	21	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体(PIC)	165	\rightarrow	162 D00	6 23	

旧区分番号		新検査項目名		点数		新区分番号		備考
旧区分1	留 万	 	改正前	ī	改正後		留 万	/用 与
D006	22	プロテインS活性	170	\rightarrow	170	D006	25	
D006	22	プロテインS抗原	170	\rightarrow	167	D006	24	
D006	23	β ートロンボグロブリン (β 一 TG)	177	\rightarrow	177	D006	26	
D006	24	血小板第4因子(PF ₄)	178	\rightarrow	178	D006	27	
D006	25	プロトロンビンフラグメントF1+2	193	\rightarrow	193	D006	29	
D006	26	トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)	194	\rightarrow	191	D006	28	
D006	27	トロンボモジュリン	209	\rightarrow	205	D006	30	
D006	28	フィブリンモノマー複合体	233	\rightarrow	233	D006	32	
D006	28	凝固因子(第 Π 因子、第 V	233	\rightarrow	229	D006	31	
D006	29	プロテインC抗原	252	\rightarrow	247	D006	33	
D006	29	tPA·PAI-1複合体	252	\rightarrow	247	D006	33	
D006	30	プロテインC活性	260	\rightarrow	255	D006	34	
D006	31	フィブリノペプチド	300	\rightarrow	300	D006	35	
D006	注	包括項目:3項目又は4項目	530	\rightarrow	530	D006	注	
D006	注	包括項目:5項目以上	722	\rightarrow	722	D006	注	
D006-2		造血器腫瘍遺伝子検査	2,100	\rightarrow	2,100	D006-2		
D006-3		Major BCR-ABL1	1,200	\rightarrow	-	D006-3		(名称の変更)
_	_	mRNA定量(国際標準値)				D006-3	1	(新設)
_	_	イ 診断の補助に用いるもの	_	\rightarrow	2,520	D006-3	1	(新設)
_	_	ロ モニタリングに用いるもの	-	\rightarrow	2,520	D006-3	1	(新設)
_	_	mRNA定量(1以外のもの)	_	\rightarrow	1,200	D006-3	2	(新設)
D006-4		遺伝学的検査	3,880	\rightarrow	3,880	D006-4		
D006-5		染色体検査(すべての費用を含む。)	2,730	\rightarrow	2,712	D006-5		
D006-5	注	分染法を行った場合	397	\rightarrow	397	D006-5		
D006-6		免疫関連遺伝子再構成	2,520	\rightarrow	2,520	D006-6		
D006-7		UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,100	\rightarrow	2,100	D006-7		
D006-8		サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出	2,400	\rightarrow	2,400	D006-8		
D006-9		WT1 mRNA	2,520	\rightarrow	2,520	D006-9		

旧区分	番号	新検査項目名	点数	L T 60	新区分番号	備考
D006-10		CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)		文正後 0.000	D006-10	
D000 10		(生化学的検査(I))	10,000	.0,000	D000 10	<u> </u>
D007		血液化学検査			D007	
D007	1	総ビリルビン	11 →	11	D007 1	
D007	1	直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン	11 →		D007 1	
D007	1	総蛋白	11 →		D007 1	
D007	1	アルブミン	11 →	11	D007 1	
D007	1	尿素窒素	11 →	11	D007 1	
D007	1	クレアチニン	11 →	11	D007 1	
D007	1	尿酸	11 →	11	D007 1	
D007	1	アルカリホスファターゼ(ALP)	11 →	11	D007 1	
D007	1	コリンエステラーゼ(ChE)	11 →	11	D007 1	
D007	1	γ ーグルタミルトランスフェラーゼ(γ ーGT)	11 →	11	D007 1	
D007	1	中性脂肪	11 →	11	D007 1	
D007	1	ナトリウム及びクロール	11 →	11	D007 1	
D007	1	カリウム	11 →	11	D007 1	
D007	1	カルシウム	11 →	11	D007 1	
D007	1	マグネシウム	11 →	11	D007 1	
D007	1	膠質反応	11 →	11	D007 1	
D007	1	クレアチン	11 →	11	D007 1	
D007	1	グルコース	11 →	11	D007 1	
D007	1	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)	11 →	11	D007 1	
D007	1	エステル型コレステロール	11 →	_		(削除)
D007	1	アミラーゼ	11 →	11	D007 1	
D007	1	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)	11 →	11	D007 1	
D007	1	クレアチンキナーゼ(CK)	11 →	11	D007 1	
D007	1	アルドラーゼ	11 →	11	D007 1	
D007	1	遊離コレステロール	11 →	11	D007 1	

ID ID /	→ 平旦	新検査項目名		点数		茶区ハ	· 来 旦	備考
旧区分	7	<u> </u>	改正前	改工	正後	新区分	省万	1佣 右
D007	1	鉄(Fe)	11	\rightarrow	11 E	0007	1	
D007	1	血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)	11	\rightarrow	11 E	0007	1	
D007	1	不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)	11	\rightarrow	11 E	0007	1	
D007	1	総鉄結合能(TIBC)(比色法)	11	\rightarrow	11 E	0007	1	
D007	2	リン脂質	15	\rightarrow	15 E	0007	2	
D007	3	遊離脂肪酸	16	\rightarrow	- -	-	_	(削除)
D007	4	HDLーコレステロール	17	\rightarrow	17 E	0007	3	
D007	4	前立腺酸ホスファターゼ	17	\rightarrow	- -	-	_	(削除)
D007	4	無機リン及びリン酸	17	\rightarrow	17 E	0007	3	
D007	4	総コレステロール	17	\rightarrow	17 E	0007	3	
D007	4	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)	17	\rightarrow	17 E	0007	3	
D007	4	アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)	17	\rightarrow	17 E	0007	3	
D007	5	LDLーコレステロール	18	\rightarrow	18 E	0007	4	
D007	5	蛋白分画	18	\rightarrow	18 E	0007	4	
D007	6	銅(Cu)	23	\rightarrow	23 E	0007	5	
D007	7	リパーゼ	24	\rightarrow	24 E	0007	6	
D007	8	イオン化カルシウム	26	\rightarrow	26 E	0007	7	
D007	9	マンガン(Mn)	27	\rightarrow	27 E	0007	8	
D007	10	ムコ蛋白	29	\rightarrow	29 E	0007	9	
D007	11	ケトン体	30	\rightarrow	30 E	0007	10	
D007	12	不飽和鉄結合能(UIBC)(RIA法)	31	\rightarrow	- -	-	_	(削除)
D007	12	総鉄結合能(TIBC)(RIA法)	31	\rightarrow	- -	-	_	(削除)
D007	13	アデノシンデアミナーゼ(ADA)	32	\rightarrow	32 E	0007	12	
D007	14	グアナーゼ	35	\rightarrow	35 E	0007	13	
D007	15	有機モノカルボン酸	47	\rightarrow	47 E	0007	14	
D007	15	胆汁酸	47	\rightarrow	47 E	0007	14	
D007	16	ALPアイソザイム	48	\rightarrow	48 E	0007	15	
D007	16	アミラーゼアイソザイム	48	\rightarrow	48 E	0007	15	

T T	\来.P.	车 校木1百日夕		点数		4000	求 旦.	供少
旧区分	了番亏	新検査項目名	改正前	改	正後	新区分	留万	備考
D007	16	γ -GTアイソザイム	48	\rightarrow	48 I	D007	15	_
D007	16	LDアイソザイム	48	\rightarrow	48 I	D007	15	
D007	16	重炭酸塩	48	\rightarrow	48 I	D007	15	
D007	17	ASTアイソザイム	49	\rightarrow	49 I	D007	16	
D007	17	リポ蛋白分画	49	\rightarrow	49 I	D007	16	
D007	18	アンモニア	50	\rightarrow	50 I	D007	17	
D007	19	CKアイソザイム	55	\rightarrow	55 I	D007	18	
D007	19	グリコアルブミン	55	\rightarrow	55 I	D007	18	
D007	20	コレステロール分画	57	\rightarrow	57 I	D007	19	
D007	21	ケトン体分画	59	\rightarrow	59 I	D007	20	
D007	22	カタラーゼ	60	\rightarrow	- -	_	-	(削除)
D007	23	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT)	70	\rightarrow	70 I	D007	21	
D007	24	グルコースー6ーリン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)	80	\rightarrow	80 I	D007	22	
D007	24	リポ蛋白分画(PAGディスク電気泳動法)	80	\rightarrow	80 I	D007	22	
D007	24	1, 5ーアンヒドローDーグルシトール(1, 5AG)	80	\rightarrow	80 I	D007	22	
D007	24	グリココール酸	80	\rightarrow	80 I	D007	22	
D007	25	CK-MB	90	\rightarrow	90 I	D007	23	
D007	26	アポリポ蛋白	94	\rightarrow	- I	D007	11	
_	-	イ 1項目の場合	_	\rightarrow	31 I	D007	11	(項目の分割)
-	_	ロ 2項目の場合	-	\rightarrow	62 I	D007	11	
-	_	ハ 3項目以上の場合	-	\rightarrow	94 I	D007	11	
D007	27	膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)	95	\rightarrow	95 I	D007	24	
D007	27	LDアイソザイム1型	95	\rightarrow	95 I	D007	24	
D007	28	ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	96	\rightarrow	96 I	D007	25	
D007	29	シスチンアミノペプチダーゼ(CAP)	100	\rightarrow	- -	_	-	(削除)
D007	30	リポ蛋白(a)	107	\rightarrow	107 I	D007	26	
D007	31	ヘパリン	108	\rightarrow	108 I	D007	27	
D007	32	フェリチン半定量	116	\rightarrow	114 I	D007	28	

旧区分		新検査項目名		点数	华	 区分番号	備考
旧区人	J TET O	利快且"只日"口	改正前	改	正後	公月留 7	VIII 17-3
D007	32	フェリチン定量	116	\rightarrow	114 D00	7 28	
D007	32	エタノール	116	\rightarrow	114 D00	7 28	
D007	33	心筋トロポニンI	120	\rightarrow	120 D00	7 30	
D007	33	KL-6	120	\rightarrow	120 D00	7 30	
D007	33	ペントシジン	120	\rightarrow	118 D00	7 29	
D007	33	イヌリン	120	\rightarrow	120 D00	7 30	
D007	34	アルミニウム(Al)	123	\rightarrow	121 D00	7 31	
D007	35	心筋トロポニンT(TnT)定性・定量	126	\rightarrow	120 D00	7 30	
D007	35	シスタチンC	126	\rightarrow	124 D00	7 32	
D007	36	肺サーファクタント蛋白ーA(SPーA)	130	\rightarrow	130 D00	7 34	
D007	36	ガラクトース	130	\rightarrow	130 D00	7 34	
D007	36	リポ蛋白分画 (HPLC法)	130	\rightarrow	129 D00	7 33	
D007	37	肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)	140	\rightarrow	140 D00	7 35	
D007	38	血液ガス分析	146	\rightarrow	144 D00	7 36	
D007	38	亜鉛(Zn)	146	\rightarrow	144 D00	7 36	
D007	38	プロコラーゲンーⅢ-ペプチド(PーⅢ-P)	146	\rightarrow	144 D00	7 36	
D007	38	IV型コラーゲン	146	\rightarrow	144 D00	7 36	
_	_	セレン	_	\rightarrow	144 D00	7 36	(新設)
D007	39	ミオグロビン定性	150	\rightarrow	147 D00	7 37	
D007	39	ミオグロビン定量	150	\rightarrow	147 D00	7 37	
D007	39	心臟由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定性	150	\rightarrow	147 D00	7 37	
D007	39	心臟由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定量	150	\rightarrow	147 D00	7 37	
D007	39	アルブミン非結合型ビリルビン	150	\rightarrow	147 D00	7 37	
D007	39	ピルビン酸キナーゼ(PK)	150	\rightarrow	150 D00	7 38	
D007	40	アンギオテンシン I 転換酵素(ACE)	155	\rightarrow	152 D00	7 39	
D007	40	IV型コラーゲン・7S	155	\rightarrow	152 D00	7 39	
D007	40	ビタミン B_{12}	155	\rightarrow	152 D00	7 39	
D007	41	葉酸	165	\rightarrow	162 D00	7 40	

	分番号	新検査項目名	点	蒸数	3	新区分番号	備考
ПС	り留り	初 恢 直 读 日 石	改正前	改正征	を を	列凸刀笛与	· 佣 名
D007	42	ALPアイソザイム(PAG電気泳動法)	180	→ 18	0 D0	007 41	
D007	43	ヒアルロン酸	184	\rightarrow 18	4 D0	007 42	
D007	43	心室筋ミオシン軽鎖 I	184	\rightarrow 18	4 D0	007 42	
D007	44	アセトアミノフェン	190	\rightarrow 19	0 D0	007 43	
D007	44	腟分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)定性	190	\rightarrow 19	0 D0	007 43	
D007	45	レムナント様リポ蛋白コレステロール(RLP-C)	194	\rightarrow 19	1 D0	007 44	
D007	45	トリプシン	194	\rightarrow 19	1 D0	007 44	
D007	46	マロンジアルデヒド修飾LDL(MDA-LDL)	200	\rightarrow 20	0 D0	007 45	
-	-	Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体		\rightarrow 20	0 D0	007 45	(新設)
D007	47	ホスフォリパーゼ A_2 (PL A_2)	204	\rightarrow 20	4 D0	007 46	
D007	48	赤血球コプロポルフィリン	210	\rightarrow 21	0 D0	007 47	
D007	49	リポ蛋白リパーゼ(LPL)	223	\rightarrow 22	3 D0	007 48	
D007	50	肝細胞増殖因子(HGF)	227	\rightarrow 22	7 DO	007 49	
D007	51	CKアイソフォーム	230	\rightarrow 23	0 D0	007 50	
D007	51	プロリルヒドロキシラーゼ(PH)	230	\rightarrow 23	0 D0	007 50	
D007	52	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	250	\rightarrow 25	0 D0	007 51	
D007	52	α ーフェトプロテイン(AFP)定性(腟分泌液)	250	\rightarrow 25	0 D0	007 51	
D007	53	ビタミン B_1	262	\rightarrow 25	9 DO	007 52	
D007	54	ビタミン B_2	268	\rightarrow 26	3 D0	007 53	
D007	55	赤血球プロトポルフィリン	280	\rightarrow 28	0 D0	007 54	
D007	56	プロカルシトニン(PCT)定量	310	\rightarrow 31	0 D0	007 55	
D007	57	プロカルシトニン(PCT)半定量	320	\rightarrow 31	0 D0	007 55	
D007	57	プレセプシン定量	320	\rightarrow 31	0 D0	007 55	
D007	57	ビタミンC	320	\rightarrow 31	4 D0	007 56	
D007	58	1 , 25 ージヒドロキシビタミン \mathbf{D}_3	400	\rightarrow 40	0 D0	007 57	
D007	注	包括項目:5項目以上7項目以下	93	\rightarrow 9	3 D0)07 注	
D007	注	包括項目:8項目又は9項目	99	\rightarrow 9	9 DO)07 注	
D007	注	包括項目:10項目以上	117	\rightarrow 11	5 DO)07 注	

旧区分番号		新検査項目名	点	数	新区分番号	備考
旧凸ク	1) 笛 万		改正前	改正後	利凸刀甾万	加 与
		(生化学的検査(Ⅱ))				
800C		内分泌学的検査			D008	
800C	1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	55 —	→ 55	D008 1	
800C	2	11-ハイドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)	60 —	→ 60	D008 2	
800C	3	ホモバニリン酸(HVA)	69 —	→ 69	D008 3	
800C	4	バニールマンデル酸(VMA)	90 —	→ 90	D008 4	
800C	5	5ーハイドロキシインドール酢酸(5ーHIAA)	95 —	→ 95	D008 5	
800C	6	プロラクチン(PRL)	98 -	→ 98	D008 6	
800C	7	レニン活性	105 —	→ 103	D008 7	
800C	8	トリヨードサイロニン (T_3)	110 -	→ 108	D008 8	
800C	9	甲状腺刺激ホルモン(TSH)	112 -	→ 110	D008 9	
800C	9	ガストリン	112 -	→ 110	D008 9	
800C	10	レニン定量	113 -	→ 111	D008 10	
800C	11	サイロキシン (T ₄)	114 -	→ 114	D008 12	
800C	11	インスリン(IRI)	114 -	→ 112	D008 11	
800C	12	成長ホルモン(GH)	119 -	→ 117	D008 13	
800C	12	卵胞刺激ホルモン(FSH)	119 -	→ 117	D008 13	
800C	12	Cーペプチド(CPR)	119 -	→ 117	D008 13	
800C	12	黄体形成ホルモン(LH)	119 -	→ 117	D008 13	
800C	13	アルドステロン	133 -	→ 131	D008 14	
800C	13	テストステロン	133 -	→ 131	D008 14	
800C	14	遊離サイロキシン(FT ₄)	136 -	→ 134	D008 15	
800C	14	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)	136 -	→ 134	D008 15	
800C	14	遊離トリヨードサイロニン(FT3)	136 -	→ 134	D008 15	
800C	14	コルチゾール	136 -	→ 134	D008 15	
800C	14	サイロキシン結合グロブリン(TBG)	136 -	→ 134	D008 15	
800C	15	サイログロブリン	137 -	→ 137	D008 16	
800C	16	脳性Na利尿ペプチド(BNP)	140 -	→ 140	D008 17	

旧位人	· · · · · · · · · · · · · ·	新検査項目名	点数		備考
ID ID ID /2	J 笛 万 		改正前 改正征	对 的 应 对 省 亏	加与
D008	16	サイロキシン結合能(TBC)	140 → 14	0 D008 17	
D008	16	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)	$140 \rightarrow 14$	0 D008 17	
D008	17	カルシトニン	$143 \rightarrow 14$	1 D008 18	
D008	18	ヒト胎盤性ラクトーゲン(HPL)	$146 \rightarrow 14$	4 D008 19	
D008	18	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量	$146 \rightarrow 14$	6 D008 20	
D008	18	ヒト絨毛性ゴナドトロピンー β サブユニット $(HCG-\beta)$	$146 \rightarrow 14$	4 D008 19	
D008	19	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	$150 \rightarrow 14$	6 D008 20	
D008	19	グルカゴン	$150 \rightarrow 15$	0 D008 21	
D008	20	I 型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)	$160 \rightarrow 16$	0 D008 23	
D008	20	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)	$160 \rightarrow 16$	0 D008 23	
D008	21	プロゲステロン	$162 \rightarrow 15$	9 D008 22	
D008	22	骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	$165 \rightarrow 16$	5 D008 24	
D008	23	遊離テストステロン	$166 \rightarrow 16$	6 D008 25	
D008	24	低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)	$167 \rightarrow 16$	7 D008 26	
D008	25	インタクト I 型プロコラーゲンーNープロペプチド(Intact PINP)	$168 \rightarrow 16$	8 D008 27	
D008	26	オステオカルシン(OC)	$170 \rightarrow 17$	0 D008 29	
D008	26	I型コラーゲン架橋 C ーテロペプチドー $β$ 異性体 ($β$ $-$ CTX) (R)	$170 \rightarrow 16$	9 D008 28	
D008	26	セクレチン	$170 \rightarrow 17$	0 D008 29	
D008	26	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	$170 \rightarrow 17$	0 D008 29	
D008	26	I型コラーゲン架橋 C ーテロペプチドー $β$ 異性体 ($β$ $-$ CTX)	$170 \rightarrow 17$	0 D008 29	
D008	26	I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド(P I NP)	$170 \rightarrow 17$	0 D008 29	
D008	27	サイクリックAMP(cAMP)	$175 \rightarrow 17$	5 D008 30	
D008	28	エストリオール(E3)	180 → 18	0 D008 31	
D008	28	エストロゲン半定量	180 → 18	0 D008 31	
D008	28	エストロゲン定量	180 → 18	0 D008 31	
D008	28	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)	180 → 18	0 D008 31	
D008	28	副甲状腺ホルモン(PTH)	180 → 18	0 D008 31	
D008	28	カテコールアミン分画	180 → 18	0 D008 31	

旧区分	· · · · · · · · · · · · · ·	新検査項目名		点数		新区分番号	備考
			改正前	改正征	发		VIII 3
D008	29	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S)	184	\rightarrow 18	31 D	008 32	
D008	30	エストラジオール (E_2)	190	\rightarrow 18	37 D	008 33	
D008	31	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)	194	\rightarrow 19	94 D	008 34	
D008	32	デオキシピリジノリン(DPD)(尿)	200	\rightarrow 19	96 D	008 35	
D008	32	17ーケトジェニックステロイド(17ーKGS)	200	\rightarrow 20	00 D	008 36	
D008	33	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)	210	\rightarrow 20)6 D	008 37	
D008	33	カテコールアミン	210	\rightarrow 20)6 D	008 37	
D008	34	17ーケトステロイド分画(17ーKS分画)	213	\rightarrow 21	.3 D	008 39	
D008	34	エリスロポエチン	213	\rightarrow 20)9 D	008 38	
D008	34	17 α ーヒドロキシプロゲステロン $(17 α$ $-$ OHP $)$	213	\rightarrow 21	.3 D	008 39	
D008	34	抗IA-2抗体	213	\rightarrow 21	.3 D	008 39	
D008	34	プレグナンジオール	213	\rightarrow 21	.3 D	008 39	
D008	35	17ーケトジェニックステロイド分画(17-KGS分画)	220	\rightarrow 22	20 D	008 40	
D008	36	メタネフリン	233	\rightarrow 22	29 D	008 41	
D008	36	心房性Na利尿ペプチド(ANP)	233	\rightarrow 23	33 D	008 43	
D008	36	メタネフリン・ノルメタネフリン分画	233	\rightarrow 23	33 D	008 43	
D008	37	ソマトメジンC	234	\rightarrow 23	30 D	008 42	
D008	38	抗利尿ホルモン(ADH)	235	\rightarrow 23	35 D	008 44	
D008	39	プレグナントリオール	243	\rightarrow 24	13 D	008 45	
D008	40	ノルメタネフリン	250	\rightarrow 25	50 D	008 46	
D008	41	インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)	280	\rightarrow 28	30 D	008 47	
D008	注	包括項目:3項目以上5項目以下	410	\rightarrow 41	.0 D	008 注	
D008	注	包括項目:6項目又は7項目	623	\rightarrow 62	23 D	008 注	
D008	注	包括項目:8項目以上	900	→ 90	00 D	008 注	
D009		腫瘍マーカー			D	009	
D009	1	尿中BTA	80	→ 8	30 D	009 1	
D009	2	癌胎児性抗原(CEA)	110	\rightarrow 10)8 D	009 2	
D009	3	α ーフェトプロテイン(AFP)	112	→ 11	.0 D	009 3	

旧区分	→来早 -	新検査項目名		点数	3	————— 新区分番号	備考
ПЕ	J TET O	WINE REAL		改	(正後)	別匹刀雷々	/m /与
D009	3	組織ポリペプタイド抗原(TPA)	112	\rightarrow	110 D0	009 3	
D009	3	扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)	112	\rightarrow	110 D0	009 3	
D009	4	DUPAN-2	126	\rightarrow	124 D0	009 4	
D009	4	NCC-ST-439	126	\rightarrow	124 D0	009 4	
D009	4	CA15-3	126	\rightarrow	124 D0	009 4	
D009	4	前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP)	126	\rightarrow	124 D0	009 4	
D009	5	エラスターゼ1	131	\rightarrow	129 D0	009 5	
D009	6	前立腺特異抗原(PSA)	136	\rightarrow	134 D0	009 6	
D009	6	CA19-9	136	\rightarrow	134 D0	009 6	
D009	7	CA72-4	146	\rightarrow	146 D0	009 7	
D009	7	SPan-1	146	\rightarrow	146 D0	009 7	
D009	7	シアリルTn抗原(STN)	146	\rightarrow	146 D0	009 7	
D009	7	神経特異エノラーゼ(NSE)	146	\rightarrow	146 D0	009 7	
D009	8	塩基性フェトプロテイン(BFP)	150	\rightarrow	150 D0	009 9	
D009	8	CA50	150	\rightarrow	150 D0	009 9	
D009	8	PIVKA−Ⅱ半定量	150	\rightarrow	147 D0	009 8	
D009	8	PIVKA-Ⅱ定量	150	\rightarrow	147 D0	009 8	
D009	9	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定量(尿)	155	\rightarrow	155 D0	009 11	
D009	9	シアリルLe ^x ーi抗原(SLX)	155	\rightarrow	152 D0	009 10	
D009	9	CA125	155	\rightarrow	152 D0	009 10	
D009	10	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定性(尿)	160	\rightarrow	155 D0	009 11	
D009	10	サイトケラチン8・18(尿)	160	\rightarrow	160 D0	009 12	
D009	11	遊離型PSA比(PSA F/T比)	165	\rightarrow	162 D0	009 13	
D009	11	BCA225	165	\rightarrow	165 D0	009 15	
D009	12	抗p53抗体	166	\rightarrow	163 D0	009 14	
D009	13	シアリルLe ^x 抗原(CSLEX)	170	\rightarrow	170 D0	009 16	
D009	13	I 型プロコラーゲンーCープロペプチド(P I CP)	170	\rightarrow	170 D0	009 16	
D009	13	I 型コラーゲン-C-テロペプチド(I CTP)	170	\rightarrow	170 D0	009 16	

旧区分	√乗旦	新検査項目名		点数		新区分	采 旦	備考
ПР	了留万	Z) 1/K E. K H / L	改正前	改	工後	利区分布	省 万	加持
D009	13	SP1	170	\rightarrow	170	D009	16	
D009	14	サイトケラチン19フラグメント(シフラ)	175	\rightarrow	172	D009	17	
D009	14	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)	175	\rightarrow	175	D009	18	
D009	15	CA54/61	184	\rightarrow	184	D009	19	
D009	15	癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	184	\rightarrow	184	D009	19	
D009	16	遊離型フコース(尿)	190	\rightarrow	190	D009	20	
D009	16	CA602	190	\rightarrow	190	D009	20	
D009	16	α ーフェトプロテインレクチン分画(AFPーL3%)	190	\rightarrow	190	D009	20	
D009	17	γ ーセミノプロテイン (γ ーSm)	194	\rightarrow	194	D009	21	
D009	18	CA130	200	\rightarrow	200	D009	22	
D009	18	ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コアフラグメント(HCG β -CF)(尿)	200	\rightarrow	200	D009	22	
D009	19	膵癌胎児性抗原(POA)	220	\rightarrow	220	D009	23	
_	_	可溶性メソテリン関連ペプチド	_	\rightarrow	220	D009	23	(新設)
D009	20	癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)	320	\rightarrow	314	D009	24	
D009	20	癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液)	320	\rightarrow	314	D009	24	
D009	20	HER2蛋白(乳頭分泌液)	320	\rightarrow	320	D009	25	
D009	20	HER2蛋白	320	\rightarrow	320	D009	25	
D009	21	可溶性インターロイキン-2レセプター(sIL-2R)	460	\rightarrow	451	D009	26	
D009	注2	包括項目:2項目	230	\rightarrow	230	D009	注2	
D009	注2	包括項目:3項目	290	\rightarrow	290	D009	注2	
D009	注2	包括項目:4項目以上	420	\rightarrow	420	D009	注2	
D010		特殊分析				D010		
D010	1	糖分析(尿)	38	\rightarrow	38	D010	1	
D010	2	結石分析	120	\rightarrow	120	D010	2	
D010	3	チロシン	200	\rightarrow	200	D010	3	
D010	4	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR)	291	\rightarrow	291	D010	4	
D010	5	アミノ酸				D010	5	
D010	5	イ 1種類につき	310	\rightarrow	304	D010	5	

旧区分	分番号	新検査項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
D010	5	口 5種類以上		2 D010 5	
D010	6	アミノ酸定性		D010 6	
D010	7	脂肪酸分画		D010 7	
D010	8	先天性代謝異常症検査	$1,200 \rightarrow 1,176$	D010 8	
		(免疫学的検査)	•	•	
D011		免疫血液学的検査		D011	
D011	1	ABO血液型	$21 \rightarrow 21$	D011 1	
D011	1	Rh(D)血液型	21 → 21	D011 1	
D011	2	Coombs試験		D011 2	
D011	2	イ 直接	30 → 30	D011 2	
D011	2	口 間接	$34 \rightarrow 34$	D011 2	
D011	3	Rh(その他の因子)血液型	160 → 160	D011 4	
D011	4	不規則抗体	$162 \rightarrow 159$	D011 3	
D011	5	ABO血液型関連糖転移酵素活性	$200 \rightarrow 196$	D011 5	
D011	6	血小板関連IgG(PA-IgG)	204 → 204	D011 6	
D011	7	ABO血液型亜型	$260 \rightarrow 260$	D011 7	
D011	8	抗血小板抗体	$262 \rightarrow 262$	D011 8	
D011	9	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)	$390 \rightarrow 390$	D011 9	
D011	9	血小板第4因子ーヘパリン複合体抗体(IgG抗体)	$390 \rightarrow 390$	D011 9	
D012		感染症免疫学的検査		D012	
D012	1	梅毒血清反応(STS)定性	15 → 15	D012 1	
D012	1	抗ストレプトリジンO(ASO)定性	15 → 15	D012 1	
D012	1	抗ストレプトリジンO(ASO)半定量	15 → 15	D012 1	
D012	1	抗ストレプトリジンO(ASO)定量	15 → 15	D012 1	
D012	2	トキソプラズマ抗体定性	26 → 26	D012 2	
D012	2	トキソプラズマ抗体半定量	26 → 26	D012 2	
D012	3	抗ストレプトキナーゼ(ASK)定性	29 → 29	D012 3	
D012	3	抗ストレプトキナーゼ(ASK)半定量	29 → 29	D012 3	

旧区分	>来早			点数	茶 (マ	分番号	備考
шБу	J 笛 ケ	ANIXE X L 7	改正前	改	正後 利区	刀笛互	V用 <i>石</i>
D012	4	梅毒トレポネーマ抗体定性	32	\rightarrow	32 D012	4	
D012	4	マイコプラズマ抗体定性	32	\rightarrow	32 D012	4	
D012	4	マイコプラズマ抗体半定量	32	\rightarrow	32 D012	4	
D012	5	連鎖球菌多糖体抗体(ASP)半定量	34	\rightarrow	34 D012	5	
D012	5	梅毒血清反応(STS)半定量	34	\rightarrow	34 D012	5	
D012	5	梅毒血清反応(STS)定量	34	\rightarrow	34 D012	5	
D012	6	梅毒トレポネーマ抗体半定量	53	\rightarrow	53 D012	6	
D012	6	梅毒トレポネーマ抗体定量	53	\rightarrow	53 D012	6	
D012	7	アデノウイルス抗原定性(糞便)	60	\rightarrow	60 D012	7	
D012	7	迅速ウレアーゼ試験定性	60	\rightarrow	60 D012	7	
D012	8	ロタウイルス抗原定性(糞便)	65	\rightarrow	65 D012	8	
D012	8	ロタウイルス抗原定量(糞便)	65	\rightarrow	65 D012	8	
D012	9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量	70	\rightarrow	70 D012	9	
D012	9	クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体	70	\rightarrow	70 D012	9	
D012	10	クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体	75	\rightarrow	75 D012	10	
D012	11	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)	79	\rightarrow	79 D012	11	
D012	12	クロストリジウム・ディフィシル抗原定性	80	\rightarrow	80 D012	12	
D012	12	ヘリコバクター・ピロリ抗体	80	\rightarrow	80 D012	12	
D012	12	百日咳菌抗体定性	80	\rightarrow	80 D012	12	
D012	12	百日咳菌抗体半定量	80	\rightarrow	80 D012	12	
D012	13	HTLV- I 抗体定性	85	\rightarrow	85 D012	13	
D012	13	HTLV- I 抗体半定量	85	\rightarrow	85 D012	13	
D012	14	トキソプラズマ抗体	93	\rightarrow	93 D012	14	
D012	15	トキソプラズマIgM抗体	95	\rightarrow	95 D012	15	
D012	16	抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB)半定量	100	\rightarrow	100 D012	16	
D012	16	溶連菌エステラーゼ抗体(ASE)	100	\rightarrow	- -	_	(削除)
D012	17	抗酸菌抗体定量	116	\rightarrow	116 D012	17	
D012	18	HIV-1抗体	118	\rightarrow	116 D012	17	

旧区分				点数		————— 新区分番号	備考
ПЕ	J 宙 ク		改正前	改	正後	机区刀笛方	加石
D012	19	抗酸菌抗体定性	120	\rightarrow	116 D	012 17	
D012	20	HIV-1, 2抗体定性	123	\rightarrow	121 D	012 18	
D012	20	HIV-1, 2抗体半定量	123	\rightarrow	121 D	012 18	
D012	20	HIV-1, 2抗原·抗体同時測定定性	123	\rightarrow	121 D	012 18	
D012	20	HIV-1, 2抗原·抗体同時測定定量	123	\rightarrow	121 D	012 18	
D012	21	HIV-1, 2抗体定量	127	\rightarrow	127 D	012 19	
D012	22	A群β溶連菌迅速試験定性	136	\rightarrow	134 D	012 20	
D012	23	ノイラミニダーゼ定性	140	\rightarrow	140 D	012 21	
D012	24	カンジダ抗原定性	144	\rightarrow	142 D	012 22	
D012	24	カンジダ抗原半定量	144	\rightarrow	142 D	012 22	
D012	24	カンジダ抗原定量	144	\rightarrow	142 D	012 22	
D012	25	肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)	146	\rightarrow	146 D	012 24	
D012	25	ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)	146	\rightarrow	144 D	012 23	
D012	25	ヘリコバクター・ピロリ抗原定性	146	\rightarrow	146 D	012 24	
D012	25	RSウイルス抗原定性	146	\rightarrow	146 D	012 24	
D012	25	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性	146	\rightarrow	146 D	012 24	
D012	25	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量	146	\rightarrow	146 D	012 24	
D012	26	インフルエンザウイルス抗原定性	149	\rightarrow	147 D	012 25	
D012	27	ノロウイルス抗原定性	150	\rightarrow	150 D	012 26	
D012	27	インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性	150	\rightarrow	150 D	012 26	
D012	27	マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)	150	\rightarrow	150 D	012 26	
D012	27	ヒトメタニューモウイルス抗原定性	150	\rightarrow	150 D	012 26	
D012	28	D-アラビニトール	160	\rightarrow	160 D	012 27	
D012	28	クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体	160	\rightarrow	160 D	012 27	
D012	29	クラミジア・トラコマチス抗原定性	165	\rightarrow	164 D	012 28	
D012	29	アスペルギルス抗原	165	\rightarrow	165 D	012 29	
D012	30	大腸菌O157抗原定性	170	\rightarrow	170 D	012 30	
D012	30	マイコプラズマ抗原定性(FA法)	170	\rightarrow	170 D	012 30	

旧区分	· 来早	新検査項目名	ر	点数		新区分番号	備考
ПБСЭ	7 街 万	利(快 <u>国</u> -埃日治	改正前	改	(正後)	外 色 刀 留 万	加州石
D012	31	大腸菌O157抗体定性	175	\rightarrow	175 D0	12 31	
D012	32	淋菌抗原定性	180	\rightarrow	180 D0	12 33	
D012	32	単純ヘルペスウイルス抗原定性	180	\rightarrow	180 D0	12 33	
D012	32	大腸菌血清型別	180	\rightarrow	180 D0	12 33	
D012	32	HTLV- I 抗体	180	\rightarrow	177 D0	12 32	
D012	33	クリプトコックス抗原半定量	184	\rightarrow	184 D0	12 34	
D012	34	クリプトコックス抗原定性	190	\rightarrow	184 D0	12 34	
D012	35	アデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)	204	\rightarrow	200 D0	12 35	
D012	35	肺炎球菌細胞壁抗原定性	204	\rightarrow	200 D0	12 35	
D012	36	ブルセラ抗体定性	210	\rightarrow	206 D0	12 36	
D012	36	ブルセラ抗体半定量	210	\rightarrow	206 D0	12 36	
D012	36	単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)	210	\rightarrow	210 D0	12 37	
D012	36	単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)	210	\rightarrow	210 D0	12 37	
D012	36	肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)	210	\rightarrow	210 D0	12 37	
D012	36	アニサキスIgG・IgA抗体	210	\rightarrow	210 D0	12 37	
D012	36	レプトスピラ抗体	210	\rightarrow	210 D0	12 37	
D012	36	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	210	\rightarrow	206 D0	12 36	
D012	37	ツツガムシ抗体半定量	213	\rightarrow	213 D0	12 38	
D012	37	(1→3) − β −D−グルカン	213	\rightarrow	213 D0	12 38	
D012	38	ツツガムシ抗体定性	220	\rightarrow	213 D0	12 38	
D012	38	サイトメガロウイルス抗体	220	\rightarrow	220 D0	12 40	
D012	39	赤痢アメーバ抗体半定量	223	\rightarrow	223 D0	12 41	
D012	39	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)	223	\rightarrow	219 D0	12 39	
D012	40	レジオネラ抗原定性(尿)	233	\rightarrow	229 D0	12 42	
_	_	デングウイルス抗原定性	_	\rightarrow	233 D0	12 43	(新設)
D012	41	水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)	240	\rightarrow	240 D0	12 44	
D012	42	エンドトキシン	262	\rightarrow	257 D0	12 45	
D012	43	ボレリア・ブルグドルフェリ抗体	270	\rightarrow	270 D0	12 46	

旧区分	入 来早	新検査項目名		点数		新区分都	公 来早	備考
шДУ	り留り	利快且"只日石	改正前	也	文正後	利色刀包	₹ ⁄7	Mi つ
D012	44	HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)	280	\rightarrow	280 I	D012	47	
D012	45	百日咳菌抗体	285	\rightarrow	280 I	D012	47	
D012	46	結核菌群抗原定性	291	\rightarrow	291 I	D012	48	
D012	47	ダニ特異IgG抗体	300	\rightarrow	300 I	D012	49	
D012	47	Weil-Felix反応	300	\rightarrow	300 I	D012	49	
D012	48	HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)	380	\rightarrow	380 I	D012	50	
D012	49	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	398	\rightarrow	398 I	D012	51	
D012	50	HTLV- I 抗体(ウエスタンブロット法)	440	\rightarrow	432 I	D012	52	
D012	51	HIV抗原	600	\rightarrow	600 I	D012	53	
D012	52	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	900	\rightarrow	900 I	D012	54	
D013		肝炎ウイルス関連検査			I	D013		
D013	1	HBs抗原定性•半定量	29	\rightarrow	29 I	D013	1	
D013	2	HBs抗体定性	32	\rightarrow	32 I	D013	2	
D013	2	HBs抗体半定量	32	\rightarrow	32 I	D013	2	
D013	3	HBs抗原	88	\rightarrow	88 I	D013	3	
D013	3	HBs抗体	88	\rightarrow	88 I	D013	3	
D013	4	HBe抗原	107	\rightarrow	107 I	D013	4	
D013	4	HBe抗体	107	\rightarrow	107 I	D013	4	
D013	5	HCV抗体定性·定量	116	\rightarrow	114 I	D013	5	
D013	5	HCVコア蛋白	116	\rightarrow	114 I	D013	5	
D013	6	HBc抗体半定量·定量	146	\rightarrow	145 I	D013	7	
D013	6	HA一IgM抗体	146	\rightarrow	146 I	D013	8	
D013	6	HA抗体	146	\rightarrow	146 I	D013	8	
D013	6	HBc-IgM抗体	146	\rightarrow	146 I	D013	8	
D013	6	HCVコア抗体	146	\rightarrow	144 I	D013	6	
D013	7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性	160	\rightarrow	160 I	D013	9	
D013	7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	160	\rightarrow	160 I	D013	9	
D013	8	HE-IgA抗体定性	210	\rightarrow	210 I	D013	10	

	\ 乘 .甲.	新検査項目名		点数		女に かんしん	八巫 旦.	備考
旧区分	子番号	利快 <u>宜</u> 以日名	改正前	改	正後	机区分	分番号	1用 与
D013	9	HCV血清群別判定	233	\rightarrow	233	D013	11	
D013	10	HBVコア関連抗原(HBcrAg)	281	\rightarrow	281	D013	12	
D013	11	デルタ肝炎ウイルス抗体	330	\rightarrow	330	D013	13	
D013	12	HCV特異抗体価	340	\rightarrow	340	D013	14	
D013	12	HBVジェノタイプ判定	340	\rightarrow	340	D013	14	
D013	注	包括項目:3項目	290	\rightarrow	290	D013	注	
D013	注	包括項目:4項目	360	\rightarrow	360	D013	注	
D013	注	包括項目:5項目以上	469	\rightarrow	460	D013	注	
D014		自己抗体検査				D014		
D014	1	寒冷凝集反応	11	\rightarrow	11	D014	1	
D014	2	リウマトイド因子(RF)半定量	30	\rightarrow	_	_	-	(削除)
D014	2	リウマトイド因子(RF)定量	30	\rightarrow	30	D014	2	
D014	3	抗サイログロブリン抗体半定量	37	\rightarrow	37	D014	3	
D014	3	抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量	37	\rightarrow	37	D014	3	
D014	4	Donath—Landsteiner試験	55	\rightarrow	55	D014	4	
D014	5	LEテスト定性	68	\rightarrow	_	_	-	(削除)
D014	6	抗核抗体(蛍光抗体法を除く。)	110	\rightarrow	110	D014	6	
D014	6	抗インスリン抗体	110	\rightarrow	110	D014	6	
D014	6	抗核抗体(蛍光抗体法)定性	110	\rightarrow	108	D014	5	
D014	6	抗核抗体(蛍光抗体法)半定量	110	\rightarrow	108	D014	5	
D014	6	抗核抗体(蛍光抗体法)定量	110	\rightarrow	108	D014	5	
D014	7	マトリックスメタロプロテイナーゼー3(MMP-3)	116	\rightarrow	116	D014	7	
D014	8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定性	120	\rightarrow	120	D014	8	
D014	8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定量	120	\rightarrow	120	D014	8	
D014	9	抗Jo-1抗体定性	146	\rightarrow	146	D014	10	
D014	9	抗Jo-1抗体半定量	146	\rightarrow	146	D014	10	
D014	9	抗Jo-1抗体定量	146	\rightarrow	146	D014	10	
D014	9	抗サイログロブリン抗体	146	\rightarrow	144	D014	9	

旧区分		新検査項目名		点数		新区分番·	見 !	備考
пдэ	J 宙 ク	利快直货日石	改正前	改	女正後	利区刀笛	Þ	₩ [±]
D014	9	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146	\rightarrow	146 D	0014	10	
D014	9	抗RNP抗体定性	146	\rightarrow	144 D	0014	9	
D014	9	抗RNP抗体半定量	146	\rightarrow	144 D	0014	9	
D014	9	抗RNP抗体定量	146	\rightarrow	144 D	0014	9	
D014	10	抗Sm抗体定性	162	\rightarrow	159 D	0014	11	
D014	10	抗Sm抗体半定量	162	\rightarrow	159 D	0014	11	
D014	10	抗Sm抗体定量	162	\rightarrow	159 D	0014	11	
D014	10	抗SS-B/La抗体定性	162	\rightarrow	162 D	0014	12	
D014	10	抗SS-B/La抗体半定量	162	\rightarrow	162 D	0014	12	
D014	10	抗SS-B/La抗体定量	162	\rightarrow	162 D	0014	12	
D014	10	抗Scl-70抗体定性	162	\rightarrow	162 D	0014	12	
D014	10	抗Scl-70抗体半定量	162	\rightarrow	162 D	0014	12	
D014	10	抗Scl-70抗体定量	162	\rightarrow	162 D	0014	12	
D014	11	抗SS-A/Ro抗体定性	165	\rightarrow	165 D	0014	13	
D014	11	抗SS-A/Ro抗体半定量	165	\rightarrow	165 D	0014	13	
D014	11	抗SS-A/Ro抗体定量	165	\rightarrow	165 D	0014	13	
D014	11	C ₁ q結合免疫複合体	165	\rightarrow	165 D	0014	13	
D014	12	抗RNAポリメラーゼⅢ抗体	170	\rightarrow	170 D	0014	14	
D014	13	抗DNA抗体定量	173	\rightarrow	173 D	0014	15	
D014	14	抗DNA抗体定性	178	\rightarrow	173 D	0014	15	
D014	15	抗セントロメア抗体定量	184	\rightarrow	184 D	0014	16	
D014	16	抗セントロメア抗体定性	190	\rightarrow	184 D	0014	16	
D014	16	抗ARS抗体	190	\rightarrow	190 D	0014	17	
D014	17	モノクローナルRF結合免疫複合体	194	\rightarrow	194 D	0014	18	
D014	18	抗ミトコンドリア抗体定性	200	\rightarrow	196 D	0014	19	
D014	18	抗ミトコンドリア抗体半定量	200	\rightarrow	196 D	0014	19	
D014	19	IgG型リウマトイド因子	204	\rightarrow	204 D	0014 2	20	
D014	20	抗ミトコンドリア抗体定量	206	\rightarrow	206 D	0014 2	21	

ш57	\亚口	並₩★項口々		点数		並 ロノ	(亚口	/##: -12 .
旧区分	分番号	新検査項目名	改正前		改正後	新区 2	分番号	備考
D014	21	C ₃ d結合免疫複合体	210	\rightarrow	210	D014	22	
D014	21	抗シトルリン化ペプチド抗体定性	210	\rightarrow	210	D014	22	
D014	21	抗シトルリン化ペプチド抗体定量	210	\rightarrow	210	D014	22	
D014	22	抗カルジオリピン β $_2$ グリコプロテイン I 複合体抗体	223	\rightarrow	223	D014	23	
D014	22	抗LKM-1抗体	223	\rightarrow	223	D014	23	
D014	23	抗カルジオリピン抗体	243	\rightarrow	239	D014	24	
D014	23	抗TSHレセプター抗体(TRAb)	243	\rightarrow	239	D014	24	
_	-	IgG2(TIA法によるもの)	_	\rightarrow	239	D014	25	(新設)
D014	24	抗デスモグレイン3抗体	270	\rightarrow	270	D014	26	
D014	24	抗BP180-NC16a抗体	270	\rightarrow	270	D014	26	
D014	25	ループスアンチコアグラント定量	281	\rightarrow	281	D014	28	
D014	25	抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)	281	\rightarrow	276	D014	27	
D014	25	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)	281	\rightarrow	276	D014	27	
D014	25	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)	281	\rightarrow	281	D014	28	
D014	26	ループスアンチコアグラント定性	290	\rightarrow	281	D014	28	
D014	26	抗好中球細胞質抗体(ANCA)定性	290	\rightarrow	290	D014	29	
D014	27	抗デスモグレイン1抗体	300	\rightarrow	300	D014	30	
D014	28	甲状腺刺激抗体(TSAb)	350	\rightarrow	350	D014	31	
D014	29	$\mathrm{Ig}\mathrm{G}_4$	388	\rightarrow	388	D014	32	
_	-	IgG2(ネフェロメトリー法によるもの)	-	\rightarrow	388	D014	33	(新設)
D014	30	抗GM1IgG抗体	460	\rightarrow	460	D014	34	
D014	30	抗GQ1bIgG抗体	460	\rightarrow	460	D014	34	
D014	31	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)	873	\rightarrow	856	D014	35	
D014	32	抗グルタミン酸レセプター抗体	970	\rightarrow	970	D014	36	
D014	33	抗アクアポリン4抗体	1,000	\rightarrow	1,000	D014	37	
D014	33	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000	\rightarrow	1,000	D014	37	
D014	注	包括項目:2項目	320	\rightarrow	320	D014	注	
D014	注	包括項目:3項目以上	490	\rightarrow	490	D014	注	

	分番号	新検査項目名	点数	新区分番号	備考
ПР	7 留 万	利快生块日石	改正前 改正後	村 村 色 刀 笛 方	加持
D015		血漿蛋白免疫学的検査		D015	
D015	1	C反応性蛋白(CRP)定性	16 → 10	6 D015 1	
D015	1	C反応性蛋白(CRP)	16 → 10	5 D015 1	
D015	2	赤血球コプロポルフィリン定性	30 → 30	D015 2	
D015	2	グルコースー 6 ーホスファターゼ $(G-6-Pase)$	30 → 30	D015 2	
D015	3	グルコースー6ーリン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)定性	$34 \rightarrow 34$	4 D015 3	
D015	3	赤血球プロトポルフィリン定性	$34 \rightarrow 34$	4 D015 3	
D015	4	血清補体価(CH ₅₀)	$38 \rightarrow 38$	B D015 4	
D015	4	免疫グロブリン	$38 \rightarrow 38$	B D015 4	
D015	5	クリオグロブリン定性	$42 \rightarrow 42$	2 D015 5	
D015	5	クリオグロブリン定量	$42 \rightarrow 42$	2 D015 5	
D015	6	血清アミロイドA蛋白(SAA)	47 → 4°	7 D015 6	
D015	7	トランスフェリン(Tf)	60 → 60	D015 7	
D015	8	C_3	$70 \rightarrow 70$	D015 8	
D015	8	C_4	$70 \rightarrow 70$	D015 8	
D015	9	セルロプラスミン	90 -> 90	D015 9	
D015	10	非特異的IgE半定量	$100 \rightarrow 100$	D015 10	
D015	10	非特異的IgE定量	100 → 100	D015 10	
D015	11	特異的IgE半定量•定量	110 → 110	D015 11	
D015	12	β_2 $ \sqrt{2}$	112 → 110	D015 11	
D015	12	トランスサイレチン(プレアルブミン)	112 → 110	D015 11	
D015	13	レチノール結合蛋白(RBP)	$140 \rightarrow 140$	D015 12	
D015	14	α_1 ーマイクログロブリン	$146 \rightarrow 146$	4 D015 13	
D015	14	ハプトグロビン(型補正を含む。)	$146 \rightarrow 146$	4 D015 13	
D015	15	C_3 プロアクチベータ	$160 \rightarrow 160$	D015 14	
D015	16	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)	$163 \rightarrow 168$	D015 15	
D015	17	ヘモペキシン	180 → 180	D015 16	
D015	18	APRスコア定性	$194 \rightarrow 19$	1 D015 17	

旧区分	番号	新検査項目名	L	点数	新.	T区分番号	備考
D015	10	アトピー鑑別試験定性	改正前 194	改正後	t 1 D01	15 18	
	18						
D015	18	TARC	194		1 D01		
D015	19	癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腟分泌液)	204		1 D01		
D015	20	Bence Jones蛋白同定(尿)	213		D01		
D015	21	免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)	240		D01		
D015	22	$C_1 \rightarrow C_1 \rightarrow C_2 \rightarrow C_2 \rightarrow C_3 \rightarrow C_4 \rightarrow C_4 \rightarrow C_5 $	281		5 D01		
D015	23	免疫グロブリンL鎖 κ / λ 比	330		D01		
D015	24	免疫グロブリン遊離L鎖 κ / λ 比	400		D01		
D015	25	結核菌特異的インターフェロンー γ 産生能	630	→ 630) D01		
D016		細胞機能検査			D01		
D016	1	B細胞表面免疫グロブリン	165	\rightarrow 165	5 D01	16 1	
D016	2	顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	200	\rightarrow 200	D01	16 2	
D016	3	T細胞·B細胞百分率	204	\rightarrow 204	1 D01	16 3	
D016	3	T細胞サブセット検査(一連につき)	204	\rightarrow 200	D01	16 2	
D016	4	顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	220	\rightarrow 220	D01	16 4	
D016	5	赤血球表面抗原検査	270	\rightarrow 270	D01	16 5	
D016	6	リンパ球刺激試験(LST)(一連につき)	350	\rightarrow 345	5 D01	16 6	
		(微生物学的検査)					
D017		排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査			D01	17	
D017	1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50	\rightarrow 50	D01	17 1	
D017	1	注 集菌塗抹法加算	32	\rightarrow 32	2 D01	17 1	
D017	2	保温装置使用アメーバ検査	45	\rightarrow 45	5 D01	17 2	
D017	3	その他のもの	61	\rightarrow 61	D01	17 3	
D018		細菌培養同定検査			D01	18	
D018	1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	160	→ 160	D01	18 1	
D018	2	消化管からの検体	160	→ 180	D01	18 2	
D018	3	血液又は穿刺液	190	→ 210	D01	18 3	
D018	4	泌尿器又は生殖器からの検体	150	→ 170	D01	18 4	

旧区分	※来旦	新検査項目名		点数		新区分	F.早.	備考
旧区分	田安	机快宜 <mark></mark> 但日名	改正前	怒	正後	利 色 万 名	6万 	V用 与
D018	5	その他の部位からの検体	140	\rightarrow	160	D018	5	
D018	6	簡易培養	60	\rightarrow	60	D018	6	
D018	注	同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合	120	\rightarrow	118	D018	注	
D019		細菌薬剤感受性検査				D019		
D019	1	1菌種	170	\rightarrow	170	D019	1	
D019	2	2菌種	220	\rightarrow	220	D019	2	
D019	3	3菌種以上	280	\rightarrow	280	D019	3	
D019-2		酵母様真菌薬剤感受性検査	150	\rightarrow	150	D019-2		
D020		抗酸菌分離培養検査				D020		
D020	1	抗酸菌分離培養(液体培地法)	260	\rightarrow	280	D020	1	
D020	2	抗酸菌分離培養(それ以外のもの)	210	\rightarrow	210	D020	2	
D021		抗酸菌同定(種目数にかかわらず一連につき)	370	\rightarrow	370	D021		
D022		抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	380	\rightarrow	380	D022		
D023		微生物核酸同定•定量検査				D023		
D023	1	細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)	130	\rightarrow	130	D023	1	
D023	2	淋菌核酸検出	204	\rightarrow	204	D023	2	
D023	2	クラミジア・トラコマチス核酸検出	204	\rightarrow	204	D023	2	
D023	3	HBV核酸定量	287	\rightarrow	287	D023	4	
D023	4	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	291	\rightarrow	286	D023	3	
_	-	単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量	_	\rightarrow	287	D023	4	(新設)
D023	5	レジオネラ核酸検出	292	\rightarrow	292	D023	5	
D023	6	マイコプラズマ核酸検出	300	\rightarrow	300	D023	6	
D023	7	HCV核酸検出	360	\rightarrow	360	D023	7	
D023	7	HPV核酸検出	360	\rightarrow	360	D023	7	
D023	7	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	360	\rightarrow	360	D023	7	
D023	8	インフルエンザ核酸検出	410	\rightarrow	410	D023	8	
D023	8	抗酸菌核酸同定	410	\rightarrow	410	D023	8	
D023	8	結核菌群核酸検出	410	\rightarrow	410	D023	8	

旧区分	- 釆早			点数		新区分		備考
旧区为	宙力	利恢且货日石	改正前		改正後	利区刀	由 勺	U用石
D023	9	マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出	421	\rightarrow	421	D023	9	
D023	10	HCV核酸定量	450	\rightarrow	450	D023	10	
D023	10	HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出	450	\rightarrow	450	D023	10	
D023	10	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出	450	\rightarrow	450	D023	10	
D023	10	SARSコロナウイルス核酸検出	450	\rightarrow	450	D023	10	
_	_	HTLV-1核酸検出	_	\rightarrow	450	D023	10	(新設)
D023	11	HIV-1核酸定量	520	\rightarrow	520	D023	11	
D023	11	注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合	130	\rightarrow	130	D023	11	
D023	12	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出	850	\rightarrow	850	D023	12	
D023	12	結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	850	\rightarrow	850	D023	12	
D023	12	結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850	\rightarrow	850	D023	12	
D023	13	HPVジェノタイプ判定	2,000	\rightarrow	2,000	D023	13	
D023	14	HIVジェノタイプ薬剤耐性	6,000	\rightarrow	6,000	D023	14	
D023-2		その他の微生物学的検査				D023-2		
D023-2	1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性	55	\rightarrow	55	D023-2	1	
D023-2	2	尿素呼気試験(UBT)	70	\rightarrow	70	D023-2	2	
D023-2	3	腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒(TDH)定性	150	\rightarrow	150	D023-2	3	
D023-2	4	大腸菌ベロトキシン定性	194	\rightarrow	194	D023-2	4	
D024		動物使用検査	170	\rightarrow	170	D024		
		(基本的検体検査実施料)						
D025		基本的検体検査実施料(1日につき)				D025		
D025	1	入院の日から起算して4週間以内の期間	140	\rightarrow	140	D025	1	
D025	2	入院の日から起算して4週間を超えた期間	110	\rightarrow	110	D025	2	
		第2款 検体検査判断料	•					
D026		検体検査判断料				D026		
D026	1	尿•糞便等検査判断料	34	\rightarrow	34	D026	1	
D026	2	血液学的検査判断料	125	\rightarrow	125	D026	2	
D026	3	生化学的検査(I)判断料	144	\rightarrow	144	D026	3	

旧区分)番号	新検査項目名	改正前	点数	改正後	新区	分番号	備考
D026	4	生化学的検査(Ⅱ)判断料	144			D026	4	
D026	5	免疫学的検査判断料	144	\rightarrow	144	D026	5	
D026	6	微生物学的検査判断料	150	\rightarrow	150	D026	6	
D026	注3	検体検査管理加算(I)	40	\rightarrow	40	D026	注3	
D026	注3	検体検査管理加算(Ⅱ)	100	\rightarrow	100	D026	注3	
D026	注3	検体検査管理加算(Ⅲ)	300	\rightarrow	300	D026	注3	
D026	注3	検体検査管理加算(IV)	500	\rightarrow	500	D026	注3	
_	-	注 国際標準検査管理加算	-	\rightarrow	40	D026	注4	(新設)
D026	注4	区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合	500	\rightarrow	500	D026	注5	
D026	注5	骨髄像診断加算	240	\rightarrow	240	D026	注6	
_	_	免疫電気泳動法診断加算	_	\rightarrow	50	D026	注7	(新設)
D027		基本的検体検査判断料	604	\rightarrow	604	D027		
	第2節	削除						
	第3節	生体検査料						
		(呼吸循環機能検査等)						
D200		スパイログラフィー等検査				D200		
D200	1	肺気量分画測定(安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。)	90	\rightarrow	90	D200	1	
D200	2	フローボリュームカーブ(強制呼出曲線を含む。)	100	\rightarrow	100	D200	2	
D200	3	機能的残気量測定	140	\rightarrow	140	D200	3	
D200	4	呼気ガス分析	100	\rightarrow	100	D200	4	
D200	5	左右別肺機能検査	1,010	\rightarrow	1,010	D200	5	
D201		換気力学的検査				D201		
D201	1	呼吸抵抗測定				D201	1	
D201	1	イ 広域周波オシレーション法を用いた場合	150	\rightarrow	150	D201	1	
D201	1	ロ その他の場合	60	\rightarrow	60	D201	1	
D201	2	コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布検査[135	\rightarrow	135	D201	2	
D202		肺内ガス分布				D202		
D202	1	指標ガス洗い出し検査	135	\rightarrow	135	D202	1	

旧区分	>来早	新検査項目名	点数	新区分番号	備考
旧色先	7 笛 ケ	利快重填日石	改正前 改正後	利心刀笛与	加右
D202	2	クロージングボリューム測定	$135 \rightarrow 135$	D202 2	
D203		肺胞機能検査		D203	
D203	1	肺拡散能力検査	$150 \rightarrow 150$	D203 1	
D203	2	死腔量測定、肺内シャント検査	$135 \rightarrow 135$	D203 2	
D204		基礎代謝測定	85 → 85	D204	
D205		呼吸機能検査等判断料	$140 \rightarrow 140$	D205	
D206		心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)		D206	
D206	1	右心カテーテル	3,600 → 3,600	D206 1	
D206	2	左心カテーテル	$4,000 \rightarrow 4,000$	D206 2	
D206	注1	1について新生児に対して行った場合	$10,800 \rightarrow 10,800$	D206 注1	
D206	注1	1について3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して行った場合	3,600 → 3,600	D206 注1	
D206	注1	2について新生児に対して行った場合	$12,000 \rightarrow 12,000$	D206 注1	
D206	注1	2について3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して行った場合	4,000 → 4,000	D206 注1	
D206	注2	卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査を行った場合の加算	800 → 800	D206 注2	
D206	注2	経中隔左心カテーテル検査(ブロッケンブロー)を行った場合の加算	$2,000 \rightarrow 2,000$	D206 注2	
D206	注2	伝導機能検査を行った場合の加算	$200 \rightarrow 200$	D206 注2	
D206	注2	ヒス束心電図を行った場合の加算	$200 \rightarrow 200$	D206 注2	
D206	注2	診断ペーシングを行った場合の加算	$200 \rightarrow 200$	D206 注2	
D206	注2	期外(早期)刺激法による測定・誘発試験を行った場合の加算	$600 \rightarrow 600$	D206 注2	
D206	注2	冠動脈造影を行った場合の加算	$1,400 \rightarrow 1,400$	D206 注2	
D206	注3	血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合	400 → 400	D206 注3	
D206	注4	冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合	$600 \rightarrow 600$	D206 注4	
D206	注5	血管内視鏡検査を実施した場合	400 → 400	D206 注5	
D206	注9	心腔内超音波検査を実施した場合	400 → 400	D206 注9	
D207		体液量等測定		D207	
D207	1	体液量測定	60 → 60	D207 1	
D207	1	細胞外液量測定	$60 \rightarrow 60$	D207 1	
D207	2	血流量測定	$100 \rightarrow 100$	D207 2	

III 57/	、 平 日.	车		点数		女 ロ 八 乗 目	1. /#= #2.
旧区分	7 留 万	新検査項目名	改正前	į	改正後	新区分番号	骨 備考
_	-	皮膚灌流圧測定	_	\rightarrow	100	D207 2	(新設)
D207	2	皮弁血流検査	100	\rightarrow	100	D207 2	
D207	2	循環血流量測定(色素希釈法によるもの)	100	\rightarrow	100	D207 2	
D207	2	電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定	100	\rightarrow	100	D207 2	
D207	3	心拍出量測定	150	\rightarrow	150	D207 3	
D207	3	循環時間測定	150	\rightarrow	150	D207 3	
D207	3	循環血液量測定(色素希釈法以外によるもの)	150	\rightarrow	150	D207 3	
D207	3	脳循環測定(色素希釈法によるもの)	150	\rightarrow	150	D207 3	
D207	3	注1 心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合(開始日に限る)	1,300	\rightarrow	1,300	D207 3	
D207	4	血管内皮機能検査(一連につき)	200	\rightarrow	200	D207 4	
D207	5	脳循環測定(笑気法によるもの)	1,350	\rightarrow	1,350	D207 5	
D208		心電図検査				D208	
D208	1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	130	\rightarrow	130	D208 1	
D208	2	ベクトル心電図	150	\rightarrow	150	D208 2	
D208	2	体表ヒス束心電図	150	\rightarrow	150	D208 2	
D208	3	携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査	150	\rightarrow	150	D208 3	
D208	4	加算平均心電図による心室遅延電位測定	200	\rightarrow	200	D208 4	
D208	5	その他(6誘導以上)	90	\rightarrow	90	D208 5	
D209		負荷心電図検査				D209	
D209	1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	320	\rightarrow	320	D209 1	
D209	2	その他(6誘導以上)	190	\rightarrow	190	D209 2	
D210		ホルター型心電図検査				D210	
D210	1	30分又はその端数を増すごとに	90	\rightarrow	90	D210 1	
D210	2	8時間を超えた場合	1,500	\rightarrow	1,500	D210 2	
D210-2		体表面心電図、心外膜興奮伝播図	1,500	\rightarrow	1,500	D210-2	
D210-3		植込型心電図検査	90	\rightarrow	90	D210-3	
D210-4		T波オルタナンス検査	1,100	\rightarrow	1,100	D210-4	
D211		トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査	800	\rightarrow	1,200	D211	

旧区分		新検査項目名		点数		新区分番号	備考
ПРС	了留万	利快 <u>宜</u> 块日石	改正前		改正後	利区分留方	1佣/与
D211	注3	連続呼気ガス分析加算	100	\rightarrow	200	D211 注3	
D211-2		喘息運動負荷試験	800	\rightarrow	800	D211-2	
D211-3		時間内歩行試験	200	\rightarrow	200	D211-3	
_	-	シャトルウォーキングテスト	_	\rightarrow	200	D211-4	(新設)
D212		リアルタイム解析型心電図	500	\rightarrow	500	D212	
D212-2		携带型発作時心電図記録計使用心電図検査	500	\rightarrow	500	D212-2	
D213		心音図検査	150	\rightarrow	150	D213	
D214		脈波図、心機図、ポリグラフ検査				D214	
D214	1	1検査	60	\rightarrow	60	D214 1	
D214	2	2検査	80	\rightarrow	80	D214 2	
D214	3	3又は4検査	130	\rightarrow	130	D214 3	
D214	4	5又は6検査	180	\rightarrow	180	D214 4	
D214	5	7検査以上	220	\rightarrow	220	D214 5	
D214	6	血管伸展性検査	100	\rightarrow	100	D214 6	
D214-2		エレクトロキモグラフ	260	\rightarrow	260	D214-2	
		(超音波検査等)					
D215		超音波検査(記録に要する費用を含む。)				D215	
D215	1	Aモード法	150	\rightarrow	150	D215 1	
D215	2	断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)				D215 2	
D215	2	イ 胸腹部	530	\rightarrow	530	D215 2	
D215	2	ロ その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)	350	\rightarrow	350	D215 2	
D215	3	心臟超音波検査				D215 3	
D215	3	イ 経胸壁心エコー法	880	\rightarrow	880	D215 3	
D215	3	ロ Mモード法	500	\rightarrow	500	D215 3	
D215	3	ハ 経食道心エコー法	1,500	\rightarrow	1,500	D215 3	
D215	3	ニ 胎児心エコー法	1,000	\rightarrow	1,000	D215 3	
D215	3	ホ 負荷心エコー法	1,680	\rightarrow	1,680	D215 3	
D215	4	ドプラ法(1日につき)				D215 4	

旧区分	- 来早	新検査項目名		点数		新区分	采 旦	備考
旧区分	省 万	 	改正前	Ę	改正後	新 达 分1	省 万	畑 与
D215	4	イ 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20	\rightarrow	20	D215	4	
D215	4	口 脳動脈血流速度連続測定	150	\rightarrow	150	D215	4	
D215	4	ハ 脳動脈血流速度マッピング法	400	\rightarrow	400	D215	4	
D215	5	血管内超音波法	3,600	\rightarrow	3,600	D215	5	
D215	注1	2又は3について、造影剤を使用した場合	150	\rightarrow	150	D215	注1	
D215	注2	2について、パルスドプラ法を行った場合	200	\rightarrow	200	D215	注2	
_	-	4の口について、微小栓子シグナル(HITS/MES)の検出を行った場合	-	\rightarrow	150	D215	注7	(新設)
D215-2		肝硬度測定	200	\rightarrow	200	D215-2		
_	_	超音波エラストグラフィー	-	\rightarrow	200	D215-3		(新設)
D216		サーモグラフィー検査(記録に要する費用を含む。)	200	\rightarrow	200	D216		
D216	注	負荷検査を行った場合	100	\rightarrow	100	D216	注	
D216-2		残尿測定検査				D216-2		
D216-2	1	超音波検査によるもの	55	\rightarrow	55	D216-2	1	
D216-2	2	導尿によるもの	45	\rightarrow	45	D216-2	2	
D217		骨塩定量検査				D217		
D217	1	DEXA法による腰椎撮影	360	\rightarrow	360	D217	1	
D217	1	注 大腿骨同時撮影加算	90	\rightarrow	90	D217	1	
D217	2	MD法	140	\rightarrow	140	D217	2	
D217	2	SEXA法等	140	\rightarrow	140	D217	2	
D217	3	超音波法	80	\rightarrow	80	D217	3	
		(監視装置による諸検査)						
D218		分娩監視装置による諸検査				D218		
D218	1	1時間以内の場合	400	\rightarrow	400	D218	1	
D218	2	1時間を超え1時間30分以内の場合	550	\rightarrow	550	D218	2	
D218	3	1時間30分を超えた場合	700	\rightarrow	700	D218	3	
D219		ノンストレステスト(一連につき)	200	\rightarrow	200	D219		
D220		呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジ オタコスコープ				D220		
D220	1	1時間以内又は1時間につき	50	\rightarrow	50	D220	1	

旧区分		新検査項目名		点数		新区分番号	備考
旧色人	J.田 /J	<i>₩</i> 11/ ₹.Д. 'Х Г / 1	改正前	改正	E後	が区が重り	v⊞.∽
D220	2	3時間を超えた場合(1日につき)				D220 2	
D220	2	イ 7日以内の場合	150	\rightarrow	150	D220 2	
D220	2	ロ 7日を超え14日以内の場合	130	\rightarrow	130	D220 2	
D220	2	ハ 14日を超えた場合	50	\rightarrow	50	D220 2	
D221		削除				D221	
D221-2		筋肉コンパートメント内圧測定	620	\rightarrow	620	D221-2	
D222		経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定				D222	
D222	1	1時間以内又は1時間につき	100	\rightarrow	100	D222 1	
D222	2	5時間を超えた場合(1日につき)	600	\rightarrow	600	D222 2	
_	-	経皮的酸素ガス分圧測定(1日につき)	ı	\rightarrow	100	D222-2	(新設)
D223		経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき)	30	\rightarrow	30	D223	
D223-2		終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)	100	\rightarrow	100	D223-2	
D224		終末呼気炭酸ガス濃度測定(1日につき)	100	\rightarrow	100	D224	
D225		観血的動脈圧測定(カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。)				D225	
D225	1	1時間以内の場合	130	\rightarrow	130	D225 1	
D225	2	1時間を超えた場合(1日につき)	260	\rightarrow	260	D225 2	
D225-2		非観血的連続血圧測定(1日につき)	100	\rightarrow	100	D225-2	
D225-3		24時間自由行動下血圧測定	200	\rightarrow	200	D225-3	
D225-4		ヘッドアップティルト試験	980	\rightarrow	980	D225-4	
D226		中心静脈圧測定(1日につき)				D226	
D226	1	4回以下の場合	100	\rightarrow	100	D226 1	
D226	2	5回以上の場合	200	\rightarrow	200	D226 2	
D227		頭蓋内圧持続測定				D227	
D227	1	1時間以内又は1時間につき	125	\rightarrow	125	D227 1	
D227	2	3時間を超えた場合(1日につき)	500	\rightarrow	500	D227 2	
D228		深部体温計による深部体温測定(1日につき)	100	\rightarrow	100	D228	
D229		前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察(1 日につき)	100	\rightarrow	100	D229	
D230		観血的肺動脈圧測定				D230	

пБЛ	亚口.	並₩★1百日月		点数		並 ロハュ	正口	/##
旧区分	省 万	新検査項目名	改正前	i	改正後	新区分	鉛 万	備考
D230	1	1時間以内又は1時間につき	150	\rightarrow	150	D230	1	
D230	2	2時間を超えた場合(1日につき)	450	\rightarrow	450	D230	2	
D230	注1	バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合(開始日に限る)	1,300	\rightarrow	1,300	D230	注1	
D231		人工膵臓検査(一連につき)	5,000	\rightarrow	5,000	D231		(名称の変更)
D231-2		皮下連続式グルコース測定(一連につき)	700	\rightarrow	700	D231-2		
D232		食道内圧測定検査	650	\rightarrow	650	D232		
D233		直腸肛門機能検査				D233		
D233	1	1項目行った場合	800	\rightarrow	800	D233	1	
D233	2	2項目以上行った場合	1,200	\rightarrow	1,200	D233	2	
D234		胃·食道内24時間pH測定	1,300	\rightarrow	1,300	D234		
		(脳波検査等)						
D235		脳波検査(過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。)	600	\rightarrow	600	D235		
D235	注1	睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合	250	\rightarrow	250	D235	注1	
D235-2		長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)	500	\rightarrow	500	D235-2		
D235-3		長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)	900	\rightarrow	1	D235-3		(項目の分割)
_	_	長期脳波ビデオ同時記録検査1	-	\rightarrow	3,500	D235-3	1	
_	_	長期脳波ビデオ同時記録検査2	-	\rightarrow	900	D235-3	2	
D236		脳誘発電位検査(脳波検査を含む。)				D236		
D236	1	体性感覚誘発電位	670	\rightarrow	670	D236	1	
D236	2	視覚誘発電位	670	\rightarrow	670	D236	2	
D236	3	聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査	670	\rightarrow	670	D236	3	
D236	4	聴性定常反応	800	\rightarrow	800	D236	4	
D236-2		光トポグラフィー	_	\rightarrow		D236-2		
D236-2	1	脳外科手術の術前検査に使用するもの	670	\rightarrow	670	D236-2	1	
D236-2	2	抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの				D236-2	2	
D236-2	2	イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保 健指定医による場合	400	\rightarrow	400	D236-2	2	
D236-2	2	ロ イ以外の場合	200	\rightarrow	200	D236-2	2	
D236-3		脳磁図	5,100	\rightarrow	5,100	D236-3		

旧区分	**************************************	新検査項目名	点数	新区分番号	備考
	н 7	初刊庆五年春日石	改正前 改正	发 和四万亩万	T
D237		終夜睡眠ポリグラフィー		D237	
D237	1	携帯用装置を使用した場合	$720 \rightarrow 72$	0 D237 1	
D237	2	多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	$250 \rightarrow 25$	50 D237 2	
D237	3	1及び2以外の場合	$3,300 \rightarrow 3,30$	0 D237 3	
D237-2		反復睡眠潜時試験(MSLT)	$5,000 \rightarrow 5,00$	0 D237-2	
D238		脳波検査判断料	180 →	- D238	(項目の分割)
_	-	脳波検査判断料1	- → 35	0 D238 1	
_	-	脳波検査判断料2	- → 18	0 D238 2	
		(神経・筋検査)			
D239		筋電図検査		D239	
D239	1	筋電図(1肢につき(針電極にあっては1筋につき))	200 → 30	0 D239 1	
D239	2	誘発筋電図(神経伝導速度測定を含む。)(1神経につき)	$150 \rightarrow 15$	0 D239 2	
D239	3	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)	$400 \rightarrow 40$	0 D239 3	
D239-2		電流知覚閾値測定(一連につき)	$200 \rightarrow 20$	0 D239-2	
D239-3		神経学的検査	400 → 45	0 D239-3	
D239-4		全身温熱発汗試験	600 → 60	0 D239-4	
_	-	精密知覚機能検査	- → 28	0 D239-5	(新設)
D240		神経・筋負荷テスト		D240	
D240	1	テンシロンテスト(ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)	$130 \rightarrow 13$	0 D240 1	
D240	2	瞳孔薬物負荷テスト	$130 \rightarrow 13$	0 D240 2	
D240	3	乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)	$200 \rightarrow 20$	0 D240 3	
D241		神経•筋検査判断料	180 → 18	0 D241	
D242		尿水力学的検査		D242	
D242	1	膀胱内圧測定	$260 \rightarrow 26$	0 D242 1	
D242	2	尿道圧測定図	$260 \rightarrow 26$	0 D242 2	
D242	3	尿流測定	$205 \rightarrow 20$	5 D242 3	
D242	4	括約筋筋電図	$310 \rightarrow 31$	0 D242 4	
		(耳鼻咽喉科学的検査)			

旧区分				点数		新区分番号	備考
旧区为	笛々	利快且"只日"口	改正前	Ę	改正後	利匹刀雷 5	V用 ^グ ラ
D243		削除				D243	
D244		自覚的聴力検査				D244	
D244	1	標準純音聴力検査	350	\rightarrow	350	D244 1	
D244	1	自記オージオメーターによる聴力検査	350	\rightarrow	350	D244 1	
D244	2	標準語音聴力検査	350	\rightarrow	350	D244 2	
D244	2	ことばのききとり検査	350	\rightarrow	350	D244 2	
D244	3	簡易聴力検査				D244 3	
D244	3	イ 気導純音聴力検査	110	\rightarrow	110	D244 3	
D244	3	ロ その他(種目数にかかわらず一連につき)	40	\rightarrow	40	D244 3	
D244	4	後迷路機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400	\rightarrow	400	D244 4	
D244	5	内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400	\rightarrow	400	D244 5	
D244	5	耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)	400	\rightarrow	400	D244 5	
D244	6	中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	150	\rightarrow	150	D244 6	
D244-2		補聴器適合検査				D244-2	
D244-2	1	1回目	1,300	\rightarrow	1,300	D244-2 1	
D244-2	2	2回目以降	700	\rightarrow	700	D244-2 2	
D245		鼻腔通気度検査	300	\rightarrow	300	D245	
D246		アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100	\rightarrow	100	D246	
D247		他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査				D247	
D247	1	鼓膜音響インピーダンス検査	290	\rightarrow	290	D247 1	
D247	2	チンパノメトリー	340	\rightarrow	340	D247 2	
D247	3	耳小骨筋反射検査	450	\rightarrow	450	D247 3	
D247	4	遊戯聴力検査	450	\rightarrow	450	D247 4	
D247	5	耳音響放射(OAE)検査				D247 5	
D247	5	イ 自発耳音響放射(SOAE)	100	\rightarrow	100	D247 5	
D247	5	ロ その他の場合	300	<i>→</i>	300	D247 5	
D248		耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450	\rightarrow	450	D248	
D249		蝸電図	750	\rightarrow	750	D249	

旧区分	→ → 来早	新検査項目名		点数		新区分番号	
ПЕ	J TET O	利快且"只日"口	改正前	改正	後	利匹力雷力	V用わ
D250		平衡機能検査			Ι)250	
D250	1	標準検査(一連につき)	20	\rightarrow 2	20 I)250 1	
D250	2	刺激又は負荷を加える特殊検査(1種目につき)	120	\rightarrow 12	20 I)250 2	
D250	3	頭位及び頭位変換眼振検査	_	\rightarrow	- I)250 3	
D250	3	イ 赤外線CCDカメラ等による場合	300	\rightarrow 30	00 I)250 3	
D250	3	ロ その他の場合	140	\rightarrow 14	40 I)250 3	
D250	4	電気眼振図(誘導数にかかわらず一連につき)			Ι)250 4	
D250	4	イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400	\rightarrow 40	00 I)250 4	
D250	4	ロ その他の場合	260	\rightarrow 26	60 I)250 4	
D250	5	重心動揺計	250	\rightarrow 25	50 I)250 5	
D250	5	下肢加重検査	250	\rightarrow 25	50 I)250 5	
D250	5	フォースプレート分析	250	\rightarrow 25	50 I)250 5	
D250	5	動作分析検査	250	\rightarrow 25	50 I)250 5	
D250	注	5について、パワー・ベクトル分析を行った場合	200	\rightarrow 20	00 I)250 注	
D250	注	5について、刺激又は負荷を加えた場合	120	\rightarrow 12	20 I)250 注	
D251		音声言語医学的検査			Ι)251	
D251	1	喉頭ストロボスコピー	450	\rightarrow 48	50 I	0251 1	
D251	2	音響分析	450	\rightarrow 48	50 I	0251 2	
D251	3	音声機能検査	450	\rightarrow 45	50 I)251 3	
D252		扁桃マッサージ法	40	\rightarrow 4	40 I)252	
D253		嗅覚検査			Ι)253	
D253	1	基準嗅覚検査	450	\rightarrow 45	50 I)253 1	
D253	2	静脈性嗅覚検査	45	\rightarrow 4	45 I)253 2	
D254		電気味覚検査(一連につき)	300	→ 30	00 I	D254	
		(眼科学的検査)	ı				
D255		精密眼底検査(片側)	56	\rightarrow ξ	56 I)255	
D255-2		汎網膜硝子体検査(片側)	150	\rightarrow 18	50 I)255-2	
D256		眼底カメラ撮影			Ι	0256	

旧区分		新検査項目名		点数		新区分	采 巳	備考
旧区为	1 番 万	利快 <u>省</u> 供日名	改正前	Ç	女正後	利区分	留 万	佣石
D256	1	通常の方法の場合	_	\rightarrow	-	D256	1	
D256	1	イ アナログ撮影	54	\rightarrow	54	D256	1	
D256	1	ロ デジタル撮影	58	\rightarrow	58	D256	1	
D256	2	蛍光眼底法の場合	400	\rightarrow	400	D256	2	
D256	3	自発蛍光撮影法の場合	510	\rightarrow	510	D256	3	
D256	注2	広角眼底撮影加算	100	\rightarrow	100	D256	注2	
D256-2		眼底三次元画像解析	200	\rightarrow	200	D256-2		
D257		細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)	112	\rightarrow	112	D257		
D258		網膜電位図(ERG)	230	\rightarrow	230	D258		
D258-2		網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)	500	\rightarrow	500	D258-2		
D259		精密視野検査(片側)	38	\rightarrow	38	D259		
D260		量的視野検査(片側)				D260		
D260	1	動的量的視野検査	195	\rightarrow	195	D260	1	
D260	2	静的量的視野検査	290	\rightarrow	290	D260	2	
D261		屈折検査	69	\rightarrow	1	D261		(項目の分割)
_	-	6歳未満の場合	_	\rightarrow	69	D261	1	
_	-	1以外の場合	-	\rightarrow	69	D261	2	
D262		調節検査	70	\rightarrow	70	D262		
D263		矯正視力検査				D263		
D263	1	眼鏡処方せんの交付を行う場合	69	\rightarrow	69	D263	1	
D263	2	1以外の場合	69	\rightarrow	69	D263	2	
D264		精密眼圧測定	82	\rightarrow	82	D264		
D264	注	水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合	55	\rightarrow	55	D264	注	
D265		角膜曲率半径計測	84	\rightarrow	84	D265		
D265-2		角膜形状解析検査	105	\rightarrow	105	D265-2		
D266		光覚検査	42	\rightarrow	42	D266		
D267		色覚検査				D267		
D267	1	アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合	70	\rightarrow	70	D267	1	

旧区分番号	新検査項目名	点数	新区分番号	備考
田色刀笛与	初快旦快口口	改正前 改正征	数 利色刀笛 5 数	VH 与
D267 2	1以外の場合	48 → 4	8 D267 2	
D268	眼筋機能精密検査及び輻輳検査	$48 \rightarrow 4$	8 D268	
D269	眼球突出度測定	38 → 3	8 D269	
D269-2	光学的眼軸長測定	150 → 15	0 D269-2	
D270	削除		D270	
D270-2	ロービジョン検査判断料	$250 \rightarrow 25$	0 D270-2	
D271	角膜知覚計検査	38 → 3	8 D271	
D272	両眼視機能精密検査	48 → 4	8 D272	
D272	立体視検査(三杆法又はステレオテスト法による)	48 → 4	8 D272	
D272	網膜対応検査(残像法又はバゴリニ線條試験による)	48 → 4	8 D272	
D273	細隙燈顕微鏡検査(前眼部)	48 → 4	8 D273	
D274	前房隅角検査	38 → 3	8 D274	
D275	圧迫隅角検査	$76 \rightarrow 7$	6 D275	
D276	網膜中心血管圧測定		D276	
D276 1	簡単なもの	$42 \rightarrow 4$	2 D276 1	
D276 2	複雑なもの	$100 \rightarrow 10$	0 D276 2	
D277	涙液分泌機能検査	38 → 3	8 D277	
D277	涙管通水·通色素検査	$38 \rightarrow 3$	8 D277	
D278	眼球電位図(EOG)	$260 \rightarrow 26$	0 D278	
D279	角膜内皮細胞顕微鏡検査	160 → 16	0 D279	
D280	レーザー前房蛋白細胞数検査	160 → 16	0 D280	
D281	瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)	160 → 16	0 D281	
D282	中心フリッカー試験	38 → 3	8 D282	
D282-2	行動観察による視力検査		D282-2	
D282-2 1	PL(Preferential Looking)法	$100 \rightarrow 10$	0 D282-2 1	
D282-2 2	乳幼児視力測定(テラーカード等によるもの)	$60 \rightarrow 6$	0 D282-2 2	
D282-3	コンタクトレンズ検査料		D282-3	
D282-3 1	コンタクトレンズ検査料1	$200 \rightarrow 20$	0 D282-3 1	

旧区分番号		新検査項目名	点数	- 新区分番号	備考
山色次	田ケ	机快直快口口	改正前 改正後	2	
-	_	コンタクトレンズ検査料2	- → 180	D282-3 2	(新設)
)282-3	2	コンタクトレンズ検査料3	56 → 56	D282-3 3	(名称の変更)
-	_	コンタクトレンズ検査料4	- → 50	D282-3 4	(新設)
		(皮膚科学的検査)			
0282-4		ダーモスコピー	$72 \rightarrow 72$	D282-4	
		(臨床心理・神経心理検査)			
)283		発達及び知能検査		D283	
0283	1	操作が容易なもの	80 → 80	D283 1	
)283	2	操作が複雑なもの	$280 \rightarrow 280$	D283 2	
0283	3	操作と処理が極めて複雑なもの	450 → 450	D283 3	
0284		人格検査		D284	
0284	1	操作が容易なもの	80 → 80	D284 1	
)284	2	操作が複雑なもの	280 → 280	D284 2	
)284	3	操作と処理が極めて複雑なもの	450 → 450	D284 3	
)285		認知機能検査その他の心理検査		D285	
)285	1	操作が容易なもの	80 → 80	D285 1	
)285	2	操作が複雑なもの	280 → 280	D285 2	
)285	3	操作と処理が極めて複雑なもの	450 → 450	D285 3	
		(負荷試験等)			
0286		肝及び腎のクリアランステスト	$150 \rightarrow 150$	D286	
0286-2		イヌリンクリアランス測定	1,280 → 1,280	D286-2	
)287		内分泌負荷試験		D287	
0287	1	下垂体前葉負荷試験		D287 1	
)287	1	イ 成長ホルモン(GH)(一連として)	1,200 → 1,200	D287 1	
)287	1	ロ ゴナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回)	1,600 → 1,600	D287 1	
)287	1	ハ 甲状腺刺激ホルモン(TSH)(一連として月1回)	1,200 → 1,200	D287 1	
287	1	ニ プロラクチン(PRL)(一連として月1回)	1,200 → 1,200	D287 1	
)287	1	ホ 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)	$1,200 \rightarrow 1,200$	D287 1	

旧区	分番号	新検査項目名	J.	点数		新区分番号	備考
	川 街 ケ	利(灰)直线日泊	改正前	i	改正後	利 色刀 笛 뎟	1佣与
D287	2	下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)	1,200	\rightarrow	1,200	D287 2	
D287	3	甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	\rightarrow	1,200	D287 3	
D287	4	副甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	\rightarrow	1,200	D287 4	
D287	5	副腎皮質負荷試験				D287 5	
D287	5	イ 鉱質コルチコイド(一連として月1回)	1,200	\rightarrow	1,200	D287 5	
D287	5	ロ 糖質コルチコイド(一連として月1回)	1,200	\rightarrow	1,200	D287 5	
D287	6	性腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	\rightarrow	1,200	D287 6	
D288		糖負荷試験				D288	
D288	1	常用負荷試験(血糖及び尿糖検査を含む。)	200	\rightarrow	200	D288 1	
D288	2	耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中Cーペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験	900	\rightarrow	900	D288 2	
D289		その他の機能テスト				D289	
D289	1	膵機能テスト(PFDテスト)	100	\rightarrow	100	D289 1	
D289	2	肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)	100	\rightarrow	100	D289 2	
D289	2	ビリルビン負荷試験	100	\rightarrow	100	D289 2	
D289	2	馬尿酸合成試験	100	\rightarrow	100	D289 2	
D289	2	フィッシュバーグ	100	\rightarrow	100	D289 2	
D289	2	水利尿試験	100	\rightarrow	100	D289 2	
D289	2	アジスカウント(Addis尿沈渣定量検査)	100	\rightarrow	100	D289 2	
D289	2	モーゼンタール法	100	\rightarrow	100	D289 2	
D289	2	ヨードカリ試験	100	\rightarrow	100	D289 2	
D289	3	胆道機能テスト	700	\rightarrow	700	D289 3	
D289	3	胃液分泌刺激テスト	700	\rightarrow	700	D289 3	
D289	4	セクレチン試験	3,000	\rightarrow	3,000	D289 4	
D290		卵管通気・通水・通色素検査	100	\rightarrow	100	D290	
D290		ルビンテスト	100	<u></u>	100	D290	
D290-2		尿失禁定量テスト(パッドテスト)	100	\rightarrow	100	D290-2	
D291		皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量(MED)測定				D291	

旧区八	· 平 日.		, A	点数		北	/#± ≠×
旧区分	(新検査項目名	改正前	Ę		新区分番号	備考
D291	1	21箇所以内の場合(1箇所につき)	16	\rightarrow	16	D291 1	
D291	2	22箇所以上の場合(一連につき)	350	\rightarrow	350	D291 2	
D291-2		小児食物アレルギー負荷検査	1,000	\rightarrow	1,000	D291-2	
D291-3		内服•点滴誘発試験	1,000	\rightarrow	1,000	D291-3	
		(ラジオアイソトープを用いた諸検査)					
D292		体外からの計測によらない諸検査				D292	
D292	1	循環血液量測定	480	\rightarrow	480	D292 1	
D292	1	血漿量測定	480	\rightarrow	480	D292 1	
D292	2	血球量測定	800	\rightarrow	800	D292 2	
D292	3	吸収機能検査	1,550	\rightarrow	1,550	D292 3	
D292	3	赤血球寿命測定	1,550	\rightarrow	1,550	D292 3	
D292	4	造血機能検査	2,600	\rightarrow	2,600	D292 4	
D292	4	血小板寿命測定	2,600	\rightarrow	2,600	D292 4	
D293		シンチグラム(画像を伴わないもの)				D293	
D293	1	甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)	365	\rightarrow	365	D293 1	
D293	2	レノグラム	575	\rightarrow	575	D293 2	
D293	2	肝血流量(ヘパトグラム)	575	\rightarrow	575	D293 2	
D294		ラジオアイソトープ検査判断料	110	\rightarrow	110	D294	
		(内視鏡検査)					
D295		関節鏡検査(片側)	600	\rightarrow	600	D295	
D296		喉頭直達鏡検査	190	\rightarrow	190	D296	
D296-2		鼻咽腔直達鏡検査	220	\rightarrow	220	D296-2	
D297		削除				D297	
D298		嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー(部位を問わず一連につき)	600	\rightarrow	600	D298	
D298-2		内視鏡下嚥下機能検査	600	\rightarrow	600	D298-2	
D299		喉頭ファイバースコピー	600	\rightarrow	600	D299	
D300		中耳ファイバースコピー	240	\rightarrow	240	D300	
D300-2		顎関節鏡検査(片側)	1,000	\rightarrow	1,000	D300-2	

旧区分	- 釆巳	新検査項目名		点数		新区分番号	분	備考
旧区为	ш //	利民县、天日石	改正前		改正後	// C // H /	,,	νш У
D301		気管支鏡検査	500	\rightarrow	_		-	(削除)
D301		気管支カメラ	500	\rightarrow	-		-	(削除)
D302		気管支ファイバースコピー	2,500	\rightarrow	2,500	D302		
D302	注	気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合	200	\rightarrow	200	D302	主	
D303		胸腔鏡検査	6,000	\rightarrow	6,000	D303		
D304		縦隔鏡検査	7,000	\rightarrow	7,000	D304		
D305		食道鏡検査	400	\rightarrow	_		-	(削除)
D305		食道カメラ	400	\rightarrow	_		-	(削除)
D306		食道ファイバースコピー	800	\rightarrow	800	D306		
D306	注1	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	\rightarrow	60	D306	主1	
D306	注2	狭帯域光強調加算	200	\rightarrow	200	D306	主2	
D307		胃鏡検査	500	\rightarrow	-		-	(削除)
D307		ガストロカメラ	500	\rightarrow	_		-	(削除)
D308		胃・十二指腸ファイバースコピー	1,140	\rightarrow	1,140	D308		
D308	注1	胆管・膵管造影法を行った場合の加算	600	\rightarrow	600	D308	主1	
D308	注2	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	\rightarrow	60	D308	主2	
D308	注3	胆管・膵管鏡を用いて行った場合の加算	600	\rightarrow	600	D308	主3	
D308	注4	狭帯域光強調加算	200	\rightarrow	200	D308	主4	
D309		胆道ファイバースコピー	1,400	\rightarrow	1,400	D309		
D310		小腸内視鏡検査				D310		
D310	1	ダブルバルーン内視鏡によるもの	7,000	\rightarrow	7,000	D310 1		
D310	2	シングルバルーン内視鏡によるもの	3,000	\rightarrow	3,000	D310 2	2	
D310	3	カプセル型内視鏡によるもの	1,700	\rightarrow	1,700	D310 3	3	
D310	4	その他のもの	1,700	\rightarrow	1,700	D310 4	Į.	
D310	注2	4について、粘膜点墨法を行った場合	60	\rightarrow	60	D310 Ž	主2	
D310-2		消化管通過性検査	600	\rightarrow	600	D310-2		
D311		直腸鏡検査	300	\rightarrow	300	D311		
D311-2		肛門鏡検査	200	\rightarrow	200	D311-2		

旧区分	·悉号		点数	新区分番号	備考
旧色为	田力	机恢 互次日石	改正前 改正後	和色力雷力	ин ²
D312		直腸ファイバースコピー	$550 \rightarrow 550$	D312	
D312	注	粘膜点墨法を行った場合の加算	$60 \rightarrow 60$	D312 注	
D313		大腸内視鏡検査		D313	
D313	1	ファイバースコピーによるもの		D313 1	
D313	1	イ S状結腸	900 → 900	D313 1	
D313	1	ロ 下行結腸及び横行結腸	$1,350 \rightarrow 1,350$	D313 1	
D313	1	ハ 上行結腸及び盲腸	$1,550 \rightarrow 1,550$	D313 1	
D313	2	カプセル型内視鏡によるもの	$1,550 \rightarrow 1,550$	D313 2	
D313	注1	粘膜点墨法を行った場合の加算	$60 \rightarrow 60$	D313 注1	
D313	注2	狭帯域光強調加算	$200 \rightarrow 200$	D313 注2	
D314		腹腔鏡検査	1,800 → 1,800	D314	
D315		腹腔ファイバースコピー	1,800 → 1,800	D315	
D316		クルドスコピー	400 → 400	D316	
D317		膀胱尿道ファイバースコピー	$950 \rightarrow 950$	D317	
_	-	狭帯域光強調加算	- → 200	D317 注	(新設)
D317-2		膀胱尿道鏡検査	890 → 890	D317-2	
	_	狭帯域光強調加算	- → 200	D317-2 注	(新設)
D318		尿管カテーテル法(ファイバースコープによるもの)(両側)	1,000 → 1,000	D318	
D319		腎孟尿管ファイバースコピー(片側)	$1,500 \rightarrow 1,500$	D319	
D320		ヒステロスコピー	$220 \rightarrow 220$	D320	
D321		コルポスコピー	$150 \rightarrow 210$	D321	
D322		子宮ファイバースコピー	800 → 800	D322	
D323		乳管鏡検査	800 → 800	D323	
D324		血管内視鏡検査	$1,700 \rightarrow 1,700$	D324	
D325		肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法	3,600 → 3,600	D325	
D325	注1	新生児に対して行った場合	$10,800 \rightarrow 10,800$	D325 注1	
D325	注1	3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して行った場合	$3,600 \rightarrow 3,600$	D325 注1	
	第4節	診断穿刺•検体採取料			

旧区分	* 悉 是	新検査項目名		点数		新区分		備考
пел	田力	利尔克克尔 日石	改正前	改	工後	机色刀	⊞ . ∕J	WH 45
D400		血液採取(1日につき)				D400		
D400	1	静脈	20	\rightarrow	25	D400	1	
D400	2	その他	6	\rightarrow	6	D400	2	
D400	注2	6歳未満の乳幼児に対して行った場合	14	\rightarrow	20	D400	注2	
D401		脳室穿刺	500	\rightarrow	500	D401		
D401	注	6歳未満の乳幼児の場合	100	\rightarrow	100	D401	注	
D402		後頭下穿刺	300	\rightarrow	300	D402		
D402	注	6歳未満の乳幼児の場合	100	\rightarrow	100	D402	注	
D403		腰椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	220	\rightarrow	220	D403		
D403		胸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	220	\rightarrow	220	D403		
D403		頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	220	\rightarrow	220	D403		
D403	注	6歳未満の乳幼児の場合	100	\rightarrow	100	D403	注	
D404		骨髄穿刺				D404		
D404	1	胸骨	260	\rightarrow	260	D404	1	
D404	2	その他	280	\rightarrow	280	D404	2	
D404	注	6歳未満の乳幼児の場合	100	\rightarrow	100	D404	注	
D404-2		骨髄生検	730	\rightarrow	730	D404-2		
D404-2	注	6歳未満の乳幼児の場合	100	\rightarrow	100	D404-2	注	
D405		関節穿刺(片側)	100	\rightarrow	100	D405		
D405	注	3歳未満の乳幼児の場合	100	\rightarrow	100	D405	注	
D406		上顎洞穿刺(片側)	60	\rightarrow	60	D406		
D406-2		扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側)	180	\rightarrow	180	D406-2		
D407		腎囊胞又は水腎症穿刺	240	\rightarrow	240	D407		
D407	注	6歳未満の乳幼児の場合	100	\rightarrow	100	D407	注	
D408		ダグラス窩穿刺	240	\rightarrow	240	D408		
D409		リンパ節等穿刺又は針生検	200	\rightarrow	200	D409		
D409-2		センチネルリンパ節生検(片側)				D409-2		(名称の変更)
D409-2	1	併用法	5,000	\rightarrow	5,000	D409-2	1	

Paris	旧区分	——)番号	新検査項目名	点数	新区分番号	備考
0 日 発験学術又は針生核 (片側)						VIII 3
0 1 年検針によるもの 650 → 650 D410 1 1 2 での他 200 → 200 D410 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0409-2	2				
0 2 その他 200 → 200 D410 2 1 甲状腺穿刺又は針生検 150 → 150 D411	D410				D410	
日 甲状腺穿刺又は針生検 150 → 150 D411	D410	1		$650 \rightarrow 650$	D410 1	
2 経皮的針生検法(透視、心電図検査及び超音波検査を含む。) 1,600 → 1,600 D412 3 前立腺針生検法(1臓器につき) 310 → 310 D414 4-2 超音波内視鏡下学練吸引生検法(1臓器につき) 4,000 → 4,000 D414-2 5 経気管助生検法	D410	2	その他	$200 \rightarrow 200$	D410 2	
前立腺針生検法 1,400 → 1,400 D413	D411		甲状腺穿刺又は針生検	$150 \rightarrow 150$	D411	
4 内視鏡下生検法(1職器につき) 310 → 310 D414 4-2 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法(EUS-FNA) 4,000 → 4,000 D414-2 5 経気管肺生検法 4,000 → 4,000 D415	D412		経皮的針生検法(透視、心電図検査及び超音波検査を含む。)	$1,600 \rightarrow 1,600$	D412	
### 超音波内視躺下穿刺吸引生検法(EUS-FNA)	0413		前立腺針生検法	$1,400 \rightarrow 1,400$	D413	
経気管肺生検法 4,000 → 4,000 D415 注1 ガイドシース加算 500 → 500 D415 注1 方の → 500 D415 注1 上 ガイドシース加算 500 → 500 D415 注1 上 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立	D414		内視鏡下生検法(1臓器につき)	$310 \rightarrow 310$	D414	
5 注1 ガイドシース加算 500 → 500 D415 注1 1,000 → 1,000 D415 注2 CT透視下気管支鏡検査加算 1,000 → 1,000 D415 注2 B音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS − TBNA) 5,500 → 5,500 D415 − 2 D416 B	D414-2		超音波内視鏡下穿刺吸引生検法(EUS-FNA)	$4,000 \rightarrow 4,000$	D414-2	
5 注2 CT透視下気管支鏡検査加算 1,000 → 1,000 D415 注2 注2 5-2 超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS-TBNA) 5,500 → 5,500 D415-2 D416 6 職器穿刺、組織採取 D416 1 1 6 1 開胸によるもの(腎を含む。) 5,550 → 5,550 D416 2 2 6 注 6歳未満の乳幼児の場合 2,000 → 2,000 D416 注 注 7 1 皮膚、筋肉(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含み、心筋を除く。) 500 → 500 D417 1 1 7 2 骨、骨盤、脊椎 2,300 → 2,300 D417 2 D417 3 7 3 眼 D417 3 3 7 3 中 その他(前眼部を含む。) 350 → 650 D417 3 3 7 4 耳 400 → 400 D417 4 4 7 5 鼻、副鼻腔 400 → 400 D417 5 5 7 咽頭、喉頭 650 → 650 D417 7 7	D415		経気管肺生検法	4,000 → 4,000	D415	
超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS—TBNA)	D415	注1	ガイドシース加算	$500 \rightarrow 500$	D415 注1	
6	0415	注2	CT透視下気管支鏡検査加算	$1,000 \rightarrow 1,000$	D415 注2	
6 1 開胸によるもの(腎を含む。)	D415-2		超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS-TBNA)	$5,500 \rightarrow 5,500$	D415-2	
6 2 開腹によるもの(腎を含む。) 5,550 → 5,550 D416 2 2,000 → 2,000 D416 注 6歳未満の乳幼児の場合 2,000 → 2,000 D416 注 D417	D416		臓器穿刺、組織採取		D416	
6 注 6歳未満の乳幼児の場合 2,000 → 2,000 D416 注 和織試験採取、切採法 7 1 皮膚、筋肉(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含み、心筋を除く。) 500 → 500 D417 1 7 2 骨、骨盤、脊椎 2,300 → 2,300 D417 2 7 3 眼 7 3 イ後眼部 650 → 650 D417 3 7 4 耳 400 → 400 D417 4 7 5 鼻、副鼻腔 400 → 400 D417 5 7 6 口腔 400 → 400 D417 6 7 7 咽頭、喉頭	D416	1	開胸によるもの	$9,070 \rightarrow 9,070$	D416 1	
日本の	D416	2	開腹によるもの(腎を含む。)	$5,550 \rightarrow 5,550$	D416 2	
7 1 皮膚、筋肉(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含み、心筋を除く。) 7 2 骨、骨盤、脊椎 7 3 眼 7 3 で 後眼部 7 3 「一 その他(前眼部を含む。) 7 4 耳 「一 400 → 400 D417 4 「一 400 → 400 D417 5 「一 中空 「一 400 → 400 D417 5 「一 中空 「一 400 → 400 D417 6 「一 中空 「一 400 → 400 D417 7 「一 1 1 2 D417 1 1 2 D417 1 2 D417 1 3 1 1 2 D417 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	D416	注	6歳未満の乳幼児の場合	$2,000 \rightarrow 2,000$	D416 注	
7 2 骨、骨盤、脊椎 2,300 → 2,300 D417 2 D417 3 BB 650 → 650 D417 3 D417 4 D417 4 D417 4 D417 5 D417 5 D417 5 D417 5 D417 6 D417 6 D417 6 D417 7 D417 D41	D417		組織試験採取、切採法		D417	
R 3	D417	1	皮膚、筋肉(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含み、心筋を除く。)	$500 \rightarrow 500$	D417 1	
7 3 イ後眼部 650 → 650 D417 3 3 D417 4 4 D417 4 D417 5 D417 5 D417 5 D417 6 G50 → 650 D417 7 7 で 「明頭、喉頭	D417	2	骨、骨盤、脊椎	$2,300 \rightarrow 2,300$	D417 2	
7 3 口 その他(前眼部を含む。)	D417	3	眼		D417 3	
7 4 耳 $400 \rightarrow 400 \text{ D417} 4$ $400 \rightarrow 400 \text{ D417} 5$ $400 \rightarrow 400 \text{ D417} 5$ $400 \rightarrow 400 \text{ D417} 6$ $400 \rightarrow 400 \text{ D417} 6$ $650 \rightarrow 650 \text{ D417} 7$	D417	3	イ 後眼部	$650 \rightarrow 650$	D417 3	
7 5 鼻、副鼻腔 7 6 口腔 7 7 咽頭、喉頭 8 100 → 400 D417 5 400 → 400 D417 6 650 → 650 D417 7	0417	3	ロ その他(前眼部を含む。)	$350 \rightarrow 350$	D417 3	
7 6 口腔 7 7 咽頭、喉頭 400 → 400 D417 6 650 → 650 D417 7	D417	4	耳	$400 \rightarrow 400$	D417 4	
7 7 咽頭、喉頭 650 → 650 D417 7	0417	5	鼻、副鼻腔	$400 \rightarrow 400$	D417 5	
	0417	6	口腔	$400 \rightarrow 400$	D417 6	
7 8 甲状腺 650 → 650 D417 8	0417	7	咽頭、喉頭	$650 \rightarrow 650$	D417 7	
	0417	8	甲状腺	$650 \rightarrow 650$	D417 8	

	 分番号	新検査項目名		点数		4. マン	新区分番号	備考
11112	刀留力	利快 <u>工</u> 供日石	改正前		改正後	M 四万亩 7		UHI ~ 5
D417	9	乳腺	650	\rightarrow	650	D417	9	
D417	10	直腸	650	\rightarrow	650	D417	10	
D417	11	精巣(睾丸)、精巣上体(副睾丸)	400	\rightarrow	400	D417	11	
D417	12	末梢神経	620	\rightarrow	620	D417	12	
D417	13	心筋	5,000	\rightarrow	5,000	D417	13	
D417	注	6歳未満の乳幼児に対して行った場合	100	\rightarrow	100	D417	注	
D418		子宮腟部等からの検体採取				D418		
D418	1	子宮頸管粘液採取	40	\rightarrow	40	D418	1	
D418	2	子宮腟部組織採取	200	\rightarrow	200	D418	2	
D418	3	子宮内膜組織採取	370	\rightarrow	370	D418	3	
D419		その他の検体採取				D419		
D419	1	胃液・十二指腸液採取(一連につき)	180	\rightarrow	180	D419	1	
D419	2	胸水・腹水採取(簡単な液検査を含む。)	180	\rightarrow	180	D419	2	
D419	3	動脈血採取(1日につき)	50	\rightarrow	50	D419	3	
D419	4	前房水採取	350	\rightarrow	350	D419	4	
D419	5	副腎静脈サンプリング(一連につき)	4,800	\rightarrow	4,800	D419	5	
_	_	鼻腔・咽頭拭い液採取	-	\rightarrow	5	D419	6	(新設)

別表2

第3部 検査 (名称を変更する項目)

旧区分番号	旧検査項目名	新区分番号	新検査項目名
D006-3	Major BCR—ABL1 mRNA	D006-3	Major BCR-ABL1
D231	人工膵臓(一連につき)	D231	人工膵臓検査(一連につき)
D282-3 2	コンタクトレンズ検査料2	D282-3 3	コンタクトレンズ検査料3
D409-2	センチネルリンパ節生検	D409-2	センチネルリンパ節生検(片側)

別表3

第3部 検査 (1つの検査を複数に分ける項目)

旧区分	番号	旧検査項目名	新区分番号	新検査項目名
D007	26	アポリポ蛋白	D007 23	アポリポ蛋白
			D007 23	イ 1項目の場合
			D007 23	ロ 2項目の場合
			D007 23	ハ 3項目以上の場合
D235-3		長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)	D235-3	長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)
			D235-3 1	長期脳波ビデオ同時記録検査1
			D235-3 2	長期脳波ビデオ同時記録検査2
D238		脳波検査判断料	D238	脳波検査判断料
			D238 1	脳波検査判断料1
			D238 2	脳波検査判断料2
D261		屈折検査	D261	屈折検査
			D261 1	6歳未満の場合
			D261 2	1以外の場合

項目	現 行	改正案
第2章 特揭診療料		
第4部 画像診断		
通則		
【通則の見直し】	4 区分番号E001、E004、E102及び E203に掲げる画像診断については、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機 関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り70点を所定点数に加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。	→ 4 区分番号E001、E004、E102及び E203に掲げる画像診断については、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているも のとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機 関において画像診断を専ら担当する常勤の医師 が、画像診断を行い、その結果を文書により報 告した場合は、画像診断管理加算1として、区 分番号E001又はE004に掲げる画像診断 、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分 番号E203に掲げる画像診断のそれぞれにつ いて月1回に限り70点を所定点数に加算する。 ただし、画像診断管理加算2を算定する場合は この限りでない。
【通則の見直し】	5 区分番号E102及びE203に掲げる画像 診断については、別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出た保険医療機関において、画像診断 を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、	→ 5 区分番号E102及びE203に掲げる画像 診断については、別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出た保険医療機関において画像診断を 専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、

その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り180点を所定点数に加算する。

【通則の見直し】

6 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E0 01、E004、E102又はE203に限 る。)を行った場合については、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で 行われた場合に限り算定する。この場合におい て、受信側の保険医療機関が通則第4号本文の 届出を行った保険医療機関であり、当該保険医 療機関において画像診断を専ら担当する常勤の 医師が画像診断を行い、その結果を送信側の保 険医療機関に文書等により報告した場合は、区 分番号E001又はE004に掲げる画像診断 、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分 番号E203に掲げる画像診断のそれぞれにつ いて月1回に限り、画像診断管理加算1を算定 することができる。ただし、画像診断管理加算 2を算定する場合はこの限りでない。

【通則の見直し】

7 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E102及びE203に限る。)を通則第6号本文に規定する保険医療機関間で行った場合であって、受信側の保険医療機関が通則第5号の届出

その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り180点を所定点数に加算する。

6 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E0 01、E004、E102又はE203に限 る。)を行った場合については、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で 行われた場合に限り算定する。この場合におい て、受信側の保険医療機関が通則第4号本文の 届出を行った保険医療機関であり、当該保険医 療機関において画像診断を専ら担当する常勤の 医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の 保険医療機関に文書等により報告した場合は、 区分番号E001又はE004に掲げる画像診 断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区 分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれに ついて月1回に限り、画像診断管理加算1を算 定することができる。ただし、画像診断管理加 算2を算定する場合はこの限りでない。

7 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E1 02及びE203に限る。)を通則第6号本文 に規定する保険医療機関間で行った場合であっ て、受信側の保険医療機関が通則第5号の届出

	を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り、画像診断管理加算2を算定することができる。	を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険 医療機関に文書等により報告した場合は、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り、画像診断管理加算2を算定することができる。
第1節 エックス線診断料		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
E002 撮影		_
【注の見直し】	注2 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して撮影を行った場合は、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。	→ 注2 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は3歳以上6歳未満の幼児に対して撮影を行った場合は、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。
E 0 0 3 造影剤注入手技		
3 動脈造影カテーテル法		
【注の見直し】	イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した 場合 3,600点 注 血流予備能測定検査を実施した場合は、血 流予備能測定検査加算として、400点を所定 点数に加算する。	→ イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合 3,600点注1 血流予備能測定検査を実施した場合は、血流予備能測定検査加算として、400点を所定点数に加算する。 注2 頸動脈閉塞試験(マタス試験)を実施した場合は、頸動脈閉塞試験加算として、1,

第2節 核医学診断料	口 (略)		000点を所定点数に加算する。 ロ (略)
E 1 0 0 シンチグラム (画像を伴う もの)			
【注の見直し】	注3 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を く。)に対してシンチグラムを行った場合 、当該シンチグラムの所定点数にそれぞれ 定点数の100分の30又は100分の15に相当す 点数を加算する。	は 所	注3 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は3歳以上6歳未満の幼児に対してシンチグラムを行った場合は、当該シンチグラムの所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。
E101 シングルホトンエミッショ ンコンピューター断層撮影 (同一のラジオアイソトープ を用いた一連の検査につき)			
【注の見直し】	注2 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を く。)に対して断層撮影を行った場合は、 定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又に 00分の15に相当する点数を加算する。	所	注2 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。
第3節 コンピューター断層撮影診断料			
通則			

【通則の見直し】 E 2 0 0 コンピューター断層撮影	4 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して区分番号E200から区分番号E200から区分番号E200をでに掲げるコンピューター断層撮影を行った場合は、それぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を当該撮影の所定点数に加算する。	→ 4 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。) 又は3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番 号E200から区分番号E202までに掲げる コンピューター断層撮影を行った場合は、それ ぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100 分の30に相当する点数を加算する。
(CT撮影) (一連につき)		
		_
【項目の見直し】	1 CT撮影	→ 1 CT撮影
	イ 64列以上のマルチスライス型の機器による	イ 64列以上のマルチスライス型の機器による
	場合 1,000点	場合
		(1) 共同利用施設において行われる場合
		1,020点
		(2) その他の場合 1,000点
	ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機	ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機
	器による場合 900点 900点 4 7 10 1 1 2 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	器による場合 900点 470以上1670は2世のアメチョン・チョン・チョン・チョン・チョン・チョン・チョン・チョン・チョン・チョン・
	ハ 4 列以上16列未満のマルチスライス型の機 器による場合 770点	ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機 器による場合 750点
	器による場合 770点 270点 270点 270点 270点 270点 270点 270点	帝による場合 750点 560点 560点
	2 脳槽CT撮影(造影を含む。) 2,300点	2 脳槽CT撮影(造影を含む。) 2,300点
	2 加省CT取於(追於を占包。) 2,500点	2 周信CI 取於 (起於を占包。) 2,500点
		_
【注の追加】	(追加)	→ 注8 CT撮影のイの(1)については、別に厚生労
		働大臣が定める施設基準に適合しているもの
		として地方厚生局長等に届け出た保険医療機
		関において行われる場合又は診断撮影機器で
		の撮影を目的として別の保険医療機関に依頼

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断 層撮影 (MR I 撮影) (一連 につき)				し行われる場合に限り算定する。
【項目の見直し】	1 3テスラ以上の機器による場合 2 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器 合 3 1又は2以外の場合	1,600点 による場 1,330点 920点	→	1 3テスラ以上の機器による場合イ 共同利用施設において行われる場合ロ その他の場合1,620点ロ その他の場合1,600点2 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合1,330点合 1,330点900点
【注の追加】		(追加)	→	注5 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい て、乳房のMRI撮影を行った場合は、乳房 MRI撮影加算として、100点を所定点数に 加算する。
【注の追加】		(追加) ——	→	注6 MRI撮影の1のイについては、別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合しているも のとして地方厚生局長等に届け出た保険医療 機関において行われる場合又は診断撮影機器 での撮影を目的として別の保険医療機関に依 頼し行われる場合に限り算定する。

医科一画像診断-7/7

項目	現行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第5部 投薬		
第1節 調剤料		
F000 調剤料		
【注の追加】	(追加)	注3 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。
第2節 処方料		
F100 処方料		
【項目の見直し】	1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬 、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精 神病薬の投薬(臨時の投薬等のものを除く。) を行った場合 20点 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬 の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が2週	→ 1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬 、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精 神病薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類 の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病 状等によりやむを得ず投与するものを除く。) を行った場合 20点

	間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再 診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定す るものを除く。)を行った場合 29点 3 1及び2以外の場合 42点	2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。)を行った場合 29点 3 1及び2以外の場合 42点
【注の追加】	(追加)	注10 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は 算定しない。ただし、医師が疾患の特性等に より必要性があると判断し、やむを得ず70枚 を超えて投薬する場合には、その理由を処方 せん及び診療報酬明細書に記載することで算 定可能とする。
【注の追加】	(追加)	⇒ 注11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において投薬を行った場合には、外来後発医薬品使用体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1処方につき次に掲げる点数をそれぞれ加算する。イ 外来後発医薬品使用体制加算1 4点ロ 外来後発医薬品使用体制加算2 3点
第3節 薬剤料		
F200 薬剤		

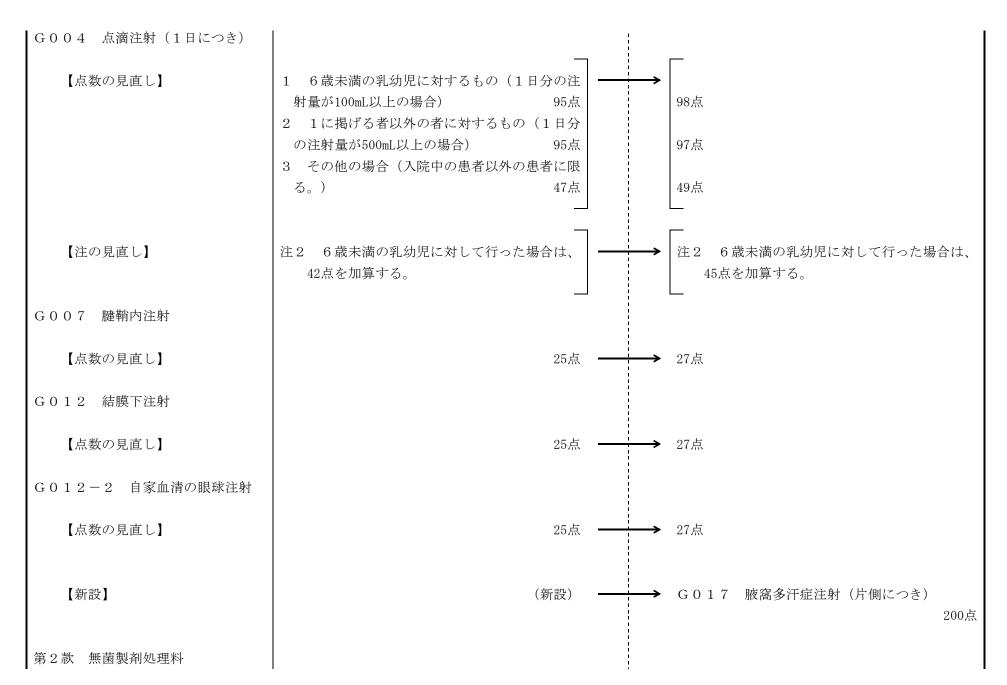
【注の見直し】	注2 1 処方につき3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のものを除く。)を行った場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。	→ 注2 1処方につき3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。)を行った場合には、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬に係る薬剤料に限り、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
【注の追加】	(追加)	→ 注8 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は、当該超過分に係る薬剤料は算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。
第5節 処方せん料		
F400 処方せん料		_
【項目の見直し】	1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬 、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精 神病薬の投薬(臨時の投薬等のものを除く。) を行った場合 30点 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬 の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が2週 間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再	1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬 、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精 神病薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類 の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病 状等によりやむを得ず投与するものを除く。) を行った場合 30点 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬

	診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定す の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が 2 週 間以内のもの及び区分番号A 0 0 1 に掲げる再 3 1 及び 2 以外の場合 68点 84のを除く。)を行った場合 40点 3 1 及び 2 以外の場合 68点 68ລ 68\alpha 68\alpha
【注の見直し】	注7 薬剤の一般的名称を記載する処方せんを交付した場合は、処方せんの交付1回につき2点を加算する。 注7 薬剤の一般的名称を記載する処方せんを交付した場合は、当該処方せんの内容に応じ、次に掲げる点数を処方せんの交付1回につきそれぞれ加算する。
【注の追加】	(追加) 注9 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は 算定しない。ただし、医師が疾患の特性等に より必要性があると判断し、やむを得ず70枚 を超えて投薬する場合には、その理由を処方 せん及び診療報酬明細書に記載することで算 定可能とする。
第6節 調剤技術基本料	
F 5 0 0 調剤技術基本料	
【注の追加】	(追加) 注 6 入院中の患者以外の患者に対して、1 処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は 算定しない。ただし、医師が疾患の特性等に

	より必要性があると判断し、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。
	 -

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第6部 注射		
通則		
【点数の見直し】	6 区分番号G001に掲げる静脈内注射、G002に掲げる動脈注射、G003に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G003-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。イ外来化学療法加算1	

1	① 15歳未満	780点	820点
	② 15歳以上	580点	600点
	(2) 外来化学療法加算B		
	① 15歳未満	630点	670点
	② 15歳以上	430点	450点
	口 外来化学療法加算 2		
	(1) 外来化学療法加算A		
	① 15歳未満	700点	740点
	② 15歳以上	450点	470点
	(2) 外来化学療法加算 B		
	① 15歳未満	600点	640点
	② 15歳以上	350点	370点
folia e folia - No fo Libil			
第1節 注射料		i ! !	
第1款 注射実施料			
G000 皮内、皮下及び筋肉内注射 (1回につき)			
【点数の見直し】		18点	→ 20点
G001 静脈内注射(1回につき)			
【点数の見直し】		30点	→ 32点
【注の見直し】	注2 6歳未満の乳幼児に対して 42点を加算する。	- 行った場合は、	注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、 45点を加算する。



医科-注射-3/4

G020 無菌製剤処理料		_		_	
【項目の見直し】	1 無菌製剤処理料1 (悪性腫瘍に対し 薬剤が注射される一部の患者) イ 閉鎖式接続器具を使用した場合 (1) 揮発性の高い薬剤の場合	150点		1 無菌製剤処理料1 (悪性腫瘍に対し 薬剤が注射される一部の患者) イ 閉鎖式接続器具を使用した場合	て用いる 180点
	(2) (1)以外の場合 ロ イ以外の場合 2 無菌製剤処理料 2 (1以外のもの)	100点 50点 40点		ロ イ以外の場合 2 無菌製剤処理料2(1以外のもの) 	45点 40点

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第7部 リハビリテーション		
通則		
【通則の見直し】	4 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料については、患者の疾患等を勘案し、最も適当な区分1つに限り算定できる。この場合、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合であって、患者1人につき1日6単位(別に厚生労働大臣が定める患者については1日9単位)に限り算定できるものとする。	→ 4 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料については、患者の疾患等を勘案し、最も適当な区分1つに限り算定できる。この場合、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合であって、患者1人につき1日6単位(別に厚生労働大臣が定める患者については1日9単位)に限り算定できるものとする。
【通則の見直し】	5 区分番号 J 1 1 7 に掲げる鋼線等による直達 牽引 (2 日目以降。観血的に行った場合の手技 料を含む。)、区分番号 J 1 1 8 に掲げる介達 牽引、区分番号 J 1 1 8 - 2 に掲げる矯正固定 、区分番号 J 1 1 8 - 3 に掲げる変形機械矯正 術、区分番号 J 1 1 9 に掲げる消炎鎮痛等処置 、区分番号 J 1 1 9 - 2 に掲げる腰部又は胸部	

固定帯固定、区分番号 J 1 1 9 - 3 に掲げる低 固定帯固定、区分番号 J119-3に掲げる低 出力レーザー照射又は区分番号 J 1 1 9 - 4 に 出力レーザー照射又は区分番号 [119-4に 掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血 掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血 管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リ 管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リ ハビリテーション料、運動器リハビリテーショ ハビリテーション料、廃用症候群リハビリテー ン料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者 ション料、運動器リハビリテーション料、呼吸 リハビリテーション料、集団コミュニケーショ 器リハビリテーション料、がん患者リハビリテ ン療法料又は認知症患者リハビリテーション料 ーション料、集団コミュニケーション療法料又 の所定点数に含まれるものとする。 は認知症患者リハビリテーション料の所定点数 に含まれるものとする。 【通則の見直し】 6 区分番号B001の17に掲げる慢性疼痛疾患 6 区分番号B001の17に掲げる慢性疼痛疾患 管理料を算定する患者に対して行った心大血管 管理料を算定する患者に対して行った心大血管 疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハ 疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハ ビリテーション料、運動器リハビリテーション ビリテーション料、廃用症候群リハビリテーシ 料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべ ョン料、運動器リハビリテーション料又は呼吸 きリハビリテーションに係る費用は、算定しな 器リハビリテーション料を算定すべきリハビリ テーションに係る費用は、算定しない。 11 第1節 リハビリテーション料 H000 心大血管疾患リハビリテー ション料 【点数の見直し】 1 心大血管疾患リハビリテーション料(I)(1単 付) 205点 205点 2 心大血管疾患リハビリテーション料(I) (1単 位) 105点 125点

【注の見直し】	注2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、治療開始日から起算して30日の間に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。	注2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して30日の間に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。
		_
【注の見直し】	注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
	しているものとして地方厚生局長等に届け出	しているものとして地方厚生局長等に届け出
	た保険医療機関において、注1本文に規定す	た保険医療機関において、注1本文に規定す
	る別に厚生労働大臣が定める患者であって入	る別に厚生労働大臣が定める患者であって入
	院中のものに対してリハビリテーションを行	院中のものに対してリハビリテーションを行
	った場合は、治療開始日から起算して14日の	った場合は、発症、手術若しくは急性増悪か
	間に限り、初期加算として、1単位につき45	ら7日目又は治療開始日のいずれか早いもの
	点を更に所定点数に加算する。	から起算して14日の間に限り、初期加算とし
		て、1単位につき45点を更に所定点数に加算
		する。
 H O O 1 脳血管疾患等リハビリテー		
ション料		
J J J 7/1		_
【項目の見直し】	1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)(1単 ——	¦ ├──→ 1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)(1単
	位)	位) 245点
	イ ロ以外の場合 245点	
	ロ 廃用症候群の場合 180点	
	2 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)(1単	2 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)(1単
	位)	位) 200点

イ ロ以外の場合 200点 ロ 廃用症候群の場合 146点 3 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)(1単 3 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) (1単 位) 位.) 100点 イ ロ以外の場合 100点 ロ 廃用症候群の場合 77点 【注の見直し】 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、別に厚生労働大臣 た保険医療機関において、別に厚生労働大臣 が定める患者に対して個別療法であるリハビ が定める患者に対して個別療法であるリハビ リテーションを行った場合に、当該基準に係 リテーションを行った場合に、当該基準に係 る区分に従って、それぞれ発症、手術又は急 る区分に従って、それぞれ発症、手術若しく 性増悪から180日以内に限り所定点数を算定 は急性増悪又は最初に診断された日から180 する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患 日以内に限り所定点数を算定する。ただし、 者について、治療を継続することにより状態 別に厚生労働大臣が定める患者について、治 の改善が期待できると医学的に判断される場 療を継続することにより状態の改善が期待で 合その他の別に厚生労働大臣が定める場合に きると医学的に判断される場合その他の別に は、180日を超えて所定点数を算定すること 厚生労働大臣が定める場合には、180日を超 えて所定点数を算定することができる。 ができる。 【注の見直し】 注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に 注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に 規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対 規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対 して、必要があってそれぞれ発症、手術又は して、必要があってそれぞれ発症、手術若し 急性増悪から180日を超えてリハビリテーシ くは急性増悪又は最初に診断された日から18 ョンを行った場合は、1月13単位に限り、算 0日を超えてリハビリテーションを行った場 定できるものとする。この場合において、当 合は、1月13単位に限り、算定できるものと する。この場合において、当該患者が要介護 該患者が要介護被保険者等である場合には、

	注1に規定する施設基準に係る 次に掲げる点数を算定する。	区分に従い、	被保険者等である場合には、注1 施設基準に係る区分に従い、次に を算定する。	
	イ 脳血管疾患等リハビリテー	ション料(I)	イ 脳血管疾患等リハビリテーシ	/ョン料([)
	(1単位)		(1単位)	147点
	(1) (2)以外の場合	221点		
	(2) 廃用症候群の場合	162点		
	ロ 脳血管疾患等リハビリテー	ション料(I)	ロ 脳血管疾患等リハビリテーシ	/ョン料(Ⅱ)
	(1単位)		(1単位)	120点
	(1) (2)以外の場合	180点		
	(2) 廃用症候群の場合	131点		
	ハ 脳血管疾患等リハビリテー	ション料(II)	ハ 脳血管疾患等リハビリテーシ	/ョン料(Ⅲ)
	(1単位)		(1単位)	60点
	(1) (2)以外の場合	90点		
	(2) 廃用症候群の場合	69点		
【注の見直し】	注5 注4の場合において、別に厚 定める施設基準に適合している		→ 注 5 注 4 の場合において、別に厚生 定める施設基準に適合しているも	
	方厚生局長等に届け出た保険医	療機関以外の	方厚生局長等に届け出た保険医療	を 接機関以外の
	保険医療機関が、入院中の患者	以外の患者	保険医療機関が、入院中の患者以	人外の患者
	(要介護被保険者等に限る。)	に対して注4	(要介護被保険者等に限る。)に	二対して注4
	に規定するリハビリテーション	を行った場合	に規定するリハビリテーションを	と行った場合
	には、所定点数の100分の90に村	目当する点数	には、所定点数の100分の80に相	当する点数
	により算定する。		により算定する。	
【注の追加】		(追加) —		分働士氏が気
		(AE/AH)	める患者(要介護被保険者等に関	
			し、それぞれ発症、手術若しくに	- '
			し、てもでも近近、子前右しては	·心压增态/

は最初に診断された日から60日を経過した後 に、引き続きリハビリテーションを実施する 場合において、過去3月以内にH003-4 に掲げる目標設定等支援・管理料を算定して いない場合には、所定点数の100分の90に相 当する点数により算定する。 【新設】 (新設) H001-2 廃用症候群リハビリテーション料 1 廃用症候群リハビリテーション料(I) (1単位) 180点 2 廃用症候群リハビリテーション料(I) (1単位) 146点 3 廃用症候群リハビリテーション料(□) (1単位) 77点 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合して いる保険医療機関において、急性疾患等に伴 う安静による廃用症候群の患者であって、一 定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、 言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来し ているものに対して個別療法であるリハビリ テーションを行った場合に、当該基準に係る 区分に従って、それぞれ廃用症候群の診断又 は急性増悪から120日以内に限り所定点数を 算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定め る患者について、治療を継続することにより 状態の改善が期待できると医学的に判断され る場合その他の別に厚生労働大臣が定める場 合には、120日を超えて所定点数を算定する ことができる。

- 注2 注1本文に規定する患者であって入院中の ものに対してリハビリテーションを行った場 合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患 等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患 者の廃用症候群の急性増悪から30日に限り、 早期リハビリテーション加算として、1単位 につき30点を所定点数に加算する。
- 注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た す保険医療機関において、注1本文に規定す る患者であって入院中のものに対してリハビ リテーションを行った場合は、当該患者の廃 用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若し くは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急 性増悪から14日に限り、初期加算として、1 単位につき45点を更に所定点数に加算する。
- 注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に 規定する患者に対して、必要があってそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日 を超えてリハビリテーションを行った場合は 、1月13単位に限り算定できるものとする。 この場合において、当該患者が要介護被保険 者等である場合には、注1に規定する施設基 準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定 する。
 - イ 廃用症候群リハビリテーション料(I) (1単位) 108点
 - ロ 廃用症候群リハビリテーション料(I) (1 単位) 88点
 - ハ 廃用症候群リハビリテーション料(II) (1単位) 46点

H002 運動器リハビリテーション 料 【点数の見直し】	1 運動器リハビリテーション料(I) (1単位) 180点 2 運動器リハビリテーション料(II) (1単位) 170点 3 運動器リハビリテーション料(II) (1単位) 85点	注5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の 保険医療機関が、入院中の患者以外の患者 (要介護被保険者等に限る。)に対して注4 に規定するリハビリテーションを行った場合 には、所定点数の100分の80に相当する点数 により算定する。 注6 注1本文に規定する患者(要介護被保険者 等に限る。)に対し、それぞれ廃用症候群の 診断又は急性増悪から40日を経過した後に、 引き続きリハビリテーションを実施する場合 において、過去3月以内にH003-4に掲 げる目標設定等支援・管理料を算定していな い場合には、所定点数の100分の90に相当す る点数により算定する。
【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出

た保険医療機関において、別に厚生労働大臣 が定める患者に対して個別療法であるリハビ リテーションを行った場合に、当該基準に係 る区分に従って、それぞれ発症、手術又は急 性増悪から150日以内に限り所定点数を算定 する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患 者について、治療を継続することにより状態 の改善が期待できると医学的に判断される場 合その他の別に厚生労働大臣が定める場合に は、150日を超えて所定点数を算定すること ができる。

【注の見直し】

注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に 規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対 して、必要があってそれぞれ発症、手術又は 急性増悪から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算 定できるものとする。この場合において、当 該患者が要介護被保険者等である場合には、 注1に規定する施設基準に係る区分に従い、 次に掲げる点数を算定する。

イ 運動器リハビリテーション料(I) (1単位)
 163点
 ロ 運動器リハビリテーション料(I) (1単位)
 154点
 ハ 運動器リハビリテーション料(II) (1単位)

た保険医療機関において、別に厚生労働大臣 が定める患者に対して個別療法であるリハビ リテーションを行った場合に、当該基準に係 る区分に従って、それぞれ発症、手術若しく は急性増悪又は最初に診断された日から150 日以内に限り所定点数を算定する。ただし、 別に厚生労働大臣が定める患者について、治 療を継続することにより状態の改善が期待で きると医学的に判断される場合その他の別に 厚生労働大臣が定める場合には、150日を超 えて所定点数を算定することができる。

注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に 規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対 して、必要があってそれぞれ発症、手術若し くは急性増悪又は最初に診断された日から15 0日を超えてリハビリテーションを行った場 合は、1月13単位に限り、算定できるものと する。この場合において、当該患者が要介護 被保険者等である場合には、注1に規定する 施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数 を算定する。

イ 運動器リハビリテーション料(I) (1単位)111点

ロ 運動器リハビリテーション料(I) (1単位) 102点

ハ 運動器リハビリテーション料(Ⅲ) (1単位) 51点

【注の見直し】	注5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の 保険医療機関が、入院中の患者以外の患者 (要介護被保険者等に限る。)に対して注4 に規定するリハビリテーションを行った場合 には、所定点数の100分の90に相当する点数 により算定する。		注5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の 保険医療機関が、入院中の患者以外の患者 (要介護被保険者等に限る。)に対して注4 に規定するリハビリテーションを行った場合 には、所定点数の100分の80に相当する点数 により算定する。
【注の追加】	(追加)		注6 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者(要介護被保険者等に限る。)に対し、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から、50日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3月以内にH003-4に掲げる目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
H003 呼吸器リハビリテーション 料			
【注の見直し】	注2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、治療開始日から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。		注2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき

30点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、治療開始日から起算して14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

H003-2 リハビリテーション総合計画評価料

【注の見直し】

注1 心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)、がん患者リハビリテーション料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき心大血管疾患リハビリテーション

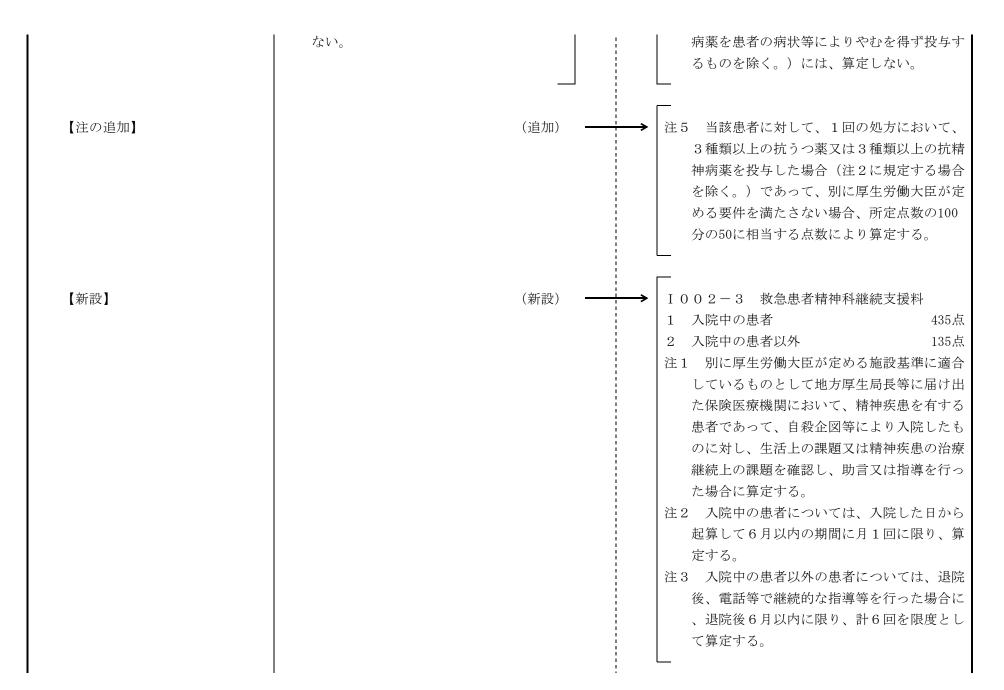
注1 心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、廃用症候群リハビリテーション料(I)、廃用症候群リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)、呼吸器リハビリテーション料(I)、がん患者リハビリテーション料又は認知症患者リハビリテーション料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテ

ーション計画を策定し、当該計画に基づき心 料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運 動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリ 大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾 テーション料、がん患者リハビリテーション 患等リハビリテーション料、廃用症候群リハ ビリテーション料、運動器リハビリテーショ 料又は認知症患者リハビリテーション料を算 定すべきリハビリテーションを行った場合に ン料、呼吸器リハビリテーション料、がん患 、患者1人につき1月に1回に限り算定す 者リハビリテーション料又は認知症患者リハ ビリテーション料を算定すべきリハビリテー る。 ションを行った場合に、患者1人につき1月 に1回に限り算定する。 【新設】 (新設) H003-4 目標設定等支援・管理料 1 初回の場合 250点 100点 2 2回目以降の場合 注 区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハ ビリテーション料、HOO1-2に掲げる廃用 症候群リハビリテーション料又は区分番号HO 02に掲げる運動器リハビリテーション料を算 定すべきリハビリテーションを実施している要 介護被保険者等である患者に対し、必要な指導 等を行った場合に、3月に1回に限り算定す る。 H004 摂食機能療法(1日につき 【注の見直し】 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、鼻腔栄養を実施し た保険医療機関において、鼻腔栄養を実施し ている患者又は胃瘻を造設している患者に対 ている患者又は胃瘻を造設している患者に対

	して実施した場合は、治療開始日から起算して6月以内に限り、経口摂取回復促進加算として、185点を所定点数に加算する。	して実施した場合は、治療開始日から起算して6月以内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。 イ 経口摂取回復促進加算1 185点ロ 経口摂取回復促進加算2 20点
【新設】	(新設)	→ H007-4 リンパ浮腫複合的治療料 1 重症の場合 200点 2 1以外の場合 100点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、リンパ浮腫の患者に複合的治療を実施した場合に、患者1人1日につき1回算定する。 注2 1の場合は月1回(当該治療を開始した日の属する月から起算して2月以内は計11回)を限度として、2の場合は6月に1回を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

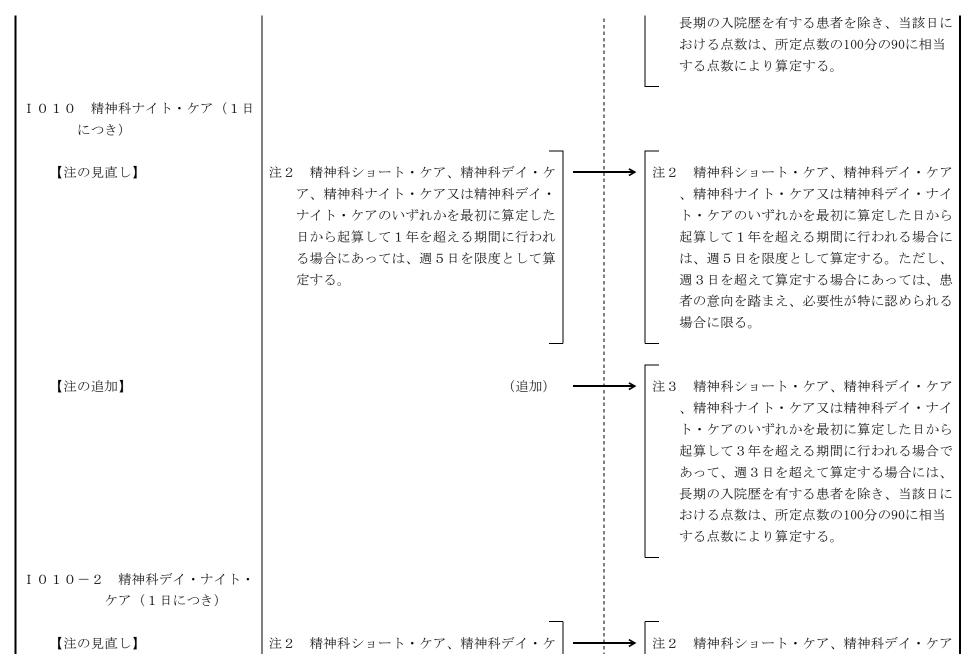
項目	現行	改正案
第2章 特掲診療料		
第8部 精神科専門療法		
第1節 精神科専門療法料		
I 0 0 2 通院・在宅精神療法(1回 につき)		
【注の見直し】	注3 20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合(当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から1年以内(区分番号A311-4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関において、16歳未満の患者に対して行った場合は2年以内)の期間に行った場合に限る。)は、350点を所定点数に加算する。	注3 20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合(当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から1年以内の期間に行った場合に限る。)は、350点を所定点数に加算する。ただし、注4に規定する加算を算定した場合は、算定しない。
【注の追加】	(追加)	注4 特定機能病院若しくは区分番号A311- 4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理 料に係る届出を行った保険医療機関又は当該 保険医療機関以外の保険医療機関であって別 に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保

険医療機関において、通院・在宅精神療法を 行った場合は、児童思春期精神科専門管理加 算として、次に掲げる区分に従い、いずれか を所定点数に加算する。ただし、口について は、1回に限り算定する。 イ 16歳未満の患者に通院・在宅精神療法を 行った場合(当該保険医療機関の精神科を 最初に受診した日から2年以内の期間に行 った場合に限る。) 500点 ロ 20歳未満の患者に60分以上の通院・在宅 精神療法を行った場合(当該保険医療機関 の精神科を最初に受診した日から3月以内 の期間に行った場合に限る。) 1,200点 注6 当該患者に対して、1回の処方において、 【注の追加】 (油加) 3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精 神病薬を投与した場合であって、別に厚生労 働大臣が定める要件を満たさない場合、所定 点数の100分の50に相当する点数により算定 する。 I 0 0 2 − 2 精神科継続外来支援・ 指導料(1日につき) 【注の見直し】 注2 当該患者に対して、1回の処方におい 注2 当該患者に対して、1回の処方において、 て、3種類以上の抗不安薬、3種類以上 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬 の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4 、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗 精神病薬を投与した場合(臨時の投薬等のも 種類以上の抗精神病薬を投与した場合 (臨時の投薬等を除く。) には、算定し の及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神



I 0 0 3 - 2 認知療法・認知行動療法 (1 日につき)		
【項目の見直し】	1 地域の精神科救急医療体制を確保するため に必要な協力等を行っている精神保健指定医 による場合 500点 2 1以外の場合 420点	→ 1 地域の精神科教急医療体制を確保するために 必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合 500点 2 1以外の医師による場合 420点 3 地域の精神科教急医療体制を確保するために 必要な協力等を行っている精神保健指定医と看 護師が共同して行う場合 350点
【新設】	(新設)	→ I 0 0 6 − 2 依存症集団療法(1回につき) 340点注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬物依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して6月を超えて実施して算定する。ただし、特に必要性を認め、治療開始日から起算して6月を超えて実施した場合には、治療開始日から起算して2年以内に限り、更に週1回かつ計24回を限度として算定できる。 注2 依存症集団療法と同一日に行う他の精神和専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

I 0 0 8 - 2 精神科ショート・ケア (1 日につき)		
【注の見直し】	注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。	⇒ 注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア 、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から 起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、 週3日を超えて算定する場合にあっては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。
I 0 0 9 精神科デイ・ケア (1日に つき)		
【注の見直し】	注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。	注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア 、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から 起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、 週3日を超えて算定する場合にあっては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる 場合に限る。
【注の追加】	(追加) —	→ 注4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア 、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイ ト・ケアのいずれかを最初に算定した日から 起算して3年を超える期間に行われる場合で あって、週3日を超えて算定する場合には、



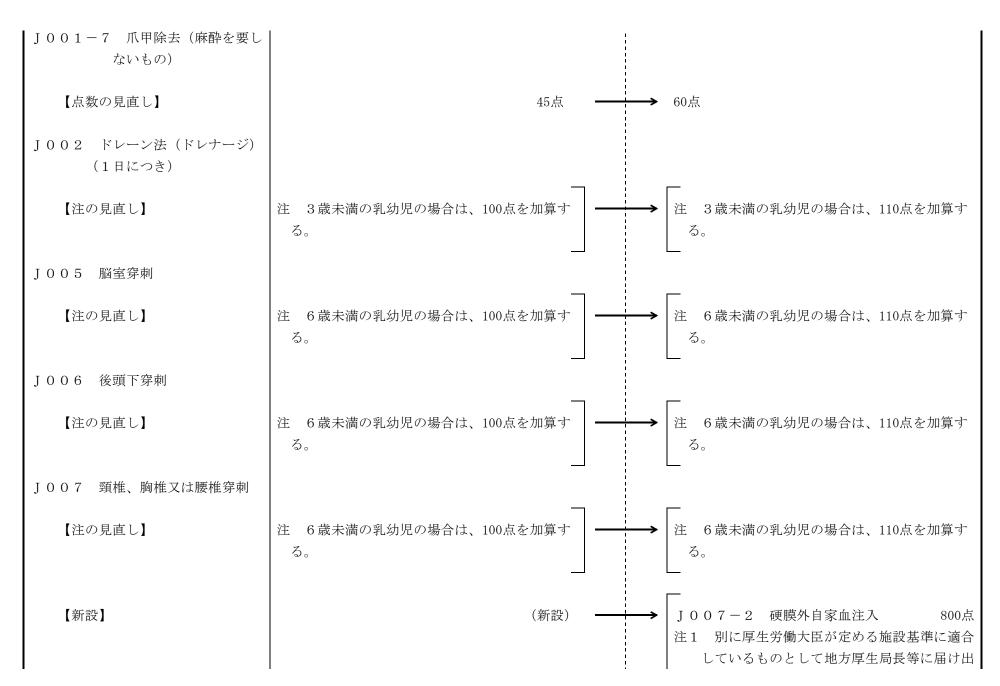
	ア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した 日から起算して1年を超える期間に行われ る場合にあっては、週5日を限度として算 定する。	、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあっては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。
【注の追加】	(追加)	注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア 、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から 起算して3年を超える期間に行われる場合であって、週3日を超えて算定する場合には、 長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
I 0 1 2 精神科訪問看護・指導料		
【点数の見直し】	1 精神科訪問看護・指導料(I) イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合 (1) 週3日目まで 30分以上の場合 575点 (2) 週3日目まで 30分未満の場合 440点 (3) 週4日目以降 30分以上の場合 675点 (4) 週4日目以降 30分未満の場合	→ 1 精神科訪問看護・指導料(I) イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合 (1) 週3日目まで 30分以上の場合 580点 (2) 週3日目まで 30分未満の場合 (3) 週4日目以降 30分以上の場合 (4) 週4日目以降 30分未満の場合

525点	530点
ロ 准看護師による場合	ロ 准看護師による場合
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	(1) 週3日目まで 30分以上の場合
525点	530点
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	(2) 週3日目まで 30分未満の場合
400点	405点
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	(3) 週4日目以降 30分以上の場合
625点	630点
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	(4) 週4日目以降 30分未満の場合
485点	490点
2 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ) 160点	2 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ) 160点
3 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)	3 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)
イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保	イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健
健福祉士による場合	福祉士による場合
(1) 同一日に2人	(1) 同一日に2人
① 週3日目まで 30分以上の場合	① 週3日目まで 30分以上の場合
575点	580点
② 週3日目まで 30分未満の場合	② 週3日目まで 30分未満の場合
440点	445点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	③ 週4日目以降 30分以上の場合
675点	680点
④ 週4日目以降 30分未満の場合	④ 週4日目以降 30分未満の場合
525点	530点
(2) 同一日に3人以上	(2) 同一日に3人以上
① 週3日目まで 30分以上の場合	① 週3日目まで 30分以上の場合
288点	293点
② 週3日目まで 30分未満の場合	② 週3日目まで 30分未満の場合
220点	225点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	③ 週4日目以降 30分以上の場合
338点	343点

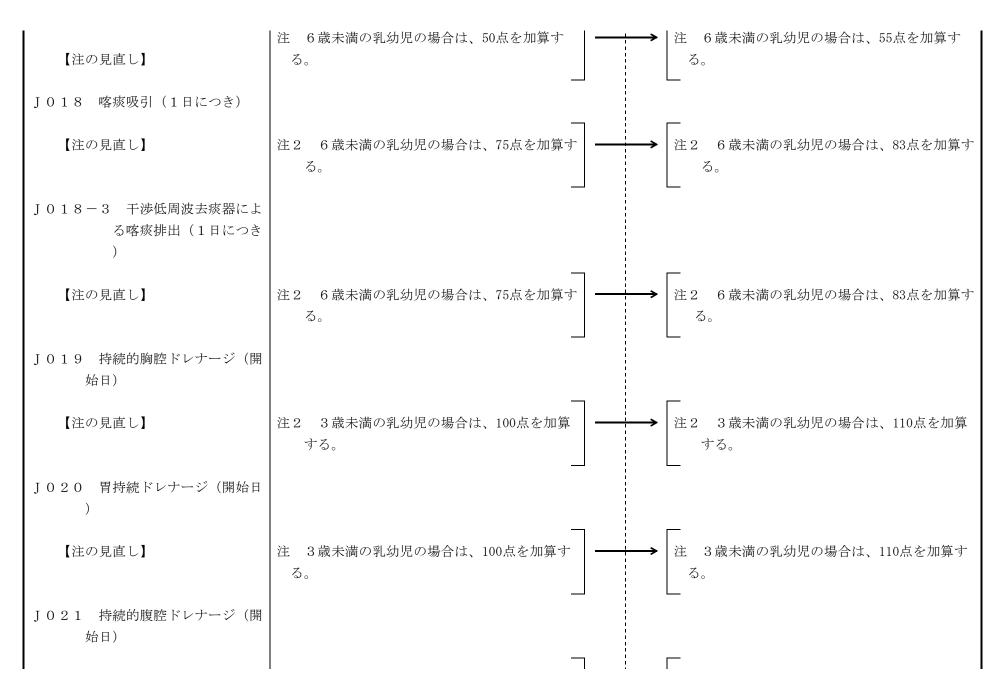
263点 1 准者護師による場合 (1) 同一日に2人 (1) 週3日目まで 30分以上の場合 525点 (2) 週3日目まで 30分大満の場合 400点 (3) 週4日目以降 30分大満の場合 625点 (4) 週4日目以降 30分大満の場合 485点 (3) 周4日目以降 30分以上の場合 263点 (2) 週3日目まで 30分以上の場合 630点 (3) 週4日目以降 30分大満の場合 485点 (3) 周日目で3人以上 (1) 週3日日まで 30分以上の場合 263点 (2) 週3日目まで 30分大満の場合 268点 (3) 週4日目以降 30分大満の場合 268点 (4) 週4日目以降 30分大満の場合 268点 (3) 週4日目以降 30分大満の場合 20点 (3) 週4日目以降 30分大満の場合 20点 (3) 週4日目以降 30分以上の場合 313点 (4) 週4日目以降 30分大満の場合 243点 (2) 同一日に3人以上 (2) 同一日に3人以上 (3) 別4日目以降 30分大満の場合 268点 (3) 週4日目以降 30分大満の場合 268点 (4) 週4日目以降 30分大満の場合 268点 (5) 週4日目以降 30分大満の場合 268点 (6) 週4日目以降 30分大満の場合 248点 (6) 週4日日以降 30分大満の場合 248点	[④ 週4日目以降 30分未満の場合	④ 週4日目以降 30分未満の場合
(1) 同一日に2人 ① 週3日目まで 30分以上の場合 525点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 400点 ③ 週4日日以降 30分以上の場合 625点 ① 週3日目まで 30分以上の場合 625点 ① 週4日日以降 30分以上の場合 625点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 630点 630点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 263点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 263点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 263点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 263点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 268点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 200点 ③ 週4日日以降 30分以上の場合 200点 ③ 週4日日以降 30分以上の場合 200点 ③ 週4日日以降 30分以上の場合 208点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 28点 ② 週3日目まで 30分水満の場合 28点 ② 週3日目に3人以上 ① 週4日以降 30分水満の場合 28点 ② 週3日目まで 30分水満の場合 28点 ② 週3日目まで 30分水満の場合 28点 ② 週3日目まで 30分水満の場合 20点 ③ 週4日日以降 30分水上の場合 ② 週3日目まで 30分水満の場合 20点 ② 週3日目まで 30分水満の場合 20点 ② 週3日目まで 30分水満の場合 20点 ② 週3日目まで 30分水満の場合 20点 ② 週3日目は、第1日以降 30分水満の場合 20点 ② 週3日目は、第1日以降 30分水満の場合 20点 ② 週3日目は、第1日は、第1日は、第1日は、第1日は、第1日は、第1日は、第1日は、第1日		263点	268点
① 週3日目まで 30分以上の場合 525点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 530点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 400点 ③ 週4日目以降 30分以上の場合 625点 ④ 週4日目以降 30分以上の場合 625点 ● 30分 (2) 同一日に3人以上 ① 週3日目まで 30分以上の場合 263点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 268点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 200点 ③ 週4日目以降 30分以上の場合 268点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 268点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 268点 ② 週4日目以降 30分以上の場合 268点 318点 ④ 週4日目以降 30分太満の場合 205点 318点 ● 318点		ロ 准看護師による場合	ロ 准看護師による場合
525点 2 週3日目まで 30分未満の場合 400点 2 週3日目まで 30分未満の場合 405点 400点 2 週3日目以降 30分以上の場合 625点 40月以降 30分以上の場合 625点 40月以降 30分以上の場合 630点 40月以降 30分未満の場合		(1) 同一日に2人	(1) 同一日に2人
② 週3日目まで 30分未満の場合 400点 3 週4日目以降 30分以上の場合 625点 ④ 週4日目以降 30分未満の場合 485点 ② 周3日目まで 30分未満の場合 485点 ② 周3日目まで 30分未満の場合 485点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 263点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 263点 ③ 週4日目以降 30分大満の場合 263点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 268点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 268点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 268点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 268点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 243点 ③ 週4日目以降 30分以上の場合 313点 ④ 週4日目以降 30分未満の場合 243点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 248点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 248点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 248点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 248点 ③ 週4日目以降 30分未満の場合 318点 4 24日目以降 30分未満の場合 248点 248点		① 週3日目まで 30分以上の場合	① 週3日目まで 30分以上の場合
400点 3 週4日目以降 30分以上の場合 625点 3 週4日目以降 30分以上の場合 625点 3 週4日目以降 30分末満の場合 630点 405点 630点 630点 625点 630点 6		525点	530点
③ 週4日目以降 30分以上の場合 625点 ④ 週4日目以降 30分未満の場合 485点 ② 10 12−2 精神科訪問看護指示料 【注の追加】 ③ 週4日目以降 30分以上の場合 630点 ④ 週4日目以降 30分以上の場合 263点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 268点 ② 週3日目まで 30分水満の場合 200点 ③ 週4日目以降 30分以上の場合 313点 ④ 週4日目以降 30分以上の場合 268点 ② 週3日目まで 30分水満の場合 205点 ③ 週4日目以降 30分以上の場合 313点 ④ 週4日目以降 30分以上の場合 248点		② 週3日目まで 30分未満の場合	② 週3日目まで 30分未満の場合
(2) 同一日に3人以上 ① 週3日目まで 30分以上の場合 263点 ② 週3日目まで 30分以上の場合 200点 ③ 週4日目以降 30分未満の場合 200点 ③ 週4日目以降 30分未満の場合 201点 ③ 週4日目以降 30分未満の場合 205点 ③ 週4日目以降 30分水満の場合 213点 ④ 週4日目以降 30分未満の場合 243点 【注の追加】 (追加) 注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。		400点	405点
(4) 週4日目以降 30分未満の場合 485点 490点 (2) 同一日に3人以上 (1) 週3日目まで 30分以上の場合 263点 268点 200点 313点 313点 4日目以降 30分未満の場合 201点 313点 4日目以降 30分未満の場合 243点 243点 243点 243点 243点 243点 243点 243点		③ 週4日目以降 30分以上の場合	③ 週4日目以降 30分以上の場合
485点 (2) 同一日に3人以上		625点	630点
(2) 同一日に3人以上 ① 週3日目まで 30分以上の場合 263点 ② 週3日目まで 30分未満の場合 200点 ③ 週4日目以降 30分以上の場合 313点 ④ 週4日目以降 30分未満の場合 243点 【注の追加】 (追加) 注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。		④ 週4日目以降 30分未満の場合	④ 週4日目以降 30分未満の場合
① 週3日目まで 30分以上の場合 263点 200点 30分以上の場合 200点 30分以上の場合 200点 30分以上の場合 200点 30分以上の場合 313点 4日目以降 30分以上の場合 313点 4日目以降 30分未満の場合 243点 243点 243点 243点 243点 243点 243点 243点		485点	490点
263点 268点 268点 200点 200点 30分未満の場合 200点 30分以上の場合 313点 4 目目以降 30分未満の場合 243点 1012-2 精神科訪問看護指示料 [注の追加] 注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。			
② 週3日目まで 30分未満の場合 200点 ③ 週4日目以降 30分以上の場合 313点 ④ 週4日目以降 30分未満の場合 205点 ③ 週4日目以降 30分以上の場合 318点 ④ 週4日目以降 30分未満の場合 248点 【注の追加】 注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。			
200点 30分以上の場合 313点 4日目以降 30分以上の場合 313点 4日目以降 30分末満の場合 243点 1012-2 精神科訪問看護指示料 注の追加】 注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。			i l
③ 週4日目以降 30分以上の場合 313点 ④ 週4日目以降 30分未満の場合 243点 【注の追加】 (追加) (記述)			1
313点 318点 318\alpha			
④ 週4日目以降 30分未満の場合 243点 I 0 1 2 − 2 精神科訪問看護指示料 【注の追加】 (追加) 注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び 保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等 提供加算として、患者1人につき月1回に限 り、80点を所定点数に加算する。			i l
【注の追加】 (追加) 注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。			· •
I 0 1 2 − 2 精神科訪問看護指示料 【注の追加】 (追加) 注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び 保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等 提供加算として、患者1人につき月1回に限 り、80点を所定点数に加算する。			
【注の追加】 (追加) → 注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び 保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等 提供加算として、患者1人につき月1回に限 り、80点を所定点数に加算する。		243点	248点
保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等 提供加算として、患者1人につき月1回に限 り、80点を所定点数に加算する。	I 0 1 2 - 2 精神科訪問看護指示料		
I O 1 6 精神科重症患者早期集中支	【注の追加】	(追加) -	保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等 提供加算として、患者1人につき月1回に限
·	I 0 1 6 精神科重症患者早期集中支		

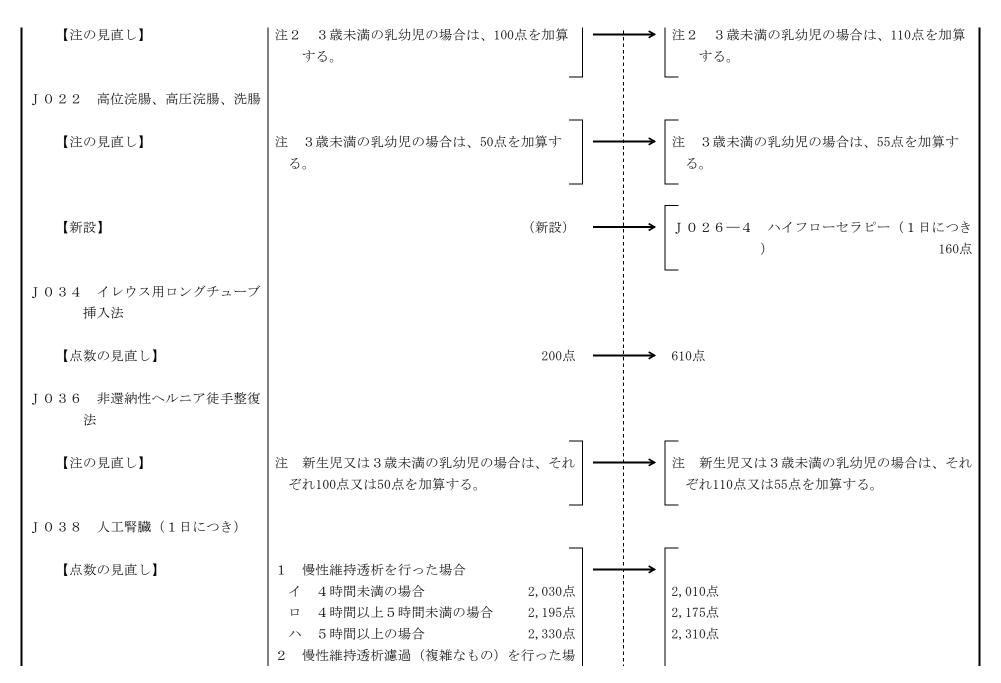
援管理料 (月1回)		! !	
【項目の見直し】	1 精神科重症患者早期集中支援管理料 1 イ 同一建物居住者以外の場合 1,800 ロ 同一建物居住者の場合 (1) 特定施設等に入居する者の場合 900		1 精神科重症患者早期集中支援管理料 1 イ 単一建物診療患者が 1 人の場合 1,800点 ロ 単一建物診療患者が 2 人以上の場合 1,350点
	(2) (1)以外の場合 450	点	
	2 精神科重症患者早期集中支援管理料 2		2 精神科重症患者早期集中支援管理料 2
	イ 同一建物居住者以外の場合 1,480	点	イ 単一建物診療患者が1人の場合 1,480点
	ロ 同一建物居住者の場合		ロ 単一建物診療患者が2人以上の場合
	(1) 特定施設等に入居する者の場合		1,110点
	740	点	
	(2) (1)以外の場合 370	点	
		_	

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第9部 処置		
第1節 処置料		
J000 創傷処置		
【点数の見直し】	1 100平方センチメートル未満 45点 2 100平方センチメートル以上500平方センチメ	→ 45点
	ートル未満 55点 3 500平方センチメートル以上3,000平方センチ	60点
	メートル未満 85点 4 3,000平方センチメートル以上6,000平方セン	90点
	チメートル未満 155点	160点
	5 6,000平方センチメートル以上 270点	275点
	_	<u> </u>
【注の見直し】	注3 5 については、6 歳未満の乳幼児の場合は ——	→ 注3 5については、6歳未満の乳幼児の場合は
	、50点を加算する。 	、55点を加算する。
J001 熱傷処置		
【注の見直し】	注4 4及び5については、6歳未満の乳幼児の 場合は、50点を加算する。	→ 注4 4及び5については、6歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。



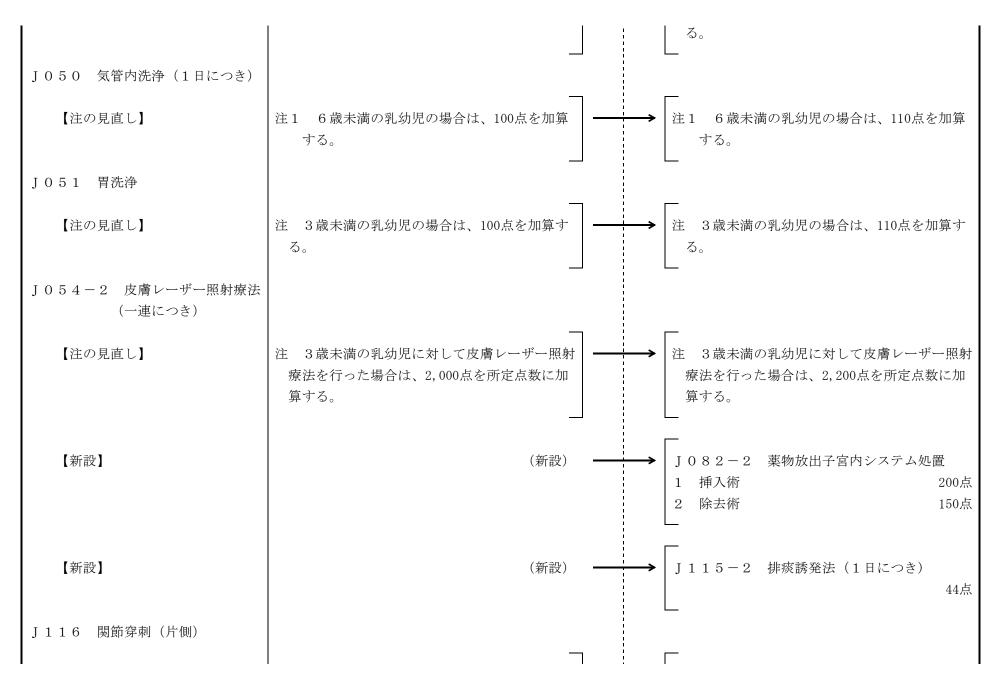
		た保険医療機関において行われる場合に限り 算定する。 注2 硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及 び穿刺等の費用は、所定点数に含まれるもの とする。
J O O 8 胸腔穿刺(洗浄、注入及び 排液を含む。)		
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算す る。	注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算す る。
J010 腹腔穿刺(人工気腹、洗浄 、注入及び排液を含む。)		
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算す る。
JO11 骨髄穿刺		
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→ 注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算す る。
J012 腎嚢胞又は水腎症穿刺		
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算す る。	注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算す る。
J017-2 リンパ管腫局所注入		

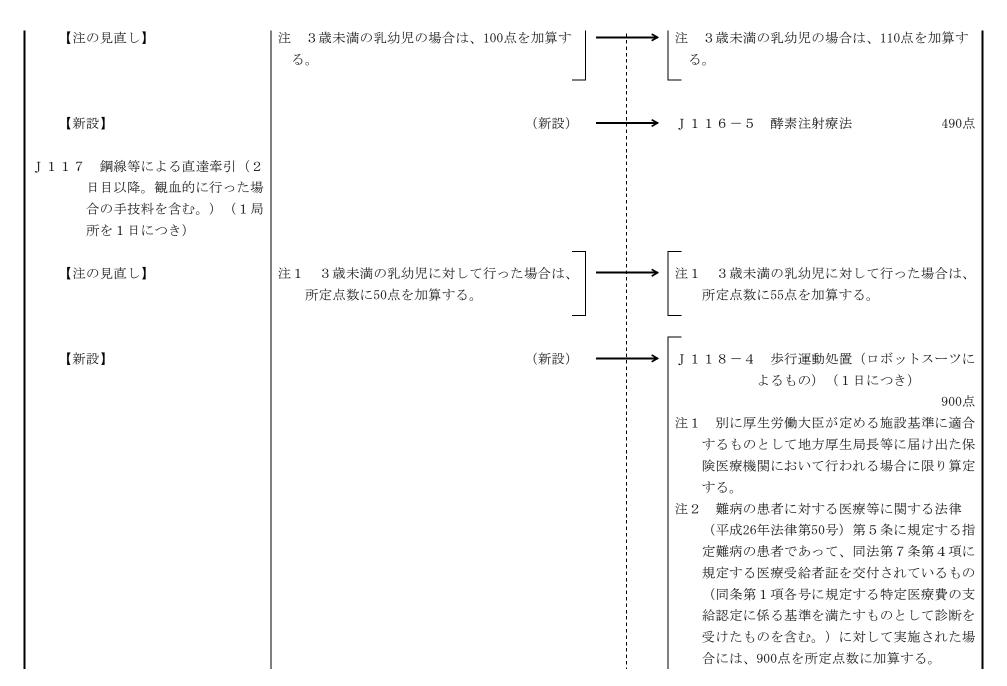




1	合	2,245点	2,225点
	3 その他の場合	1,580点	1, 580点
【注の追加】		(追加) →	注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月1回を限度として所定点数に100点を加算する。
J042 腹膜灌流(1日につき)			
【注の見直し】	注2 6歳未満の乳幼児の場合は、導 の間又は15日目以降30日目までの 注1の規定にかかわらず、それぞ き1,000点又は500点を加算する。	間に限り、	注2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日 の間又は15日目以降30日目までの間に限り、 注1の規定にかかわらず、それぞれ1日につ き1,100点又は550点を加算する。
J043-3 ストーマ処置(1日に つき)			
【注の見直し】	注3 6歳未満の乳幼児の場合は、50.	点を加算す	注3 6歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。
【新設】		(新設)	J043-6 人工膵臓療法(1日につき) 3,500点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す

るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において行われる場合に、3日を限度と して算定する。 Ⅰ 0 4 4 救命のための気管内挿管 【注の見直し】 注 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算す 注 6歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算す る。 る。 J045-2 一酸化窒素吸入療法 (1日につき) 【項目の見直し】 1 新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施する 920点 場合 1.680点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た するものとして地方厚生局長等に届け出た保 す保険医療機関において行われる場合に限り 険医療機関において行われる場合に限り算定 算定する。 する。 注2 吸入時間が1時間を超えた場合は、1時間 注2 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1 又はその端数を増すごとに、920点を所定点 時間までの場合、900点を所定点数に加算す 数に加算する。 る。吸入時間が1時間を超える場合は、900 点に吸入時間が1時間又はその端数を増すご とに900点を加算して得た点数を、所定点数 に加算する。 2 その他の場合 1,680点 注 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時 間までの場合、900点を所定点数に加算する。 吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸 入時間が1時間又はその端数を増すごとに900 点を加算して得た点数を、所定点数に加算す





		注3 導入期5週間に限り、1日につき2,000点 を9回を限度として加算する。
J120 鼻腔栄養(1日につき)		
【注の追加】	(追加)	→ 注2 間歇的経管栄養法によって行った場合には 、間歇的経管栄養法加算として、1日につき 60点を所定点数に加算する。
通則		
【通則の見直し】	3 3歳未満の乳幼児に対して区分番号 J 1 2 2 から J 1 2 9 - 4までに掲げるギプスの処置を行った場合には、当該各区分の所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。	→ 3 3歳未満の乳幼児に対して区分番号 J 1 2 2 から J 1 2 9 - 4 までに掲げるギプスの処置を 行った場合には、当該各区分の所定点数の100 分の55に相当する点数を所定点数に加算する。

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第10部 手術		
通則		
【通則の見直し】	4 区分番号K007 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K022の1、K059の4、K136-2、K169(注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K260-2、K268の5、K280-2、K281-2、K328からK328-3まで、K340-7、K443の3、K444の4、K476(注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K476-4、K514-4、K514-6、K546、K548、K549、K555-2、K562-2、K597からK600まで、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K615-2、K617-5、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K643-2、K656-2、K678、K69	→ 4 区分番号K007 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K022の1、K059の3のイ、K059の4、K136-2、K169 (注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K260-2、K26805、K280-2、K281-2、K328からK328-3まで、K340-7、K443の3、K444の4、K461-2、K4464-2、K4464-2、K461-2、K462-2、K464-2、K476(1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K476-4、K514の10、K514-4、K514-6、K530-3、K546、K548、K549、K555-2、K562-2、K595(注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K595-2、K597からK603がらK604-2まで、K604-2、K605-2、K605-4、K

5-2、K697-5、K697-7、K699-2、K702-2、K709-3、K709-3、K709-5、K721-4、K754-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3、K773-4、K780、K780-2、K785-2、K800-3、K802-4、K803-2、K803-3、K823-5、K841-4、K843-2、K843-3、K879-2、K910-2及びK910-3に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

【通則の見直し】

5 区分番号K011、K020、K053、K076、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327

605-5, K615-2, K617-5, K627-3, K627-4, K636-2, K642-3, K643-2, K656-2, K67701, K678, K695-2, K697-5, K 6 9 7-7, K 6 9 9 -2, K 7 0 2-2, K 7 0 3 -2, K 7 0 9 -3, K 7 0 9-5, K 7 2 1-4, K 7 5 4-3, K 7 68, K769-3, K772-3, K773-3からK773-5まで、K780、K780 -2, K785-2, K800-3, K802 -4, K 8 0 3 -2, K 8 0 3 -3, K 8 2 3 -5、K841-4、K843-2からK84 3-4 ± 0 , K 8 6 5 - 2, K 8 7 9 - 2, K910-2及びK910-3に掲げる手術につ いては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け 出た保険医療機関において行われる場合に限り 算定する。

5 区分番号K011、K020、K053、K 076、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109 、K136、K151-2、K154、K15 4-2、K160、K167、K169からK 171まで、K174からK178-2まで、 K181、K190、K204、K229、K 230、K234からK236まで、K244 、K259、K266、K277-2、K28 0、K281、K319、K322、K327

K343, K376, K395, K415, K425, K427-2, K434, K442 K443, K458, K462, K484, K496、K496-3、K497からK49 8 ± で、 K 5 1 1、 K 5 1 4、 K 5 1 8、 K 5 19, K525, K52602, K527, K 529, K531, K537, K546, K5 47, K549, K552, K552-2, K 595, K597, K597-2, K645, K677、K677-2、K695 (1歳未満 の乳児に対して行われるものを除く。)、K7 02、K703、K756(1歳未満の乳児に 対して行われるものを除く。)、K764、K 765, K779, K779-3, K780, K780-2、K801、K803 (6を除 く。)、K818からK820まで、K843 、K850、K857、K859(1を除く。)、K863-3、K889並びにK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに 胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術(通則4に掲げ る手術を除く。) については、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい て行われる場合に限り算定する。

腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術(通則4に掲げる手術を除く。)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
6 区分番号K528、K528-3、K535、K583、K586の3、K587、K684、K695、K751の3及び4、K751

K343, K376, K395, K415,

K425, K427-2, K434, K442

K443, K458, K462, K484,

K496、K496-3、K497からK49

8 ± で、 K 5 1 1、 K 5 1 4、 K 5 1 8、 K 5

19, K525, K52602, K527, K

529, K531, K537, K546, K5

47, K549, K552, K552-2, K

555-2, K595, K597, K597-

2, K645, K677, K677-2, K6

95 (1歳未満の乳児に対して行われるものを

除く。)、K695-2、K702、K703

、K703-2、K756 (1歳未満の乳児に

対して行われるものを除く。)、K764、K

765, K779, K779-3, K780,

K780-2、K801、K803 (6を除

く。)、K818からK820まで、K843

、K850、K857、K859 (1を除く。)、K863-3、K889及びK890-2

に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸

【通則の見直し】

6 区分番号K528、K535、K583、K 586の3、K587、K684、K695、 K751の3及び4、K751-2、K756 並びにK773に掲げる手術(1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

-2、K756並びにK773に掲げる手術 (1歳未満の乳児に対して行われるものに限 る。)については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準を満たす保険医療機関において行われ る場合に限り算定する。

【通則の見直し】

7 区分番号K138、K142の6、K145 K147, K149, K150, K151-2, K154, K154-2, K155, K1 63からK164-2まで、K166、K16 9、K172からK174まで、K178、K 180, K191, K192, K239, K2 41, K243, K245, K259, K26 1、K268、K269、K275からK28 1 まで、K 2 8 2、K 3 4 6、K 3 8 6、K 3 9301, K397, K39802, K425 からK426-2まで、K511の3、K51 9、K528、K535、K554からK55 8まで、K562からK572まで、K573 の2、K574からK587まで、K589か 6K591 to, K601, K61001, K 616-3、K633の4及び5、K634、 K636, K639, K644, K664, K 666, K666-2, K674, K684, K697-5, K71601, K716-2, K717、K726、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735 -3、K751の1及び2、K751-2、K

7 区分番号K138、K142の6、K145 , K147, K149, K150, K151-2, K154, K154-2, K155, K1 63 h 6 K 1 64 - 2 f c K 1 66 K 1 6 9、K172からK174まで、K178、K 180, K191, K192, K239, K2 41, K243, K245, K259, K26 1, K268, K269, K275 b 6 K 28 1 * C K 2 8 2 K 3 4 6 K 3 8 6 K 3 9301, K397, K39802, K425 からK426-2まで、K511の3、K51 3, K519, K528, K528-3, K5 34-3、K535、K554からK558ま で、K562からK572まで、K573の2 、K574からK587まで、K589からK 591 \text{ for K601, K603-2, K61} 001、K616-3、K63304及び5、 K634, K635-3, K636, K639 , K644, K664, K666, K666-2, K674, K674-2, K684, K6 97-5, K71601, K716-2, K717、K726、K726-2、K729から 756、K756-2、K775、K805、 K812-2並びにK913に掲げる手術を手 術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児 (手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。)に対して実施する場合には、それぞれ当該手 術の所定点数の100分の400又は100分の300に相 当する点数を加算する。

一14 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術、遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に行った場合又は大腿骨頭回転骨切り術若しくは大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを同時に行った場合は、それぞれの

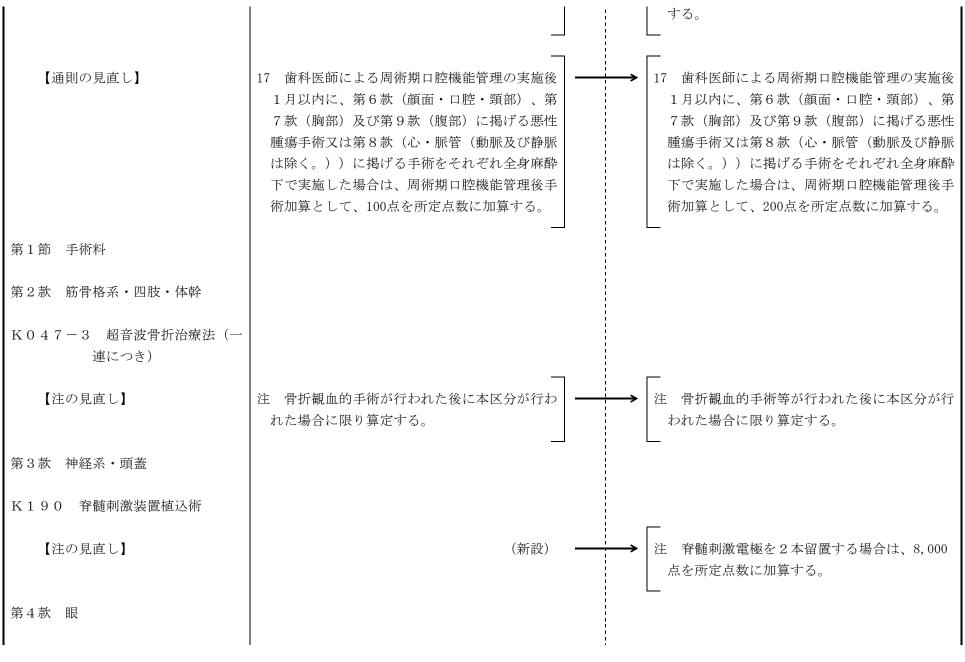
所定点数を合算して算定する。また、別に厚生

労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定

めるところにより算定する。

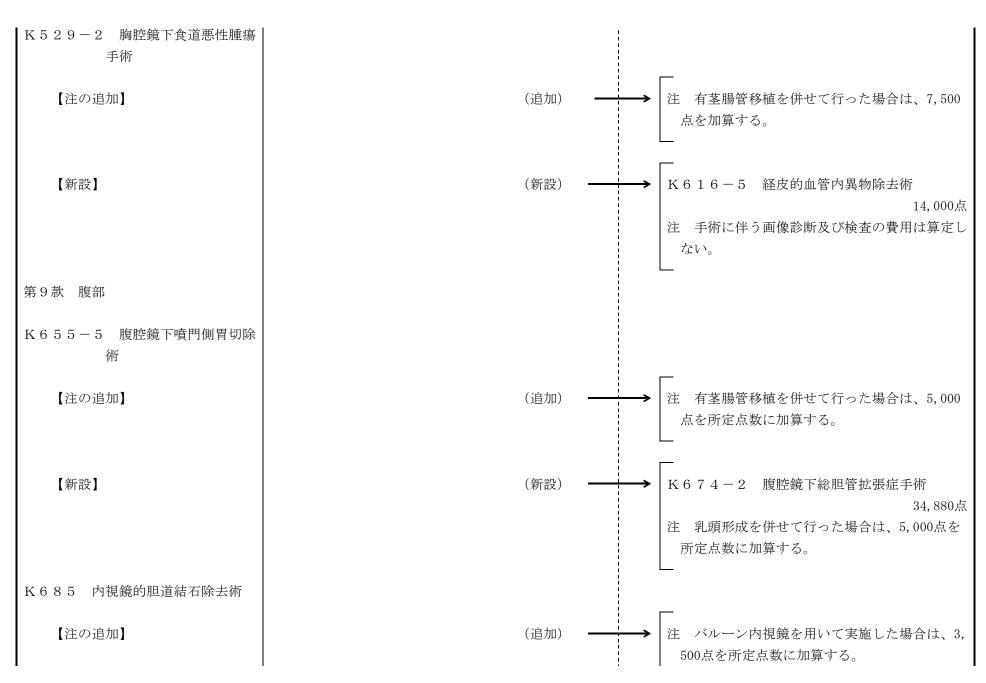
K729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K775、K805、K812-2並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児(手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。)に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

14 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手 術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる 手術の所定点数のみにより算定する。ただし、 神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈(皮)弁 術、筋(皮)弁術、遊離皮弁術(顕微鏡下血管 柄付きのもの)、複合組織移植術、自家遊離複 合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、 粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを 同時に行った場合、大腿骨頭回転骨切り術若し くは大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術 と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼 移動術とを同時に行った場合、喉頭気管分離術 と血管結紮術で開胸若しくは開腹を伴うものと を同時に行った場合又は先天性気管狭窄症手術 と第10部第1節第8款に掲げる手術を同時に行 った場合は、それぞれの所定点数を合算して算 定する。また、別に厚生労働大臣が定める場合 は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定



K282 水晶体再建術		!	
【注の追加】		(追加)	注 水晶体嚢拡張リングを使用した場合は、所定 点数に1,600点を加算する。
第6款 顔面・口腔・頸部			
K404 抜歯手術(1歯につき)			
【項目の見直し】	 乳歯 前歯 臼歯 難抜歯 達 歯根肥大、骨の癒着歯等に対する く又は歯根分離術を行った場合にる。 埋伏歯 完全埋伏歯(骨性)及び水平を定する。下顎の完全埋伏智歯(骨平埋伏智歯の場合は、100点を加 	工限り算定す 1,050点 冒歯に限り算 性)及び水	1 乳歯 130点 2 前歯 150点 3 臼歯 260点 4 埋伏歯 1,050点
			注1 2又は3については、歯根肥大、骨の癒着 歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点 を所定点数に加算する。 注2 4については、完全埋伏歯(骨性)又は水 平埋伏智歯に限り算定する。 注3 4については、下顎完全埋伏智歯(骨性) 又は下顎水平埋伏智歯の場合は、100点を所 定点数に加算する。

	注 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用を含むものとする。	注4 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれる。
K 4 4 3 上顎骨形成術		
【注の追加】	(追加) -	→ 注1 1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。
K 4 4 6 顎関節授動術		
【項目の見直し】	1 徒手的授動術(パンピングを併用した場合) 990点	1 徒手的授動術 イ パンピングを併用した場合 990点 ロ 関節腔洗浄療法を併用した場合 2,000点
	2 顎関節鏡下授動術 7,310点 3 開放授動術 22,820点	2
第7款 胸部		
K 5 1 4 肺悪性腫瘍手術		
【注の見直し】	注 9については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対 - して実施した場合に限り算定する。	注 9及び10については、悪性びまん性胸膜中皮 腫に対して実施した場合に限り算定する。
K529 食道悪性腫瘍手術(消化管 再建手術を併施するもの)		
【注の追加】	(追加) -	注2 血行再建を併せて行った場合には、3,000 点を所定点数に加算する。



医科-手術-9/14

K686 内視鏡的胆道拡張術 【注の追加】 K687 内視鏡的乳頭切開術

K688 内視鏡的胆道ステント留置 術

【注の追加】

【注の追加】

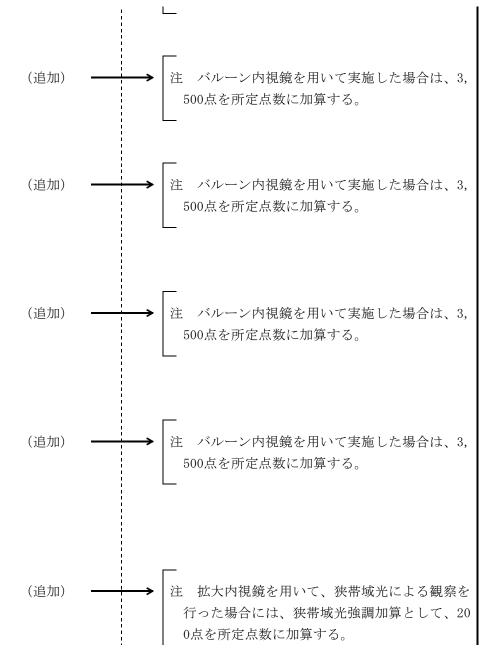
K735-2 小腸・結腸狭窄部拡張 術(内視鏡によるもの)

【注の追加】

第10款 尿路系・副腎

K803 膀胱悪性腫瘍手術

【注の追加】



医科-手術-10/14

K809-2 膀胱尿管逆流手術		
【注の追加】	(追加) ——	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施し た場合は、9,400点を加算する。
第11款 性器		
K898 帝王切開術		_
【注の追加】	(追加) ——	注 複雑な場合については、2,000点を所定点数 に加算する。
第2節 輸血料		
K 9 2 0 輸血		
【注の見直し】	注6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき200点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として、200点を所定点数に加算する。	注6 不規則抗体検査の費用として検査回数にか かわらず1月につき197点を所定点数に加算 する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっ ては、1週間に1回を限度として、197点を 所定点数に加算する。
第3節 手術医療機器等加算		
K931 超音波凝固切開装置等加算		
【注の見直し】	注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術又は悪性腫瘍等に係る手術に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。	注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、悪性 腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘(亜 全摘)術(両葉)に当たって、超音波凝固切開

		装置等を使用した場合に算定する。
K932 創外固定器加算		
【注の見直し】	注 区分番号K046、K056-2、K058 —	> > 50.45 KO.5 C 0 KO.5 0
【注の見直し】	在 区方番号KU46、KU56-2、KU58 - 、K073、K076又はK125に掲げる手	→ 注 区分番号K046、K056-2、K058 、K073、K076、K078、K124-
	術に当たって、創外固定器を使用した場合に算	2又はK125に掲げる手術に当たって、創外
	定する。	固定器を使用した場合に算定する。
12004 司 B B W T W 田 中 田 於 如 然		<u> </u>
K934 副鼻腔手術用内視鏡加算		_
【注の見直し】	注 区分番号K350からK352まで、K35 -	→ 注 区分番号K350、K352、K352-3
	2-3、K362-2及びK365に掲げる手	、K362-2及びK365に掲げる手術に当
	術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定す	たって、内視鏡を使用した場合に算定する。
	<u>る。</u>	L
K934-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算		
秋 9月 が10次 4677日 子		
【注の見直し】	注 区分番号K340-3からK340-7及び -	→ 注 区分番号K340-3からK340-7まで
	K349からK365までに掲げる手術に当た	及びK350からK365までに掲げる手術に
	って、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。	当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。
	した物口に発定する。	
K936 自動縫合器加算		
【注の見直し】	注 区分番号K488-4、K511、K513 - 、K514、K514-2、K517、K52	→ 注 区分番号K488-4、K511、K513 、K514、K514-2、K517、K52
	2-3, K524-2, K525, K529,	2-3, K524-2, K525, K529,
	K531からK532-2まで、K654-3	K529-2、K531からK532-2まで

の2からK655-2まで、K655-4、K 、K654-3の2からK655-2まで、K 657, K657-2, K674, K6750 655-4, K656-2, K657, K65 2 か ら K 6 7 5 の 5 ま で 、 K 6 7 7 、 K 6 7 7 7-2、K674、K675の2からK675 -2, K680, K695 \emptyset 4%6K695 \emptyset 05 ± c, K 6 7 7, K 6 7 7 - 2, K 6 8 0 7まで、K696、K702からK703まで 、K695の4からK695の7まで、K69 , K705, K706, K711-2, K71 6、K702からK703まで、K705、K 6、K719からK719-3まで、K719 706、K711-2、K716、K719か 6K719-3まで、K719-5、K732 -5, K732 \mathcal{O} 2, K735, K735-3K739K739-3K740K74 \mathcal{O}_{2} , K735, K735-3, K739, K 0-2、K803及びK817の3に掲げる手 739-3, K740, K740-2, K80術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算 3及びK817の3に掲げる手術に当たって、 定する。 自動縫合器を使用した場合に算定する。 注 区分番号K522-3、K525、K529 注 区分番号K522-3、K525、K529 、K531からK532-2まで、K655、 、K529-2、K531からK532-2ま K655-2, K655-4, K657, K6 で、K655、K655-2、K655-4、 57-2, K702, K703, K71903 K657, K657-2, K702, K703 K719-202, K719-3, K739K71903K719-202K719、K740、K740-2、K803及びK8 -3, K 7 3 9, K 7 4 0, K 7 4 0 -2, K 17の3に掲げる手術に当たって、自動吻合器 803及びK817の3に掲げる手術に当たっ て、自動吻合器を使用した場合に算定する。 を使用した場合に算定する。 K937-2 術中グラフト血流測定加算 (新設) 2,500点 を測定した場合に算定する。

K936-2 自動吻合器加算

【注の見直し】

【新設】

K939 画像等手術支援加算 【注の見直し】 2 実物大臓器立体モデルによるもの 2 実物大臓器立体モデルによるもの 2,000点 2,000点 注 区分番号K136、K142の6、K142 注 区分番号K055-2、K055-3、K1 -2, K151-2, K162, K180, K 36, K14206, K142-2, K151-2, K162, K180, K228, K23 228, K236, K237, K313, K3 1402, K40602, K427-2, K46, K237, K313, K31402, K4 06の2、K427-2、K434及びK43 34、K436からK444までに掲げる手術 に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援 6からK444までに掲げる手術に当たって、 を行った場合に算定する。 実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合 に算定する。 【新設】 K939-6 凍結保存同種組織加算 9,960点 (新設) 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、心臓、大血管、肝臓、胆 道又は膵臓の手術に当たって、凍結保存された 同種組織である心臓弁又は血管を用いた場合に 算定する。

第10部 手術

旧区分番	番号	新手術項目名		点数	r正然	新区分番号	備考
	 1節 手術料		改正前	CX	工後		
/17							
K000		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T			K000	T
1	.,,,,,,)、臓器に達するもの(長径5センチメートル未満)	1,250	\rightarrow	1,250		
2		」、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	1,680		1,680		
3		」、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)	2,000			3	【項目の見直し】
		質部のもの(長径20センチメートル以上のものに限る。)		\rightarrow	7,170		
	1 1	他のもの	_	\rightarrow	2,000		
4	筋肉		470	\rightarrow	470	4	
5	│ 筋肉	」、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	850	\rightarrow	850	5	
6	筋肉	」、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上)	1,320	\rightarrow	1,320	6	
注2	2 真皮	な経合を伴う経合閉鎖を行った場合(露出部の創傷に限る)	460	\rightarrow	460	注2	
注3	3 汚染	された挫創に対してデブリードマンを行った場合(当初の1回に限る)	100	\rightarrow	100	注3	
000-2	小児	創傷処理(6歳未満)				K000-2	
1	筋肉	」、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル未満)	1,250	\rightarrow	1,250	1	
2	筋肉	」、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満)	1,400	\rightarrow	1,400	2	
3	筋肉	」、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	1,850	\rightarrow	1,850	3	
4	筋肉	」、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)	2,860	\rightarrow	2,860	4	
5	筋肉	」、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル未満)	450	\rightarrow	450	5	
6	筋肉	」、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満)	500	\rightarrow	500	6	
7	筋肉]、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	950	\rightarrow	950	7	
8	筋肉	、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上)	1,450	\rightarrow	1,450	8	
注2	2 真皮	は経合を伴う経合閉鎖を行った場合(露出部の創傷に限る)	460	\rightarrow	460	注2	
注3	3 / 污染	された挫創に対してデブリードマンを行った場合(当初の1回に限る)	100	\rightarrow	100	注3	

in p	八平 旦.	二 年10日 女	,	点数		本	冶
	分番号	新手術項目名	改正前	Ī		- 新区分番号	備考
K001		皮膚切開術				K001	
	1	長径10センチメートル未満	470	\rightarrow	470	1	
	2	長径10センチメートル以上20センチメートル未満	820	\rightarrow	820	2	
	3	長径20センチメートル以上	1,470	\rightarrow	1,470	3	
K002		デブリードマン				K002	
	1	100平方センチメートル未満	1,020	\rightarrow	1,020	1	
	2	100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	2,990	\rightarrow	2,990	2	
	3	3,000平方センチメートル以上	7,600	\rightarrow	8,360	3	
	注3	深部デブリードマン加算(当初の1回に限る)	1,000	\rightarrow	1,000	注3	
	注4	水圧式デブリードマン加算(一連の治療につき1回に限る)	2,500	\rightarrow	2,500	注4	
K003		皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部)				K003	
	1	長径3センチメートル未満	3,480	\rightarrow	3,480	1	
	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	9,180	\rightarrow	9,180	2	
	3	長径6センチメートル以上	17,810	\rightarrow	17,810	3	
K004		皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部以外)				K004	
	1	長径3センチメートル未満	2,110	\rightarrow	2,110	1	
	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	4,070	\rightarrow	4,070	2	
	3	長径6センチメートル以上	9,480	\rightarrow	9,480	3	
K005		皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)				K005	
	1	長径2センチメートル未満	1,660	\rightarrow	1,660	1	
	2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670	\rightarrow	3,670	2	
	3	長径4センチメートル以上	4,360	\rightarrow	4,360	3	
K006		皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)				K006	
	1	長径3センチメートル未満	1,280	\rightarrow	1,280	1	
	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230	\rightarrow	3,230	2	
	3	長径6センチメートル以上12センチメートル未満	4,160	\rightarrow	4,160	3	【項目の見直し】
		長径12センチメートル以上	_	\rightarrow	8,320	4	【項目の見直し】
K006-2		鶏眼・胼胝切除術(露出部で縫合を伴うもの)				K006-2	

旧区分番号	新手術項目名	点数	────────────────────────────────────	備考
旧色刀笛互	利于州·埃日石	改正前 改正後		加与
1	長径2センチメートル未満	1,660 → 1,66	50 1	
2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	$3,670 \rightarrow 3,67$	70 2	
3	長径4センチメートル以上	4,360 → 4,36	3	
K006-3	鶏眼・胼胝切除術(露出部以外で縫合を伴うもの)		K006-3	
1	長径3センチメートル未満	1,280 → 1,28	1	
2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	$3,230 \rightarrow 3,23$	2	
3	長径6センチメートル以上	4,160 → 4,16	3	
K006-4	皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術(一連につき)		K006-4	
1	長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍	1,280 → 1,28	1	
2	長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍	$2,050 \rightarrow 2,08$	50 2	
3	長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍	$3,230 \rightarrow 3,23$	3	
4	長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍	$4,160 \rightarrow 4,16$	60 4	
Κ007	皮膚悪性腫瘍切除術		K007	
1	広汎切除	$28,210 \rightarrow 28,22$	0 1	
2	単純切除	11,000 → 11,00	2	
注	悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	$5,000 \rightarrow 5,00$	200 注	
₹007-2	経皮的放射線治療用金属マーカー留置術	$10,000 \rightarrow 10,00$	00 K007-2	
₹008	腋臭症手術		K008	
1	皮弁法	$5,730 \rightarrow 5,73$	1	
2	皮膚有毛部切除術	$3,000 \rightarrow 3,00$	2	
3	その他のもの	1,660 → 1,66	3	
	(形成)			
K009	皮膚剥削術		K009	
1	25平方センチメートル未満	$1,490 \rightarrow 1,49$	00 1	
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	$4,370 \rightarrow 4,37$	70 2	
3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	$9,060 \rightarrow 9,06$	3	
4	200平方センチメートル以上	$13,640 \rightarrow 13,64$	4	
K010	瘢痕拘縮形成手術		K010	

ПС			点	数		 備考
	万留万	利于例以日名 -	改正前	改正後	村 村 村 日 万 街 万	/佣-/5
	1	顔面	12,660	→ 12,66	0 1	
	2	その他	8,060	→ 8,06	0 2	
K011		顔面神経麻痺形成手術			K011	
	1	静的なもの	19,110	→ 19,11	0 1	
	2	動的なもの	58,500	→ 64,35	0 2	
K012		削除			K012	
K013		分層植皮術			K013	
	1	25平方センチメートル未満	3,520	\rightarrow 3,52	0 1	
	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,270	→ 6,27	2	
	3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,000 -	→ 9,00	0 3	
	4	200平方センチメートル以上	25,820	→ 25 , 82	0 4	
K013-2		全層植皮術			K013-2	
	1	25平方センチメートル未満	10,000	→ 10 , 00	0 1	
	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	12,500	→ 12,50	0 2	
	3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	28,210	→ 28 , 21	0 3	
	4	200平方センチメートル以上	40,290	→ 40 , 29	0 4	
K014		皮膚移植術(生体・培養)	6,110	→ 6,11	0 K014	
K014-2		皮膚移植術(死体)			K014-2	
	1	200平方センチメートル未満	6,750	\rightarrow 6,75	0 1	
	2	200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	9,000	→ 9,00	0 2	
	3	500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満	13,490	→ 13 , 49	0 3	
	4	1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	32,920	→ 32 , 92	0 4	
	5	3,000平方センチメートル以上	37,610	→ 37,61	0 5	
K015		皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術			K015	
	1	25平方センチメートル未満	3,760	→ 3,76	0 1	
	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	11,440	→ 11,44	0 2	
	3	100平方センチメートル以上	20,280	→ 22,31	0 3	
K016		動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	41,120	→ 41,12	0 K016	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
	Network to a 15 Alm (PET Ald Note are 1 Arts (PP 1 1 X or) or)	改正前 改正後	11015	
K017	遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)		K017	
1	乳房再建術の場合	84,050 → 84,050		
2	その他の場合	84,050 → 92,460		
K018	削除		K018	
K019	複合組織移植術	$15,210 \rightarrow 17,490$		
K020	自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	$110,700 \rightarrow 127,310$	K020	
K021	粘膜移植術		K021	
1	4平方センチメートル未満	$6,510 \rightarrow 6,510$	1	
2	4平方センチメートル以上	7,080 → 7,080	2	
K021-2	粘膜弁手術		K021-2	
1	4平方センチメートル未満	11,600 → 11,600	1	
2	4平方センチメートル以上	$12,260 \rightarrow 12,260$	2	
K022	組織拡張器による再建手術(一連につき)		K022	
1	乳房(再建手術)の場合	17,580 → 18,460	1	
2	その他の場合	17,580 → 18,460	2	
K022-2	象皮病根治手術		K022-2	
1	大腿	$27,380 \rightarrow 27,380$	1	
2	下腿	19,100 → 21,010	2	
•	第2款 筋骨格系·四肢·体幹	•		
	(筋膜、筋、腱、腱鞘)			
Κ023	筋膜切離術、筋膜切開術	840 → 840	K023	
Κ024	筋切離術	$3,080 \rightarrow 3,080$	K024	
K025	股関節内転筋切離術	4,410 → 4,410	K025	
K026	股関節筋群解離術	$12,140 \rightarrow 12,140$	K026	
Κ026-2	股関節周囲筋腱解離術(変形性股関節症)	16,700 → 16,700	K026-2	
K027	筋炎手術		K027	
1	腸腰筋、殿筋、大腿筋	$2,060 \rightarrow 2,060$	1	
2	その他の筋	$1,210 \rightarrow 1,210$	2	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
四色刀笛 5		改正前 改正後	利色刀笛与	加与
K028	腱鞘切開術(関節鏡下によるものを含む。)	$2,050 \rightarrow 2,0$	50 K028	
K029	筋肉内異物摘出術	$2,840 \rightarrow 2,8$	40 K029	
K030	四肢•躯幹軟部腫瘍摘出術		K030	
1	肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	$7,390 \rightarrow 7,3$	90 1	
2	手、足	$3,750 \rightarrow 3,7$	50 2	
K031	四肢•躯幹軟部悪性腫瘍手術		K031	
1	肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	$20,620 \rightarrow 24,3$	30 1	
2	手、足	$12,870 \rightarrow 12,8$	70 2	
K032	削除		K032	
K033	筋膜移植術		K033	
1	指(手、足)	$7,890 \rightarrow 7,8$	90 1	
2	その他のもの	$10,310 \rightarrow 10,3$	10 2	
K034	腱切離・切除術(関節鏡下によるものを含む。)	$4,290 \rightarrow 4,2$	90 K034	
K035	腱剥離術(関節鏡下によるものを含む。)	11,430 → 11,4	30 K035	
K035-2	腱滑膜切除術	$7,550 \rightarrow 7,8$	50 K035-2	
K036	削除		K036	
K037	腱縫合術	$11,320 \rightarrow 11,3$	20 K037	
K037-2	アキレス腱断裂手術	8,710 → 8,7	10 K037-2	
K038	腱延長術	$10,750 \rightarrow 10,7$	50 K038	
K039	腱移植術(人工腱形成術を含む。)		K039	
1	指(手、足)	$13,610 \rightarrow 15,6$	50 1	
2	その他のもの	18,080 → 19,8	90 2	
K040	腱移行術		K040	
1	指(手、足)	13,610 → 13,6	1	
2	その他のもの	18,080 → 18,0	80 2	
K040-2	指伸筋腱脱臼観血的整復術	13,610 → 13,6	10 K040-2	
	腓骨筋腱腱鞘形成術	- → 18,0	80 K040-3	【項目の追加】
K041	削除		K041	

旧区分番号	新手術項目名 —	点	数	新区分番号	備考	
口凸刀留写	新于附垻日名 		改正後	机凸汀留亏 	1佣 与	
	(四肢骨)					
X042	骨穿孔術	1,730 -	→ 1,730	K042		
043	骨掻爬術			K043		
1	肩甲骨、上腕、大腿	11,150 -	→ 12,270	1		
2	前腕、下腿	6,700 -	→ 6,700	2		
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590 -	→ 3,590	3		
X043-2	骨関節結核瘻孔摘出術			K043-2		
1	肩甲骨、上腕、大腿	11,150 -	→ 12,270	1		
2	前腕、下腿	6,700 -	→ 6,700	2		
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590 -	→ 3,590	3		
X043-3	骨髄炎手術(骨結核手術を含む。)			K043-3		
1	肩甲骨、上腕、大腿	11,150 -	→ 12,270	1		
2	前腕、下腿	6,700 -	→ 6,700	2		
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590 -	→ 3,590	3		
(044	骨折非観血的整復術			K044		
1	肩甲骨、上腕、大腿	1,600 -	→ 1,600	1		
2	前腕、下腿	1,780 -	→ 1,780	2		
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	1,440 -	→ 1,440	3		
(045	骨折経皮的鋼線刺入固定術			K045		
1	肩甲骨、上腕、大腿	7,060 -	→ 7,060	1		
2	前腕、下腿	4,100 -	→ 4,100	2		
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	1,660 -	→ 1,660	3		
3046	骨折観血的手術			K046		
1	肩甲骨、上腕、大腿	18,810 -	→ 18,810	1		
2	前腕、下腿、手舟状骨	14,810 -	→ 14,810	2		
3	鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	9,480 -	→ 9,480	3		
046-2	観血的整復固定術(インプラント周囲骨折に対するもの)			K046-2		
1	肩甲骨、上腕、大腿	21,710 -	→ 21,710	1		

旧区分番号	新手術項目名	点数		備考
_		改正前 改正後		VIII. J
2	前腕、下腿	17,090 → 18,80	0 2	
3	手、足、指(手、足)	$10,940 \rightarrow 10,94$	0 3	
K047	難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき)	$12,500 \rightarrow 12,50$	0 K047	
K047-2	難治性骨折超音波治療法(一連につき)	$12,500 \rightarrow 12,50$	0 K047-2	
K047-3	超音波骨折治療法(一連につき)	$4,620 \rightarrow 4,62$	0 K047-3	
K048	骨内異物(挿入物を含む。)除去術		K048	
1	頭蓋、顔面(複数切開を要するもの)	$12,100 \rightarrow 12,10$	0 1	
2	その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿	$7,870 \rightarrow 7,87$	0 2	
3	前腕、下腿	$5,200 \rightarrow 5,20$	0 3	
4	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	$3,620 \rightarrow 3,62$	0 4	
K049	骨部分切除術		K049	
1	肩甲骨、上腕、大腿	5,900 → 5,90	0 1	
2	前腕、下腿	$4,410 \rightarrow 4,41$	0 2	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	$3,280 \rightarrow 3,28$	0 3	
K050	腐骨摘出術		K050	
1	肩甲骨、上腕、大腿	$14,960 \rightarrow 14,96$	0 1	
2	前腕、下腿	$10,430 \rightarrow 10,43$	0 2	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	$3,420 \rightarrow 3,42$	0 3	
K051	骨全摘術		K051	
1	肩甲骨、上腕、大腿	$27,890 \rightarrow 27,89$	0 1	
2	前腕、下腿	$13,050 \rightarrow 13,05$	0 2	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	$5,160 \rightarrow 5,16$	0 3	
K051-2	中手骨又は中足骨摘除術(2本以上)	$5,160 \rightarrow 5,16$	0 K051-2	
K052	骨腫瘍切除術		K052	
1	肩甲骨、上腕、大腿	$17,410 \rightarrow 17,41$	0 1	
2	前腕、下腿	$9,370 \rightarrow 9,37$	0 2	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	$4,340 \rightarrow 4,34$	0 3	
K052-2	多発性軟骨性外骨腫摘出術		K052-2	

旧区分番号		新手術項目名 -	点	数	新区分番号	 備考
ПΕ	- 刀 宙 々	利于加强自有 -	改正前	改正後	利区力雷力	νπ <i>*</i> ラ
	1	肩甲骨、上腕、大腿	17,410 -	→ 17,410	1	
	2	前腕、下腿	9,370 -	→ 9,370	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	4,340 -	→ 4,340	3	
K052-3		多発性骨腫摘出術			K052-3	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	17,410 -	→ 17,410	1	
	2	前腕、下腿	9,370 -	→ 9,370	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	4,340 -	→ 4,340	3	
K053		骨悪性腫瘍手術			K053	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	32,550 -	→ 32,550	1	
	2	前腕、下腿	26,260 -	→ 32,040	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	18,810 -	→ 22 , 010	3	
K054		骨切り術			K054	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	28,210 -	→ 28,210	1	
	2	前腕、下腿	20,620 -	→ 22,680	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	7,930 -	→ 7,930	3	
	注	患者適合型変形矯正ガイド加算	6,000 -	→ 6,000	注	
K055		削除			K055	
K055-2		大腿骨頭回転骨切り術	44,070 -	→ 44 , 070	K055-2	
K055-3		大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術	37,570 -	→ 37,570	K055-3	
K056		偽関節手術			K056	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	28,210 -	→ 28,210	1	
	2	前腕、下腿、手舟状骨	26,030 -	→ 28,210	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	14,500 -	→ 14,500	3	
K056-2		難治性感染性偽関節手術(創外固定器によるもの)	48,820 -	→ 48,820	K056-2	
K057		変形治癒骨折矯正手術			K057	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	31,270 -	→ 34,400	1	
	2	前腕、下腿	27,550 -	→ 27,550	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	15,770 -	→ 15,770	3	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
III (A.)	7. 田 /J	NI I NIJETA	改正前 改	正後		VH 77
;	注	患者適合型変形矯正ガイド加算	6,000 →	6,000	注	
K058		骨長調整手術			K058	
	1	骨端軟骨発育抑制術	16,340 →	16,340	1	
	2	骨短縮術	14,960 →	14,960	2	
	3	骨延長術(指(手、足))	16,390 →	16,390	3	
4	4	骨延長術(指(手、足)以外)	26,700 →	29,370	4	
K059		骨移植術(軟骨移植術を含む。)			K059	
. .	1	自家骨移植	14,030 →	14,030	1	
:	2	同種骨移植(生体)	20,770 →	23,890	2	
:	3	同種骨移植(非生体)	18,300 →	-	3	【項目の見直し】
		同種骨移植(特殊なもの)	- →	24,370	イ	
		その他の場合	- →	21,050	口	
4	4	自家培養軟骨移植術	14,030 →	14,030	4	
K059-2		関節鏡下自家骨軟骨移植術	16,190 →	18,620	K059-2	
•		(四肢関節、靱帯)				
K060		関節切開術			K060	
	1	肩、股、膝	3,600 →	3,600	1	
:	2	胸鎖、肘、手、足	1,280 →	1,280	2	
;	3	肩鎖、指(手、足)	680 →	680	3	
K060-2		肩甲関節周囲沈着石灰摘出術	3,600 →	3,600	K060-2	
K060-3		化膿性又は結核性関節炎掻爬術			K060-3	
	1	肩、股、膝	20,020 →	20,020	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	13,130 →	13,130	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	3,330 →	3,330	3	
K061		関節脱臼非観血的整復術			K061	
	1	肩、股、膝	1,500 →	1,500	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	1,300 →	1,300	2	
	3	肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	800 →	800	3	

旧区分番号	新手術項目名	点数新区分番号 備考
	7	数正前 改正後 新区分番号 備考
K062	先天性股関節脱臼非観血的整復術(両側)	K062
1	リーメンビューゲル法	$2,050 \rightarrow 2,050 \qquad 1$
2	その他	$2,950 \rightarrow 2,950 \qquad 2$
K063	関節脱臼観血的整復術	K063
1	肩、股、膝	$28,210 \rightarrow 28,210 \qquad 1$
2	胸鎖、肘、手、足	$18,810 \rightarrow 18,810 \qquad 2$
3	肩鎖、指(手、足)	$15,080 \rightarrow 15,080 \qquad 3$
K064	先天性股関節脱臼観血的整復術	21,130 → 23,240 K064
K065	関節内異物(挿入物を含む。)除去術	K065
1	肩、股、膝	$12,430 \rightarrow 12,430 \qquad 1$
2	胸鎖、肘、手、足	$4,600 \rightarrow 4,600 \qquad 2$
3	肩鎖、指(手、足)	$2,950 \rightarrow 2,950 \qquad 3$
K065-2	関節鏡下関節内異物(挿入物を含む。)除去術	K065-2
1	肩、股、膝	$13,950 \rightarrow 13,950 \qquad 1$
2	胸鎖、肘、手、足	$12,300 \rightarrow 12,300 \qquad 2$
3	肩鎖、指(手、足)	$7,930 \rightarrow 7,930 \qquad 3$
Κ066	関節滑膜切除術	K066
1	肩、股、膝	$17,750 \rightarrow 17,750 \qquad 1$
2	胸鎖、肘、手、足	$11,200 \rightarrow 11,200 \qquad 2$
3	肩鎖、指(手、足)	$7,930 \rightarrow 7,930 \qquad 3$
K066-2	関節鏡下関節滑膜切除術	K066-2
1	肩、股、膝	$17,610 \rightarrow 17,610 \qquad 1$
2	胸鎖、肘、手、足	$17,030 \rightarrow 17,030 \qquad 2$
3	肩鎖、指(手、足)	$16,060 \rightarrow 16,060 \qquad 3$
K066-3	滑液膜摘出術	K066-3
1	肩、股、膝	$17,750 \rightarrow 17,750 \qquad 1$
2	胸鎖、肘、手、足	$11,200 \rightarrow 11,200 \qquad 2$
3	肩鎖、指(手、足)	$7,930 \rightarrow 7,930 \qquad 3$

旧区分番号	新手術項目名 -	点数		新区分番号	備考
旧区分留方		改正前	改正後	利区万留写	1用 行
K066-4	関節鏡下滑液膜摘出術			K066-4	
1	肩、股、膝	17,610 →	17,610	1	
2	胸鎖、肘、手、足	17,030 →	17,030	2	
3	肩鎖、指(手、足)	16,060 →	16,060	3	
K066-5	膝蓋骨滑液囊切除術	11,200 →	11,200	K066-5	
6-690	関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術	17,030 →	17,030	K066-6	
K066-7	掌指関節滑膜切除術	7,930 →	7,930	K066-7	
K066-8	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	16,060 →	16,060	K066-8	
< 067	関節鼠摘出手術			K067	
1	肩、股、膝	13,000 →	13,000	1	
2	胸鎖、肘、手、足	10,580 →	10,580	2	
3	肩鎖、指(手、足)	3,970 →	3,970	3	
K067-2	関節鏡下関節鼠摘出手術			K067-2	
1	肩、股、膝	17,780 →	17,780	1	
2	胸鎖、肘、手、足	19,100 →	19,100	2	
3	肩鎖、指(手、足)	12,000 →	12,000	3	
8300	半月板切除術	9,200 →	9,200	K068	
K068-2	関節鏡下半月板切除術	15,090 →	15,090	K068-2	
(069	半月板縫合術	11,200 →	11,200	K069	
K069-2	関節鏡下三角線維軟骨複合体切除•縫合術	15,210 →	16,730	K069-2	
₹ 069−3	関節鏡下半月板縫合術	18,810 →	18,810	K069-3	
3070	ガングリオン摘出術			K070	
1	手、足、指(手、足)	3,050 →	3,050	1	
2	その他(ヒグローム摘出術を含む。)	3,190 →	3,190	2	
K071	削除			K071	
K072	関節切除術			K072	
1	肩、股、膝	19,270 →	21,200	1	
2	胸鎖、肘、手、足	16,070 →	16,070	2	

ll la	*八妥旦	新手術項目名	点数			並	備考
旧区	分番号	新手 が 項目名	改正前	ģ	收正後	新区分番号	畑 有
	3	肩鎖、指(手、足)	5,670	\rightarrow	5,670	3	
K073		関節内骨折観血的手術				K073	
	1	肩、股、膝、肘	20,760	\rightarrow	20,760	1	
	2	胸鎖、手、足	17,070	\rightarrow	17,070	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	10,370	\rightarrow	10,370	3	
K073-2		関節鏡下関節内骨折観血的手術				K073-2	
	1	肩、股、膝、肘	25,200	\rightarrow	27,720	1	【項目の見直し】
	2	胸鎖、手、足	18,910	\rightarrow	18,910	2	【項目の見直し】
	3	肩鎖、指(手、足)	11,970	\rightarrow	11,970	3	
K074		靱帯断裂縫合術				K074	
	1	十字靱帯	17,070	\rightarrow	17,070	1	
	2	膝側副靱帯	16,560	\rightarrow	16,560	2	
	3	指(手、足)その他の靱帯	7,600	\rightarrow	7,600	3	
K074-2		関節鏡下靱帯断裂縫合術				K074-2	
	1	十字靱帯	21,970	\rightarrow	24,170	1	
	2	膝側副靱帯	16,510	\rightarrow	16,510	2	
	3	指(手、足)その他の靱帯	15,720	\rightarrow	15,720	3	
K075		非観血的関節授動術				K075	
	1	肩、股、膝	1,320	\rightarrow	1,320	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	1,260	\rightarrow	1,260	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	490	\rightarrow	490	3	
K076		観血的関節授動術				K076	
	1	肩、股、膝	38,890	\rightarrow	38,890	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	28,210	\rightarrow	28,210	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	8,460	\rightarrow	8,460	3	
K077		観血的関節制動術				K077	
	1	肩、股、膝	27,380	\rightarrow	27,380	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	15,560	\rightarrow	15,560	2	

接触性の	備考	新区分番号		点数				新手術項目名	公来早	旧区分番号	
KOR8 場地の開助問題を将 21.640 できないのであります。 でき	1)用 与	J 笛 ケ	체스	女正後	Ş	E前	改正前	利士附供日名	.刀笛ヶ		
Figure 1		3		5,550	\rightarrow	550	5,550		3 肩		
Roman			K078						観	K078	
K079 7,200 7,200 3 K079 初帯断裂形成手術 K079 K079 1 十字靱帯 28,210 28,210 1 2 膝側刷靭帯 18,810 28,210 2 1 十字靱帯 18,810 3 3 1 十字靱帯 (持、足)その他の靭帯 18,810 3 8 16,350 3 1 十字靱帯 (財政形成手術 17,280 3 18,980 1		1		21,640	\rightarrow	640	21,640		1 肩		
K079 物帯断裂形成手術 28,210 → 28,210 → 28,210		2		18,590	\rightarrow	590	18,590		2 胸		
1		3		7,200	\rightarrow	200	7,200		3 肩		
Roman			K079						靭	K079	
K079-2 3 指(手、足)その他の靭帯 16,350 → 16,350 3 K079-2 場飾鏡下靭帯断裂形成手術 K079-2 K079-2 1 十字靭帯 34,980 → 34,980 1 2 膝側副靭帯 17,280 → 17,280 2 3 指(手、足)その他の靭帯 16,390 → 16,390 3 4 内側膝蓋大腿靭帯 17,550 → 20,180 4 K080 月底 股、膝 45,720 → 45,720 1 2 胸鎖、肘、手、足 28,210 → 28,210 2 3 肩鎖、指(手、足) 13,740 → 13,740 3 注 関筋挿入膜を患者の筋膜から作成した場合 880 → 880 注 K080-2 内反足手術 25,930 → 25,930 K080-2 K080-3 肩腱板断裂手術 18,700 → 18,700 1 2 複雑なもの 24,310 → 24,310 2 K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 27,040 → 27,040 1		1		28,210	\rightarrow	210	28,210		1 +		
RO79-2		2		18,810	\rightarrow	310	18,810		2 膝		
1 十字靱帯 34,980 → 34,980 1 2 膝側副靱帯 17,280 → 17,280 2 3 指(手、足)その他の靱帯 16,390 → 16,390 3 4 内側膝蓋大腿靱帯 17,550 → 20,180 4 関節形成手術 15,720 → 45,720 1 2 胸鎖、肘、手、足 28,210 → 28,210 2 3 肩鎖、指(手、足)		3		16,350	\rightarrow	350	16,350		3 指		
2 膝側副靱帯 17,280 → 17,280 2 3 指(手、足)その他の靱帯 16,390 → 16,390 3 4 内側膝蓋大腿靭帯 17,550 → 20,180 4 K080 関節形成手術 K080 1 肩、股、膝 45,720 → 45,720 1 2 胸鎖、肘、手、足 28,210 → 28,210 2 3 肩鎖、指(手、足) 13,740 → 13,740 3 注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合 880 → 880 注 K080-2 内反足手術 25,930 → 25,930 K080-2 K080-3 肩腱板断裂手術 K080-3 1 簡単なもの 18,700 → 18,700 1 2 複雑なもの 24,310 → 24,310 2 K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 K080-4 1 簡単なもの 27,040 → 27,040 1			K079-2						関	K079-2	
16,390 → 16,390 3 16,390 3 16,390 3 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 20,180 4 17,550 → 45,720 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1		34,980	\rightarrow	980	34,980		1 +		
K080 内側膝蓋大腿靭帯 17,550 → 20,180 K080 4 1 肩、股、膝 45,720 → 45,720 1 1 2 胸鎖、肘、手、足 28,210 → 28,210 2 2 3 肩鎖、指(手、足) 13,740 → 13,740 3 3 注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合 880 → 880 注 K080-2 内反足手術 25,930 → 25,930 K080-2 K080-3 肩腱板断裂手術 18,700 → 18,700 1 2 複雑なもの 24,310 → 24,310 2 2 K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 K080-4 1 簡単なもの 27,040 → 27,040 1 1		2		17,280	\rightarrow	280	17,280		2 膝		
K080 関節形成手術 45,720 → 45,720 1 1 肩、股、膝 45,720 → 28,210 2 2 胸鎖、肘、手、足 28,210 → 28,210 2 3 肩鎖、指(手、足) 13,740 → 13,740 3 注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合 880 → 880 注 K080-2 内反足手術 25,930 → 25,930 K080-2 K080-3 「腱板断裂手術 K080-3 1 簡単なもの 18,700 → 18,700 1 2 複雑なもの 24,310 → 24,310 2 K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 K080-4 1 簡単なもの 27,040 → 27,040 1		3		16,390	\rightarrow	390	16,390		3 指		
1 肩、股、膝 45,720 → 45,720 1 1 2 胸鎖、肘、手、足 28,210 → 28,210 2 2 3 肩鎖、指(手、足) 13,740 → 13,740 3 3 注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合 880 → 880 注 注 K080-2 内反足手術 25,930 → 25,930 K080-2 K080-3 K080-3 1 1 簡単なもの 24,310 → 24,310 2 2 K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 1 簡単なもの 1 簡単なもの 27,040 → 27,040 1 27,040 → 27,040 1		4		20,180	\rightarrow	550	17,550		4 内		
2 胸鎖、肘、手、足 28,210 → 28,210 2 3 肩鎖、指(手、足) 13,740 → 13,740 3 3 880 → 880 注 内反足手術 25,930 → 25,930 K080-2 K080-3 1 簡単なもの 18,700 → 18,700 1 2 4,310 → 24,310 2 K080-4 月酸統断裂手術 1 簡単なもの 27,040 → 27,040 → 27,040 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			K080						関	K080	
3 肩鎖、指(手、足) 13,740 → 13,740 3 2 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合 880 → 880 注 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1		45,720	\rightarrow	720	45,720		1 肩		
注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合 880 → 880 注 K080-2 内反足手術 25,930 → 25,930 K080-2 K080-3 肩腱板断裂手術 K080-3 1 簡単なもの 18,700 → 18,700 1 2 複雑なもの 24,310 → 24,310 2 K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 K080-4 27,040 → 27,040 1		2		28,210	\rightarrow	210	28,210		2 胸		
K080-2 内反足手術 25,930 → 25,930 K080-2 K080-3 K080-3 肩腱板断裂手術 K080-3 1 簡単なもの 18,700 → 18,700 1 2 複雑なもの 24,310 → 24,310 2 K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 K080-4 1 簡単なもの 27,040 → 27,040 1		3		13,740	\rightarrow	740	13,740		3 肩		
K080-3 肩腱板断裂手術 K080-3 1 簡単なもの 18,700 → 18,700 1 2 複雑なもの 24,310 → 24,310 2 K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 K080-4 1 簡単なもの 27,040 → 27,040 1		注		880	\rightarrow	380	880	た場合	注		
1 簡単なもの 18,700 → 18,700 1 24,310 → 24,310 \rightarrow 2 K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 1 簡単なもの 27,040 → 27,040 1			K080-2	25,930	\rightarrow	930	25,930		内	K080-2	
2 複雑なもの 24,310 → 24,310 2			K080-3						肩	K080-3	
K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術 1 簡単なもの K080-4 27,040 → 27,040 1		1		18,700	\rightarrow	700	18,700		1 簡		
1 簡単なもの 27,040 → 27,040 1		2		24,310	\rightarrow	310	24,310		2 複		
			K080-4						関	K080-4	
		1		27,040	\rightarrow	040	27,040		1 簡		
2 複雑なもの 2 35,150 → 38,670 2		2		38,670	\rightarrow	150	35,150		2 複		
K080-5 関節鏡下肩関節唇形成術 32,160 → - K080-5 【項目	項目の見直し】		K080-5	_	\rightarrow	160	32,160		関	K080-5	
腱板断裂を伴うもの - → 45,200 1		1		45,200	\rightarrow	_	_		腱		

旧区分番号		新手術項目名		点数		本□八平□	備考
				Ę	收正後	新区分番号	1
		腱板断裂を伴わないもの	_	\rightarrow	32,160	2	
		関節鏡下股関節唇形成術	_	\rightarrow	44,830	K080-6	【新設】
Κ081		人工骨頭挿入術				K081	
1		肩、股	19,500	\rightarrow	19,500	1	
2		肘、手、足	18,810	\rightarrow	18,810	2	
3		指(手、足)	9,070	\rightarrow	9,070	3	
X082		人工関節置換術				K082	
1		肩、股、膝	37,690	\rightarrow	37,690	1	
2		胸鎖、肘、手、足	28,210	\rightarrow	28,210	2	
3		肩鎖、指(手、足)	13,310	\rightarrow	13,310	3	
₹082−2		人工関節抜去術				K082-2	
1		肩、股、膝	30,230	\rightarrow	30,230	1	
2		胸鎖、肘、手、足	20,620	\rightarrow	22,680	2	
3		肩鎖、指(手、足)	13,950	\rightarrow	13,950	3	
X082-3		人工関節再置換術				K082-3	
1		肩、股、膝	54,810	\rightarrow	54,810	1	
2		胸鎖、肘、手、足	34,190	\rightarrow	34,190	2	
3		肩鎖、指(手、足)	19,940	\rightarrow	21,930	3	
K083		鋼線等による直達牽引(初日。観血的に行った場合の手技料を含む。)(1局所につき)	2,510	\rightarrow	2,510	K083	
K083-2		内反足足板挺子固定	2,030	\rightarrow	2,030	K083-2	
		(四肢切断、離断、再接合)					
Κ084		四肢切断術				K084	
1		肩甲帯	36,500	\rightarrow	36,500	1	
2		上腕、前腕、手、大腿、下腿、足	24,320	\rightarrow	24,320	2	
3		指(手、足)	3,330	\rightarrow	3,330	3	
K084-2		肩甲帯離断術	36,500	\rightarrow	36,500	K084-2	
385		四肢関節離断術				K085	
1		肩、股、膝	26,030	\rightarrow	28,630	1	

旧区分番号	- 新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
2	肘、手、足	11,360 → 11,360	2	
3	指(手、足)	$3,330 \rightarrow 3,330$	3	
K086	断端形成術(軟部形成のみのもの)		K086	
1	指(手、足)	$2,770 \rightarrow 2,770$	1	
2	その他	$3,300 \rightarrow 3,300$	2	
K087	断端形成術(骨形成を要するもの)		K087	
1	指(手、足)	$7,410 \rightarrow 7,410$	1	
2	その他	$10,630 \rightarrow 10,630$	2	
K088	切断四肢再接合術		K088	
1	四肢	144,680 → 144,680	1	
2	指(手、足)	81,900 → 81,900	2	
	(手、足)	•		
K089	爪甲除去術	640 → 640	K089	
K090	ひょう疽手術		K090	
1	軟部組織のもの	990 → 990	1	
2	骨、関節のもの	$1,280 \rightarrow 1,280$	2	
K090-2	風棘手術	990 → 990	K090-2	
K091	陷入爪手術		K091	
1	簡単なもの	$1,400 \rightarrow 1,400$	1	
2	爪床爪母の形成を伴う複雑なもの	$2,490 \rightarrow 2,490$	2	
K092	削除		K092	
K093	手根管開放手術	$4,110 \rightarrow 4,110$	K093	
K093-2	関節鏡下手根管開放手術	$10,400 \rightarrow 10,400$	K093-2	
K094	足三関節固定(ランブリヌディ)手術	$25,350 \rightarrow 27,890$	K094	
K095	削除		K095	
K096	手掌、足底腱膜切離·切除術		K096	
1	鏡視下によるもの	4,340 → 4,340	1	
2	その他のもの	$2,750 \rightarrow 2,750$	2	

旧区分番号	新手術項目名 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	点数	
旧区万留万	利于州·埃日·石	改正前 改正後	一 利匹汀番牙 佣号
096-2	体外衝撃波疼痛治療術(一連につき)	5,000 → 5,000	K096-2
097	手掌、足底異物摘出術	$3,190 \rightarrow 3,190$	K097
.098	手掌屈筋腱縫合術	11,090 → 11,090	K098
.099	指瘢痕拘縮手術	6,880 → 6,880	K099
099-2	デュプイトレン拘縮手術		K099-2
1	1指	$10,430 \rightarrow 10,436$	1
2	2指から3指	$22,480 \rightarrow 22,480$	2
3	4指以上	$29,740 \rightarrow 32,710$	3
.100	多指症手術		K100
1	軟部形成のみのもの	$2,640 \rightarrow 2,640$	1
2	骨関節、腱の形成を要するもの	$13,250 \rightarrow 13,250$	2
101	合指症手術		K101
1	軟部形成のみのもの	$7,320 \rightarrow 7,320$	1
2	骨関節、腱の形成を要するもの	13,910 → 13,910	2
101-2	指癒着症手術		K101-2
1	軟部形成のみのもの	$7,320 \rightarrow 7,320$	1
2	骨関節、腱の形成を要するもの	13,910 → 13,910	2
102	巨指症手術		K102
1	軟部形成のみのもの	8,330 → 8,330	1
2	骨関節、腱の形成を要するもの	$15,390 \rightarrow 17,700$	2
103	屈指症手術、斜指症手術		K103
1	軟部形成のみのもの	11,510 → 11,510	1
2	骨関節、腱の形成を要するもの	$15,390 \rightarrow 15,390$	2
104	削除		K104
105	裂手、裂足手術	$25,350 \rightarrow 27,890$	K105
106	母指化手術	$32,370 \rightarrow 35,610$	K106
107	指移植手術	95,630 → 116,670	K107
108	母指対立再建術	$16,650 \rightarrow 19,150$	K108

日日			点数	新区分番号	備考
1,7-1	- /,田·,		改正前 改正後		VIII 3
K109		神経血管柄付植皮術(手、足)	$40,460 \rightarrow 40,460$	K109	
K110		第四足指短縮症手術	$10,790 \rightarrow 10,790$	K110	
K110-2		第一足指外反症矯正手術	$10,790 \rightarrow 10,790$	K110-2	
K111		削除		K111	
		(脊柱、骨盤)			
K112		腸骨窩膿瘍切開術	4,670 → 4,670	K112	
K113		腸骨窩膿瘍掻爬術	$11,600 \rightarrow 11,600$	K113	
K114 及び K115		削除		K114 及び K115	
K116		脊椎、骨盤骨掻爬術	15,610 → 17,170	K116	
K117		脊椎脱臼非観血的整復術	$2,570 \rightarrow 2,570$	K117	
K117-2		頸椎非観血的整復術	$2,570 \rightarrow 2,570$	K117-2	
K117-3		椎間板ヘルニア徒手整復術	$2,570 \rightarrow 2,570$	K117-3	
K118		脊椎、骨盤脱臼観血的手術	$28,210 \rightarrow 31,030$	K118	
K119		仙腸関節脱臼観血的手術	$24,320 \rightarrow 24,320$	K119	
K120		恥骨結合離開観血的手術	7,890 → 7,890	K120	
K120-2		恥骨結合離開非観血的整復固定術	1,580 → 1,580	K120-2	
K121		骨盤骨折非観血的整復術	$2,570 \rightarrow 2,570$	K121	
K122 及び K123		削除		K122 及び K123	
K124		腸骨翼骨折観血的手術	$15,760 \rightarrow 15,760$	K124	
		寛骨臼骨折観血的手術	- → 43,790	K124-2	【新設】
K125		骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。)	$29,190 \rightarrow 32,110$	K125	【名称の見直し】
K126		脊椎、骨盤骨(軟骨)組織採取術(試験切除によるもの)		K126	
	1	棘突起、腸骨翼	$3,150 \rightarrow 3,150$	1	
	2	その他のもの	$4,510 \rightarrow 4,510$	2	
K126-2		自家培養軟骨組織採取術	4,510 → 4,510	K126-2	
K127		削除		K127	

IH E	7八平日	並工作 市口 友	点	数	本	
	区分番号	新手術項目名	改正前	改正後	- 新区分番号	1佣石
K128		脊椎、骨盤内異物(挿入物)除去術	12,770	\rightarrow 12,770		
K129から K131まで		削除			K129から K131まで	
K131-2		内視鏡下椎弓切除術	15,730	→ 17,30¢		
K132		削除			K132	
K133		黄色靱帯骨化症手術	28,730	→ 28,730	0 K133	
K134		椎間板摘出術			K134	
	1	前方摘出術	34,810	→ 40,030	0 1	
	2	後方摘出術	23,520	→ 23,520	0 2	
	3	側方摘出術	28,210	→ 28,210	0 3	
	4	経皮的髄核摘出術	15,310	\rightarrow 15,310	0 4	
K134-2		内視鏡下椎間板摘出(切除)術			K134-2	
	1	前方摘出術	75,600	→ 75,60°	0 1	
	2	後方摘出術	30,390	→ 30,390	0 2	
K135		脊椎、骨盤腫瘍切除術 	33,290	→ 36,620	0 K135	
K136		脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	69,980	→ 88,87°	0 K136	
K136-2		腫瘍脊椎骨全摘術	93,300	→ 113,830	0 K136-2	
K137		骨盤切断術	48,650	\rightarrow 48,650	0 K137	
K138		脊椎披裂手術			K138	
	1	神経処置を伴うもの	26,700	\rightarrow 29,370	0 1	
	2	その他のもの	16,510	→ 18,990	0 2	
K139		育椎骨切り術	52,460	→ 60,330	0 K139	
K140		骨盤骨切り術	33,630	→ 36,990	0 K140	
K141		臼蓋形成手術	28,220	→ 28,220	0 K141	
K141-2		寛骨臼移動術	36,400	→ 40,040	0 K141-2	
K141-3		脊椎制動術	16,810	→ 16,810	0 K141-3	
K142		脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術(多椎間又は多椎弓の場合を含む。)			K142	
	1	前方椎体固定	37,240	→ 37,24e	0 1	
	2	後方又は後側方固定	29,900	→ 32,890	0 2	

旧区	区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
	3	後方椎体固定	$37,420 \rightarrow 41,160$	3	
	4	前方後方同時固定	$66,590 \rightarrow 66,590$	4	
	5	椎弓切除	$12,100 \rightarrow 13,310$	5	
	6	椎弓形成	$21,700 \rightarrow 23,870$	6	
K142-2		脊椎側彎症手術		K142-2	
	1	固定術	$48,650 \rightarrow 55,950$	1	
	2	矯正術		2	
	イ	初回挿入	$112,260 \rightarrow 112,260$	イ	
	口	交換術	$48,650 \rightarrow 48,650$	口	
	ハ	伸展術	$20,540 \rightarrow 20,540$	ハ	
K142-3		内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	$101,910 \rightarrow 101,910$	K142-3	
K142-4		経皮的椎体形成術	$19,960 \rightarrow 19,960$	K142-4	
K143		仙腸関節固定術	$29,190 \rightarrow 29,190$	K143	
K144		体外式脊椎固定術	$25,800 \rightarrow 25,800$	K144	
		第3款 神経系•頭蓋			
		本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。)		
		(頭蓋、脳)			
K145		穿頭脳室ドレナージ術	$1,940 \rightarrow 1,940$	K145	
K146		頭蓋開溝術	$14,430 \rightarrow 14,430$	K146	
K147		穿頭術(トレパナチオン)	$1,840 \rightarrow 1,840$	K147	
K148		試験開頭術	$15,850 \rightarrow 15,850$	K148	
K149		減圧開頭術		K149	
	1	キアリ奇形、脊髄空洞症の場合	$28,210 \rightarrow 28,210$	1	
	2	その他の場合	$24,000 \rightarrow 26,400$	2	
K150		脳膿瘍排膿術	$21,470 \rightarrow 21,470$	K150	
K151		削除		K151	
K151-2		広範囲頭蓋底腫瘍切除•再建術	$193,060 \rightarrow 193,060$	K151-2	
K152		耳性頭蓋内合併症手術	$49,520 \rightarrow 56,950$	K152	

旧区分番号		点数	新区分番号	
田色刀留力	利于附供日本	改正前 改正後	利巴刀笛勺	畑 与
K152-2	耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	$49,520 \rightarrow 49,520$	K152-2	
K153	鼻性頭蓋内合併症手術	$45,970 \rightarrow 52,870$	K153	
K154	機能的定位脳手術		K154	
1	片側の場合	$52,300 \rightarrow 52,300$	1	
2	両側の場合	$78,750 \rightarrow 94,500$	2	
K154-2	顕微鏡使用によるてんかん手術(焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術)	$131,630 \rightarrow 131,630$	K154-2	
K154-3	定位脳腫瘍生検術	$18,220 \rightarrow 20,040$	K154-3	
K155	脳切截術(開頭して行うもの)	$13,620 \rightarrow 16,340$	K155	
K156	延髄における脊髄視床路切截術	$40,950 \rightarrow 40,950$	K156	
K157	三叉神経節後線維切截術	$32,280 \rightarrow 36,290$	K157	
K158	視神経管開放術	$35,150 \rightarrow 36,290$	K158	
K159	顔面神経減圧手術(乳様突起経由)	$44,500 \rightarrow 44,500$	K159	
K159-2	顔面神経管開放術	$44,500 \rightarrow 44,500$	K159-2	
K160	脳神経手術(開頭して行うもの)	$37,620 \rightarrow 37,620$	K160	
K160-2	頭蓋内微小血管減圧術	$43,920 \rightarrow 43,920$	K160-2	
K161	頭蓋骨腫瘍摘出術	$23,490 \rightarrow 23,490$	K161	
K162	頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	$31,270 \rightarrow 36,290$	K162	
K163	頭蓋骨膜下血腫摘出術	$10,460 \rightarrow 10,460$	K163	
K164	頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)		K164	
1	硬膜外のもの	$36,970 \rightarrow 36,970$	1	
2	硬膜下のもの	$33,790 \rightarrow 33,790$	2	
3	脳内のもの	$47,020 \rightarrow 47,020$	3	
K164-2	慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術	$10,900 \rightarrow 10,900$	K164-2	
K164-3	脳血管塞栓(血栓)摘出術	$37,560 \rightarrow 37,560$	K164-3	
K164-4	定位的脳内血腫除去術	$18,220 \rightarrow 18,220$	K164-4	
K164-5	内視鏡下脳内血腫除去術	$33,820 \rightarrow 42,950$	K164-5	
K165	脳内異物摘出術	$45,630 \rightarrow 45,630$	K165	
K166	脳膿瘍全摘術	$36,500 \rightarrow 36,500$	K166	

旧区分番号	新手術項目名 新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
K167	頭蓋内腫瘤摘出術	61,720 → 61,720) K167	
K168	脳切除術	$35,150 \rightarrow 36,290$		
K169	頭蓋內腫瘍摘出術		K169	
1	松果体部腫瘍	$158,100 \rightarrow 158,100$	1	
2	その他のもの	$132,130 \rightarrow 132,130$	2	
注1	脳腫瘍覚醒下マッピング加算	$4,500 \rightarrow 4,500$	注1	
注2	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算	$10,000 \rightarrow 10,000$	注2	
K170	経耳的聴神経腫瘍摘出術	$76,890 \rightarrow 76,890$	K170	
K171	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	83,700 → 83,700	K171	
K171-2	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術	108,470 →	- K171-2	【名称の見直し】
	下垂体腫瘍	- → 108,470	1	【項目の見直し】
	頭蓋底脳腫瘍(下垂体腫瘍を除く。)	- → 123,620	2	【項目の見直し】
K172	脳動静脈奇形摘出術	$149,830 \rightarrow 149,830$	K172	
K173	脳・脳膜脱手術	$31,270 \rightarrow 36,290$	K173	
K174	水頭症手術		K174	
1	脳室穿破術(神経内視鏡手術によるもの)	$38,840 \rightarrow 38,840$	1	
2	シャント手術	$24,310 \rightarrow 24,310$	2	
K174-2	髄液シャント抜去術	1,680 → 1,680	K174-2	
K175	脳動脈瘤被包術		K175	
1	1箇所	71,320 → 82,020	1	
2	2箇所以上	94,040 → 94,040	2	
K176	脳動脈瘤流入血管クリッピング (開頭して行うもの)		K176	
1	1箇所	82,730 → 82,730	1	
2	2箇所以上	$108,200 \rightarrow 108,200$	2	
K177	脳動脈瘤頸部クリッピング		K177	
1	1箇所	$114,070 \rightarrow 114,070$	1	
2	2箇所以上	$128,400 \rightarrow 128,400$	2	
注2	バイパス術併用加算	$16,060 \rightarrow 16,060$	注2	

旧区分番号		点数 新区分番号 備考
旧色刀笛勺	利于的集日石 	改正前 改正後
K178	脳血管内手術	K178
1	1箇所	$63,270 \rightarrow 63,270 \qquad 1$
2	2箇所以上	81,800 → 81,800 2
3	脳血管内ステントを用いるもの	$79,850 \rightarrow 79,850 \qquad 3$
K178-2	経皮的脳血管形成術	$33,150 \rightarrow 39,780 \text{ K}178-2$
K178-3	経皮的選択的脳血栓·塞栓溶解術	K178-3
1	頭蓋内脳血管の場合	$30,230 \rightarrow 36,280 \qquad 1$
2	頸部脳血管の場合(内頸動脈、椎骨動脈)	$18,760 \rightarrow 21,570 \qquad 2$
K178-4	経皮的脳血栓回収術	$30,230 \rightarrow 33,150 \text{ K}178-4$
	経皮的脳血管ステント留置術	- → 33,150 K178-5 【新設】
K179	髄液漏閉鎖術	39,380 → 39,380 K179
K180	頭蓋骨形成手術	K180
1	頭蓋骨のみのもの	$16,450 \rightarrow 16,450 \qquad 1$
2	硬膜形成を伴うもの	$23,660 \rightarrow 23,660 \qquad 2$
3	骨移動を伴うもの	$40,950 \rightarrow 40,950 \qquad 3$
K181	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)	K181
1	片側の場合	$59,180 \rightarrow 65,100 \qquad 1$
2	両側の場合	$71,350 \rightarrow 71,350 \qquad 2$
K181-2	脳刺激装置交換術	$14,270 \rightarrow 14,270 \text{ K}181-2$
K181-3	頭蓋内電極抜去術	12,880 → 12,880 K181-3
K181-4	迷走神経刺激装置植込術	$22,140 \rightarrow 24,350 \text{ K}181-4$
K181-5	迷走神経刺激装置交換術	4,000 → 4,800 K181-5
•	(脊髄、末梢神経、交感神経)	
K182	神経縫合術	K182
1	指(手、足)	$12,640 \rightarrow 12,640 \qquad 1$
2	その他のもの	$24,510 \rightarrow 24,510 \qquad 2$
K182-2	神経交差縫合術	K182-2
1	指(手、足)	$36,320 \rightarrow 43,580 \qquad 1$

旧区分番号	新手術項目名		蒸数		区分番号	
1111年月11日日	利于例如自由	改正前	改正後	77112	ユル軍 ク	N⊞√ ⊃
2	その他のもの	46,180	\rightarrow 46,1	80	2	
K182-3	神経再生誘導術	12,640	→ 12,6	40 K182-3		
K183	脊髄硬膜切開術	23,490	\rightarrow 25,8	40 K183		
K183-2	空洞・くも膜下腔シャント術(脊髄空洞症に対するもの)	23,490	\rightarrow 25,8	40 K183-2		
K184	減圧脊髄切開術	24,510	\rightarrow 26,9	60 K184		
K185	脊髄切截術	35,150	→ 38,6	70 K185		
K186	脊髄硬膜内神経切断術	35,150	→ 38,6	70 K186		
K187	脊髄視床路切截術	36,840	→ 42,3	70 K187		
K188	神経剥離術			K188		
1	鏡視下によるもの	14,170	→ 14,1	70	1	
2	その他のもの	10,900	→ 10,9	00	2	
K189	脊髄ドレナージ術	340	\rightarrow 3	40 K189		
K190	脊髄刺激装置植込術	40,280	\rightarrow	- K190		【項目の見直し】
	16極以下ジェネレーターを用いるもの	-	\rightarrow 40,2	80	1	
	32極ジェネレーターを用いるもの	-	→ 33,7	50	2	
	脊髄刺激電極を2本留置する場合	_	→ 8,0	00	注	【注の追加】
K190-2	脊髄刺激装置交換術	13,610	\rightarrow	- K190-2		【項目の見直し】
	16極以下ジェネレーターを用いるもの	_	→ 15,6	50	1	
	32極ジェネレーターを用いるもの	_	\rightarrow 5,0	70	2	
K190-3	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	33,750	→ 37,1	30 K190-3		
K190-4	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術	5,070	\rightarrow 6,0	80 K190-4		
K190-5	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填	650	\rightarrow 6	50 K190-5		
K190-6	仙骨神経刺激装置植込術	40,280	\rightarrow 40,2	80 K190-6		
K190-7	仙骨神経刺激装置交換術	13,610	→ 13,6	10 K190-7		
K191	脊髄腫瘍摘出術			K191		
1	髄外のもの	59,500	\rightarrow 59,5	00	1	
2	髄内のもの	118,230	→ 118,2	30	2	
K192		106,460	→ 106,4	60 K192		

旧区分	釆 旦	新手術項目名		点数		新区分番号	備考
111位为1	留り	利于 <u>例</u> 模自在	改正前	Ī	改正後	利益力留力	加与
K193		神経腫切除術				K193	
1		指(手、足)	5,770	\rightarrow	5,770	1	
2		その他のもの	10,770	\rightarrow	10,770	2	
注	È	神経腫が2個以上の場合(指(手、足))(神経腫を1個増すごとに)	2,800	\rightarrow	2,800	注	
注	È	神経腫が2個以上の場合(その他のもの)(神経腫を1個増すごとに)	4,000	\rightarrow	4,000	注	
K193-2		レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部)				K193-2	
1		長径2センチメートル未満	1,660	\rightarrow	1,660	1	
2		長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670	\rightarrow	3,670	2	
3		長径4センチメートル以上	4,360	\rightarrow	4,360	3	
₹193-3		レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部以外)				K193-3	
1		長径3センチメートル未満	1,280	\rightarrow	1,280	1	
2		長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230	\rightarrow	3,230	2	
3		長径6センチメートル以上	4,160	\rightarrow	4,160	3	
K194		神経捻除術				K194	
1		後頭神経	4,410	\rightarrow	4,410	1	
2		上眼窩神経	4,410	\rightarrow	4,410	2	
3		眼窩下神経	4,410	\rightarrow	4,410	3	
4		おとがい神経	4,410	\rightarrow	4,410	4	
5		下顎神経	7,750	\rightarrow	7,750	5	
K194-2		横隔神経麻痺術	4,410	\rightarrow	4,410	K194-2	
K194-3		眼窩下孔部神経切断術	4,410	\rightarrow	4,410	K194-3	
K194-4		おとがい孔部神経切断術	4,410	\rightarrow	4,410	K194-4	
K195		交感神経切除術				K195	
1		頸動脈周囲	7,930	\rightarrow	7,930	1	
2		股動脈周囲	7,750	\rightarrow	7,750	2	
K195-2		尾動脈腺摘出術	7,750	\rightarrow	7,750	K195-2	
K196		交感神経節切除術				K196	
1		頸部	23,660	\rightarrow	26,030	1	
							1

旧区	区分番号	新手術項目名	-	京数 7	LT40	新国	区分番号	
	0	D5-1-4-17	改正前		女正後		0	T
	2	胸部	16,340		-		2	
17100 0	3	腰部	16,240		16,240		3	
K196-2		胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)	18,500					
K196-3		ストッフェル手術	12,490		12,490			
K196-4		閉鎖神経切除術	12,490		-			
K196-5		末梢神経遮断(挫滅又は切断)術(浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経に限る。)	12,490					
K197		神経移行術	23,660	\rightarrow	23,660	K197		
K198		神経移植術	23,520	\rightarrow	23,520	K198		
		第4款 眼						
		(涙道)						
K199		涙点、涙小管形成術	550	\rightarrow	550	K199		
K200		淚囊切開術	690	\rightarrow	690	K200		
K200-2		涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	630	\rightarrow	630	K200-2		
K201		先天性鼻淚管閉塞開放術	3,720	\rightarrow	3,720	K201		
K202		涙管チューブ挿入術				K202		
	1	涙道内視鏡を用いるもの	2,350	\rightarrow	2,350		1	
	2	その他のもの	1,810	\rightarrow	1,810		2	
K203		淚嚢摘出術	4,590	\rightarrow	4,590	K203		
K204		淚囊鼻腔吻合術	23,490	\rightarrow	23,490	K204		
K205		淚嚢瘻管閉鎖術	3,720	\rightarrow	3,720	K205		
K206		淚小管形成手術	16,730	\rightarrow	16,730	K206		
		(眼瞼)						•
K207		瞼縁縫合術(瞼板縫合術を含む。)	1,580	\rightarrow	1,580	K207		
K208		麦粒腫切開術	410	\rightarrow	410	K208		
K209		眼瞼膿瘍切開術	470	\rightarrow	470	K209		
K209-2		外眥切開術	470	\rightarrow	470	K209-2		
K210		削除				K210		
K211		睫毛電気分解術(毛根破壊)	560	\rightarrow		K211		

旧区	分番号	新手術項目名		数	-T/4	新区分番号	備考
		兎眼矯正術	改正前		正後 6,700		1
K212			6,700				
K213		マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	360			K213	
K214		霰粒腫摘出術	580			K214	
K215		験板切除術(巨大霰粒腫摘出)	1,440		1,440		
K215-2		眼瞼結膜腫瘍手術	5,140		,	K215-2	
K216		眼瞼結膜悪性腫瘍手術	11,900	\rightarrow	11,900		
K217		眼瞼内反症手術				K217	
	1	縫合法	1,660		1,660		
	2	皮膚切開法	2,160		2,160		
K218		眼瞼外反症手術	3,670	\rightarrow	3,670	K218	
K219		眼瞼下垂症手術				K219	
	1	眼瞼挙筋前転法	7,200	\rightarrow	7,200	1	
	2	筋膜移植法	18,530	\rightarrow	18,530	2	
	3	その他のもの	6,070	\rightarrow	6,070	3	
		(結膜)					
K220		結膜縫合術	1,260	\rightarrow	1,260	K220	
K221		結膜結石除去術				K221	
	1	少数のもの(1眼瞼ごと)	260	\rightarrow	260	1	
	2	多数のもの	390	\rightarrow	390	2	
K222		結膜下異物除去術	390	\rightarrow	390	K222	
K223		結膜嚢形成手術				K223	
	1	部分形成	2,250	\rightarrow	2,250	1	
	2	皮膚及び結膜の形成	13,610	\rightarrow	13,610	2	
	3	全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)	16,730	\rightarrow	16,730	3	
K223-2		内眥形成術	16,730	\rightarrow	16,730	K223-2	
K224		翼状片手術(弁の移植を要するもの)	3,650	\rightarrow	3,650	K224	
K225		結膜腫瘍冷凍凝固術	800	\rightarrow	800	K225	
K225-2		 結膜腫瘍摘出術	6,290	\rightarrow	6,290	K225-2	

旧区分番号	新手術項目名	点数	 新区分番号	備考
	רי דו אינון נואר	改正前 改正後		C. HIA
X225-3	結膜肉芽腫摘除術	800 → 800	K225-3	
	(眼窩、涙腺)			
K226	眼窩膿瘍切開術	1,390 → 1,390	K226	
K227	眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)	$14,940 \rightarrow 14,940$	K227	
X228	眼窩骨折整復術	$26,520 \rightarrow 29,170$	K228	
229	眼窩内異物除去術(表在性)	8,240 → 8,240	K229	
230	眼窩内異物除去術(深在性)		K230	
1	視神経周囲、眼窩尖端	$24,960 \rightarrow 27,460$	1	
2	その他	$13,310 \rightarrow 13,310$		
K231 及び	 削除		K231 及び	
χ 0. Κ232	Haller		K232	
233	眼窩内容除去術	$16,980 \rightarrow 16,980$	K233	
234	眼窩內腫瘍摘出術(表在性)	$6,770 \rightarrow 6,770$	K234	
X235	眼窩內腫瘍摘出術(深在性)	$45,230 \rightarrow 45,230$	K235	
K236	眼窩悪性腫瘍手術	$51,940 \rightarrow 51,940$	K236	
X237	眼窩縁形成手術(骨移植によるもの)	$17,700 \rightarrow 17,700$	K237	
,	(眼球、眼筋)			
K238	削除		K238	
239	眼球内容除去術	$5,110 \rightarrow 5,110$	K239	
3240	削除		K240	
241	眼球摘出術	$3,670 \rightarrow 3,670$	K241	
X242	斜視手術		K242	
1	前転法	$4,280 \rightarrow 4,280$	1	
2	後転法	$4,200 \rightarrow 4,200$	2	
3	前転法及び後転法の併施	$10,970 \rightarrow 10,970$	3	
4	斜筋手術	$9,970 \rightarrow 9,970$	4	
5	直筋の前後転法及び斜筋手術の併施	$12,300 \rightarrow 12,300$	5	
X243	義眼台包埋術	6,680 → 6,680	K243	

旧区分番号		点数		新区分番号	備考
- TO E 19			正後		DIS 3
K244	眼筋移動術	19,330 →	19,330	K244	
K245	眼球摘出及び組織又は義眼台充填術	7,330 →	7,330	K245	
	(角膜、強膜)				
K246	角膜•強膜縫合術	2,980 →	2,980	K246	
K247	削除]	K247	
K248	角膜新生血管手術(冷凍凝固術を含む。)	980 →	980	K248	
K248-2	顕微鏡下角膜抜糸術	950 →	950	K248-2	
K249	角膜潰瘍掻爬術、角膜潰瘍焼灼術	990 →	990	K249	
K250	角膜切開術	990 →	990	K250	
K251	削除]	K251	
K252	角膜•強膜異物除去術	640 →	640	K252	
K253	削除]	K253	
K254	治療的角膜切除術]	K254	
1	エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)	10,000 →	10,000	1	
2	その他のもの	2,650 →	2,650	2	
K255	強角膜瘻孔閉鎖術	10,010 →	10,010	K255	
K256	角膜潰瘍結膜被覆術	2,650 →	2,650	K256	
K257	角膜表層除去併用結膜被覆術	6,920 →	6,920	K257	
K258	削除]	K258	
K259	角膜移植術	54,800 → 5	54,800	K259	
注	レーザー使用加算	5,500 →	5,500	注	
K260	強膜移植術	18,810 →	18,810	K260	
K260-2	羊膜移植術	6,750 →	8,780	K260-2	
K261	角膜形成手術	3,060 →	3,060	K261	
K262	削除]	K262	
	(ぶどう膜)		•		
K263	Wil PA			K263	
及び K264	削除			及び K264	

旧区分		新手術項目名		点数		新区分番	
	· ·			改正前	改正後		
K265	虹彩腫瘍切除術			14,600 -			
K266	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜	腫瘍切除術		26,780 -	→ 30,800		
K267 K268	制除 緑内障手術					K267 K268	
1				4,740 -	→ 4,740		
				19,020 -	•		
3		F1 45 (-1) 1 0 40 14 0)		23,600 -			
4				34,480 -			
5		『人術(ブレートのあるもの)		45,480 -			
K269	虹彩整復・瞳孔形成術			4,730 -		K269	
K270	虹彩光凝固術			6,620 -		K270	
K271	毛様体光凝固術			4,670 -	•		
K272	毛様体冷凍凝固術			2,160 -	•	K272	
K273	隅角光凝固術			8,970 -	→ 8,970	K273	
	(眼房、網膜)					,	
K274	前房、虹彩内異物除去術			8,800 -	→ 8,800	K274	
K275	網膜復位術			34,940 -	→ 34 , 940	K275	
K276	網膜光凝固術					K276	
1	通常のもの(一連につき)			10,020 -	→ 10 , 020	1	
2	その他特殊なもの(一連につ	つき)		15,960 -	→ 15 , 960	2	
K277	網膜冷凍凝固術			15,750 -	→ 15,750	K277	
K277-2	黄斑下手術			47,150 -	→ 47,150	K277-2	
	(水晶体、硝子体)		•			•	·
K278	硝子体注入•吸引術			1,900 -	→ 1,900	K278	
K279	硝子体切除術			15,560 -	→ 15,560	K279	
K280	硝子体茎顕微鏡下離断術					K280	
1	網膜付着組織を含むもの			38,950 -	→ 38 , 950	1	
2	その他のもの			29,720 -			

旧区分		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
	<u> </u>	191 J MJ: X H /H	改正前 改	正後		ун. У
K280-2		網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)	47,780 → 4	47,780	K280-2	
K281		増殖性硝子体網膜症手術	54,860 → 5	54,860	K281	
K281-2		網膜再建術	69,880 → 6	69,880	K281-2	
K282		水晶体再建術			K282	
1	1	眼内レンズを挿入する場合			1	
	イ	縫着レンズを挿入するもの	17,440 → 1	17,440	1	
	口	その他のもの	12,100 → 1	12,100	口	
2	2	眼内レンズを挿入しない場合	7,430 →	7,430	2	
3	3	計画的後嚢切開を伴う場合	18,150 → 1	18,150	3	
		水晶体嚢拡張リングを使用した場合	- →	1,600	注	【注の追加】
K282-2		後発白内障手術	1,380 →	1,380	K282-2	
K283		削除			K283	
K284		硝子体置換術	6,890 →	6,890	K284	
		第5款 耳鼻咽喉				
		(外耳)				
K285		耳介血腫開窓術	380 →	380	K285	
K286		外耳道異物除去術			K286	
1	1	単純なもの	220 →	220	1	
2	2	複雑なもの	710 →	710	2	
K287		先天性耳瘻管摘出術	3,900 →	3,900	K287	
K288		副耳(介)切除術	2,240 →	2,240	K288	
K289		耳茸摘出術	830 →	830	K289	
K290		外耳道骨增生(外骨腫)切除術	7,670 →	8,440	K290	
K290-2		外耳道骨腫切除術	7,670 →	7,670	K290-2	
K291		耳介腫瘍摘出術	4,730 →	4,730	K291	
K292		外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	6,330 →	6,330	K292	
		工介悪性腫瘍手術	16,390 →	19,180	K293	
K293		171131111111111111111111111111111111111	■ • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	′ .		

III G /	分番号	新手術項目名	\f	点数		新区分番号		備考
旧区分	万 番万	新手術·填日名	改正前	Ş	女正後		力省万	1
K295		耳後瘻孔閉鎖術	3,340	\rightarrow	3,340	K295		
K296		耳介形成手術				K296		
	1	耳介軟骨形成を要するもの	14,570	\rightarrow	16,760		1	
	2	耳介軟骨形成を要しないもの	8,910	\rightarrow	8,910		2	
K297		外耳道形成手術	15,550	\rightarrow	17,110	K297		
K298		外耳道造設術•閉鎖症手術	29,410	\rightarrow	35,290	K298		
K299		小耳症手術				K299		
	1	軟骨移植による耳介形成手術	56,140	\rightarrow	56,140		1	
	2	耳介举上	12,290	\rightarrow	12,290		2	
		(中耳)						
K300		鼓膜切開術	690	\rightarrow	690	K300		
K301		鼓室開放術	6,070	\rightarrow	6,070	K301		
K302		上鼓室開放術	8,620	\rightarrow	10,950	K302		
K303		上鼓室乳突洞開放術	17,910	\rightarrow	20,600	K303		
K304		乳突洞開放術(アントロトミー)	8,850	\rightarrow	11,240	K304		
K305		乳突削開術	17,750	\rightarrow	20,410	K305		
K306		錐体部手術	33,120	\rightarrow	38,090	K306		
K307		削除				K307		
K308		耳管内チューブ挿入術	1,420	\rightarrow	1,420	K308		
K308-2		耳管狭窄ビニール管挿入術	1,420	\rightarrow	1,420	K308-2		
K309		鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術	2,670	\rightarrow	2,670	K309		
K310		乳突充填術	6,230	\rightarrow	6,230	K310		
K311		鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)	1,580	\rightarrow	1,580	K311		
K312		鼓膜鼓室肉芽切除術	3,020	\rightarrow	3,020	K312		
K313		中耳、側頭骨腫瘍摘出術	33,970	\rightarrow	37,370	K313		
K314		中耳悪性腫瘍手術				K314		
	1	切除	35,490	\rightarrow	41,520		1	
	2	側頭骨摘出術	68,640	\rightarrow	68,640		2	

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号 備考
K315	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術		K315
K316	S状洞血栓(静脈炎)手術	$\begin{array}{c} 3,300 & 3,300 \\ 22,480 & \rightarrow & 24,730 \end{array}$	
K317	中耳根治手術	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
K318	鼓膜形成手術	$18,100 \rightarrow 18,100$	
K319	鼓室形成手術	$\begin{array}{cccc} & & & & & & & & \\ 42,770 & \rightarrow & & 42,770 \end{array}$	
K320	アブミ骨摘出術・可動化手術	$32,140 \rightarrow 32,140$	
	(内耳)	02,110	1.10-0
K321	内耳開窓術	31,970 → 31,970	K321
K322	経迷路的内耳道開放術	$64,930 \rightarrow 64,930$	K322
K323	内リンパ嚢開放術	$28,210 \rightarrow 28,210$	
K324	削除		K324
K325			K325
1	部分摘出(膜迷路摘出術を含む。)	$24,510 \rightarrow 26,960$	1
2	全摘出	38,890 → 38,890	2
K326	削除		K326
K327	内耳窓閉鎖術	$23,250 \rightarrow 23,250$	K327
K328	人工内耳植込術	$40,810 \rightarrow 40,810$	K328
K328-2	植込型骨導補聴器移植術	8,850 → 8,850	K328-2
K328-3	植込型骨導補聴器交換術	1,840 → 1,840	K328-3
	(鼻)		
K329	鼻中隔膿瘍切開術	620 → 620	K329
K330	鼻中隔血腫切開術	820 → 820	K330
K331	鼻腔粘膜焼灼術	900 → 900	K331
K331-2	下甲介粘膜焼灼術	900 → 900	K331-2
K331-3	下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)	$2,910 \rightarrow 2,910$	K331-3
K332	削除		K332
K333	鼻骨骨折整復固定術	$2,130 \rightarrow 2,130$	K333
K333-2	鼻骨脱臼整復術	$1,640 \rightarrow 1,640$	K333-2
K333-3	鼻骨骨折徒手整復術 	$1,640 \rightarrow 1,640$	K333-3

旧区分	番号	新手術項目名		点数		新区	区分番号	備考
	. ш .	7/1 7 M X H / H	改正前	Ş	女正後	717 F	-	C. env
K334		鼻骨骨折観血的手術	5,720	\rightarrow	5,720	K334		
K334-2		鼻骨変形治癒骨折矯正術	19,100	\rightarrow	21,010	K334-2		
K335		鼻中隔骨折観血的手術	2,740	\rightarrow	2,740	K335		
K335-2		上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。)	2,740	\rightarrow	2,740	K335-2		
K335-3		上顎洞鼻外手術	2,740	\rightarrow	2,740	K335-3		
K336		鼻内異物摘出術	690	\rightarrow	690	K336		
K337		鼻前庭嚢胞摘出術	4,150	\rightarrow	4,150	K337		
K338		鼻甲介切除術				K338		
1	L	高周波電気凝固法によるもの	900	\rightarrow	900		1	
2	2	その他のもの	1,820	\rightarrow	2,310		2	
K338-2		削除				K338-2		
K339		粘膜下下鼻甲介骨切除術	2,960	\rightarrow	2,960	K339		
K340		鼻茸摘出術	1,090	\rightarrow	1,090	K340		
K340-2		出血性鼻茸摘出術	6,860	\rightarrow	_	K340-2		【削除】
K340-3		内視鏡下鼻·副鼻腔手術 I 型(副鼻腔自然口開窓術)	3,600	\rightarrow	3,600	K340-3		
K340-4		内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅱ型(副鼻腔単洞手術)	10,000	\rightarrow	10,000	K340-4		
注	主	自家腸骨片を充填した場合	3,150	\rightarrow	3,150		注	
K340-5		内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅲ型(選択的(複数洞)副鼻腔手術)	24,500	\rightarrow	24,500	K340-5		
K340-6		内視鏡下鼻·副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術)	31,990	\rightarrow	31,990	K340-6		
K340-7		内視鏡下鼻·副鼻腔手術 V型(拡大副鼻腔手術)	40,000	\rightarrow	44,000	K340-7		
K341		上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	1,510	\rightarrow	1,510	K341		
K342		鼻副鼻腔腫瘍摘出術	14,110	\rightarrow	14,110	K342		
K343		鼻副鼻腔悪性腫瘍手術				K343		
1	l	切除	20,870	\rightarrow	20,870		1	
2	2	全摘	42,470	\rightarrow	49,690		2	
K344		経鼻腔的翼突管神経切除術	26,530	\rightarrow	26,530	K344		
K345		萎縮性鼻炎手術(両側)	18,250	\rightarrow	20,080	K345		
K346		後鼻孔閉鎖症手術				K346		

旧区	 分番号	新手術項目名	-	点数		新区分番号	 備考
ΙΗ (Δ.)	ル軍ク	利丁們家自有	改正前	也	(正後	からとります	V⊞ [→]
	1	単純なもの(膜性閉鎖)	3,640	\rightarrow	3,640	1	
	2	複雑なもの(骨性閉鎖)	27,040	\rightarrow	27,040	2	
K347		鼻中隔矯正術	6,860	\rightarrow	6,860	K347	
K347-2		変形外鼻手術	16,390	\rightarrow	16,390	K347-2	
		内視鏡下鼻中隔手術 I 型(骨、軟骨手術)	_	\rightarrow	5,520	K347-3	【新設】
		内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型(粘膜手術)	_	\rightarrow	2,030	K347-4	【新設】
		内視鏡下鼻腔手術 I 型(下鼻甲介手術)	_	\rightarrow	5,520	K347-5	【新設】
		内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型(鼻腔内手術)	_	\rightarrow	3,170	K347-6	【新設】
		内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型(鼻孔閉鎖症手術)	_	\rightarrow	19,940	K347-7	【新設】
		(副鼻腔)					
K348		削除				K348	
K349		上顎洞開窓術	1,300	\rightarrow	_	K349	【削除】
K350		前頭洞充填術	11,000	\rightarrow	11,000	K350	
K351		上顎洞血瘤腫手術	13,520	\rightarrow	-	K351	【削除】
K352		上顎洞根治手術	6,660	\rightarrow	6,660	K352	
K352-2		鼻内上顎洞根治手術	3,330	\rightarrow	3,330	K352-2	
K352-3		副鼻腔炎術後後出血止血法	6,660	\rightarrow	6,660	K352-3	
K353		鼻内篩骨洞根治手術	4,170	\rightarrow	4,170	K353	
K354		篩骨洞根治手術	7,780	\rightarrow	_	K354	【削除】
K355		鼻内前頭洞根治手術	4,830	\rightarrow	-	K355	【削除】
	注	自家腸骨片を充填した場合	3,150	\rightarrow	-		【削除】
K356		削除				K356	
K356-2		鼻外前頭洞手術	16,290	\rightarrow	16,290	K356-2	
K357		鼻内蝶形洞根治手術	3,190	\rightarrow	3,190	K357	
K358		上顎洞篩骨洞根治手術	9,430	\rightarrow	9,430	K358	
K359		前頭洞篩骨洞根治手術	9,410	\rightarrow	9,410	K359	
K360		篩骨洞蝶形洞根治手術	9,410	\rightarrow	9,410	K360	
K361		上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術	10,530	\rightarrow	10,530	K361	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
		改正前 改正後		
ζ362	上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術		K362	
₹362-2	経上顎洞的顎動脈結紮術		0 K362-2	
ζ363	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	$13,440 \rightarrow 13,44$		
364	汎副鼻腔根治手術		K364	
365	経上顎洞的翼突管神経切除術	$28,210 \rightarrow 28,21$	K365	
366	削除		K366	
	(咽頭、扁桃)			
ζ367	咽後膿瘍切開術	$1,900 \rightarrow 1,90$	K367	
368	扁桃周囲膿瘍切開術	1,830 → 1,83	K368	
K369	咽頭異物摘出術		K369	
1	簡単なもの	$420 \rightarrow 42$	0 1	
2	複雑なもの	$2,100 \rightarrow 2,10$	2	
370	アデノイド切除術	$1,600 \rightarrow 1,60$	K370	
371	上咽頭腫瘍摘出術		K371	
1	経口腔によるもの	$4,460 \rightarrow 4,46$	1	
2	経鼻腔によるもの	$5,060 \rightarrow 5,06$	2	
3	経副鼻腔によるもの	$8,270 \rightarrow 8,27$	3	
4	外切開によるもの	$15,080 \rightarrow 16,59$	4	
371-2	上咽頭ポリープ摘出術		K371-2	
1	経口腔によるもの	$4,460 \rightarrow 4,46$	1	
2	経鼻腔によるもの	$5,060 \rightarrow 5,06$	2	
3	経副鼻腔によるもの	$8,270 \rightarrow 8,27$	3	
4	外切開によるもの	$15,080 \rightarrow 15,08$	4	
372	中咽頭腫瘍摘出術		K372	
1	経口腔によるもの	$2,710 \rightarrow 2,71$	1	
2	外切開によるもの	$14,430 \rightarrow 15,87$		
373	下咽頭腫瘍摘出術		K373	
1	経口腔によるもの	$7,290 \rightarrow 7,29$		

旧区	区分番号	新手術項目名		点数	LT20	新区分番号	備考
	0	A [四日]フトフェ の	改正前		<u> 16.000</u>	0	T
12074	2	外切開によるもの	14,820		16,300		
K374		咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)	28,970	\rightarrow	35,340		
K375		鼻咽腔線維腫手術				K375	
	1	切除	8,030		8,030		
	2	摘出	31,430		36,140		
K375-2		鼻咽腔閉鎖術	21,630	\rightarrow	23,790	K375-2	
K376		上咽頭悪性腫瘍手術	28,210	\rightarrow	-		
K377		口蓋扁桃手術				K377	
	1	切除	1,430	\rightarrow	1,430	1	
	2	摘出	3,600	\rightarrow	3,600	2	
K378		舌扁桃切除術	1,230	\rightarrow	1,230	K378	
K379		副咽頭間隙腫瘍摘出術				K379	
	1	経頸部によるもの	26,000	\rightarrow	28,600	1	
	2	経側頭下窩によるもの(下顎離断によるものを含む。)	48,000	\rightarrow	55,200	2	
K379-2		副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術				K379-2	
	1	経頸部によるもの	39,000	\rightarrow	47,580	1	
	2	経側頭下窩によるもの(下顎離断によるものを含む。)	75,000	\rightarrow	91,500	2	
K380		過長茎状突起切除術	5,880	\rightarrow	5,880	K380	
K381		上咽頭形成手術	10,110	\rightarrow	10,110	K381	
K382		咽頭瘻閉鎖術	12,770	\rightarrow	12,770	K382	
K382-2		咽頭皮膚瘻孔閉鎖術	12,770	\rightarrow	12,770	K382-2	
		(喉頭、気管)					<u> </u>
K383		喉頭切開•截開術	13,420	\rightarrow	13,420	K383	
K384		喉頭膿瘍切開術	2,140	\rightarrow	2,140	K384	
K384-2		深頸部膿瘍切開術	4,000	\rightarrow	4,000	K384-2	
K385		喉頭浮腫乱切術	2,040	\rightarrow	2,040	K385	
K386		気管切開術	2,570	\rightarrow	2,570	K386	
K387		喉頭粘膜焼灼術(直達鏡によるもの)	2,860	\rightarrow	2,860	K387	

旧区分番号	新手術項目名	片	数	新区分番号	備考
四色分留方	利于彻·埃日伯	改正前	改正後	세凸汀留写 	
388	喉頭粘膜下異物挿入術	3,630	→ 3,630	K388	
388-2	喉頭粘膜下軟骨片挿入術	11,410	→ 11,410	K388-2	
389	喉頭・声帯ポリープ切除術			K389	
1	間接喉頭鏡によるもの	2,990	→ 2,990	1	
2	直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの	4,300	→ 4,300	2	
390	喉頭異物摘出術			K390	
1	直達鏡によらないもの	2,920	→ 2,920	1	
2	直達鏡によるもの	5,250	→ 5,250	2	
391	気管異物除去術			K391	
1	直達鏡によるもの	5,320	→ 5,320	1	
2	開胸手術によるもの	37,690	→ 43,340	2	
392	喉頭蓋切除術	3,190	→ 3,190	K392	
392-2	喉頭蓋嚢腫摘出術	3,190	→ 3,190	K392-2	
393	喉頭腫瘍摘出術			K393	
1	間接喉頭鏡によるもの	3,420	→ 3,420	1	
2	直達鏡によるもの	4,310	→ 4,310	2	
394	喉頭悪性腫瘍手術			K394	
1	切除	38,800	→ 38,800	1	
2	全摘	52,220	→ 63,710	2	
395	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。)	113,880	→ 113,880	K395	
396	気管切開孔閉鎖術	1,040	→ 1,040	K396	
396-2	気管縫合術	1,040	→ 1,040	K396-2	
397	喉頭横隔膜切除術(ステント挿入固定術を含む。)	13,390	→ 13,390	K397	
398	喉頭狭窄症手術			K398	
1	前方開大術	21,290	→ 23,420	1	
2	前壁形成手術	20,450	→ 22,500	2	
3	Tチューブ挿入術	11,700	→ 11,700	3	
399	気管狭窄症手術	32,620	→ 37,510	K399	

旧区八采旦		点数	(新区分番号	備考
旧区分番号		改正前	改正後	机凸汀甾万 	
K400	喉頭形成手術			K400	
1	人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	18,750 →	18,750	1	
2	筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	28,510 →	28,510	2	
Κ401	気管口狭窄拡大術	2,690 →	2,690	K401	
Κ402	縦隔気管口形成手術	76,040 →	76,040	K402	
X403	気管形成手術(管状気管、気管移植等)			K403	
1	頸部からのもの	43,430 →	49,940	1	
2	開胸又は胸骨正中切開によるもの	76,040 →	76,040	2	
K403-2	嚥下機能手術			K403-2	
1	輪状咽頭筋切断術	18,810 →	18,810	1	
2	喉頭挙上術	18,370 →	18,370	2	
3	喉頭気管分離術	28,210 →	28,210	3	
4	喉頭全摘術	28,210 →	28,210	4	
	第6款 顔面・口腔・頸部				
	(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)				
₹404	抜歯手術(1歯につき)			K404	
1	乳歯	130 →	130	1	
2	前歯	150 →	150	2	
3	臼歯	260 →	260	3	
4	難抜歯	470 →	_		【削除】
5	埋伏歯	1,050 →	1,050	4	
	難抜歯加算	- →	210	注1	【注の追加】
注	下顎の完全埋伏智歯(骨性)及び水平埋伏智歯の場合	100 →	100	注3	【注の見直し】
K405	削除			K405	
K406	口蓋腫瘍摘出術			K406	
1	口蓋粘膜に限局するもの	520 →	520	1	
2	口蓋骨に及ぶもの	8,050 →	8,050	2	
K407	顎・口蓋裂形成手術			K407	

111万八采旦	新手術項目名 新手術項目名	点数	 新区分番号	備考
旧区分番号	利于例與日名	改正前 改正後	利区分留方	1
1	軟口蓋のみのもの	$14,520 \rightarrow 14,52$	1	
2	硬口蓋に及ぶもの	$24,170 \rightarrow 24,17$	2	
3	顎裂を伴うもの		3	
1	片側	$25,170 \rightarrow 25,17$	70	
ロ	両側	$29,040 \rightarrow 31,94$	·0 □	
K407-2	軟口蓋形成手術	$9,700 \rightarrow 9,70$	00 K407-2	
	(口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌)			
K408	口腔底膿瘍切開術	700 → 70	00 K408	
K409	口腔底腫瘍摘出術	6,800 → 6,80	00 K409	
K410	口腔底悪性腫瘍手術	$24,050 \rightarrow 28,14$	0 K410	
K411	頬粘膜腫瘍摘出術	4,460 → 4,46	60 K411	
K412	頬粘膜悪性腫瘍手術	$22,490 \rightarrow 26,31$	0 K412	
K413	舌腫瘍摘出術		K413	
1	粘液囊胞摘出術	$1,220 \rightarrow 1,22$	1	
2	その他のもの	$2,940 \rightarrow 2,94$	2	
K414	舌根甲状腺腫摘出術	8,520 → 9,80	00 K414	
K414-2	甲状舌管嚢胞摘出術	$8,520 \rightarrow 8,52$	K414-2	
K415	舌悪性腫瘍手術		K415	
1	切除	$18,810 \rightarrow 22,01$	0 1	
2	亜全摘	$64,160 \rightarrow 75,07$		
K416 及び	 削除		K416 及び	
K417	HIM		K417	
K418	舌形成手術(巨舌症手術)	7,590 → 7,59	0 K418	
K418-2	舌繋瘢痕性短縮矯正術	$2,650 \rightarrow 2,65$	60 K418-2	
K419	頬、口唇、舌小帯形成手術	560 → 56	60 K419	
K420	削除		K420	
	(顔面)			
K421	口唇腫瘍摘出術		K421	

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号 備考
1	粘液囊胞摘出術	910 → 910	1
2	その他のもの	$3,050 \rightarrow 3,050$	2
K422	口唇悪性腫瘍手術	28,210 → 33,010	K422
K423	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		K423
1	粘液囊胞摘出術	910 → 910	1
2	その他のもの	4,380 → 4,380	2
K424	類悪性腫瘍手術	$17,900 \rightarrow 20,94$	K424
K425	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	89,100 → 108,700	K425
K426	口唇裂形成手術(片側)		K426
1	口唇のみの場合	13,180 → 13,180	1
2	口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810 → 18,810	2
3	鼻腔底形成を伴う場合	$22,140 \rightarrow 24,350$	3
K426-2	口唇裂形成手術(両側)		K426-2
1	口唇のみの場合	18,810 → 18,810	1
2	口唇裂鼻形成を伴う場合	$23,790 \rightarrow 23,790$	2
3	鼻腔底形成を伴う場合	33,290 → 36,620	3
	(顔面骨、顎関節)		
K427	頬骨骨折観血的整復術	15,090 → 15,090	K427
K427-2	頬骨変形治癒骨折矯正術	$35,100 \rightarrow 38,610$	K427-2
K428	下顎骨折非観血的整復術	$1,240 \rightarrow 1,240$	K428
注	三内式線副子以上を使用する連続歯結紮法を行った場合	$650 \rightarrow 650$	注
K429	下顎骨折観血的手術		K429
1	片側	$13,000 \rightarrow 13,000$	1
2	両側	$24,840 \rightarrow 27,320$	2
K429-2	下顎関節突起骨折観血的手術		K429-2
1	片側	$28,210 \rightarrow 28,210$	1
2	両側	47,020 → 47,020	2
K430	顎関節脱臼非観血的整復術	410 → 410	K430
K431	顎関節脱臼観血的手術	$23,830 \rightarrow 26,210$) K431

旧区分番号	新手術項目名	点数	一 新区分番号	備考
	М于MPX 1 41	改正前 改正後	利色力雷力	UH 75
X432	上顎骨折非観血的整復術	$1,570 \rightarrow 1,5$	70 K432	
X433	上顎骨折観血的手術	$15,220 \rightarrow 15,22$	20 K433	
X434	顔面多発骨折観血的手術	$34,520 \rightarrow 39,70$	00 K434	
X434-2	顔面多発骨折変形治癒矯正術	$41,420 \rightarrow 47,63$	K434-2	
435	術後性上顎嚢胞摘出術	6,660 → 6,66	60 K435	
436	顎骨腫瘍摘出術		K436	
1	長径3センチメートル未満	2,820 → 2,82	20 1	
2	長径3センチメートル以上	11,160 → 11,16	2	
437	下顎骨部分切除術	$14,940 \rightarrow 14,94$	40 K437	
438	下顎骨離断術	$23,600 \rightarrow 27,14$	40 K438	
439	下顎骨悪性腫瘍手術		K439	
1	切除	$32,550 \rightarrow 40,36$	50 1	
2	切断	$43,410 \rightarrow 53,83$	2	
440	上顎骨切除術	$15,310 \rightarrow 15,33$	10 K440	
441	上顎骨全摘術	$33,120 \rightarrow 38,78$	50 K441	
442	上顎骨悪性腫瘍手術		K442	
1	掻爬	$7,640 \rightarrow 7,640$	10 1	
2	切除	$28,210 \rightarrow 34,42$	20 2	
3	全摘	56,130 → 68,48	3	
443	上顎骨形成術		K443	
1	単純な場合	21,130 → 23,24	10 1	
2	複雑な場合及び2次的再建の場合	$41,370 \rightarrow 45,55$	2	
3	骨移動を伴う場合	$72,900 \rightarrow 72,90$	3	
	1について、上顎骨を複数に分割した場合	- → 5,00	200 注	【注の追加】
444	下顎骨形成術		K444	
1	おとがい形成の場合	$6,490 \rightarrow 6,49$	90 1	
2	短縮又は伸長の場合	$22,310 \rightarrow 25,66$	50 2	
3	再建の場合	$36,080 \rightarrow 43,30$	3	

旧区分)番号	新手術項目名	点数	改正後	新区分番号	備考
4	4	骨移動を伴う場合	54,210 -		4	
溢	注1	2については、両側を同時に行った場合	3,000 -	3,000	注1	
K444-2		下顎骨延長術			K444-2	
1	1	片側	22,310 -	25,660	1	
2	2	両側	33,460 -	40,150	2	
K445		顎関節形成術	40,870 —	40,870	K445	
K446		· 類関節授動術			K446	
1	1	徒手的授動術	990 —	-	1	【名称の見直し】
		パンピングを併用した場合		990	1	【項目の見直し】
		関節腔洗浄療法を併用した場合		2,000	口	【項目の見直し】
2	2	顎関節鏡下授動術	7,310 -	8,770	2	
3	3	開放授動術	22,820 -	25,100	3	
K447		顎関節円板整位術			K447	
1	1	顎関節鏡下円板整位術	18,810 —	20,690	1	
2	2	開放円板整位術	27,300 -	27,300	2	
		(垂液腺)				
K448		がま腫切開術	820 —	→ 820	K448	
K449		唾液腺膿瘍切開術	900 —	900	K449	
K450		唾石摘出術(一連につき)			K450	
1	1	表在性のもの	640 —	640	1	
2	2	深在性のもの	3,770 -	3,770	2	
3	3	腺体内に存在するもの	6,550 —	6,550	3	
Ž	注	2及び3の場合であって内視鏡を用いた場合	1,000 -	1,000	注	
K451		がま腫摘出術	5,950 —	5,950	K451	
K452		舌下腺腫瘍摘出術	5,990 —	5,990	K452	
K453		顎下腺腫瘍摘出術	9,480 —	9,480	K453	
K454		顎下腺摘出術	9,670 —	9,670	K454	
K455		顎下腺悪性腫瘍手術	28,210 -	33,010	K455	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	
口区分留方	利于例·埃日名	改正前 改正後	- 利区万备亏 -	1佣 右
K456	削除		K456	
K457	耳下腺腫瘍摘出術		K457	
1	耳下腺浅葉摘出術	$27,210 \rightarrow 27,21$	0 1	
2	耳下腺深葉摘出術	$31,100 \rightarrow 34,21$	0 2	
₹458	耳下腺悪性腫瘍手術		K458	
1	切除	28,210 → 33,01	0 1	
2	全摘	$37,620 \rightarrow 44,02$	0 2	
K459	唾液腺管形成手術	11,360 → 11,36	0 K459	
K460	唾液腺管移動術		K460	
1	上顎洞内へのもの	11,360 → 11,36	0 1	
2	結膜嚢内へのもの	$14,070 \rightarrow 14,07$	0 2	
•	(甲状腺、副甲状腺(上皮小体))	·	,	
K461	甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術		K461	
1	片葉のみの場合	$8,480 \rightarrow 8,48$	0 1	
2	両葉の場合	$10,760 \rightarrow 10,76$	0 2	
	内視鏡下甲状腺部分切除、腫瘍摘出術		K461-2	【新設】
	片葉のみの場合	- → 17,41	0 1	
	両葉の場合	- → 25,21	0 2	
K462	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	$20,800 \rightarrow 22,88$	0 K462	
	内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	- → 25,21	0 K462-2	【新設】
<463	甲状腺悪性腫瘍手術		K463	
1	切除	$24,180 \rightarrow 24,18$	0 1	
2	全摘及び亜全摘	$30,810 \rightarrow 33,79$	0 2	
K464	副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術		K464	
1	副甲状腺(上皮小体)摘出術	15,680 → 15,68	0 1	
2	副甲状腺(上皮小体)全摘術(一部筋肉移植)	$33,790 \rightarrow 33,79$	0 2	
	内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術	- → 20,66	0 K464-2	【新設】
₹465	副甲状腺(上皮小体)悪性腫瘍手術(広汎)	$39,000 \rightarrow 39,00$	0 K465	
	•	•		

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号 備考
	(その他の頸部)	以正的 以正夜	
K466	斜角筋切断術	3,760 → 3,760	K466
K467	頸瘻、頸嚢摘出術	$11,430 \rightarrow 11,430$	K467
K468	頸肋切除術	$10,580 \rightarrow 12,700$	K468
< 469	頸部郭清術		K469
1	片側	$20,960 \rightarrow 23,060$	1
2	両側	28,900 → 34,680	2
K470	頸部悪性腫瘍手術	$35,830 \rightarrow 41,920$	K470
K471	筋性斜頸手術	$3,720 \rightarrow 3,720$	K471
-	第7款 胸部		
	(乳腺)		
K472	乳腺膿瘍切開術	820 → 820	K472
K473	削除		K473
K474	乳腺腫瘍摘出術		K474
1	長径5センチメートル未満	$2,660 \rightarrow 2,660$	1
2	長径5センチメートル以上	$6,730 \rightarrow 6,730$	2
K474-2	乳管腺葉区域切除術	$12,820 \rightarrow 12,820$	K474-2
K474-3	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(一連につき)	$6,240 \rightarrow 6,240$	K474-3
K475	乳房切除術	$6,040 \rightarrow 6,040$	K475
K475-2	乳癌冷凍凝固摘出術	$6,040 \rightarrow 6,040$	K475-2
K476	乳腺悪性腫瘍手術		K476
1	単純乳房切除術(乳腺全摘術)	14,820 → 14,820	1
2	乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	$28,210 \rightarrow 28,210$	2
3	乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	$22,520 \rightarrow 22,520$	3
4	乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴うもの(内視鏡下によるものを含む。))	$42,350 \rightarrow 42,350$	4
5	乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの	$42,350 \rightarrow 42,350$	5
6	乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施するもの	$42,350 \rightarrow 42,350$	6
7	拡大乳房切除術(胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの)	52,820 → 52,820	7

旧区分番号		新手術項目名		点数		 新区分番号	備考
	- <i>八</i> 田 ク		改正前	j	改正後	初四万亩万	
		乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)	-	\rightarrow	27,810	8	【項目の追加】
		乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)	-	\rightarrow	48,340	9	【項目の追加】
	注1	乳がんセンチネルリンパ節加算1	5,000	\rightarrow	5,000	注1	
	注2	乳がんセンチネルリンパ節加算2	3,000	\rightarrow	3,000	注2	
476-2		陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術	7,350	\rightarrow	7,350	K476-2	
476-3		動脈(皮)弁及び筋(皮)弁を用いた乳房再建術(乳房切除後)				K476-3	
	1	一次的に行うもの	42,710	\rightarrow	49,120	1	
	2	二次的に行うもの	53,560	\rightarrow	53,560	2	
476-4		ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)	25,000	\rightarrow	25,000	K476-4	
		(胸壁)					
(477		胸壁膿瘍切開術	700	\rightarrow	700	K477	
478		肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術	7,460	\rightarrow	7,460	K478	
(479		削除				K479	
3480		胸壁冷膿瘍手術	7,670	\rightarrow	7,670	K480	
X480-2		流注膿瘍切開掻爬術	7,670	\rightarrow	7,670	K480-2	
3481		肋骨骨折観血的手術	7,830	\rightarrow	8,610	K481	
482		肋骨切除術				K482	
	1	第1肋骨	16,900	\rightarrow	16,900	1	
	2	その他の肋骨	4,300	\rightarrow	4,300	2	
3483		胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	12,120	\rightarrow	12,120	K483	
484		胸壁悪性腫瘍摘出術				K484	
	1	胸壁形成手術を併施するもの	47,860	\rightarrow	56,000	1	
	2	その他のもの	28,210	\rightarrow	28,210	2	
484-2		胸骨悪性腫瘍摘出術				K484-2	
	1	胸壁形成手術を併施するもの	43,750	\rightarrow	43,750	1	
	2	その他のもの	28,210	\rightarrow	28,210	2	
(485		胸壁腫瘍摘出術	12,960	\rightarrow	12,960	K485	
486		胸壁瘻手術	23,520	\rightarrow	23,520	K486	

旧区分番号	号 新手術項目名	点数 新区分番号 備考
K487	漏斗胸手術	K487
1	胸骨挙上法によるもの	$28,210 \rightarrow 28,210 \qquad 1$
2	胸骨翻転法によるもの	$33,970 \rightarrow 37,370 \qquad 2$
3	胸腔鏡によるもの	$39,260 \rightarrow 39,260 \qquad 3$
•	 (胸腔、胸膜)	
K488	試験開胸術	10,800 → 10,800 K488
K488-2	試験的開胸開腹術	$17,380 \rightarrow 17,380 \text{ K488-2}$
K488-3	胸腔鏡下試験開胸術	13,500 → 13,500 K488-3
K488-4	胸腔鏡下試験切除術	13,500 → 15,800 K488-4
K489から K492まで	削除	K489から K492まで
K493	骨膜外、胸膜外充填術	$23,520 \rightarrow 23,520 \text{ K493}$
K494	胸腔内(胸膜内)血腫除去術	15,350 → 15,350 K494
K495	削除	K495
K496	醸膿胸膜、胸膜胼胝切除術	K496
1	1肺葉に相当する範囲以内のもの	$26,340 \rightarrow 26,340 \qquad 1$
2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	$33,150 \rightarrow 33,150 \qquad 2$
K496-2	胸腔鏡下醸膿胸膜又は胸膜胼胝切除術	51,850 → 51,850 K496-2
K496-3	胸膜外肺剥皮術	K496-3
1	1肺葉に相当する範囲以内のもの	$26,340 \rightarrow 26,340 \qquad 1$
2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	$33,150 \rightarrow 33,150 \qquad 2$
K496-4	胸腔鏡下膿胸腔掻爬術	$32,690 \rightarrow 32,690 \text{ K}496-4$
K497	膿胸腔有茎筋肉弁充填術	38,610 → 38,610 K497
K497-2	膿胸腔有茎大網充填術	$49,650 \rightarrow 57,100 \text{ K}497-2$
K498	胸郭形成手術(膿胸手術の場合)	K498
1	肋骨切除を主とするもの	$42,020 \rightarrow 42,020 \qquad 1$
2	胸膜胼胝切除を併施するもの	$49,200 \rightarrow 49,200 \qquad 2$
K499	胸郭形成手術(肺切除後遺残腔を含む。)	15,830 → 15,830 K499
K500	削除	K500

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
	MI I MI SELA	改正前 改正後	が四万亩万	- HIV
K501	乳糜胸手術	$12,530 \rightarrow 14,41$	0 K501	
K501-2	胸腔・腹腔シャントバルブ設置術	$12,530 \rightarrow 12,53$	0 K501-2	
K501-3	胸腔鏡下胸管結紮術(乳糜胸手術)	$15,230 \rightarrow 15,23$	0 K501-3	
	(縦隔)			
K502	縦隔腫瘍、胸腺摘出術	$37,000 \rightarrow 37,00$	0 K502	
₹502-2	縦隔切開術		K502-2	
1	頸部からのもの、経食道によるもの	6,390 → 6,39	0 1	
2	経胸腔によるもの、経腹によるもの	$20,050 \rightarrow 20,05$	0 2	
K502−3	胸腔鏡下縦隔切開術	$26,750 \rightarrow 31,30$	0 K502-3	
K502-4	拡大胸腺摘出術	$31,710 \rightarrow 32,27$	0 K502-4	
K502-5	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術	$58,950 \rightarrow 58,95$	0 K502-5	
K503	縦隔郭清術	$37,010 \rightarrow 37,01$	0 K503	
Κ504	縦隔悪性腫瘍手術		K504	
1	単純摘出	$37,000 \rightarrow 37,00$	0 1	
2	広汎摘出	$56,020 \rightarrow 56,02$	0 2	
₹504-2	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術	$58,950 \rightarrow 58,95$	0 K504-2	
<u> </u>	(気管支、肺)	•	•	
<505 及び	削除		K505 及び	
ζ506	אפונדו		K506	
K507	肺膿瘍切開排膿術	$28,210 \rightarrow 31,03$	0 K507	
K508	気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)	$10,150 \rightarrow 10,15$	0 K508	
₹508-2	気管・気管支ステント留置術		K508-2	
1	硬性鏡によるもの	9,360 → 9,36	0 1	
2	軟性鏡によるもの	8,960 → 8,96	0 2	
	気管支熱形成術	- → 10 , 15	0 K508-3	【新設】
< 509	気管支異物除去術		K509	
1	直達鏡によるもの	$9,260 \rightarrow 9,26$	0 1	
2	開胸手術によるもの	$45,650 \rightarrow 45,65$	0 2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		備考
口区刀留万	利于州共日石	改正前 改正後	利色刀笛与	1佣45
K509-2	気管支肺胞洗浄術	4,800 → 4,80	0 K509-2	
₹509-3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	$10,000 \rightarrow 10,000$	0 K509-3	
K509-4	気管支瘻孔閉鎖術	$4,560 \rightarrow 4,560$	0 K509-4	
K510	気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの)	$6,700 \rightarrow 6,700$	0 K510	
X510-2	光線力学療法		K510-2	
1	早期肺がん(0期又は1期に限る。)に対するもの	8,710 → 8,71	0 1	
2	その他のもの	8,710 → 8,71	0 2	
K510-3	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術	8,710 → 10,02	0 K510-3	
K511	肺切除術		K511	
1	楔状部分切除	$23,520 \rightarrow 27,524$	0 1	
2	区域切除(1肺葉に満たないもの)	$58,430 \rightarrow 58,430$	2	
3	肺葉切除	58,350 → 58,35	0 3	
4	複合切除(1肺葉を超えるもの)	$64,850 \rightarrow 64,850$	0 4	
5	1側肺全摘	59,830 → 59,83	5	
6	気管支形成を伴う肺切除	$76,230 \rightarrow 76,23$	6	
K512	削除		K512	
K513	胸腔鏡下肺切除術		K513	
1	肺嚢胞手術(楔状部分切除によるもの)	39,830 → 39,83	0 1	
2	その他のもの	$58,950 \rightarrow 58,950$	0 2	
K513-2	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	$58,950 \rightarrow 58,950$	0 K513-2	
K513-3	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	$58,950 \rightarrow 58,950$	0 K513-3	
K513-4	胸腔鏡下肺縫縮術	$53,130 \rightarrow 53,13$	0 K513-4	
K514	肺悪性腫瘍手術		K514	
1	部分切除	$60,350 \rightarrow 60,35$	0 1	
2	区域切除	$69,250 \rightarrow 69,25$	2	
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	$72,640 \rightarrow 72,64$	3	
4	肺全摘	$72,640 \rightarrow 72,64$	0 4	
5	隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400 → 78,400	5	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
6	気管支形成を伴う肺切除	改正前 改正後 80,460 → 80,46	0 6	1
7	気管分岐部切除を伴う肺切除	$124,860 \rightarrow 124,86$		
8	気管分岐部再建を伴う肺切除	$127,130 \rightarrow 127,13$		
9	胸膜肺全摘	$\begin{array}{c} 22,000 \rightarrow 92,00 \\ \end{array}$		
	壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)	- → 105,00		【項目の追加】
K514-2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	,	K514-2	
1	部分切除	$\begin{array}{ccc} & & & 60,170 & \rightarrow & 60,17 \end{array}$	0 1	
2	区域切除	$72,640 \rightarrow 72,64$	0 2	
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	$92,000 \rightarrow 92,00$		
K514-3	移植用肺採取術(死体)(両側)	$63,200 \rightarrow 63,20$	0 K514-3	
K514-4	同種死体肺移植術	$119,000 \rightarrow 139,23$	0 K514-4	
注2	両側肺を移植した場合	$45,000 \rightarrow 45,00$	0 注2	
K514-5	移植用部分肺採取術(生体)	$52,680 \rightarrow 52,68$	0 K514-5	
K514-6	生体部分肺移植術	$100,980 \rightarrow 130,26$	0 K514-6	
K515	肺剥皮術	$29,640 \rightarrow 32,60$	0 K515	
K516	気管支瘻閉鎖術	$59,170 \rightarrow 59,17$	0 K516	
K517	肺縫縮術	$23,520 \rightarrow 28,22$	0 K517	
K518	気管支形成手術		K518	
1	楔状切除術	$64,030 \rightarrow 64,03$	0 1	
2	輪状切除術	66,010 → 66,01	0 2	
K519	先天性気管狭窄症手術	$146,950 \rightarrow 146,95$	0 K519	
	(食道)			
K520	食道縫合術(穿孔、損傷)		K520	
1	頸部手術	$17,070 \rightarrow 17,07$	0 1	
2	開胸手術	$28,210 \rightarrow 28,21$	0 2	
3	開腹手術	$17,750 \rightarrow 17,75$	0 3	
K521	食道周囲膿瘍切開誘導術		K521	
1	開胸手術	$26,030 \rightarrow 28,21$	0 1	

旧区分番号		点数 新区分番号 備考
—————————————————————————————————————	利于州坝日石	改正前 改正後
2	胸骨切開によるもの	$16,900 \rightarrow 19,440 \qquad 2$
3	その他のもの(頸部手術を含む。)	$6,600 \rightarrow 6,600$ 3
< 522	食道狭窄拡張術	K522
1	内視鏡によるもの	$9,450 \rightarrow 9,450 \qquad 1$
2	食道ブジー法	$2,950 \rightarrow 2,950 \qquad 2$
3	拡張用バルーンによるもの	$12,480 \rightarrow 12,480 \qquad 3$
X522-2	食道ステント留置術	$6,300 \rightarrow 6,300 \text{ K522-2}$
₹522-3	食道空置バイパス作成術	54,020 → 65,900 K522-3
K523	食道異物摘出術	K523
1	頸部手術によるもの	$25,350 \rightarrow 27,890 \qquad 1$
2	開胸手術によるもの	$28,210 \rightarrow 28,210 \qquad 2$
3	開腹手術によるもの	$27,720 \rightarrow 27,720 \qquad 3$
K524	食道憩室切除術	K524
1	頸部手術によるもの	$22,480 \rightarrow 24,730 \qquad 1$
2	開胸によるもの	$31,430 \rightarrow 34,570 \qquad 2$
X524-2	胸腔鏡下食道憩室切除術	34,130 → 39,930 K524-2
K525	食道切除再建術	K525
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	$77,040 \rightarrow 77,040 \qquad 1$
2	胸部、腹部の操作によるもの	$69,690 \rightarrow 69,690 \qquad 2$
3	腹部の操作によるもの	$51,420 \rightarrow 51,420 \qquad 3$
₹525-2	胸壁外皮膚管形成吻合術	K525-2
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	$77,040 \rightarrow 77,040 \qquad 1$
2	胸部、腹部の操作によるもの	$69,690 \rightarrow 69,690 \qquad 2$
3	腹部の操作によるもの	$51,420 \rightarrow 51,420 \qquad 3$
4	バイパスのみ作成する場合	$45,230 \rightarrow 45,230 \qquad 4$
X525-3	非開胸食道抜去術(消化管再建手術を併施するもの)	69,690 → 69,690 K525-3
526	食道腫瘍摘出術	K526
1	内視鏡によるもの	$8,480 \rightarrow 8,480$ 1
	•	,

旧区分番号		点数	新区分番号	
旧区万备	为于州·坦日名 ————————————————————————————————————	改正前 改正後	· 利区分留写	1佣-5
2	開胸又は開腹手術によるもの	$34,140 \rightarrow 37,550$	2	
3	腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	$50,250 \rightarrow 50,250$	3	
K526-2	内視鏡的食道粘膜切除術		K526-2	
1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840 → 8,840	1	
2	早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	$22,100 \rightarrow 22,100$	2	
K526-3	内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	$11,490 \rightarrow 11,490$	K526-3	
	内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	- → 6,300	K526-4	【新設】
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)		K527	
1	頸部食道の場合	$47,530 \rightarrow 47,530$	1	
2	胸部食道の場合	$56,950 \rightarrow 56,950$	2	
K528	先天性食道閉鎖症根治手術	$64,820 \rightarrow 64,820$	K528	
K528-2	先天性食道狭窄症根治手術	$51,220 \rightarrow 51,220$	K528-2	
	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	- → 76,320	K528-3	【新設】
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)		K529	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	$122,540 \rightarrow 122,540$	1	
2	胸部、腹部の操作によるもの	$101,490 \rightarrow 101,490$	2	
3	腹部の操作によるもの	$69,840 \rightarrow 69,840$	3	
注	有茎腸管移植を併せて行った場合	$7,500 \rightarrow 7,500$	注1	
	血行再建を併せて行った場合	- → 3,000	注2	【注の追加】
K529-2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術		K529-2	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	$125,240 \rightarrow 125,240$	1	
2	胸部、腹部の操作によるもの	$104,190 \rightarrow 104,190$	2	
	有茎腸管移植を併せて行った場合	$- \rightarrow 7,500$	注	【注の追加】
K530	食道アカラシア形成手術	$32,710 \rightarrow 32,710$	K530	
K530-2	腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	$44,500 \rightarrow 44,500$	K530-2	
	内視鏡下筋層切開術	- → 9,450	K530-3	【新設】
K531	食道切除後2次的再建術		K531	
1	皮弁形成によるもの	$43,920 \rightarrow 43,920$	1	

旧区分番号	新手術項目名 新手術項目名	点数	新区分番号	
<u> </u>		改正前 改正後		1
2	消化管利用によるもの	$54,960 \rightarrow 64,300$		
K532	食道•胃静脈瘤手術		K532	
1	血行遮断術を主とするもの	$34,240 \rightarrow 37,620$		
2	食道離断術を主とするもの	$37,620 \rightarrow 37,620$	2	
K532-2	食道静脈瘤手術(開腹)	$34,240 \rightarrow 34,240$	K532-2	
K532-3	腹腔鏡下食道静脈瘤手術(胃上部血行遮断術)	$38,340 \rightarrow 46,770$	K532-3	
K533	食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)(一連として)	8,990 → 8,990	K533	
K533-2	内視鏡的食道•胃静脈瘤結紮術	8,990 → 8,990	K533-2	
	(横隔膜)			
K534	横隔膜縫合術		K534	
1	経胸又は経腹	$27,890 \rightarrow 27,890$	1	
2	経胸及び経腹	$37,620 \rightarrow 37,620$	2	
K534-2	横隔膜レラクサチオ手術		K534-2	
1	経胸又は経腹	$27,890 \rightarrow 27,890$	1	
2	経胸及び経腹	$37,620 \rightarrow 37,620$	2	
K534-3	胸腔鏡下(腹腔鏡下を含む。)横隔膜縫合術	$31,990 \rightarrow 31,990$	K534-3	
K535	胸腹裂孔ヘルニア手術		K535	
1	経胸又は経腹	$26,870 \rightarrow 29,560$	1	
2	経胸及び経腹	$35,490 \rightarrow 39,040$	2	
K536	後胸骨ヘルニア手術	$27,380 \rightarrow 27,380$	K536	
K537	食道裂孔ヘルニア手術		K537	
1	経胸又は経腹	$27,380 \rightarrow 27,380$	1	
2	経胸及び経腹	$34,810 \rightarrow 38,290$	2	
K537-2	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	$42,180 \rightarrow 42,180$	K537-2	
1	第8款 心・脈管	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	l
	(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)			
K538	心膜縫合術	9,180 → 9,180	K538	
K538-2	心筋縫合止血術(外傷性)	$11,800 \rightarrow 11,800$	K538-2	

iii 로그	 分番号	新手術項目名	点	数	新区分番号	備考
旧区分	刀笛万	利于YYU-4月行	改正前	改正後	利 上	加 <i>与</i>
K539		心膜切開術	9,420	→ 9,420	0 K539	
K539-2		心膜囊胞、心膜腫瘍切除術	15,240	→ 15,240	K539-2	
K539-3		胸腔鏡下心膜開窓術	16,060	→ 16,060	K539-3	
K540		収縮性心膜炎手術	51,650	→ 51,650	K540	
K541		試験開心術	24,700	→ 24,700	K541	
K542		心腔内異物除去術	39,270	→ 39,270	K542	
K543		心房内血栓除去術	39,270	→ 39,270	K543	
K544		心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術			K544	
	1	単独のもの	60,600	→ 60,600	1	
	2	冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの	77,770 -	→ 77,770	2	
	3	冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの	91,910	→ 91,910	3	
K545		開胸心臓マッサージ	9,400	→ 9,400	0 K545	
K546		経皮的冠動脈形成術			K546	
	1	急性心筋梗塞に対するもの	32,000 -	→ 32,000	1	
	2	不安定狭心症に対するもの	22,000 -	→ 22,000	2	
	3	その他のもの	19,300	→ 19,300	3	
K547		経皮的冠動脈粥腫切除術	23,950	→ 23,950	K547	
K548		経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)			K548	
	1	高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの	24,500	→ 24,500	1	
	2	エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの	24,500	→ 24,500	2	
K549		経皮的冠動脈ステント留置術			K549	
	1	急性心筋梗塞に対するもの	34,380	→ 34,380	1	
	2	不安定狭心症に対するもの	24,380	→ 24,380	2	
	3	その他のもの	21,680	→ 21,680	3	
K550		冠動脈内血栓溶解療法	17,410	→ 17,410	K550	
K550-2		経皮的冠動脈血栓吸引術	19,640	→ 19,640	K550-2	
K551		冠動脈形成術(血栓内膜摘除)			K551	
	1	1箇所のもの	76,550	→ 76,550	1	

ाना	八平旦	新手術項目名 -	Ë	蒸数	华区八平口.	/
旧区	分番号	新于 州 垻日名	改正前	改正後	— 新区分番号	備考
	2	2箇所以上のもの	79,860	→ 79,86	0 2	
K552		冠動脈、大動脈バイパス移植術			K552	
	1	1吻合のもの	71,570	→ 71,57	0 1	
	2	2吻合以上のもの	89,250	→ 89,25	0 2	
	注	冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合	10,000	→ 10 , 00	0 注	
K552-2		冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)			K552-2	
	1	1吻合のもの	71,570	\rightarrow 71,57	0 1	
	2	2吻合以上のもの	91,350	→ 91,35	0 2	
	注	冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合	10,000	→ 10,00	0 注	
K553		心室瘤切除術(梗塞切除を含む。)			K553	
	1	単独のもの	63,390	→ 63,39	0 1	
	2	冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの	80,060	→ 80,06	0 2	
	3	冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの	100,200	→ 100,20	0 3	
K553-2		左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術			K553-2	
	1	単独のもの	114,300	→ 114,30	0 1	
	2	冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの	147,890	→ 147,89	0 2	
	3	冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの	167,180	→ 167,18	0 3	
K554		弁形成術			K554	
	1	1弁のもの	79,860	→ 79 , 86	0 1	
	2	2弁のもの	93,170	→ 93,17	0 2	
	3	3弁のもの	106,480	→ 106,48	0 3	
K555		弁置換術			K555	
	1	1弁のもの	85,500	\rightarrow 85,50	0 1	
	2	2弁のもの	100,200	→ 100,20	0 2	
	3	3弁のもの	114,510	→ 114,51	0 3	
K555-2		経カテーテル大動脈弁置換術	37,430	\rightarrow	– K555–2	【名称の見直し】
		経心尖大動脈弁置換術	_	→ 61,53	0 1	【項目の見直し】
		経皮的大動脈弁置換術	-	\rightarrow 37,56	0 2	【項目の見直し】

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
556	大動脈弁狭窄直視下切開術	42,940 → 42,940	K556	
556-2	経皮的大動脈弁拡張術	$\begin{array}{ccc} 37,430 & \rightarrow & 37,430 \end{array}$		
557	大動脈弁上狭窄手術	$71,570 \rightarrow 71,570$		
557-2	 大動脈弁下狭窄切除術(線維性、筋肥厚性を含む。)	$78,260 \rightarrow 78,260$	K557-2	
557-3	弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術	$129,380 \rightarrow 157,840$	K557-3	
557-4	ダムス・ケー・スタンセル(DKS)吻合を伴う大動脈狭窄症手術	$115,750 \rightarrow 115,750$	K557-4	
558	ロス手術(自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術)	$192,920 \rightarrow 192,920$	K558	
559	閉鎖式僧帽弁交連切開術	$38,450 \rightarrow 38,450$	K559	
559-2	経皮的僧帽弁拡張術	$34,930 \rightarrow 34,930$	K559-2	
560	大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)		K560	
1	上行大動脈		1	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	$114,510 \rightarrow 114,510$	イ	
口	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	$128,820 \rightarrow 128,820$	口	
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	$148,860 \rightarrow 148,860$	ハ	
=	その他のもの	$100,200 \rightarrow 100,200$	=	
2	弓部大動脈	$114,510 \rightarrow 114,510$	2	
3	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術		3	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	$187,370 \rightarrow 187,370$	イ	
口	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	$210,790 \rightarrow 210,790$	口	
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	$243,580 \rightarrow 243,580$	ハ	
=	その他のもの	$171,760 \rightarrow 171,760$	=	
4	下行大動脈	89,250 → 89,250	4	
5	胸腹部大動脈	$249,750 \rightarrow 249,750$	5	
6	腹部大動脈(分枝血管の再建を伴うもの)	$59,080 \rightarrow 59,080$	6	
7	腹部大動脈(その他のもの)	$52,000 \rightarrow 52,000$	7	
	オープン型ステントグラフト内挿術		K560-2	【新設】
	弓部大動脈	- → 114,510	1	
	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術		2	

旧区分番号		新手術項目名	Ė	点数	华区八采旦	備考
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	刀留 万	新于附項日名 	改正前	改正後	- 新区分番号	/
		大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	_	→ 187,370	イ	
		人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	_	→ 210,790	口	
		自己弁温存型大動脈基部置換術	_	→ 243,580	ハ	
		その他のもの	_	→ 171,760	=	
		下行大動脈	_	→ 89,250	3	
K561		ステントグラフト内挿術			K561	
	1	胸部大動脈	56,560	→ 56,560	1	
	2	腹部大動脈	49,440	\rightarrow 49,440	2	
	3	腸骨動脈	43,830	→ 43,830	3	
K562		動脈管開存症手術			K562	
	1	経皮的動脈管開存閉鎖術	16,510	→ 18,990	1	
	2	動脈管開存閉鎖術(直視下)	22,000	→ 22,000	2	
K562-2		胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	27,400	→ 27,400	K562-2	
K563		肺動脈絞扼術	39,410	\rightarrow 39,410	K563	
K564		血管輪又は重複大動脈弓離断手術	43,150	→ 43,150	K564	
K565		巨大側副血管手術(肺内肺動脈統合術)	71,550	→ 90,870	K565	
K566		体動脈肺動脈短絡手術(ブラロック手術、ウォーターストン手術)	44,670	→ 44,670	K566	
K567		大動脈縮窄(離断)症手術			K567	
	1	単独のもの	57,250	→ 57,250	1	
	2	心室中隔欠損症手術を伴うもの	100,200	→ 100,200	2	
	3	複雑心奇形手術を伴うもの	173,620	→ 173,620	3	
K567-2		経皮的大動脈形成術	37,430	→ 37,430	K567-2	
K568		大動脈肺動脈中隔欠損症手術			K568	
	1	単独のもの	80,840	→ 80,840	1	
	2	心内奇形手術を伴うもの	97,690	→ 97,690	2	
K569		三尖弁手術(エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術)	90,120	→ 103,640	K569	
K570		肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術			K570	
	1	肺動脈弁切開術(単独のもの)	32,500	\rightarrow 35,750	1	

旧区	分番号	新手術項目名	点数 新区分番号 備考
			改止前
	2	右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	$74,460 \rightarrow 74,460 \qquad 2$
K570-2		経皮的肺動脈弁拡張術	$31,280 \rightarrow 34,410 K570-2$
K570-3		経皮的肺動脈形成術	$31,280 \rightarrow 31,280 K570-3$
K571		肺静脈還流異常症手術	K571
	1	部分肺静脈還流異常	$50,970 \rightarrow 50,970 \qquad 1$
	2	総肺静脈還流異常	2
	イ	心臓型	109,310 → 109,310
	口	その他のもの	129,310 → 129,310 □
K572		肺静脈形成術	$58,930 \rightarrow 58,930 \text{ K}572$
K573		心房中隔欠損作成術	K573
	1	経皮的心房中隔欠損作成術(ラシュキンド法)	$11,660 \rightarrow 13,410 \qquad 1$
	2	心房中隔欠損作成術	$33,540 \rightarrow 36,900 \qquad 2$
K574		心房中隔欠損閉鎖術	K574
	1	単独のもの	$39,130 \rightarrow 39,130 \qquad 1$
	2	肺動脈弁狭窄を合併するもの	$45,130 \rightarrow 45,130 \qquad 2$
K574-2		経皮的心房中隔欠損閉鎖術	$31,850 \rightarrow 31,850 \text{ K}574-2$
K575		三心房心手術	68,940 → 68,940 K575
K576		心室中隔欠損閉鎖術	K576
	1	単独のもの	$52,320 \rightarrow 52,320$ 1
	2	肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	$65,830 \rightarrow 65,830 \qquad 2$
	3	大動脈弁形成を伴うもの	$66,060 \rightarrow 66,060$ 3
	4	右室流出路形成を伴うもの	$71,570 \rightarrow 71,570 \qquad 4$
K577		バルサルバ洞動脈瘤手術	K577
	1	単独のもの	$71,570 \rightarrow 71,570 \qquad 1$
	2	大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの	85,880 → 85,880 2
K578		右室二腔症手術	$80,490 \rightarrow 80,490 \text{ K578}$
K579		不完全型房室中隔欠損症手術	K579
	1	心房中隔欠損パッチ閉鎖術(単独のもの)	$60,330 \rightarrow 60,330$ 1

旧区分			点数	新区分番号	
ī			改正前 改正後		VIII 3
2	2	心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	$66,060 \rightarrow 66,060$	2	
K579-2		完全型房室中隔欠損症手術		K579-2	
1	1	心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	$107,350 \rightarrow 107,350$	1	
2	2	ファロー四徴症手術を伴うもの	$192,920 \rightarrow 192,920$	2	
K580		ファロー四徴症手術		K580	
1	1	右室流出路形成術を伴うもの	$71,000 \rightarrow 71,000$	1	
2	2	末梢肺動脈形成術を伴うもの	$94,060 \rightarrow 94,060$	2	
K581		肺動脈閉鎖症手術		K581	
1	1	単独のもの	$100,200 \rightarrow 100,200$	1	
2	2	ラステリ手術を伴うもの	$173,620 \rightarrow 173,620$	2	
3	3	巨大側副血管術を伴うもの	$231,500 \rightarrow 231,500$	3	
K582		両大血管右室起始症手術		K582	
1	1	単独のもの	85,880 → 85,880	1	
2	2	右室流出路形成を伴うもの	$128,820 \rightarrow 128,820$	2	
3	3	心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの(タウシッヒ・ビング奇形手術)	$192,920 \rightarrow 192,920$	3	
K583		大血管転位症手術		K583	
1	1	心房内血流転換手術(マスタード・セニング手術)	$114,510 \rightarrow 114,510$	1	
2	2	大血管血流転換術(ジャテーン手術)	$144,690 \rightarrow 144,690$	2	
3	3	心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	$173,620 \rightarrow 173,620$	3	
4	4	ラステリ手術を伴うもの	$154,330 \rightarrow 154,330$	4	
K584		修正大血管転位症手術		K584	
1	1	心室中隔欠損パッチ閉鎖術	$85,790 \rightarrow 85,790$	1	
2	2	根治手術(ダブルスイッチ手術)	$201,630 \rightarrow 201,630$	2	
K585		総動脈幹症手術	$143,860 \rightarrow 143,860$	K585	
K586		単心室症又は三尖弁閉鎖症手術		K586	
1	1	両方向性グレン手術	$71,570 \rightarrow 71,570$	1	
2	2	フォンタン手術	85,880 → 85,880	2	
3	3	心室中隔造成術	$181,350 \rightarrow 181,350$	3	

 旧区	分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	
	-/• m •		改正前 改正後		NIN 3
K587		左心低形成症候群手術(ノルウッド手術)	$179,310 \rightarrow 179,310$	K587	
K588		冠動静脈瘻開胸的遮断術 	$53,240 \rightarrow 53,240$	K588	
K589		冠動脈起始異常症手術	85,880 → 85,880	K589	
K590		心室憩室切除術	$76,710 \rightarrow 76,710$	K590	
K591		心臓脱手術	$113,400 \rightarrow 113,400$	K591	
K592		肺動脈塞栓除去術	48,880 → 48,880	K592	
K592-2		肺動脈血栓内膜摘除術	$135,040 \rightarrow 135,040$	K592-2	
K593		肺静脈血栓除去術	$39,270 \rightarrow 39,270$	K593	
K594		不整脈手術		K594	
	1	副伝導路切断術	89,250 → 89,250	1	
	2	心室頻拍症手術	$147,890 \rightarrow 147,890$	2	
	3	メイズ手術	98,640 → 98,640	3	
K595		経皮的カテーテル心筋焼灼術		K595	
	1	心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの	$40,760 \rightarrow 40,760$	1	
	2	その他のもの	$34,370 \rightarrow 34,370$	2	
	注1	三次元カラーマッピング加算	$17,000 \rightarrow 17,000$	注1	
	注2	磁気ナビゲーション加算	5,000 → 5,000	注2	
K595-2		経皮的中隔心筋焼灼術	$24,390 \rightarrow 24,390$	K595-2	
K596		体外ペースメーキング術	$3,370 \rightarrow 3,370$	K596	
K597		ペースメーカー移植術		K597	
	1	心筋電極の場合	$15,060 \rightarrow 15,060$	1	
	2	経静脈電極の場合	$9,520 \rightarrow 9,520$	2	
K597-2		ペースメーカー交換術	4,000 → 4,000	K597-2	
K597-3		植込型心電図記録計移植術	1,260 → 1,260	K597-3	
K597-4		植込型心電図記録計摘出術	840 → 840	K597-4	
K598		両心室ペースメーカー移植術	$31,510 \rightarrow 31,510$	K598	
K598-2		両心室ペースメーカー交換術	5,000 → 5,000	K598-2	
K599		植込型除細動器移植術	31,510 → -	- K599	【項目の見直し】

	 分番号			点数		新区分番号	
旧区(万 省 万	新手術·填日名 	改正前	Ī	改正後		1佣-6
		経静脈リードを用いるもの	_	\rightarrow	31,510	1	
		皮下植込型リードを用いるもの	_	\rightarrow	24,310	2	
K599-2		植込型除細動器交換術	6,000	\rightarrow	6,000	K599-2	
K599-3		両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	32,000	\rightarrow	35,200	K599-3	
K599-4		両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	6,000	\rightarrow	6,000	K599-4	
K599-5		経静脈電極抜去術	28,600	\rightarrow	_	K599-5	【名称の見直し】
		レーザーシースを用いるもの	_	\rightarrow	28,600	1	【項目の見直し】
		レーザーシースを用いないもの	_	\rightarrow	22,210	2	【項目の見直し】
K600		大動脈バルーンパンピング法(IABP法)(1日につき)				K600	
	1	初日	8,780	\rightarrow	8,780	1	
	2	2日目以降	3,680	\rightarrow	3,680	2	
K601		人工心肺(1日につき)				K601	
	1	初日	24,500	\rightarrow	26,950	1	
	2	2日目以降	3,000	\rightarrow	3,000	2	
	注1	初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合	4,800	\rightarrow	4,800	注1	
	注2	初日に選択的脳灌流を併せて行った場合	7,000	\rightarrow	7,000	注2	
K602		経皮的心肺補助法(1日につき)				K602	
	1	初日	11,100	\rightarrow	11,100	1	
	2	2日目以降	3,120	\rightarrow	3,120	2	
K603		補助人工心臓(1日につき)				K603	
	1	初日	54,370	\rightarrow	54,370	1	
	2	2日目以降30日目まで	5,000	\rightarrow	5,000	2	
	3	31日目以降	4,000	\rightarrow	4,000	3	
		小児補助人工心臓(1日につき)				K603-2	【新設】
		初日	_	\rightarrow	63,150	1	
		2日目以降30日目まで	_	\rightarrow	8,680	2	
		31日目以降	_	\rightarrow	7,680	3	
K604		植込型補助人工心臓(拍動流型)				K604	【削除】

旧区分番号	新手術項目名	点数 新区分番号 備老	ž
1	初日(1日につき)	58,500 → -	
2	2日目以降30日目まで(1日につき)	5,000 → -	
3	31日目以降90日目まで(1日につき)	$4,000 \rightarrow -$	
4	91日目以降(1月につき)	6,000 → -	
K604-2	植込型補助人工心臟(非拍動流型)	K604-2	
1	初日(1日につき)	$58,500 \rightarrow 58,500 \qquad 1$	
2	2日目以降30日目まで(1日につき)	$5,000 \rightarrow 5,000 \qquad 2$	
3	31日目以降90日目まで(1日につき)	$2,780 \rightarrow 2,780 \qquad 3$	
4	91日目以降(1日につき)	$1,500 \rightarrow 1,500 \qquad 4$	
K605	移植用心採取術	$62,720 \rightarrow 62,720 \text{ K}605$	
K605-2	同種心移植術	$192,920 \rightarrow 192,920 \text{ K}605-2$	
K605-3	移植用心肺採取術	100,040 → 100,040 K605-3	
K605-4	同種心肺移植術	286,010 → 286,010 K605-4	
	骨格筋由来細胞シート心表面移植術	- → 9,420 K605-5 【新設】	
	(動脈)		
K606	血管露出術	530 → 530 K606	
K607	血管結紮術	K607	
1	開胸又は開腹を伴うもの	$10,550 \rightarrow 10,550 \qquad 1$	
2	その他のもの	$3,130 \rightarrow 3,130 \qquad 2$	
K607-2	血管縫合術(簡単なもの)	$3,130 \rightarrow 3,130 K607-2$	
K607-3	上腕動脈表在化法	5,000 → 5,000 K607-3	
K608	動脈塞栓除去術	K608	
1	開胸又は開腹を伴うもの	$28,560 \rightarrow 28,560 \qquad 1$	
2	その他のもの(観血的なもの)	$11,180 \rightarrow 11,180 \qquad 2$	
K608-2	外シャント血栓除去術	1,680 → 1,680 K608-2	
K608-3	内シャント血栓除去術	3,130 → 3,130 K608-3	
K609	動脈血栓内膜摘出術	K609	
1	大動脈に及ぶもの	$40,950 \rightarrow 40,950 \qquad 1$	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
1		改正前 改正後		3111 3
2	内頸動脈	$43,880 \rightarrow 43,880$		
3	その他のもの	$25,860 \rightarrow 28,450$		
K609-2	経皮的頸動脈ステント留置術	$34,740 \rightarrow 34,740$		
K610	動脈形成術、吻合術		K610	
1	頭蓋内動脈	$81,720 \rightarrow 99,700$		
2	胸腔内動脈(大動脈を除く。)	$47,790 \rightarrow 52,570$		
3	腹腔内動脈(大動脈を除く。)	$47,790 \rightarrow 47,790$		
4	指(手、足)の動脈	$15,340 \rightarrow 15,340$		
5	その他の動脈	$18,080 \rightarrow 21,700$	5	
K610-2	脳新生血管造成術	$52,550 \rightarrow 52,550$	K610-2	
K610-3	内シャント又は外シャント設置術	$18,080 \rightarrow 18,080$	K610-3	
K610-4	四肢の血管吻合術	$18,080 \rightarrow 18,080$	K610-4	
K610-5	血管吻合術及び神経再接合術(上腕動脈、正中神経及び尺骨神経)	$18,080 \rightarrow 18,080$	K610-5	
K611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置		K611	
1	開腹して設置した場合	$17,940 \rightarrow 17,940$	1	
2	四肢に設置した場合	$16,250 \rightarrow 16,250$	2	
3	頭頸部その他に設置した場合	$16,640 \rightarrow 16,640$	3	
K612	末梢動静脈瘻造設術	$7,760 \rightarrow 7,760$	K612	
K613	腎血管性高血圧症手術(経皮的腎血管拡張術)	$31,840 \rightarrow 31,840$	K613	
K614	血管移植術、バイパス移植術		K614	
1	大動脈	$70,700 \rightarrow 70,700$	1	
2	胸腔内動脈	$64,050 \rightarrow 64,050$	2	
3	腹腔内動脈	$56,560 \rightarrow 56,560$	3	
4	頭、頸部動脈	$55,050 \rightarrow 55,050$	4	
5	下腿、足部動脈	$62,670 \rightarrow 62,670$	5	
	膝窩動脈	- → 42,500	6	【項目の追加】
6	その他の動脈	$30,290 \rightarrow 30,290$	7	
K615	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)		K615	

1	旧区分番号		点数 新区分番号	—————— 備考
2 選択的動脈化学塞栓析		利于的农口石	改正前 改正後 対区が留り	畑少
3	1	止血術	$19,260 \rightarrow 23,110 \qquad 1$	
1,390 1,	2	選択的動脈化学塞栓術	$18,220 \rightarrow 20,040 \qquad 2$	
四肢の血管拡展術・血柱除去術	3	その他のもの	$16,930 \rightarrow 18,620 \qquad 3$	
類動脈球横出帯	K615-2	経皮的大動脈遮断術	1,390 → 1,390 K615-2	
経皮的胸部血管拡張術 (先天性心疾患術後に限る。)	K616	四肢の血管拡張術・血栓除去術	20,540 → 22,590 K616	
経皮的シャント拡張権・血栓除去権 18,080 - 18,080 18,08	K616-2	頸動脈球摘出術	10,800 → 10,800 K616-2	
経皮的血管内異物除法術	K616-3	経皮的胸部血管拡張術(先天性心疾患術後に限る。)	$24,550 \rightarrow 24,550 \text{ K}616-3$	
(静脈) (617 下肢静脈瘤手術 10,200 → 10,200 1 1 2 硬化療法(一連として) 1,720 → 1,720 2 3 高位結紮術 3,130 → 3,130 3 3 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	K616-4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	18,080 → 18,080 K616-4	
下肢静脈瘤手術		経皮的血管内異物除去術	- → 14,000 K616-5 【第	行設】
1 抜去切除術 10,200 → 10,200 1 1,720 → 1,720 2 2 7,720 3 高位結紮術 3,130 → 3,130 3 3 7,720 → 1,720 2 7,720 3	-	(静脈)		
2 硬化療法(一連として) 1,720 → 1,720 2 3 高位結紮術 3,130 → 3,130 3 3 3 3 3 3 3 3 3	K617	下肢静脈瘤手術	K617	
3 高位結紮術	1	抜去切除術	$10,200 \rightarrow 10,200 \qquad 1$	
K617-2 大伏在静脈抜去怖 11,020 → 11,020 K617-2 K617-3 静脈瘤切除術(下肢以外) 1,820 → 1,820 K617-3 下肢静脈瘤血管內焼灼術 14,360 → 14,360 K617-4 K617-5 内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術 10,200 → 10,200 K617-5 K618 中心静脈注射用植込型カテーテル設置 K618 1 四肢に設置した場合 10,500 → 10,500 J 1 2 頭頸部その他に設置した場合 10,800 → 10,800 J 2 注1 6歳未満の乳効児の場合 300 → 300 J 注1 K619 22,070 → 22,070 J 1 2 その他のもの(観血的なもの) 13,100 → 13,100 J 2 ※陽骨静脈及び股静脈血栓除去術 32,100 → 32,100 K619-2	2	硬化療法(一連として)	$1,720 \rightarrow 1,720 \qquad 2$	
様	3	高位結紮術	$3,130 \rightarrow 3,130 \qquad 3$	
下肢静脈瘤血管内焼灼術	K617-2	大伏在静脈抜去術	11,020 → 11,020 K617-2	
内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	K617-3	静脈瘤切除術(下肢以外)	1,820 → 1,820 K617-3	
中心静脈注射用植込型カテーテル設置 R618 R618 D限に設置した場合 10,500 → 10,500 1 1 10,800 → 10,800 2 2 2 2 2 2 2 2 2	K617-4	下肢静脈瘤血管内焼灼術	$14,360 \rightarrow 14,360 \text{ K}617-4$	
1 四肢に設置した場合 2 頭頸部その他に設置した場合 注1 6歳未満の乳幼児の場合 300 → 300 注1 K619 1 開腹を伴うもの 2 その他のもの(観血的なもの) 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術 32,100 → 32,100 K619-2	K617-5	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	10,200 → 10,200 K617-5	
2 頭頸部その他に設置した場合 10,800 → 10,800 2 2 300 → 300 注1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	K618	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	K618	
注1 6歳未満の乳幼児の場合 静脈血栓摘出術 1 開腹を伴うもの 2 その他のもの(観血的なもの) 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術 300 → 300 注1 K619 22,070 → 22,070 1 13,100 → 13,100 2 32,100 → 32,100 K619-2	1	四肢に設置した場合	$10,500 \rightarrow 10,500 \qquad 1$	
K619 静脈血栓摘出術 K619 1 開腹を伴うもの 22,070 → 22,070 1 2 その他のもの(観血的なもの) 13,100 → 13,100 2 ※8月静脈及び股静脈血栓除去術 32,100 → 32,100 K619-2	2	頭頸部その他に設置した場合	$10,800 \rightarrow 10,800 \qquad 2$	
1 開腹を伴うもの 2	注1	6歳未満の乳幼児の場合	300 → 300 注1	
2 その他のもの(観血的なもの) 13,100 → 13,100 2 (619-2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術 32,100 → 32,100 K619-2	K619	静脈血栓摘出術	K619	
K619-2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術 32,100 → 32,100 K619-2	1	開腹を伴うもの	$22,070 \rightarrow 22,070 \qquad 1$	
	2	その他のもの(観血的なもの)	$13,100 \rightarrow 13,100 \qquad 2$	
	K619-2	総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	$32,100 \rightarrow 32,100 \text{ K}619-2$	
K620 下大静脈フィルター留置術 10,160 → 10,160 K620 10,160 Total 10,160 Total Total K620 Total Total Total K620 Total Total K620 Total Total Total K620 Total Total Total K620 Total Total	K620	下大静脈フィルター留置術	$10,160 \rightarrow 10,160 \text{ K620}$	
K620-2 下大静脈フィルター除去術 6,190 → 6,190 K620-2	K620-2	下大静脈フィルター除去術	$6,190 \rightarrow 6,190 \text{ K}620-2$	

티디		新手術項目名	点	数		新区分番号	備考
ін 🗠	ングぼり	利于例识日石	改正前	改正	三後	利色刀笛与	1
K621		門脈体循環静脈吻合術(門脈圧亢進症手術)	40,650	\rightarrow 40	0,650	K621	
K622		胸管内頸静脈吻合術	37,620	→ 3'	7,620	K622	
K623		静脈形成術、吻合術				K623	
	1	胸腔内静脈	25,200	\rightarrow 25	5,200	1	
	2	腹腔内静脈	25,200	\rightarrow 25	5,200	2	
	3	その他の静脈	16,140	→ 1e	6,140	3	
K623-2		脾腎静脈吻合術	21,220	\rightarrow 2	1,220	K623-2	
		(リンハ [°] 管、リンハ [°] 節)					
K624		削除				K624	
K625		リンパ管腫摘出術				K625	
	1	長径5センチメートル未満	10,910	\rightarrow 10	0,910	1	
	2	長径5センチメートル以上	16,390	→ 1e	6,390	2	
K626		リンパ節摘出術				K626	
	1	長径3センチメートル未満	1,200	→	1,200	1	
	2	長径3センチメートル以上	2,880	→ '2	2,880	2	
K626-2		リンパ節膿瘍切開術	910	\rightarrow	910	K626-2	
K627		リンパ節群郭清術				K627	
	1	顎下部又は舌下部(浅在性)	9,060	→ (9,060	1	
	2	頸部(深在性)	18,250	\rightarrow 20	0,080	2	
	3	鎖骨上窩及び下窩	12,050	\rightarrow 12	2,050	3	
	4	腋窩	17,750	→ 1'	7,750	4	
	5	胸骨旁	18,250	\rightarrow 20	0,080	5	
	6	鼠径部及び股部	7,370	<i>→</i> ′	7,370	6	
	7	後腹膜	37,620	→ 41°	1,380	7	
	8	骨盤	24,360	→ 20	6,800	8	
K627-2		腹腔鏡下骨盤内リンパ節群郭清術	28,460	→ 36	6,140	K627-2	
K627-3		腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	26,460	→ 20	6,460	K627-3	
K627-4		腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	39,720	\rightarrow 39	9,720	K627-4	

旧区	 分番号		点数		 備考
п Д	刀笛力	利于阳龙百石	改正前 改正	後	/用 <i>行</i>
K628		リンパ管吻合術	$34,450 \rightarrow 34$,450 K628	
·		第9款 腹部			
		(腹壁、ヘルニア)			
K629		削除		K629	
K630		腹壁膿瘍切開術	$1,270 \rightarrow 1$,270 K630	
K631		腹壁瘻手術		K631	
	1	腹壁に限局するもの	1,820 → 1	,820 1	
	2	腹腔に通ずるもの	8,390 → 8	,390 2	
K632		腹壁腫瘍摘出術		K632	
	1	形成手術を必要としない場合	4,310 → 4	,310 1	
	2	形成手術を必要とする場合	11,210 → 11	,210 2	
K633		ヘルニア手術		K633	
	1	腹壁瘢痕ヘルニア	8,450 → 8	,450 1	
	2	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	$6,200 \rightarrow 6$,200 2	
	3	臍ヘルニア	$4,200 \rightarrow 4$,200 3	
	4	臍帯ヘルニア	18,810 → 18	,810 4	
	5	鼠径ヘルニア	6,000 → 6	,000 5	
	6	大腿ヘルニア	8,860 → 8	,860 6	
	7	腰ヘルニア	8,590 → 8	,590 7	
	8	骨盤部ヘルニア(閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア)	18,810 → 18	,810 8	
	9	内へルニア	18,810 → 18	,810 9	
K633-2		腹腔鏡下ヘルニア手術		K633-2	
	1	腹壁瘢痕ヘルニア	$13,770 \rightarrow 13$,770 1	
	2	大腿ヘルニア	15,460 → 15,	,460 2	
		半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	- → 11 ₁	,520 3	【項目の追加】
		臍ヘルニア	$- \rightarrow 9$,520 4	【項目の追加】
		閉鎖孔ヘルニア	- → 24 ₁	,130 5	【項目の追加】
K634		腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)	$22,960 \rightarrow 22$,960 K634	

旧区分番号	新手術項目名	点数	
旧色力雷力	MTMALA	改正前 改正後	利色力雷力
	(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)		
K635	胸水·腹水濾過濃縮再静注法	$3,470 \rightarrow 4,160$	K635
K635-2	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	6,730 → 6,730	K635-2
K635-3	連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	$12,000 \rightarrow 12,000$	K635-3
K636	試験開腹術	$5,550 \rightarrow 5,550$	K636
K636-2	ダメージコントロール手術	$9,370 \rightarrow 9,370$	K636-2
K636-3	腹腔鏡下試験開腹術	11,320 → 11,320	K636-3
K636-4	腹腔鏡下試験切除術	11,320 → 11,320	K636-4
K637	限局性腹腔膿瘍手術		K637
1	横隔膜下膿瘍	10,690 → 10,690	1
2	ダグラス窩膿瘍	$5,710 \rightarrow 5,710$	2
3	虫垂周囲膿瘍	$5,340 \rightarrow 5,340$	3
4	その他のもの	8,330 → 8,330	4
K637-2	経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10,800 → 10,800	K637-2
K638	骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	$3,290 \rightarrow 3,290$	K638
K639	急性汎発性腹膜炎手術	12,000 → 12,000	K639
K639-2	結核性腹膜炎手術	12,000 → 12,000	K639-2
K639-3	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	$16,460 \rightarrow 19,260$	K639-3
K640	腸間膜損傷手術		K640
1	縫合、修復のみのもの	$10,390 \rightarrow 10,390$	1
2	腸管切除を伴うもの	24,440 → 26,880	2
K641	大網切除術	8,720 → 8,720	K641
K642	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術		K642
1	腸切除を伴わないもの	11,910 → 11,910	1
2	腸切除を伴うもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	2
K642-2	腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	$32,310 \rightarrow 32,310$	K642-2 【名称の見直し】
K642-3	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	$30,310 \rightarrow 30,310$	K642-3
K643	後腹膜悪性腫瘍手術	48,510 → 48,510	K643

旧区	分番号	新手術項目名	点 改正前	数	文正後	新区	区分番号	備考
K643-2		腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	50,610			K643-2		Ī
K644			00,010		•	K644		
11011	1	勝管切除を伴わないもの	5,260	\rightarrow	5,260		1	
	2	腸管切除を伴うもの	18,280		18,280		2	
K645		骨盤内臓全摘術	120,980					
		(胃、十二指腸)	<u>!</u>			<u> </u>		
K646		胃血管結紮術(急性胃出血手術)	11,360	\rightarrow	11,360	K646		
K647		胃縫合術(大網充填術又は被覆術を含む。)	12,190	\rightarrow	12,190	K647		
K647-2		腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	22,460	\rightarrow	22,460	K647-2		
K648		胃切開術	9,970	\rightarrow	10,970	K648		
K649		胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	11,800	\rightarrow	11,800	K649		
K649-2		腹腔鏡下胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	15,900	\rightarrow	18,600	K649-2		
K650		削除				K650		
K651		内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	9,210	\rightarrow	9,210	K651		
K652		胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術(開腹によるもの)	11,530	\rightarrow	11,530	K652		
K653		内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術				K653		
	1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,460	\rightarrow	6,460		1	
	2	早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	18,370	\rightarrow	18,370		2	
	3	早期悪性腫瘍ポリープ切除術	6,230	\rightarrow	6,230		3	
	4	その他のポリープ・粘膜切除術	5,200	\rightarrow	5,200		4	
K653-2		食道・胃内異物除去摘出術(マグネットカテーテルによるもの)	3,200	\rightarrow	3,200	K653-2		
K653-3		内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,200	\rightarrow	3,200	K653-3		
K653-4		内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460	\rightarrow	6,460	K653-4		
K653-5		内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術	12,480	\rightarrow	12,480	K653-5		
K654		内視鏡的消化管止血術	4,600	\rightarrow	4,600	K654		
K654-2		胃局所切除術	11,530	\rightarrow	11,530	K654-2		
K654-3		腹腔鏡下胃局所切除術				K654-3		
	1	内視鏡処置を併施するもの	26,500	\rightarrow	26,500		1	

in b	7八采旦.	新手術項目名	点数			本□八平□	—————————————————————————————————————
	区分番号	新于附填日名 	改正前	Ş	女正後	新区分番号	備考
	2	その他のもの	20,400	\rightarrow	20,400	2	
K655		胃切除術				K655	
	1	単純切除術	28,210	\rightarrow	28,210	1	
	2	悪性腫瘍手術	55,870	\rightarrow	55,870	2	
	注	有茎腸管移植を併せて行った場合	5,000	\rightarrow	5,000	注	
K655-2		腹腔鏡下胃切除術				K655-2	
	1	単純切除術	34,950	\rightarrow	40,890	1	
	2	悪性腫瘍手術	64,120	\rightarrow	64,120	2	
	注	有茎腸管移植を併せて行った場合	5,000	\rightarrow	5,000	注	
K655-3		十二指腸窓(内方)憩室摘出術	26,910	\rightarrow	26,910	K655-3	
K655-4		噴門側胃切除術				K655-4	
	1	単純切除術	40,170	\rightarrow	40,170	1	
	2	悪性腫瘍切除術	71,630	\rightarrow	71,630	2	
	注	有茎腸管移植を併せて行った場合	5,000	\rightarrow	5,000	注	
K655-5		腹腔鏡下噴門側胃切除術				K655-5	
	1	単純切除術	44,270	\rightarrow	54,010	1	
	2	悪性腫瘍切除術	75,730	\rightarrow	75,730	2	
		有茎腸管移植を併せて行った場合	-	\rightarrow	5,000	注	【注の追加】
K656		胃縮小術	28,210	\rightarrow	28,210	K656	
K656-2		腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)	36,410	\rightarrow	40,050	K656-2	
K657		胃全摘術				K657	
	1	単純全摘術	50,920	\rightarrow	50,920	1	
	2	悪性腫瘍手術	69,840	\rightarrow	69,840	2	
	注	有茎腸管移植を併せて行った場合	5,000	\rightarrow	5,000	注	
K657-2		腹腔鏡下胃全摘術				K657-2	
	1	単純全摘術	64,740	\rightarrow	64,740	1	
	2	悪性腫瘍手術	83,090	\rightarrow	83,090	2	
	注	有茎腸管移植を併せて行った場合	5,000	\rightarrow	5,000	注	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	
四色刀笛 5	利于的领目石	改正前 改正後	利区刀笛互	加布
K658	削除		K658	
K659	食道下部迷走神経切除術(幹迷切)		K659	
1	単独のもの	13,600 → 13,6	00 1	
2	ドレナージを併施するもの	$19,000 \rightarrow 19,0$	2	
3	胃切除術を併施するもの	$37,620 \rightarrow 37,6$	20 3	
K659-2	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術(幹迷切)	$21,780 \rightarrow 25,4$	80 K659-2	
K660	食道下部迷走神経選択的切除術		K660	
1	単独のもの	$19,500 \rightarrow 19,5$	00 1	
2	ドレナージを併施するもの	$28,210 \rightarrow 28,2$	10 2	
3	胃切除術を併施するもの	$37,620 \rightarrow 37,6$	20 3	
K660-2	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	31,310 → 31,3	10 K660-2	
K661	胃冠状静脈結紮及び切除術	$17,400 \rightarrow 17,4$	00 K661	
K662	胃腸吻合術(ブラウン吻合を含む。)	13,600 → 13,6	00 K662	
K662-2	腹腔鏡下胃腸吻合術	$17,700 \rightarrow 17,7$	00 K662-2	
K663	十二指腸空腸吻合術	$13,400 \rightarrow 13,4$	00 K663	
K664	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)	$6,070 \rightarrow 6,0$	70 K664	
K664-2	経皮経食道胃管挿入術(PTEG)	14,610 → 14,6	10 K664-2	
K665	胃瘻閉鎖術	$12,040 \rightarrow 12,0$	40 K665	
K665-2	胃瘻抜去術	$2,000 \rightarrow 2,0$	00 K665-2	
K666	幽門形成術(粘膜外幽門筋切開術を含む。)	$10,500 \rightarrow 10,5$	00 K666	
K666-2	腹腔鏡下幽門形成術	$17,060 \rightarrow 17,0$	60 K666-2	
K667	噴門形成術	$15,440 \rightarrow 16,9$	80 K667	
K667-2	腹腔鏡下噴門形成術	$37,620 \rightarrow 37,6$	20 K667-2	
K667-3	腹腔鏡下食道噴門部縫縮術	$15,190 \rightarrow 15,1$	90 K667-3	
K668	胃横断術(静脈瘤手術)	$28,210 \rightarrow 28,2$	10 K668	
<u> </u>	(胆囊、胆道)	<u> </u>		
K669	胆管切開術	12,460 → 12,4	60 K669	
K670	胆囊切開結石摘出術	11,800 → 11,8	00 K670	

旧尽八巫	号 新手術項目名	点数	本□八平□	備考
旧区分番	万	改正前 改正後	- 新区分番号	1)用 右
K671	胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)		K671	
1	胆嚢摘出を含むもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	1	
2	胆嚢摘出を含まないもの	$24,440 \rightarrow 26,880$	2	
K671-2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術		K671-2	
1	胆嚢摘出を含むもの	$35,470 \rightarrow 35,470$	1	
2	胆嚢摘出を含まないもの	$33,610 \rightarrow 33,610$	2	
K672	胆嚢摘出術	$20,960 \rightarrow 23,060$	K672	
K672-2	腹腔鏡下胆嚢摘出術	$21,500 \rightarrow 21,500$	K672-2	
K673	胆管形成手術(胆管切除術を含む。)	$37,620 \rightarrow 37,620$	K673	
K674	総胆管拡張症手術	$41,320 \rightarrow 49,580$	K674	
注	乳頭形成を併せて行った場合	$5,000 \rightarrow 5,000$	注	
	腹腔鏡下総胆管拡張症手術	- → 34,88	K674-2	【新設】
	乳頭形成を併せて行った場合	- → 5,00	注	
K675	胆囊悪性腫瘍手術		K675	
1	胆嚢に限局するもの(リンパ節郭清を含む。)	$38,910 \rightarrow 45,526$	1	
2	肝切除(亜区域切除以上)を伴うもの	$47,370 \rightarrow 57,79$	2	
3	肝切除(葉以上)を伴うもの	$77,450 \rightarrow 77,450$	3	
4	膵頭十二指腸切除を伴うもの	$101,590 \rightarrow 101,590$	4	
5	膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	$209,520 \rightarrow 209,520$	5	
K676	削除		K676	
K677	胆管悪性腫瘍手術	72,390 →	- K677	【項目の見直し】
	膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	- → 119,28	1	
	その他のもの	- → 84,70	2	
K677-2	肝門部胆管悪性腫瘍手術		K677-2	
1	血行再建あり	$180,990 \rightarrow 180,990$	1	
2	血行再建なし	$101,090 \rightarrow 101,090$	2	
K678	体外衝撃波胆石破砕術(一連につき)	$16,300 \rightarrow 16,300$	K678	
K679	胆囊胃(腸)吻合術	$11,580 \rightarrow 11,58$	K679	

旧区分番号		点数		新区分番号	備考
	初于的农口 有	改正前 改	正後		
(680	総胆管胃(腸)吻合術	28,210 →	28,210	K680	
K681	胆囊外瘻造設術	9,420 →	9,420	K681	
< 682	胆管外瘻造設術			K682	
1	開腹によるもの	12,300 →	12,300	1	
2	経皮経肝によるもの	10,800 →	10,800	2	
K682-2	経皮的胆管ドレナージ術	10,800 →	10,800	K682-2	
₹682-3	内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術(ENBD)	10,800 →	10,800	K682-3	
₹682-4	超音波内視鏡下瘻孔形成術(腹腔内膿瘍に対するもの)	21,320 →	23,450	K682-4	
₹683	削除			K683	
₹684	先天性胆道閉鎖症手術	60,000 →	60,000	K684	
< 685	内視鏡的胆道結石除去術			K685	
1	胆道砕石術を伴うもの	11,920 →	11,920	1	
2	その他のもの	8,320 →	8,320	2	
	バルーン内視鏡を用いて実施した場合	- →	3,500	注	【注の追加】
Κ686	内視鏡的胆道拡張術	13,820 →	13,820	K686	
	バルーン内視鏡を用いて実施した場合	- →	3,500	注	【注の追加】
K687	内視鏡的乳頭切開術			K687	
1	乳頭括約筋切開のみのもの	11,270 →	11,270	1	
2	胆道砕石術を伴うもの	24,550 → :	24,550	2	
	バルーン内視鏡を用いて実施した場合	- →	3,500	注	【注の追加】
Κ688	内視鏡的胆道ステント留置術	11,540 →	11,540	K688	
	バルーン内視鏡を用いて実施した場合	- →	3,500	注	【注の追加】
₹689	経皮経肝胆管ステント挿入術	12,270 →	12,270	K689	
·	(肝)	•			-
< 690	肝縫合術	17,400 →	17,400	K690	
₹691	肝膿瘍切開術			K691	
1	開腹によるもの	11,860 →	11,860	1	
2	開胸によるもの	12,520 →	12,520	2	

旧区分番	新手術項目名 新手術項目名	点数	新区分番号	備考
K691-2	経皮的肝膿瘍ドレナージ術	改正前 改正後 10,800 → 10,800	K691-2	
K692	肝嚢胞切開又は縫縮術	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
K692-2	腹腔鏡下肝嚢胞切開術		K692-2	
K693	肝内結石摘出術(開腹)	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
K694	肝嚢胞、肝膿瘍摘出術	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
K695	肝切除術		K695	
1	部分切除	$36,340 \rightarrow 36,340$		
2		$46,130 \rightarrow 56,280$		
3	外側区域切除	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
4	1区域切除(外側区域切除を除く。)	$49,750 \rightarrow 60,700$		
5	2区域切除	$76,210 \rightarrow 76,210$		
6	3区域切除以上のもの	$97,050 \rightarrow 97,050$		
7	2区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	$126,230 \rightarrow 126,230$		
K695-2	腹腔鏡下肝切除術		K695-2	
1	部分切除	$59,680 \rightarrow 59,680$	1	
2	外側区域切除	$74,880 \rightarrow 74,880$	2	
	亜区域切除	- → 108,820	3	【項目の追加】
	1区域切除(外側区域切除を除く。)	- → 130,730	4	【項目の追加】
	2区域切除	- → 152,440	5	【項目の追加】
	3区域切除以上のもの	- → 174,090	6	【項目の追加】
K696	肝内胆管(肝管)胃(腸)吻合術	$28,210 \rightarrow 28,210$	K696	
K697	肝内胆管外瘻造設術		K697	
1	開腹によるもの	$18,810 \rightarrow 18,810$	1	
2	経皮経肝によるもの	$10,800 \rightarrow 10,800$	2	
K697-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(一連として)		K697-2	
1	腹腔鏡によるもの	$18,710 \rightarrow 18,710$	1	
2	その他のもの	$17,410 \rightarrow 17,410$	2	
K697-3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)		K697-3	

旧区	区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
	1	2センチメートル以内のもの		1	
	イ	腹腔鏡によるもの	$16,300 \rightarrow 16,300$	1	
	口	その他のもの	$15,000 \rightarrow 15,000$	口	
	2	2センチメートルを超えるもの		2	
	1	腹腔鏡によるもの	$23,260 \rightarrow 23,260$	1	
	口	その他のもの	$21,960 \rightarrow 21,960$	口	
K697-4		移植用部分肝採取術(生体)	$72,000 \rightarrow 82,800$	K697-4	
K697-5		生体部分肝移植術	$145,610 \rightarrow 189,290$	K697-5	
K697-6		移植用肝採取術(死体)	$86,700 \rightarrow 86,700$	K697-6	
K697-7		同種死体肝移植術	$193,060 \rightarrow 193,060$	K697-7	
		(膵)			
K698		急性膵炎手術		K698	
	1	感染性壊死部切除を伴うもの	$49,390 \rightarrow 49,390$	1	
	2	その他のもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	2	
K699		膵結石手術		K699	
	1	膵切開によるもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	1	
	2	経十二指腸乳頭によるもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	2	
K699-2		体外衝撃波膵石破砕術(一連につき)	$19,300 \rightarrow 19,300$	K699-2	
	注	内視鏡的膵石除去加算(一連につき1回に限る)	$5,640 \rightarrow 5,640$	注	
K700		膵中央切除術	$53,560 \rightarrow 53,560$	K700	
		膵腫瘍摘出術	- → 21,750	K700-2	【新設】
K701		膵破裂縫合術	$22,080 \rightarrow 22,080$	K701	
K702		膵体尾部腫瘍切除術		K702	
	1	膵尾部切除術の場合		1	【名称の見直し】
	イ	脾同時切除の場合	$24,000 \rightarrow 24,000$	イ	
	口	脾温存の場合	$21,750 \rightarrow 21,750$	口	
	2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	$46,880 \rightarrow 57,190$	2	
	3	周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	$52,730 \rightarrow 52,730$	3	

旧区分番号	新手術項目名	点数		
		改正前 改正後		7117 3
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	55,870 → 55,870		
K702-2	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術		K702-2	【項目の見直し】
	脾同時切除の場合	- → 47,250	1	
	牌温存の場合	- → 56,240		
K703	膵頭部腫瘍切除術		K703	
1	膵頭十二指腸切除術の場合	$77,950 \rightarrow 77,950$	1	
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合	83,810 → 83,810	2	
3	周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	83,810 → 83,810	3	
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	$128,230 \rightarrow 128,230$	4	
	腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術	- → 158,450	K703-2	【新設】
K704	膵全摘術	91,990 → 103,030	K704	
K705	膵嚢胞胃(腸)吻合術	$28,210 \rightarrow 28,210$	K705	
K706	膵管空腸吻合術	$37,620 \rightarrow 37,620$	K706	
K707	膵嚢胞外瘻造設術		K707	
1	内視鏡によるもの	$18,370 \rightarrow 18,370$	1	
2	開腹によるもの	$12,460 \rightarrow 12,460$	2	
K708	膵管外瘻造設術	18,810 → 18,810	K708	
K708-2	膵管誘導手術	18,810 → 18,810	K708-2	
K708-3	内視鏡的膵管ステント留置術	$22,240 \rightarrow 22,240$	K708-3	
K709	膵瘻閉鎖術	$28,210 \rightarrow 28,210$	K709	
K709-2	移植用膵採取術(死体)	$63,310 \rightarrow 77,240$	K709-2	
K709-3	同種死体膵移植術	$112,570 \rightarrow 112,570$	K709-3	
K709-4	移植用膵腎採取術(死体)	84,080 → 84,080	K709-4	
K709-5	同種死体膵腎移植術	$140,420 \rightarrow 140,420$	K709-5	
	(脾)			
K710	脾縫合術(部分切除を含む。)	24,410 → 24,410	K710	
K711	脾摘出術	$28,210 \rightarrow 31,030$	K711	
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	37,060 → 37,060	K711-2	

旧区分番号	新手術項目名	点数	 新区分番号	備考
	/	改正前 改正後		
	(空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)	T	.T	1
K712	破裂腸管縫合術		K712	
K713	腸切開術		0 K713	
K714	腸管癒着症手術 		K714	
₹714 - 2	腹腔鏡下腸管癒着剥離術	$20,650 \rightarrow 20,650$	K714-2	
<715	腸重積症整復術		K715	
1	非観血的なもの	$4,490 \rightarrow 4,490$		
2	観血的なもの	$6,040 \rightarrow 6,040$		
	腹腔鏡下腸重積症整復術	- → 14,660	K715-2	【新設】
K716	小腸切除術		K716	
1	悪性腫瘍手術以外の切除術	$15,940 \rightarrow 15,940$		
2	悪性腫瘍手術	$34,150 \rightarrow 34,150$		
K716-2	腹腔鏡下小腸切除術		K716-2	
1	悪性腫瘍手術以外の切除術	$31,370 \rightarrow 31,370$	1	
2	悪性腫瘍手術	37,380 → 37,380	2	
K717	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術(メッケル憩室炎手術を含む。)	18,810 → 18,810	K717	
K718	虫垂切除術		K718	
1	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	$6,210 \rightarrow 6,210$	1	
2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8,880 → 8,880	2	
K718-2	腹腔鏡下虫垂切除術		K718-2	
1	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	$11,470 \rightarrow 11,470$	1	
2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの	18,380 → 18,380	2	
K719	結腸切除術		K719	
1	小範囲切除	$22,140 \rightarrow 22,140$	1	
2	結腸半側切除	$29,940 \rightarrow 29,940$	2	
3	全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	$35,680 \rightarrow 35,680$	3	
K719-2	腹腔鏡下結腸切除術		K719-2	
1	小範囲切除、結腸半側切除	$42,680 \rightarrow 42,680$	1	

旧区分	/来 巳	新手術項目名	Ļ	点数		新区分番号		 備考
旧区分	了留万	利于州·垻日名	改正前	Ę		체보	2.万省万	1佣-5
2	2	全切除、亜全切除	51,750	\rightarrow	59,510		2	
K719-3		腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	51,750	\rightarrow	59,510	K719-3		
K719-4		ピックレル氏手術	13,700	\rightarrow	13,700	K719-4		
K719-5		全結腸•直腸切除囊肛門吻合術	42,510	\rightarrow	51,860	K719-5		
K720		結腸腫瘍(回盲部腫瘍摘出術を含む。)、結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術(開腹によるもの)	16,610	\rightarrow	16,610	K720		
K721		内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術				K721		【名称の見直し】
1	1	長径2センチメートル未満	5,000	\rightarrow	5,000		1	
2	2	長径2センチメートル以上	7,000	\rightarrow	7,000		2	
K721-2		内視鏡的大腸ポリープ切除術				K721-2		【削除】
1	1	長径2センチメートル未満	5,000	\rightarrow	-			
2	2	長径2センチメートル以上	7,000	\rightarrow	-			
K721-3		内視鏡的結腸異物摘出術	5,360	\rightarrow	5,360	K721-3		
K721-4		早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	18,370	\rightarrow	18,370	K721-4		
K722		小腸結腸内視鏡的止血術	10,390	\rightarrow	10,390	K722		
K723		削除				K723		
K724		腸吻合術	9,330	\rightarrow	9,330	K724		
K725		腸瘻、虫垂瘻造設術	6,140	\rightarrow	6,140	K725		
K725-2		腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術	12,080	\rightarrow	12,080	K725-2		
K726		人工肛門造設術	7,980	\rightarrow	7,980	K726		
		腹腔鏡下人工肛門造設術	_	\rightarrow	13,920	K726-2		【新設】
K727		腹壁外腸管前置術	8,340	\rightarrow	8,340	K727		
K728		腸狭窄部切開縫合術	11,220	\rightarrow	11,220	K728		
K729		腸閉鎖症手術				K729		
1	1	腸管切除を伴わないもの	12,190	\rightarrow	12,190		1	
2	2	腸管切除を伴うもの	28,210	\rightarrow	28,210		2	
K729-2		多発性小腸閉鎖症手術	47,020	\rightarrow	47,020	K729-2		
K729-3		腹腔鏡下腸閉鎖症手術	32,310	\rightarrow	32,310	K729-3		
K730		小腸瘻閉鎖術				K730		

旧区分番号		新手術項目名	点数	- 新区分番号	備考
ПП		사기 기 세기 (상 단 선)	改正前 改正後	が区が重り	/⊞ ² ¬
	1	腸管切除を伴わないもの	11,580 → 11,580	1	
	2	腸管切除を伴うもの	$17,900 \rightarrow 17,900$	2	
K731		結腸瘻閉鎖術		K731	
	1	腸管切除を伴わないもの	$11,750 \rightarrow 11,750$	1	
	2	腸管切除を伴うもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	2	
K732		人工肛門閉鎖術		K732	
	1	腸管切除を伴わないもの	$11,470 \rightarrow 11,470$	1	
	2	腸管切除を伴うもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	2	
K733		盲腸縫縮術	4,400 → 4,400	K733	
K734		腸回転異常症手術	$18,810 \rightarrow 18,810$	K734	
K734-2		腹腔鏡下腸回転異常症手術	$22,910 \rightarrow 26,800$	K734-2	
K735		先天性巨大結腸症手術	$50,830 \rightarrow 50,830$	K735	
K735-2		小腸・結腸狭窄部拡張術(内視鏡によるもの)	$11,090 \rightarrow 11,090$	K735-2	
		バルーン内視鏡を用いて実施した場合	- → 3,500	注	【注の追加】
K735-3		腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	$63,710 \rightarrow 63,710$	K735-3	
K735-4		下部消化管ステント留置術	$9,100 \rightarrow 9,100$	K735-4	
K736		人工肛門形成術		K736	
	1	開腹を伴うもの	$10,030 \rightarrow 10,030$	1	
	2	その他のもの	$3,670 \rightarrow 3,670$	2	
		(直腸)	•	•	•
K737		直腸周囲膿瘍切開術	2,610 → 2,610	K737	
K738		直腸異物除去術		K738	
	1	経肛門(内視鏡によるもの)	$6,700 \rightarrow 6,700$	1	
	2	開腹によるもの	$11,530 \rightarrow 11,530$	2	
K739		直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)		K739	
	1	経肛門	4,010 → 4,010	1	
	2	経括約筋	$9,940 \rightarrow 9,940$	2	
	3	経腹及び経肛	18,810 → 18,810	3	

旧区分番号	新手術項目名 新手術項目名	点数	新区分番号	
旧区万留万	利士剂填日石	改正前 改正後	利	1佣 与
K739-2	経肛門的内視鏡下手術(直腸腫瘍に限る。)	$26,100 \rightarrow 26,100$	K739-2	
K739-3	低侵襲経肛門的局所切除術(MITAS)	$16,700 \rightarrow 16,700$	K739-3	
K740	直腸切除•切断術		K740	
1	切除術	$42,850 \rightarrow 42,850$	1	
2	低位前方切除術	66,300 → 66,300	2	
3	超低位前方切除術(経肛門的結腸嚢肛門吻合によるもの)	$69,840 \rightarrow 69,840$	3	
4	切断術	$77,120 \rightarrow 77,120$	4	
K740-2	腹腔鏡下直腸切除・切断術		K740-2	
1	切除術	$75,460 \rightarrow 75,460$	1	
2	低位前方切除術	83,930 → 83,930	2	
3	切断術	83,930 → 83,930	3	
K740-3	削除		K740-3	
K741	直腸狭窄形成手術	$28,210 \rightarrow 28,210$	K741	
K742	直腸脱手術		K742	
1	経会陰によるもの	8,410 → -	1	【項目の見直し】
	腸管切除を伴わないもの	- → 8,410	イ	
	腸管切除を伴うもの	- → 25,780	口	
2	直腸挙上固定を行うもの	$10,900 \rightarrow 10,900$	2	
3	骨盤底形成を行うもの	18,810 → 18,810	3	
4	腹会陰からのもの(腸切除を含む。)	$37,620 \rightarrow 37,620$	4	
K742-2	腹腔鏡下直腸脱手術	25,810 → 30,200	K742-2	
	(肛門、その周辺)			
K743	痔核手術(脱肛を含む。)		K743	
1	硬化療法	1,380 → 1,380	1	
2	硬化療法(四段階注射法によるもの)	$4,010 \rightarrow 4,010$	2	
3	結紮術、焼灼術、血栓摘出術	$1,390 \rightarrow 1,390$	3	
4	根治手術	$5,190 \rightarrow 5,190$	4	
5	PPH	$11,260 \rightarrow 11,260$	5	

旧区分番号	新手術項目名	点数 新区分番号 備考
旧区分留亏	新于 <u>你</u> 填日名	改正前 改正後
K743-2	肛門括約筋切開術	$1,380 \rightarrow 1,380 \text{ K743-2}$
K743-3	脱肛根治手術	5,360 → - K743-3 【削除】
K743-4	痔核手術後狭窄拡張手術	$5,360 \rightarrow 5,360 \text{ K}743-4$
K743-5	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	$3,750 \rightarrow 3,750 \text{ K}743-5$
K743-6	肛門部皮膚剥離切除術	$3,750 \rightarrow 3,750 \text{ K}743-6$
K744	裂肛又は肛門潰瘍根治手術	$3,110 \rightarrow 3,110 \text{ K744}$
K745	肛門周囲膿瘍切開術	$2,050 \rightarrow 2,050 \text{ K745}$
K746	痔瘻根治手術	K746
1	単純なもの	$3,750 \rightarrow 3,750 \qquad 1$
2	複雑なもの	$7,470 \rightarrow 7,470 \qquad 2$
K746-2	高位直腸瘻手術	8,120 → 8,120 K746-2
K747	肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	$1,040 \rightarrow 1,040 \text{ K}747$
K748	肛門悪性腫瘍手術	K748
1	切除	$28,210 \rightarrow 28,210 \qquad 1$
2	直腸切断を伴うもの	$70,680 \rightarrow 70,680 \qquad 2$
K749	肛門拡張術(観血的なもの)	1,630 → 1,630 K749
K750	肛門括約筋形成手術	K750
1	瘢痕切除又は縫縮によるもの	$3,990 \rightarrow 3,990 \qquad 1$
2	組織置換によるもの	$23,660 \rightarrow 23,660 \qquad 2$
K751	鎖肛手術	K751
1	肛門膜状閉鎖切開	$2,100 \rightarrow 2,100 \qquad 1$
2	会陰式	$18,810 \rightarrow 18,810 \qquad 2$
3	仙骨会陰式	$35,270 \rightarrow 35,270 \qquad 3$
4	腹会陰、腹仙骨式	$62,660 \rightarrow 62,660 \qquad 4$
K751-2	仙尾部奇形腫手術	$42,680 \rightarrow 46,950 \text{ K}751-2$
K751-3	腹腔鏡下鎖肛手術(腹会陰、腹仙骨式)	70,140 → 70,140 K751-3
K752	肛門形成手術	K752
1	肛門狭窄形成手術	$5,210 \rightarrow 5,210 \qquad 1$

旧区分番号		点数	新区分番号	備考
		改正前 改正後		
2	直腸粘膜脱形成手術	$7,710 \rightarrow 7,710$		
K753	毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680 → 3,680	K753	
	第10款 尿路系・副腎			
	(副腎)	T	I I	
K754	副腎摘出術(副腎部分切除術を含む。)	$28,210 \rightarrow 28,210$		
₹754-2	腹腔鏡下副腎摘出術	$40,100 \rightarrow 40,100$		
₹754-3	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	$34,390 \rightarrow 34,390$	K754-3	
<755	副腎腫瘍摘出術		K755	
1	皮質腫瘍	$35,830 \rightarrow 39,410$	1	
2	髄質腫瘍(褐色細胞腫)	$42,930 \rightarrow 47,020$	2	
₹755-2	腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術(褐色細胞腫)	$47,030 \rightarrow 47,030$	K755-2	
K756	副腎悪性腫瘍手術	$47,020 \rightarrow 47,020$	K756	
K756-2	腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	$51,120 \rightarrow 51,120$	K756-2	
	(腎、腎盂)			
K757	腎破裂縫合術	$37,620 \rightarrow 37,620$	K757	
K757-2	腎破裂手術	$38,270 \rightarrow 38,270$	K757-2	
< 758	腎周囲膿瘍切開術	$3,480 \rightarrow 3,480$	K758	
K759	腎切半術	$37,620 \rightarrow 37,620$	K759	
K760	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$47,020 \rightarrow 47,020$	K760	
K761	腎被膜剥離術(除神経術を含む。)	$10,660 \rightarrow 10,660$	K761	
K762		$10,350 \rightarrow 10,350$	K762	
ζ763		$27,550 \rightarrow 27,550$	K763	
<764	経皮的尿路結石除去術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	$32,800 \rightarrow 32,800$	K764	
K765	経皮的腎盂腫瘍切除術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	$33,040 \rightarrow 33,040$		
K766	経皮的尿管拡張術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	$13,000 \rightarrow 13,000$		
< 767	腎盂切石術	$\begin{array}{ccc} & & & \\ 27,210 & \rightarrow & 27,210 \end{array}$		
ζ768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術(一連につき)	$19,300 \rightarrow 19,300$		
<769	野部分切除術	$32,620 \rightarrow 35,880$		

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
K769-2	腹腔鏡下腎部分切除術	$43,930 \rightarrow 43,930$	K769-2	
K769-3	腹腔鏡下小切開腎部分切除術	$42,900 \rightarrow 42,900$	K769-3	
K770	腎嚢胞切除縮小術	$11,580 \rightarrow 11,580$	K770	
K770-2	腹腔鏡下腎囊胞切除縮小術	$18,850 \rightarrow 18,850$	K770-2	
K770-3	腹腔鏡下腎囊胞切除術	$20,360 \rightarrow 20,360$	K770-3	
K771	経皮的腎囊胞穿刺術	$1,490 \rightarrow 1,490$	K771	
K772	腎摘出術	$17,680 \rightarrow 17,680$	K772	
K772-2	腹腔鏡下腎摘出術	$54,250 \rightarrow 54,250$	K772-2	
K772-3	腹腔鏡下小切開腎摘出術	$40,240 \rightarrow 40,240$	K772-3	
K773	腎(尿管)悪性腫瘍手術	$42,770 \rightarrow 42,770$	K773	
K773-2	腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術	$64,720 \rightarrow 64,720$	K773-2	
K773-3	腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	$49,870 \rightarrow 49,870$	K773-3	
K773-4	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	$52,800 \rightarrow 52,800$	K773-4	
	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	$- \rightarrow 70,730$	K773-5	【新設】
K774	削除		K774	
K775	経皮的腎(腎盂)瘻造設術	$13,860 \rightarrow 13,860$	K775	
K776	腎(腎盂)皮膚瘻閉鎖術	$25,350 \rightarrow 27,890$	K776	
K777	腎(腎盂)腸瘻閉鎖術	$28,210 \rightarrow 28,210$	K777	
K778	腎盂形成手術	$33,120 \rightarrow 33,120$	K778	
K778-2	腹腔鏡下腎盂形成手術	$51,600 \rightarrow 51,600$	K778-2	
K779	移植用腎採取術(生体)	$35,700 \rightarrow 35,700$	K779	
K779-2	移植用腎採取術(死体)	$43,400 \rightarrow 43,400$	K779-2	
K779-3	腹腔鏡下移植用腎採取術(生体)	$51,850 \rightarrow 51,850$	K779-3	
K780	同種死体腎移植術	$98,770 \rightarrow 98,770$	K780	
注1	臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する脳死した者の身体から採取された腎 を除く死体腎を移植した場合	40,000 → 40,000	注1	
K780-2	生体腎移植術	$62,820 \rightarrow 62,820$	K780-2	
	(尿管)			
K781	経尿道的尿路結石除去術		K781	

旧区分番号	新手術項目名 —	点数 新区分番号 備考
		改正前 改正後 初本力量 3
1	レーザーによるもの	$22,270 \rightarrow 22,270 \qquad 1$
2	その他のもの	$14,800 \rightarrow 14,800 \qquad 2$
<781−2	ピンハンマー式尿路結石破砕術	$7,770 \rightarrow 7,770 K781-2$
	経尿道的腎盂尿管凝固止血術	- → 8,250 K781-3 【新設】
< 782	尿管切石術	K782
1	上部及び中部	$10,310 \rightarrow 10,310 \qquad 1$
2	膀胱近接部	$15,310 \rightarrow 15,310 \qquad 2$
< 783	経尿道的尿管狭窄拡張術	$20,930 \rightarrow 20,930 \text{ K}783$
₹783-2	経尿道的尿管ステント留置術	$3,400 \rightarrow 3,400 \text{ K}783-2$
₹783-3	経尿道的尿管ステント抜去術	1,300 → 1,300 K783-3
<784	残存尿管摘出術	18,810 → 18,810 K784
₹784 - 2	尿管剥離術	18,810 → 18,810 K784-2
< 785	経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	$21,420 \rightarrow 21,420 \text{ K}785$
₹785-2	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	$31,040 \rightarrow 31,040 \text{ K}785-2$
< 786	尿管膀胱吻合術	$19,370 \rightarrow 21,310 \text{ K}786$
< 787	尿管尿管吻合術	$27,210 \rightarrow 27,210 \text{ K}787$
< 788	尿管腸吻合術	$17,070 \rightarrow 17,070 \text{ K}788$
< 789	尿管腸膀胱吻合術	$40,390 \rightarrow 46,450 \text{ K}789$
< 790	尿管皮膚瘻造設術	$12,910 \rightarrow 14,200 \text{ K}790$
K791	尿管皮膚瘻閉鎖術	$25,860 \rightarrow 28,450 \text{ K}791$
< 792		$36,840 \rightarrow 36,840 \text{ K}792$
₹793		$28,210 \rightarrow 28,210 K793$
₹794	尿管口形成手術	16,580 → 16,580 K794
₹794-2	経尿道的尿管瘤切除術	15,500 → 15,500 K794-2
I	(膀胱)	-
₹795	膀胱破裂閉鎖術	11,170 → 11,170 K795
< 796	膀胱周囲膿瘍切開術	3,300 → 3,300 K796
<797	膀胱内凝血除去術	2,980 → 2,980 K797

	分番号	新手術項目名	Ķ	点数		新区分番号	
	刀笛万	利于 <u>例</u> 块日石		ģ		机凸刀留万 	1
K798		膀胱結石、異物摘出術				K798	
	1	経尿道的手術	8,320	\rightarrow	8,320	1	
	2	膀胱高位切開術	3,150	\rightarrow	3,150	2	
K798-2		経尿道的尿管凝血除去術(バスケットワイヤーカテーテル使用)	8,320	\rightarrow	8,320	K798-2	
K799		膀胱壁切除術	9,260	\rightarrow	9,260	K799	
K800		膀胱憩室切除術	9,060	\rightarrow	9,060	K800	
K800-2		経尿道的電気凝固術	9,060	\rightarrow	9,060	K800-2	
K800-3		膀胱水圧拡張術	6,410	\rightarrow	6,410	K800-3	
K801		膀胱単純摘除術				K801	
	1	腸管利用の尿路変更を行うもの	48,650	\rightarrow	59,350	1	
	2	その他のもの	44,790	\rightarrow	51,510	2	
K802		膀胱腫瘍摘出術	10,610	\rightarrow	10,610	K802	
K802-2		膀胱脱手術				K802-2	
	1	メッシュを使用するもの	30,880	\rightarrow	30,880	1	
	2	その他のもの	16,860	\rightarrow	19,390	2	
K802-3		膀胱後腫瘍摘出術				K802-3	
	1	腸管切除を伴わないもの	11,100	\rightarrow	11,100	1	
	2	腸管切除を伴うもの	21,700	\rightarrow	21,700	2	
K802-4		腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	12,710	\rightarrow	12,710	K802-4	
K802-5		腹腔鏡下膀胱部分切除術	14,710	\rightarrow	18,680	K802-5	
K802-6		腹腔鏡下膀胱脱手術	34,980	\rightarrow	40,930	K802-6	
K803		膀胱悪性腫瘍手術				K803	
	1	切除	29,190	\rightarrow	34,150	1	
	2	全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	66,890	\rightarrow	66,890	2	
	3	全摘(尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの)	80,160	\rightarrow	80,160	3	
	4	全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	107,800	\rightarrow	107,800	4	
	5	全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	110,600	\rightarrow	110,600	5	
	6	経尿道的手術				6	

	 分番号	新手術項目名	,i	点数		ない ロ		 備考
[日本]	万 省 万	新于 <u>例</u> 填日名	改正前	Ī	改正後	新区	力省万	1
	イ	電解質溶液利用のもの	12,300	\rightarrow	12,300		イ	
	口	その他のもの	10,400	\rightarrow	10,400		口	
		狭帯域光強調加算	_	\rightarrow	200		注	【注の追加】
K803-2		腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	89,380	\rightarrow	89,380	K803-2		
K803-3		腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	87,380	\rightarrow	87,380	K803-3		
K804		尿膜管摘出術	10,950	\rightarrow	10,950	K804		
K804-2		腹腔鏡下尿膜管摘出術	15,050	\rightarrow	18,360	K804-2		
K805		膀胱瘻造設術	3,530	\rightarrow	3,530	K805		
K806		膀胱皮膚瘻閉鎖術	7,870	\rightarrow	7,870	K806		
K807		膀胱腟瘻閉鎖術	25,180	\rightarrow	27,700	K807		
K808		膀胱腸瘻閉鎖術	25,180	\rightarrow	27,700	K808		
K809		膀胱子宮瘻閉鎖術	33,800	\rightarrow	37,180	K809		
K809-2		膀胱尿管逆流手術	23,520	\rightarrow	23,520	K809-2		
		巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合	_	\rightarrow	9,400		注	【注の追加】
K809-3		腹腔鏡下膀胱内手術	32,000	\rightarrow	37,440	K809-3		
K810		ボアリー氏手術	35,150	\rightarrow	36,840	K810		
K811		腸管利用膀胱拡大術	41,910	\rightarrow	48,200	K811		
K812		回腸(結腸)導管造設術	43,100	\rightarrow	49,570	K812		
K812-2		排泄腔外反症手術				K812-2		
	1	外反膀胱閉鎖術	64,030	\rightarrow	70,430		1	
	2	膀胱腸裂閉鎖術	103,710	\rightarrow	103,710		2	
		(尿道)						
K813		尿道周囲膿瘍切開術	1,160	\rightarrow	1,160	K813		
K814		外尿道口切開術	1,010	\rightarrow	1,010	K814		
K815		尿道結石、異物摘出術				K815		
	1	前部尿道	2,180	\rightarrow	2,180		1	
	2	後部尿道	5,250	\rightarrow	5,250		2	
K816		外尿道腫瘍切除術	2,180	\rightarrow	2,180	K816		

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
K817	尿道悪性腫瘍摘出術	94111 944	K817	
1	ー 摘出	$27,550 \rightarrow 32,230$	1	
2	内視鏡による場合	$20,110 \rightarrow 23,130$	2	
3	尿路変更を行う場合	54,060 → 54,060	3	
K818	尿道形成手術		K818	
1	前部尿道	$17,030 \rightarrow 17,030$	1	
2	後部尿道	$37,700 \rightarrow 37,700$	2	
K819	尿道下裂形成手術	$33,790 \rightarrow 33,790$	K819	
K819-2	陰茎形成術	$33,790 \rightarrow 43,930$	K819-2	
K820	尿道上裂形成手術	39,000 → 39,000	K820	
K821	尿道狭窄内視鏡手術	$15,040 \rightarrow 15,040$	K821	
K821-2	尿道狭窄拡張術(尿道バルーンカテーテル)	$14,200 \rightarrow 14,200$	K821-2	
K821-3	尿道ステント前立腺部尿道拡張術	$12,300 \rightarrow 12,300$	K821-3	
K822	女子尿道脱手術	$7,560 \rightarrow 7,560$	K822	
K823	尿失禁手術		K823	
1	恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	$23,510 \rightarrow 23,510$	1	
2	その他のもの	$20,680 \rightarrow 20,680$	2	
K823-2	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	$23,320 \rightarrow 23,320$	K823-2	
K823-3	膀胱尿管逆流症手術(治療用注入材によるもの)	$23,320 \rightarrow 23,320$	K823-3	
K823-4	腹腔鏡下尿失禁手術	$32,440 \rightarrow 32,440$	K823-4	
K823-5	人工尿道括約筋植込•置換術	$23,920 \rightarrow 23,920$	K823-5	
	第11款 性器			
	(陰茎)			
K824	陰茎尖圭コンジローム切除術	1,130 → 1,130	K824	
K825	陰茎全摘術	$16,630 \rightarrow 16,630$	K825	
K826	陰茎切断術	$5,850 \rightarrow 5,850$	K826	
K826-2	陰茎折症手術	$8,550 \rightarrow 8,550$	K826-2	
K826-3	陰茎様陰核形成手術	5,850 → 5,850	K826-3	

	分番号	新手術項目名	¥	点数		新区分番号	備考
ПБ	·刀笛与		改正前	Ę		利	1佣 与
K827		陰茎悪性腫瘍手術				K827	
	1	陰茎切除	18,590	\rightarrow	21,750	1	
	2	陰茎全摘	36,500	\rightarrow	36,500	2	
K828		包茎手術				K828	
	1	背面切開術	740	\rightarrow	740	1	
	2	環状切除術	2,040	\rightarrow	2,040	2	
K828-2		陰茎持続勃起症手術				K828-2	
	1	亀頭―陰茎海綿体瘻作成術(ウィンター法)によるもの	4,060	\rightarrow	4,670	1	
	2	その他のシャント術によるもの	18,600	\rightarrow	18,600	2	
		(陰嚢、精巣、精巣上体、精管、精索)					
K829		精管切断、切除術(両側)	2,550	\rightarrow	2,550	K829	
K830		精巣摘出術	2,770	\rightarrow	2,770	K830	
K830-2		精巣外傷手術				K830-2	
	1	陰囊内血腫除去術	3,200	\rightarrow	3,200	1	
	2	精巣白膜縫合術	3,400	\rightarrow	3,400		
K831 及び K831-2		削除				K831 及び K831-2	
K832		 精巣上体摘出術	4,200	\rightarrow	4,200		
K833		精巣悪性腫瘍手術	10,290	\rightarrow	10,290	K833	
K834		精索静脈瘤手術	2,480	\rightarrow	2,480	K834	
K834-2		腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	18,590	\rightarrow	18,590	K834-2	
K835		陰囊水腫手術				K835	
	1	交通性陰嚢水腫手術	3,620	\rightarrow	3,620	1	
	2	その他	2,290	\rightarrow	2,290	2	
K836		停留精巣固定術	8,470	\rightarrow	9,740	K836	
K836-2		腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰囊内固定術	31,770	\rightarrow	37,170	K836-2	
K837		精管形成手術	11,310	\rightarrow	11,310	K837	
K838		精索捻転手術				K838	
							•

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
1	対側の精巣固定術を伴うもの	7,810 → 7,810	1	
2	その他のもの	$\begin{array}{c} 7,610 \\ 8,230 \rightarrow 8,230 \end{array}$		
2	(精嚢、前立腺)	0,200 7 0,200	2	
839	前立腺膿瘍切開術	$2,770 \rightarrow 2,770$	K839	
X840	前立腺被膜下摘出術	$15,920 \rightarrow 15,920$	K840	
X841			K841	
1	電解質溶液利用のもの	$20,400 \rightarrow 20,400$	1	
2	その他のもの	$18,500 \rightarrow 18,500$	2	
X841-2	経尿道的レーザー前立腺切除術		K841-2	
1	ホルミウムレーザーを用いるもの	$20,470 \rightarrow 20,470$	1	
2	その他のもの	$19,000 \rightarrow 19,000$	2	
841-3	経尿道的前立腺高温度治療(一連につき)	5,000 → 5,000	K841-3	
X841-4	焦点式高エネルギー超音波療法(一連につき)	5,000 → 5,000	K841-4	
K842	削除		K842	
X843	前立腺悪性腫瘍手術	41,080 → 41,080	K843	
843-2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	$77,430 \rightarrow 77,430$	K843-2	
X843-3	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	$59,780 \rightarrow 59,780$	K843-3	
	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	- → 95,280	K843-4	【新設】
·	(外陰、会陰)			
3844	バルトリン腺膿瘍切開術	780 → 780	K844	
X845	処女膜切開術	$790 \rightarrow 790$	K845	
846	処女膜切除術	980 → 980	K846	
847	輪状処女膜切除術	$2,230 \rightarrow 2,230$	K847	
848	バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術(造袋術を含む。)	$2,760 \rightarrow 2,760$	K848	
X849	女子外性器腫瘍摘出術	$2,340 \rightarrow 2,340$	K849	
850	女子外性器悪性腫瘍手術		K850	
1	切除	$29,190 \rightarrow 29,190$	1	

旧区分番号		新手術項目名	点	蒸数		茶区公来 县	
IPP	2万佾万	利士附垻日名 	改正前	Ş	女正後	新区分番号	1佣 右
	2	皮膚移植(筋皮弁使用)を行った場合	54,020	\rightarrow	63,200	2	
K850-2		腟絨毛性腫瘍摘出術	23,830	\rightarrow	23,830	K850-2	
K851		会陰形成手術				K851	
	1	筋層に及ばないもの	2,330	\rightarrow	2,330	1	
	2	筋層に及ぶもの	5,760	\rightarrow	5,760	2	
K851-2		外陰·腟血腫除去術	1,600	\rightarrow	1,600	K851-2	
K851-3		癒合陰唇形成手術				K851-3	
	1	筋層に及ばないもの	2,330	\rightarrow	2,330	1	
	2	筋層に及ぶもの	5,760	\rightarrow	5,760	2	
		(膣)					
K852		腟壁裂創縫合術(分娩時を除く。)				K852	
	1	前又は後壁裂創	2,760	\rightarrow	2,760	1	
	2	前後壁裂創	5,410	\rightarrow	5,410	2	
	3	腟円蓋に及ぶ裂創	8,280	\rightarrow	8,280	3	
	4	直腸裂傷を伴うもの	31,940	\rightarrow	31,940	4	
K853		室閉鎖術				K853	
	1	中央腟閉鎖術(子宮全脱)	6,370	\rightarrow	6,370	1	
	2	その他	2,580	\rightarrow	2,580	2	
K854		腟式子宮旁結合織炎(膿瘍)切開術	2,230	\rightarrow	2,230	K854	
K854-2		後腟円蓋切開(子宮外妊娠)	2,230	\rightarrow	2,230	K854-2	
K855		腟中隔切除術				K855	
	1	不全隔のもの	1,260	\rightarrow	1,260	1	
	2	全中隔のもの	2,540	\rightarrow	2,540	2	
K856		<u> </u>	2,540	\rightarrow	2,540	K856	
K856-2		腟壁嚢腫切除術	2,540	\rightarrow	2,540	K856-2	
K856-3		腟ポリープ切除術	1,040	\rightarrow	1,040	K856-3	
K856-4		腟壁尖圭コンジローム切除術	1,040	\rightarrow	1,040	K856-4	
K857		腟壁悪性腫瘍手術	29,190	\rightarrow	37,070	K857	

旧区分番号	新手術項目名	点数	│ 一 新区分番号	備考
ı		改正前 改正後		1
₹858	腟腸瘻閉鎖術	$31,940 \rightarrow 35,130$		
₹859	造陸術、腟閉鎖症術		K859	
1	拡張器利用によるもの	$2,130 \rightarrow 2,130$	1	
2	遊離植皮によるもの	18,810 → 18,81	2	
3	腟断端挙上によるもの	$28,210 \rightarrow 28,21$	3	
4	腸管形成によるもの	$40,900 \rightarrow 47,04$	4	
5	筋皮弁移植によるもの	55,810 → 55,81	5	
₹859-2	腹腔鏡下造腟術	$38,690 \rightarrow 38,69$	K859-2	
4860	腟壁形成手術	7,160 → 7,88	K860	
₹860-2	腟断端举上術(腟式、腹式)	$29,190 \rightarrow 29,19$	K860-2	
	(子宮)			
K861	子宮内膜掻爬術	1,180 → 1,18	K861	
K862	クレニッヒ手術	$7,710 \rightarrow 7,71$	K862	
Κ863	腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	$20,610 \rightarrow 20,61$	K863	
K863-2	子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術(癒着剥離術を含む。)	$18,590 \rightarrow 18,59$	K863-2	
₹863-3	子宮鏡下子宮内膜焼灼術	$17,810 \rightarrow 17,81$	K863-3	
X864	子宮位置矯正術		K864	
1	アレキサンダー手術	$4,040 \rightarrow 4,04$	1	
2	開腹による位置矯正術	$7,540 \rightarrow 7,54$	2	
3	癒着剥離矯正術	$14,070 \rightarrow 14,07$	3	
K865	子宮脱手術		K865	
1	腟壁形成手術及び子宮位置矯正術	$16,900 \rightarrow 16,90$	1	
2	ハルバン・シャウタ手術	$16,900 \rightarrow 16,90$	2	
3	マンチェスター手術	$14,110 \rightarrow 14,11$	3	
4	腟壁形成手術及び子宮全摘術(腟式、腹式)	$28,210 \rightarrow 28,21$	4	
	腹腔鏡下仙骨腟固定術	- → 48,24°	K865-2	【新設】
ζ866	子宮頸管ポリープ切除術	990 → 99	K866	
<866−2	子宮腟部冷凍凝固術	990 → 99	K866-2	
		•		

111万八至日	如 毛径百日夕	点数 新区分番号 備考
旧区分番号	新手術項目名	新区分番号 備考 改正前 改正後
K867	子宮頸部(腟部)切除術	$3,330 \rightarrow 3,330 \text{ K867}$
K867-2	子宮腟部糜爛等子宮腟部乱切除術	$470 \rightarrow 470 \text{ K867-2}$
K867-3	子宮頸部摘出術(腟部切断術を含む。)	$3,330 \rightarrow 3,330 \text{ K867-3}$
K867-4	子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	$3,330 \rightarrow 3,330 \text{ K867-4}$
K868から K870まで	削除	K868から K870まで
K871	子宮息肉様筋腫摘出術(腟式)	$3,810 \rightarrow 3,810 \text{ K871}$
K872	子宮筋腫摘出(核出)術	K872
1	腹式	$24,510 \rightarrow 24,510 \qquad 1$
2	腟式	$14,290 \rightarrow 14,290 \qquad 2$
K872-2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術	$37,620 \rightarrow 37,620 \text{ K872-2}$
K872-3	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	$4,730 \rightarrow 4,730 \text{ K872-3}$
K872-4	痕跡副角子宮手術	K872-4
1	腹式	$15,240 \rightarrow 15,240 \qquad 1$
2	腟式	$8,450 \rightarrow 8,450 \qquad 2$
K872-5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	$8,450 \rightarrow 8,450 \text{ K872-5}$
K873	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	17,100 → 17,100 K873
K874 及び K875	削除	K874 及び K875
K876	子宮腟上部切断術	9,500 → 9,500 K876
K876-2	腹腔鏡下子宮腟上部切断術	$14,620 \rightarrow 14,620 \text{ K876-2}$
K877	子宮全摘術	$28,210 \rightarrow 28,210 \text{ K877}$
K877-2	腹腔鏡下腟式子宮全摘術	$42,050 \rightarrow 42,050 \text{ K877-2}$
K878	広靱帯内腫瘍摘出術	$14,290 \rightarrow 14,290 \text{ K878}$
K878-2	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	$28,130 \rightarrow 28,130 \text{ K878-2}$
K879	子宮悪性腫瘍手術	62,000 → 62,000 K879
K879-2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)	$70,200 \rightarrow 70,200 \text{ K879-2}$
K880	削除	K880
K881	腹壁子宮瘻手術	$21,130 \rightarrow 23,240 \text{ K881}$

旧区分	2条早	新手術項目名		点数			新区分番号	備考
旧区久	7 留 万	利于例·供日名		改正前	Ş) 上後	利色労留方	1
X882		重複子宮、双角子宮手術		22,980	\rightarrow	25,280	K882	
3883		子宮頸管形成手術		3,590	\rightarrow	3,590	K883	
X883-2		子宮頸管閉鎖症手術					K883-2	
	1	非観血的		180	\rightarrow	180	1	
4	2	観血的		3,590	\rightarrow	3,590	2	
3884		奇形子宮形成手術(ストラスマン手術)		21,130	\rightarrow	23,240	K884	
		(子宮附属器)		•				
X885		腟式卵巣嚢腫内容排除術		1,350	\rightarrow	1,350	K885	
X885-2		経皮的卵巣嚢腫内容排除術		1,490	\rightarrow	1,490	K885-2	
888		子宮附属器癒着剥離術(両側)					K886	
	1	開腹によるもの		11,580	\rightarrow	11,580	1	
4	2	腹腔鏡によるもの		21,370	\rightarrow	21,370	2	
.887		卵巣部分切除術(腟式を含む。)					K887	
	1	開腹によるもの		5,130	\rightarrow	5,130	1	
4	2	腹腔鏡によるもの		18,810	\rightarrow	18,810	2	
887-2		卵管結紮術(腟式を含む。)(両側)					K887-2	
	1	開腹によるもの		4,350	\rightarrow	4,350	1	
4	2	腹腔鏡によるもの		18,810	\rightarrow	18,810	2	
887-3		卵管口切開術					K887-3	
	1	開腹によるもの		4,350	\rightarrow	4,350	1	
4	2	腹腔鏡によるもの		18,810	\rightarrow	18,810	2	
887-4		腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術		20,620	\rightarrow	24,130	K887-4	
.888		子宮附属器腫瘍摘出術(両側)					K888	
	1	開腹によるもの		15,720	\rightarrow	15,720	1	
	2	腹腔鏡によるもの		25,940	\rightarrow	25,940	2	
X888-2		卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)					K888-2	
	1	開腹によるもの		12,460	\rightarrow	12,460	1	
6	2	腹腔鏡によるもの		25,540	\rightarrow	25,540	2	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	改正前 改正	後	тычу
K889	子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)	58,500 → 58	,500 K889	
K890	卵管形成手術(卵管·卵巣移植、卵管架橋等)	$27,380 \rightarrow 27$,380 K890	
K890-2	卵管鏡下卵管形成術	46,410 → 46	,410 K890-2	
K890-3	腹腔鏡下卵管形成術	42,120 → 46	,410 K890-3	
	(産科手術)			
K891	分娩時頸部切開術(縫合を含む。)	3,170 → 3	,170 K891	
K892	骨盤位娩出術	3,800 → 3	,800 K892	
K893	吸引娩出術	$2,550 \rightarrow 2$,550 K893	
K894	鉗子娩出術		K894	
1	低位(出口)鉗子	$2,700 \rightarrow 2$,700 1	
2	中位鉗子	$4,760 \rightarrow 4$,760 2	
K895	会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	1,530 → 1	,530 K895	
K896	会陰(腟壁)裂創縫合術(分娩時)		K896	
1	筋層に及ぶもの	1,650 → 1	,650 1	
2	肛門に及ぶもの	3,860 → 3	,860 2	
3	腟円蓋に及ぶもの	4,320 → 4	320 3	
4	直腸裂創を伴うもの	8,200 → 8	,200 4	
K897	頸管裂創縫合術(分娩時)	$4,900 \rightarrow 4$,900 K897	
K898	帝王切開術		K898	
1	緊急帝王切開	$20,140 \rightarrow 22$,200	
2	選択帝王切開	$20,140 \rightarrow 20$,140 2	
3	前置胎盤を合併する場合又は32週未満の早産の場合	21,640 →	_	【削除】
	複雑な場合	- → 2	,000 注	【注の追加】
K899	胎児縮小術(娩出術を含む。)	$3,220 \rightarrow 3$,220 K899	
K900	臍帯還納術	1,240 → 1	,240 K900	
K900-2	脱垂肢整復術	1,240 → 1	,240 K900-2	
K901	子宮双手圧迫術(大動脈圧迫術を含む。)	$2,460 \rightarrow 2$,460 K901	
K902	胎盤用手剥離術	$2,350 \rightarrow 2$,350 K902	

旧区分番号		点数 新区分番号 備考
旧色刀笛与	利于州項日石	改正前 改正後
< 903	子宮破裂手術	K903
1	子宮全摘除を行うもの	$29,190 \rightarrow 29,190 \qquad 1$
2	子宮腟上部切断を行うもの	$26,700 \rightarrow 29,190 \qquad 2$
3	その他のもの	$14,500 \rightarrow 14,500 \qquad \qquad 3$
ζ904	妊娠子宮摘出術(ポロー手術)	$33,120 \rightarrow 33,120 \text{ K}904$
Κ905	子宮内反症整復手術(腟式、腹式)	K905
1	非観血的	$340 \rightarrow 340 \qquad 1$
2	観血的	$13,820 \rightarrow 13,820 \qquad 2$
K906	子宮頸管縫縮術	K906
1	マクドナルド法	$1,680 \rightarrow 1,680 \qquad 1$
2	シロッカー法又はラッシュ法	$3,090 \rightarrow 3,090 \qquad 2$
3	縫縮解除術(チューブ抜去術)	$1,500 \rightarrow 1,500 \qquad \qquad 3$
ζ907	胎児外回転術	670 → 670 K907
<908	胎児内(双合)回転術	1,190 → 1,190 K908
ζ909	流産手術	K909
1	妊娠11週までの場合	$2,000 \rightarrow 2,000 \qquad 1$
2	妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	$5,110 \rightarrow 5,110$ 2
₹909-2	子宮内容除去術(不全流産)	1,980 → 1,980 K909-2
K910	削除	K910
K910-2	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40,000 → 40,000 K910-2
K910−3	胎児胸腔・羊水腔シャント術(一連につき)	10,800 → 11,880 K910-3
K911	胞状奇胎除去術	4,120 → 4,120 K911
K912	子宮外妊娠手術	K912
1	開腹によるもの	$14,110 \rightarrow 14,110 \qquad 1$
2	腹腔鏡によるもの	$22,950 \rightarrow 22,950 \qquad 2$
K913	新生児仮死蘇生術	K913
1	仮死第1度のもの	840 → 840 1
2	仮死第2度のもの	$2,700 \rightarrow 2,700 \qquad 2$

旧区	区分番	等号		新手術項目名	改		点数		新区	分番	룻	備考
				(その他)	1 2			-	1			
K913-2				性腺摘出術					K913-2			
	1			開腹によるもの	6,	280	\rightarrow	6,280		1		
	2			腹腔鏡によるもの	18,	590	\rightarrow	18,590		2		
				第12款 削除	-							
				第13款 臟器提供管理料								
3914				脳死臟器提供管理料	20,	000	\rightarrow	20,000	K914			
3915				生体臟器提供管理料	5,	000	\rightarrow	5,000	K915			
	第2	2節	輸血	料								
(920				輸血					K920			
	1			自家採血輸血(200mLごとに)						1		
		イ		1回目		750	\rightarrow	750			1	
		口		2回目以降		650	\rightarrow	650			口	
	2			保存血液輸血(200mLごとに)						2		
		イ		1回目		450	\rightarrow	450			1	
		口		2回目以降		350	\rightarrow	350			ロ	
	3			自己血貯血						3		
		イ		6歳以上の患者の場合(200mLごとに)							1	
			(1)	液状保存の場合		250	\rightarrow	250			(1)	
			(2)	凍結保存の場合		500	\rightarrow	500			(2)	
		口		6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)							ロ	
			(1)	液状保存の場合		250	\rightarrow	250			(1)	
			(2)	凍結保存の場合		500	\rightarrow	500			(2)	
	4			自己血輸血						4		
		1		6歳以上の患者の場合(200mLごとに)							1	
			(1)	液状保存の場合		750	\rightarrow	750			(1)	
			(2)	凍結保存の場合	1,	500	\rightarrow	1,500			(2)	
		口		6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)							ロ	

IDE		新手術項目名	J.	点数		———————————— 新区分番号	 備考
IDE	2刀留力	利于 <u>例</u> 供日石	改正前	Ę,	女正後	机凸刀笛互	/佣/与
	(1)	液状保存の場合	750	\rightarrow	750	(1)	
	(2)	凍結保存の場合	1,500	\rightarrow	1,500	(2)	
		希釈式自己血輸血				5	【項目の追加】
		6歳以上の患者の場合(200mLごとに)	_	\rightarrow	1,000	イ	
		6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)	_	\rightarrow	1,000	口	
	5	交換輸血(1回につき)	5,250	\rightarrow	5,250	6	
	注5	輸血に伴って行った患者の血液型検査(ABO式及びRh式)の費用	48	\rightarrow	48	注5	
	注6	不規則抗体検査の費用	200	\rightarrow	197	注6	
	注7	HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラス I (A、B、C)の費用(検査回数にかかわらず一連につき)	1,000	\rightarrow	1,000	注7	
	注7	HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラスⅡ (DR、DQ、DP)の費用(検査回数にかかわらず一連につき)	1,400	\rightarrow	1,400	注7	
	注8	輸血に伴って、血液交叉試験を行った場合	30	\rightarrow	30	注8	
	注8	輸血に伴って、間接クームス検査を行った場合	34	\rightarrow	34	注8	
	注9	6歳未満の乳幼児の場合	26	\rightarrow	26	注9	
	注12	血小板洗浄術加算	580	\rightarrow	580	注12	
K920-2		輸血管理料				K920-2	
	1	輸血管理料 I	220	\rightarrow	220	1	
	2	輸血管理料Ⅱ	110	\rightarrow	110	2	
	注2	輸血適正使用加算(輸血管理料 I の場合)	120	\rightarrow	120	注2	
	注2	輸血適正使用加算(輸血管理料Ⅱの場合)	60	\rightarrow	60	注2	
	注3	貯血式自己血輸血管理体制加算	50	\rightarrow	50	注3	
K921		造血幹細胞採取(一連につき)				K921	
	1	骨髄採取				1	
	イ	同種移植の場合	21,640	\rightarrow	21,640	イ	
	ロ	自家移植の場合	17,440	\rightarrow	17,440	口	
	2	末梢血幹細胞採取				2	
	イ	同種移植の場合	21,640	\rightarrow	21,640	イ	
	口	自家移植の場合	17,440	\rightarrow	17,440	口	

	区分番号	新手術項目名		点数		新区分番号	
			改正前	Ç	女正後		1
K922		造血幹細胞移植				K922	
	1	骨髓移植				1	
	イ	同種移植の場合	66,450	\rightarrow	66,450	1	
	口	自家移植の場合	25,850	\rightarrow	25,850	口	
	2	末梢血幹細胞移植				2	
	イ	同種移植の場合	66,450	\rightarrow	66,450	1	
	口	自家移植の場合	30,850	\rightarrow	30,850	口	
	3	臍帯血移植	66,450	\rightarrow	66,450	3	
	注3	6歳未満の乳幼児の場合	26	\rightarrow	26	·	
	注7	抗HLA抗体検査加算	4,000	\rightarrow	4,000	注7	
K923		術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの)	4,500	\rightarrow	4,500	K923	
K924		自己生体組織接着剤作成術	1,400	\rightarrow	1,400	K924	
	第3節 手行	術医療機器等加算					_
K930		脊髓誘発電位測定等加算				K930	
	1	脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合	3,130	\rightarrow	3,130	1	
	2	甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合	2,500	\rightarrow	2,500	2	
K931		超音波凝固切開装置等加算	3,000	\rightarrow	3,000	K931	
K932		創外固定器加算	10,000	\rightarrow	10,000	K932	
K933		イオントフォレーゼ加算	45	\rightarrow	45	K933	
K934		副鼻腔手術用内視鏡加算	1,000	\rightarrow	1,000	K934	
K934-2		副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算	1,000	\rightarrow	1,000	K934-2	
K935		 止血用加熱凝固切開装置加算	700	\rightarrow	700	K935	
K936		自動縫合器加算	2,500	\rightarrow	2,500	K936	
K936-2		自動吻合器加算	5,500			K936-2	
K936-3		微小血管自動縫合器加算	2,500		-	K936-3	
K937		心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算	30,000		30,000		
17301		(公元) 「心面」 「心面」 「心面」 「心面」 「心面」 「心面」 「心面」 「心面」	30,000			K937-2	【新設】
K938		体外衝撃波消耗性電極加算	3,000		3,000		1/3/ BX 1
			3,000	\rightarrow			
₹939		画像等手術支援加算				K939	

旧区	区分番号	新手術項目名	点数 改正前 记	改正後	新区分番号	備考
	1	ナビゲーションによるもの	2,000 →	2,000	1	
	2	実物大臓器立体モデルによるもの	2,000 →	2,000	2	
	3	患者適合型手術支援ガイドによるもの	2,000 →	2,000	3	
K939-2		術中血管等描出撮影加算	500 →	500	K939-2	
K939-3		人工肛門•人工膀胱造設術前処置加算	450 →	450	K939-3	
K939-4		内視鏡手術用支援機器加算	54,200 →	_	K939-4	【削除】
K939-5		胃瘻造設時嚥下機能評価加算	2,500 →	2,500	K939-5	
		凍結保存同種組織加算	- →	9,960	K939-6	【新設】

別表2

第10部 手術(名称を変更する項目)

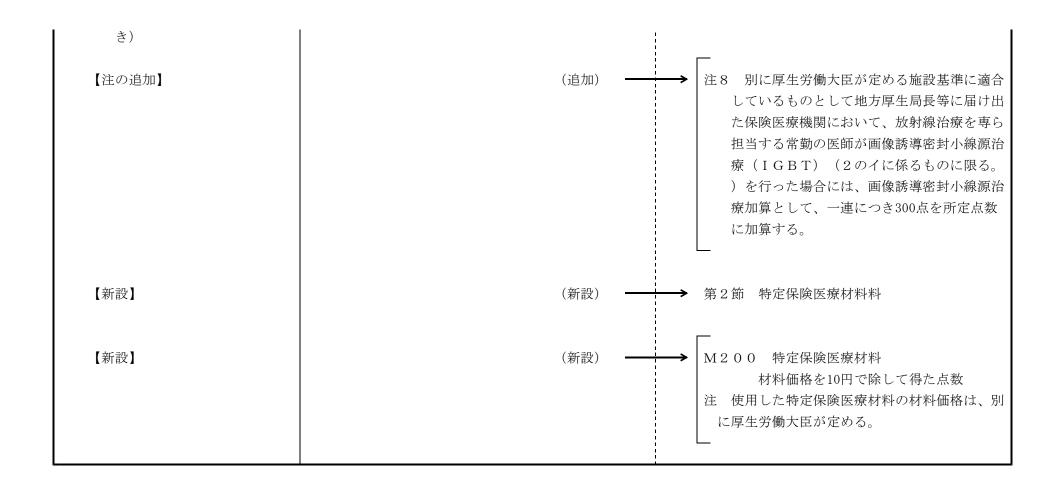
旧区分番号	旧手術項目名	新区分番号	新手術項目名			
K125	K125 骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折を除く。) K125		骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を 除く。)			
K171-2	内視鏡下経鼻的下垂体腫瘍摘出術 K171-2 内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術		内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術			
K446 1	46 1 徒手的授動術(パンピングを併用した場合)		徒手的授動術			
K555-2	経皮的大動脈弁置換術	K555-2	経カテーテル大動脈弁置換術			
K599-5	経静脈電極抜去術(レーザーシースを用いるもの)	K599-5	経静脈電極抜去術			
K642-2	腹腔鏡下後腹膜腫瘍摘出術	K642-2	腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術			
K702 1	膵尾部切除術(腫瘍摘出術を含む。)の場合	K702 1	膵尾部切除術の場合			
K721	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	K721	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術			

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第11部 麻酔		
第1節 麻酔料		
L008 マスク又は気管内挿管によ る閉鎖循環式全身麻酔		
【注の追加】	(追加) ——	→ 注9 区分番号L100に掲げる神経ブロックを 併せて行った場合は、45点を所定点数に加算 する。
【注の追加】	(追加) ——	注10 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者について、腹腔鏡下手術(区分番号K672-2に掲げる腹腔鏡下胆嚢摘出術及びK718-2に掲げる腹腔鏡下虫垂切除術を除く。)が行われる場合において、術中に非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合に、非侵襲的血行動態モニタリング加算として、500点を所定点数に加算する。
L008-2 低体温療法(1日につき)		

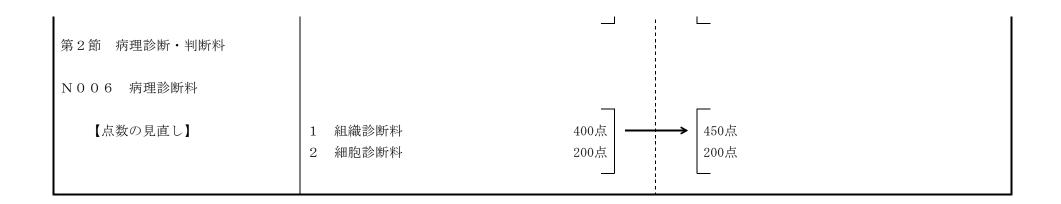


項目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第12部 放射線治療		
通則		
【通則の追加】	(追加)	1 放射線治療の費用は、第1節の各区分の所定 点数により算定する。ただし、放射線治療に当 たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料 料(以下この部において「特定保険医療材料」 という。)を使用した場合は、第1節の所定点 数に第2節の所定点数を合算した点数により算 定する。
【通則の見直し】	2 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)、3歳以上6歳未満の幼児又は6歳以上15歳 未満の小児に対して放射線治療(区分番号M0 00からM004までに掲げる放射線治療に限 る。)を行った場合は、小児放射線治療加算と して、当該放射線治療の所定点数にそれぞれ所 定点数の100分の60、100分の30、100分の15又 は100分の10に相当する点数を加算する。	→ 3 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)、3歳以上6歳未満の幼児又は6歳以上15歳 未満の小児に対して放射線治療(区分番号M0 00からM001-3まで及びM002からM 004までに掲げる放射線治療に限る。)を行った場合は、小児放射線治療加算として、当該 放射線治療の所定点数にそれぞれ所定点数の10 0分の80、100分の50、100分の30又は100分の20 に相当する点数を加算する。

【新設】 (新設) 第1節 放射線治療管理·実施料 M001-4 粒子線治療(一連につき) 【新設】 (新設) 1 重粒子線治療の場合 150,000点 150,000点 2 陽子線治療の場合 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において行われる場合に限り 算定する。 注2 別に厚生労働大臣が定める患者に対して粒 子線治療を行った場合は、所定点数の100分 の25に相当する点数を加算する。 注3 粒子線治療の適応判定体制に関する別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合している ものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において、粒子線治療の適応判定に係 る検討が実施された場合には、粒子線治療適 応判定加算として、40,000点を所定点数に加 算する。 注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、放射線治療を担当 する専従の医師が策定した照射計画に基づく 医学的管理を行った場合には、粒子線治療医 学管理加算として、10,000点を所定点数に加 算する。 M004 密封小線源治療(一連につ



項目	現 行	改正案
第2章 特掲診療料		
第13部 病理診断		
第1節 病理標本作製料		
N O O 2 免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製	_	
【項目の見直し】	6 その他(1 臓器につき) 400点	6 ALK融合タンパク 2,700点 7 CD30 400点 8 その他(1臓器につき) 400点
【注の見直し】	注2 6について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。	注2 8について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。
N004 細胞診(1部位につき)		
【項目の見直し】	1 婦人科材料等によるもの 150点 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの 190点	



項目	改正案	
第4章 経過措置		
	2 第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成30年3月31日までの間に限り、算定できるものとす	
	る。	
	イ 区分番号D003の9に掲げるキモトリプシン (糞便)	
	ロ 区分番号D004の1に掲げる酸度測定(胃液)	
	ハ 区分番号D004の9に掲げる乳酸デヒドロゲナーゼ (LD) 半定量 (腟分泌液)	
	ニ 区分番号D004の11に掲げるⅡ型プロコラーゲン-C-プロペプチド(コンドロカルシン) (関節液)	
	ホ 区分番号D006の2に掲げる全血凝固時間	
	へ 区分番号D006の7に掲げるヘパプラスチンテスト	
	ト 区分番号D006の14に掲げるフィブリノゲン分解産物(FgDP)	
	チ 区分番号D006の35に掲げるフィブリノペプチド	
	リ 区分番号D007の1に掲げる膠質反応	
	ヌ 区分番号D007の50に掲げるCKアイソフォーム、プロリルヒドロキシラーゼ (PH)	
	ル 区分番号D007の51に掲げるα-フェトプロテイン (AFP) 定性 (腟分泌液)	
	ヲ 区分番号D009の9に掲げるCA50	
	ワ 区分番号D009の16に掲げるI型プロコラーゲン-C-プロペプチド(PICP)、SP1	
	カ 区分番号D009の20に掲げる遊離型フコース (尿)	
	ョ 区分番号 $D009$ の 22 に掲げる $CA130$ 、ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コアフラグメント($HCG\beta$ -	
	CF)(尿)	
	タ 区分番号D009の23に掲げる膵癌胎児性抗原 (POA)	
	レ 区分番号D009の25に掲げるHER2蛋白 (乳頭分泌液)	
	ソ 区分番号D012の5に掲げる連鎖球菌多糖体抗体(ASP)半定量	
	ツ 区分番号D012の16に掲げる抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB)半定量	
	ネ 区分番号D012の21に掲げるノイラミニダーゼ定性	
	ナ 区分番号D012の37に掲げるレプトスピラ抗体	

- ラ 区分番号D012の46に掲げるボレリア・ブルグドルフェリ抗体
- ム 区分番号D012の49に掲げるダニ特異IgG抗体、Weil-Felix反応
- ウ 区分番号D014の22に掲げるC3d結合免疫複合体
- 中 区分番号D023-2の3に掲げる腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒(TDH)定性
- 3 第1章の規定にかかわらず、区分番号A101の注11に規定する診療料は、平成30年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
- 4 第2章の規定にかかわらず、区分番号B001の22の2に規定する診療料は、平成29年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
- 5 旧算定方法別表第一区分番号H000の注2及び注3、区分番号H001の注1本文及び注4、区分番号H002の注1本文及び注4並びに区分番号H003の注2及び注3の規定については、平成28年3月31日においてこれらの規定の適用を受ける患者に限り、なおその効力を有するものとする。
- 6 平成28年3月31日において旧算定方法別表第一区分番号H001の1の口、2の口若しくは3の口又は注4のイの(2)、口の(2)若しくはハの(2)の規定の適用を受ける患者に対する区分番号H001-2の注1から注4までの規定の適用については、注1については、「廃用症候群の診断又は急性増悪から120日以内」とあるのは、「発症、手術又は急性増悪から180日以内」、注2については、「当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪」とあるのは、「それぞれ発症、手術又は急性増悪」、注3については、「当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪」とあるのは、「それぞれ発症、手術又は急性増悪」、注4については、「廃用症候群の診断又は急性増悪から120日」とあるのは、「発症、手術又は急性増悪から180日」とする。